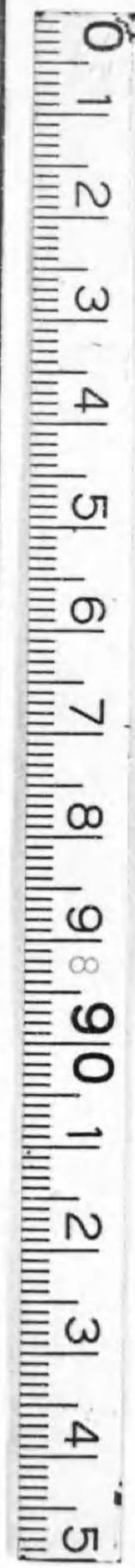


查調業產  
書告報



351  
816



始



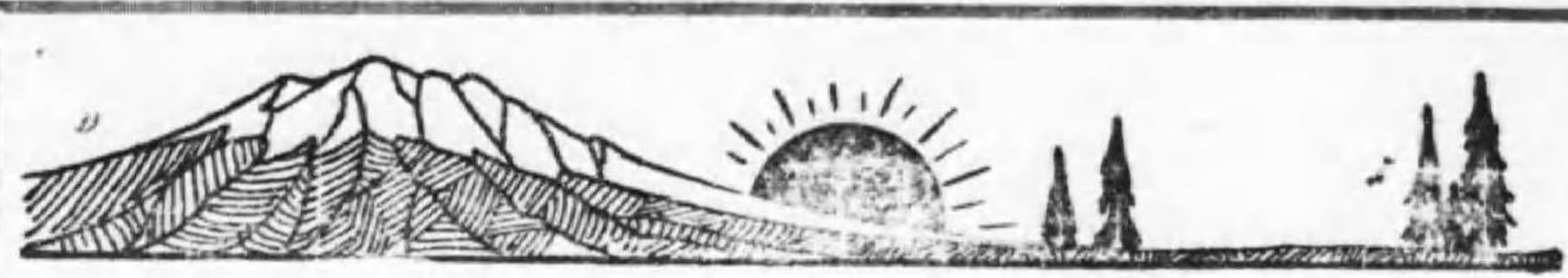
第 2 輯

4特219  
240

目次

西蒲原郡の精米業調査……………	小林廣司……………一九
村上町の堆朱堆黒の調査……………	佐藤榮喜……………一七
加茂町の箆笥に就いて……………	中島清……………一五
角田村を中心とする十三ヶ町村の賣藥に就いて……………	深海仁一郎……………一三
新潟縣の木炭業に就いて……………	星野幸治……………一六
新津油田に就いて……………	盛山文質……………一五
新潟を基點とする北鮮航路……………	神林春一……………一
本年度の調査に就いて……………	産業調査部長 小田島庄司……………
卷頭 に 題 す……………	學校長 一柳學俊……………





◁◁◁ 題 に 頭 卷 ▷▷▷

學 校 長 一 柳 學 俊

本校の産業調査部では主として本年の夏休を利用して、生徒をして夫々産業界の各方面に就ての調査研究を爲さしめ、その結果を集めてこゝに産業調査報告書第二輯を印刷に附することになりました。斯かる調査研究を生徒にさせる目的は第一輯における部長の創刊の辭にも有る通り、一は本校生徒をして活社會の現實の知識を獲得せしむる事に在り、他は之によりて頭腦の錬磨、研究心の育成を圖る事に存するのでありますが、何分にも基礎知識も経験も未だ十分でない中等學校程度の生徒のやる事ですから前記第一の目的は十分に達成せられず従つて報告書としては物足らぬものが多々ありませうが、第二の目的は之によりて相當達せられたこと、思ひます。併し今後益々この目的に副ふやうに努力せねばならぬことは勿論であります。今年も例によりこの報告書を本校上級生に配布して彼等の参考に資せしめ、又關係各方面にもお願ちして忌憚なき御批判、御指導を仰ぎ以て本調査部設置の目的を達したいと思つて居ります。

終りに本調査報告書發行に當り産業部調査長其他關係各先生の御努力に對しこゝに深甚の謝意を表します。

## 本年度の調査に就いて

産業調査部長 小田島庄司

本年度の調査は大綱に於いては大體前年度の基礎的方針を其儘踏襲した。唯毎年特殊な地方産業の  
みを調査の対象として漁つて居ては、この數年にして題目の選定に行き詰りを來す虞が無いでもなく、  
又之等産業の單純な紹介だけでは何かしら満足し切れない感じも遺る。

そこでこの年度の新しい試みとして、寧ろ我々の日常生活にもつと近い、より通俗な産業を特に經  
營方面に結び附けて検討することに依つて、これ等の産業の裡に現今の經濟界の大勢と相關或は背馳  
の關係にある何ものかを見出し得るのではないか、といふことに興味を抱いて調査に取りかゝつた。  
西浦原郡の精米業調査、新潟縣の木炭業といふ題はそれである。

中小商工業者に關することであるだけに、又斯る計算が存在して殆んど考慮を拂つてゐない當地方の  
ものでもないので、數字的根據を求むる爲めに先づ非常な困難に遭遇した。従つてこの方面の調査は  
自分としても満足の出来る成果を得られなかつたのであるが、私の所謂第二目的（本誌第一輯）には  
到達し得た積りでゐる。

併し嚴密な會計に立脚した經營が現今頻りに強調せらるゝところであり、又斯くあらねばならぬと  
信するが故に、この我々の調査も年を逐ふて更に活々とした結果報告を以て讀者の御期待に副ひ得る

ものと庶幾する。

尙編輯に際し申譯しなければならぬ事は、紙面の都合上第一輯で約束した江部君の「躍進途上の新潟港」、島垣君の「佐渡無名異焼に就いて」及び米原君の「新潟市人口統計」の未発表の残部は、洵に遺憾乍ら履行し得ず、更に本年度の調査中、青柳新治君の「佐渡の産牛の調査」、若槻光雄君の「縣立三條金工試験所の事業に就いて」及び土田定治君の「佐渡澤根町の銅器に就いて」の三調査は之亦後年度に繰越さざるを得なかつたことである。重ねて御詫びをする。

—昭和十年十一月—

# 新潟を基點とする北鮮航路

神 林 春 一

## 目 次

第一篇 發 展 史	第二章 縣市命令補助金問題に就いて
第一章 就航船の變遷につき	第三章 國庫補助金問題に就いて
其の一 概 況	現 狀
其の二 北陸汽船株式會社線	第一章 日本海汽船株式會社線及び朝鮮郵船株式會社線
其の三 鍵富船舶部線	第二章 運 賃
其の四 島谷汽船株式會社線	第三章 稅 關
其の五 朝鮮郵船株式會社線	第四章 船車連絡運輸
其の六 北日本汽船株式會社線	第五章 北鮮貿易並に乗降客統計
其の七 本航路に就かんとした其他の會社	

## 序

本稿は、近時新潟縣市民の最大關心事の一つたる北鮮航路問題に就いて、第一篇に於いて之が發展の經過をたづね、第二篇では其現狀を述べて本航路活用の一助たらしめんとする意圖のもとになされたるものであるが、紙面の關係で第二

篇は目次の外、新潟、伏木、敦賀、或は對岸の清津、羅津、雄基の比較調査、其他北鮮航路に關する將來の問題等、尙述ぶべきもの多々あるを憾みつゝも、已むを得ず割愛せざるを得なかつた。

この調査は多年に亙る新聞記事と左記、港關係者の御教示に依るものであり、謹んで謝意を表す。

- 新潟運送船株式會社殿
  - 新潟港運送株式會社殿
  - 新潟海陸運送株式會社殿
  - 鍵富本店 船舶部殿
  - 小林力三商店殿
  - 新潟港務所殿
  - 新潟商工會議所殿
  - 新潟市役所 産業課殿
- (順序不同)

## 第一篇 發 展 史

### 第一章 就航船の變遷につき

其の概 況

港新潟の價值は日滿連絡の最捷路たるに存す。港關係者かこれを以て本港の重且大なる使命とし、本港將來の運命は實にかゝつて此航路の充實、對鮮滿貿易の盛衰如何に依り決せらるゝものと推意す。以下先づ本航路の變遷發達について述べん。

新潟、北鮮間の航路として既に大正年間、伏木の北陸汽船株式會社並に本市鍵富船舶部の不定期就航があつたが、昭和三年以來市民の熱心なる定期航路開設の要望は、遂に同四年五月鍵富船舶部所有船神榮丸の定期就航によつて實現せられた。翌年鳴谷汽船株式會社は笠戸丸をして定期航海せしむることとなり、同六年一月には縣市の補助金を得て本縣本市の命令航路となつた。又同年、朝鮮總督府の別動隊なる朝鮮郵船株式會社も釜山丸を以つて自由航路を開設し、斯

くて「新潟——北鮮ライン」は年々進展しつゝあつた。更にこの六年、上越線の開通、其翌年の滿洲國の建國は本航路發展に愈々拍車かけ、加ふるに滿洲國の獨立を契機として、懸案たる京圖線の急速竣功近しの報傳はるや、本航路の價値も高揚せられ、本ラインに對する國庫補助獲得の運動となり、この運動は一層本航路の價値を世人に認識せしめた。斯くて八年五月には遂に我等の久しく大望した「新潟——北鮮」間、直通月三回の往復航路を鳴谷汽船會社が實施し、五月より笠戸丸に代る鮮海丸を就航せしめた。これは實に本航路の劃期的發展にして、之により日滿歐亞の連絡航路は一層充實された。この八年五月遂に京圖線の全通あり、周圍の情勢は本ラインを利用する旅客、貨物を一段と増加せしめ、はては大連汽船、近海郵船其他の汽船會社の注目的となり、本航路を繞つて烈しい競争迄も演ぜられたのである。昭和九年八月からは、鳴谷汽船の鮮海丸により内地本航路、朝鮮、滿洲國間に旅客の船車連絡運輸が實施せられ、より以上に本航路の利用價値を増加せしめた。現時は鳴谷汽船に代つて日本海汽船が嘉義丸を、又朝鮮郵船が新京丸を就航せしめてゐる。以下各會社毎に稍詳細に互つて其の經過を述べることとする。

其の二 北陸汽船株式會社線

本社を富山市に有する地方的會社で、伏木——北鮮間航路を經營してゐる。本會社は年代不明なるも大正時代に北成丸、北祐丸兩船を以て本港より伏木を経て不定期に北鮮諸港へ航海してゐた。そのコースは、北成丸は新潟——清川——伏木——七尾——清津——雄基——浦鹽で、北祐丸は新潟——清川——伏木——元山——清津——雄基——浦鹽で、十八日間で一航海を了した。左に兩就航船の噸數、旅客收用數を上げて見る。

北成丸	總噸數 一、二七九噸	旅客定員	二等 一室 二十一名	三等 一室 三十一名
北祐丸	總噸數 一、四五八噸	旅客定員	一等 二室 六名	二等 一室 二十八名
			三等 一室 百五十六名	

この航路は鍵富、鳴谷に依り定期航路が開設されると共に新潟寄港を廢止した。

其の三 鍵富船舶部線

新潟の財閥、鍵富の個人經營。大正より昭和の初めにかけて日本石油株式會社の石油運送の目的で、第二香山丸、第一關西丸を以て荷物の纏まつた時にのみ航行せしめ年に二、三回位の航海であつた。コースは夏期及春期の天候良好なるときは新潟—清津—雄基—元山等の諸港へ直航したるも、天候不良の時は能登半島を経て「隱岐の島」より各港へ寄港した。

次で昭和三年以來市民の北鮮定期航路開設要望の聲盛となるや、本港の對外貿易促進の爲、神榮丸を大阪より購入、多大の犠牲を拂つて月一回の豫定で昭和四年五月十五日神榮丸を就航せしめた。その寄港地は往航…新潟—雄基—清津—元山—下關—博多—長崎、三角方面。復航…三角—敦賀、伏木(臨時寄港地)—新潟で、北鮮航路と雖も往航のみで些かなものであつた。

神 榮 丸	總噸數	九六八噸
	重量噸數	一、六〇〇噸
	速力	八 哩
旅客人員	一 等	二 人
	二 等	一 室
	三 等	一〇 人

その後鳴谷汽船が月三回の定期を開始するに及び、本航路定期を廢め、日石行北鮮行船積石油あるときにのみ就航してゐたが、今は全く廢止された。

其の四 鳴谷汽船株式會社線

鳴谷汽船は本社を神戸市に有し、資本金六〇〇萬圓(内拂込五〇〇萬圓)所有船舶十五隻その重量噸數約六萬噸、社

長は鳴谷武次氏で會社組織なるも實質は鳴谷の個人會社である。其後姉妹會社の鳴谷商船を合併したが、この鳴谷商船と共に、本港寄港船舶中かなり多數を占めてゐたであらう。

1、開設の理由

鳴谷では大正十年頃から新潟を基點とする浦鹽航路を開設しようとの希望を抱持して居つた。當時新潟港は大正四年起工の築港工事も半ば完了し、十五年の竣成により初めて面目一新するゝ事となつてゐた。浦鹽は蘇聯邦の有する極東領海唯一の海上根據地として、過去數十年間帝政露西亞が凡ゆる集貨繁榮政策を施して經營し、當時は北滿物資唯一の吞吐港であつた。そこで新潟商業會議所會頭鈴木久藏氏は新潟—浦鹽間の直通航路を開設せんとし、港關係の代表である新潟運送船株式會社に相談をした。會社では自己が代理店をしてゐる鳴谷を適當なりと推薦し、こゝに浦鹽ラインも難なく開設せられんとしたが、露國の革命は浦鹽附近の經濟状態に大變化を齎らした爲め、鳴谷は浦鹽航路の開拓は採算とれずと見、一頓挫するに到つた。そこで鳴谷汽船はこの航路に代るべき何ものかを注視してゐた處、大正十三年市民の北鮮定期航路開設の陳情あり、次で同十四年、昭和三年と此の運動は愈々猛烈となつたので、將來の發展を見込んだ鳴谷汽船は昭和五年二月北海道—新潟—北鮮線を創設するに至つた。

第一船 常 盤 丸 新潟北鮮線開設の第一船として常盤丸を就航。二月七日小樽を發し、函館に寄港、新潟着。北鮮へは十五日出帆の第一航についた。總噸數一、一九七噸、重量噸數一、七二一噸、速力九・五哩、コースは往航…小樽—函館—新潟—元山—西湖津—城津—清津—雄基。復航…雄基—敦賀—新潟—函館—小樽で、當分一ヶ月一航海の豫定であつた。

第二船 笠 戸 丸 第一船常盤丸に代つて客貨船笠戸丸を就航せしむることとなり、同年五月七日新潟出帆、元山へ向つた。同船も北海道—新潟—北鮮線に就航、コースは第一船と同一。本線は本邦の北門即ち樺太、北海道、東北地方より北鮮に至る航路で、これが北鮮直通往復航路の前進となつたのである。

總噸數 一、四二〇噸  
 重量噸數 二、〇〇〇噸  
 旅客定員 特等 二一名 並等 九七名

昭和六年一月二十八日には新潟縣市の命令航路となり、補助金を與へられ、寄港地は命令と共に縣市より定められた。そのコースは往航…新潟—元山—清津—雄基—清津。復航…清津—新潟。命令航路前に寄港した其他の港は臨時寄港地と定められ、往航…小樽—函館—新潟—元山—西湖津—城津—清津—雄基—清津。復航…清津—新潟—函館—小樽とし、月一回半の航海であった。

昭和六年四月には更に朝鮮總督府の命令航路に指定され、昭和七年十一月には往航一部變更、雄基より清津へ戻らず雄基より新潟直航とした。

昭和八年五月から同社の鮮海丸を新潟—北鮮直通ラインに就航せしめたので、縣市の命令は笠戸丸より鮮海丸に移つたが、笠戸丸の北海道—新潟—北鮮線は廢止せず益々其の間の交通促進に努めた。その後又コースを變更、往航小樽—函館—新潟—雄基。復航…雄基—清津—城津—西湖津—元山—新潟—土崎—船川—青森—函館—小樽となし、朝鮮總督府を始め函館市、青森市、秋田縣、山形縣の命令航路となり、樺太、北海道、東北方面と滿洲國との運輸交通の利便を圖る重大使命を帯ぶるに到つた。(今年(昭和十年)四月鳴谷汽船が新潟—北鮮航路の直接經營から手を引くに及び、日本海汽船と競争相手となるを避けるため、往航は函館より伏木に、伏木より雄基へ、復航は元山より伏木へ、それから新潟に寄港—土崎—其他は前と同じ—に變更した)

**第三船 鮮海丸** 新潟—北鮮線が貨物、乗客共漸次増加し、從來の北海道—新潟—北鮮線の月一回半の航行では不足となり、こゝに新潟—北鮮月三回の直通往復航路が開設された。

以前より新潟北鮮線は定期に直通航路が實施されて居たといひ、鍵富は往航のみ、笠戸丸は北海道へも廻航するの

で、純粹の「新潟—北鮮航路」は開設されてゐなかつた。この優秀船鮮海丸が就航するに及び、笠戸丸と合せて月四回の定期となり、遂に我等の願望も適ふことゝなつた。同船は昭和八年五月三日貨物三一〇噸、乗客一六名を乗せ五色のテープの切れるのを借んで十一時第一航の途についた。

鮮海丸	總噸數	二、一一三噸	速度	一三浬
	重量噸數	三、二〇〇噸		
	旅客定員	一等 一一名 二等 二七名 三等 二〇二名		

コースは往航…新潟—雄基—羅津—清津。復航…清津—雄基—新潟(羅津は寄港省略)

昭和九年八月船車連帶運輸が實施せらるゝにあたり、新潟より雄基への直航を清津直航とした。鮮海丸の就航は急激に旅客の数を増加させ、笠戸丸當時は殆どなかつた客が、鮮海丸の就航より十二月三日の航海迄の乗客數一、〇五〇名を數ふるの進境を示した。昭和十年鳴谷汽船が北日本汽船と合資により、日本海汽船が設立さるゝに當り、鳴谷汽船ラインは三月三十一日を以て廢止された(嘉義丸の修理中即ち四月より五月末迄は日本海汽船の船として就航した)

現在日本海汽船の設立に由つて、鳴谷汽船は直接本航路より手を引き、間接に日本海汽船を通じて經營に當つてゐる。鳴谷汽船が昭和五年北鮮航路を創設してより昭和十年日本海汽船へ譲る迄何幾位の犠牲を拂つたか、實に六ヶ年を通じて約三十六萬五千圓の損失であつた。昭和九年度の決算を記して見る。

貨物運賃	七七、六二一圓
船客運賃	四九、一一七圓
其他雜收入	五三八圓
合計	一一七、二七七圓



支出

差引損失

一八六、九二〇圓

五九、六四一圓

償却費積立金其他船債利子

六六、九一五圓

總損失

一二六、五五六圓

縣市補助

九、六〇〇圓

純損失

一一六、一五六圓

以上の如く一ヶ年の損失約一萬六千餘圓、この犠牲を拂ひ年一萬圓たらずの縣市補助にも拘らず黙々として本航路發展の基礎を築いてくれたことに對し、縣市民としてその功績偉大なるを賞讃せざるを得ない。

其の五 朝鮮郵船株式會社線

本社は京城府に有り、社長森辨二郎氏、資本金三〇〇萬圓（金額拂込済大株主日本郵船二八、三二〇株、大阪商船二一、二九〇株）所有船舶二二隻、備船四隻、總噸數四七、二二〇噸、重量噸數七二、〇一九噸。朝鮮物資輸送に關し日本郵船、大阪商船の競争を避け、その使命を圖るべく設立されたもので、汽船會社としては大會社ではないが、朝鮮總

督府の別働隊とも見らる。嘗て吉會線全通後に於ける新潟北鮮航路の國庫補助が問題となつたとき、直通命令航路は是非ともこの會社にと、社長森氏は七年十月新潟市に出張、港關係を訪問、朝鮮總督府なる大バックを以て何處迄も群小會社を壓倒して受命會社たらんと活躍した事がある。會社では昭和六年四月、北鮮、新潟、伏木線を開設した。  
第一船 釜山丸 同會社は西湖津及與南地方の硫安、硫燐安等の人造肥料を北陸方面に輸送し、北鮮物資の販路擴張と、併せて彼我の通商貿易を助長せしむるの必要を認め、四月十三日釜山丸を以て北鮮諸港と北陸諸港とを結ぶ航路を開いた。

釜山丸

總噸數 一、六二六噸

重量噸數

二、一六六噸

速力

一二・五浬

旅客定員

特等 六名

並等

一六八名

コースは往航：元山—西湖津—城津—清津—羅津—雄基—新潟—伏木—七尾—敦賀（臨時寄港地）  
復航：七尾—雄基—羅津—清津—城津—西湖津—元山。一航海日數約一六日、月約二回の定期航行であった。日本海は約四十八時間で横斷し、現在の北鮮新潟直通航路の前提となつたのである。  
第二船 清津丸 釜山丸に代つて清津丸が晴の英姿をシベリヤの烈風吹く灣頭に現はしたのは昭和七年十二月八日であつた。

清津丸

總噸數 一、三二五噸

重量噸數

一、八八七噸

速力

一一・五浬

旅客定員

特等 九名

並等

三七名

同船のコースは釜山丸同様。その後又釜山丸が就航するに至り、この兩船が交替に航海をなして居た。

第三船 羅南丸 昭和九年四月清津丸に代る。朝鮮郵船會社では四月—九月迄を上半期、十月—翌三月迄

を下半年とし普通半期毎に就航船の移動を行ふ。コースは清津丸と同様。

羅南丸

總噸數

一、二五三噸

重量噸數

一、四〇八噸

速度 一〇哩

旅客定員

二等 二名

三等 二二名

同船は北鮮裏日本間の交通促進に努力しつゝあつたが、昭和九年十一月八日新潟港沖合で暴風雨に又火事の爲め日本海の漢層と消えた。この事は未だ衆人の記憶に新なるものと信ずる。

第四船 長白山丸 激濤の日本海に哀悼の意を捧げつゝ、同年十二月十四日入港、翌十五日には新潟港を出帆、同僚羅南丸の遺志を繼ぐ。

長白山丸

總噸數

二、一三一噸

重量噸數

三、五三八噸

速度 一三・五哩

船客定員

特等 四名

並等 二一名

その後朝郵のチャーター船隅田丸（重量噸數三、五三八噸）が臨時に代つて就航したるも、十年四月より直通航路が開始されると共に廢止となる。

其の六 北日本汽船株式會社線

本社を樺太大泊町に、營業所を小樽市（現在こゝが實質上本社となつてゐる）に置き、大正三年の創立にかゝる。同社は樺太と内地との交通促進のため樺太廳の慫慂により各關係船主を合同して組織したるもの、資本金二七〇萬圓（内拂込済二三二萬五千圓）所有船舶二十六隻、總噸數四六、八七九噸、重量噸數六七、〇一一噸、株數は新舊合せて五四、〇〇〇株中大阪商船が二四、六〇〇株を有し（昭和九年二月）大阪商船の傍系であり、且現在の社長野村治一郎氏が又大

阪商船出であるので、北日本汽船と云つても大阪商船の如く、二者の間には密接なる關係がある。

昭和八年同社は滿洲國と日本との關係愈々密接ならんとする時、北鮮、裏日本、北海道、樺太間の運輸交通を助長せしむるの必要を認め、雄基——惠須取ラインを開拓した。そのコースは雄基——羅津——清津——城津——興南——敦賀——舞鶴——新舞鶴——宮津——伏木——滑川——魚津——七尾——新潟——船川——小樽——大泊——本斗——真岡——野田——泊居——久春内——惠須取の往復にして、就航船二隻、月二回の航海であつた。

就航船紅海丸……總噸數一、二六六噸、重量噸數二、〇五〇噸、旅客定員一等四名、三等一七八名。温州丸……總噸數一、一八五噸、重量噸數一、四五七噸、收容定員一等七名、二等二四名、三等一六七名の二隻が交互に航行して居たが、その後能登呂丸、福州丸が本航路の就航船となる。能登呂丸……總噸數一、二二五噸、重量噸數一、八五〇噸、旅客定員三等十二名。福州丸……總噸數一、五四一噸、重量噸數一、五六〇噸。

其の七 本航路に就かんとした其他の會社

1、大阪商船株式會社

本社を大阪市に有し資本金一億圓、日本郵船會社と共に本邦第一の汽船會社でその所有船は日本郵船所有船と共に社船と稱せらる。同社は内國航路は勿論殆ど總ての外國航路を形成して居るのである。

この大阪商船は豫而北鮮の窒素肥料を新潟に移入せんと計畫を建て、居つた矢先、縣市民の熱烈なる本航路開設の聲をきき、高級社員伊藤登志彦氏を新潟へ出張せしめた。氏は昭和五年七月縣廳に白石商工水産課長を訪問、社の方針を打明け一應の承諾を受くべき打合せをなした。即ち同社では前に述べたる如く窒素肥料を臨港埠頭地内倉庫に入れ、本港後方商域地に供給するを目的とし約一ヶ年十萬噸移入を見込み、少くも三千噸級大型船舶で三十航海、繁忙期には一ヶ月數回の入港を見る事を豫想し、六年三月中旬第一船を就航、準定期航路を創設する事に決して居た。併し縣市民の待

望にも拘らず實現するに到らなかつた。

## 2、近海郵船株式會社

本社を東京市に置き、資本金一千萬圓、取締役社長は各務鎌吉、日本郵船の傍系會社である。所謂吉會線の貫通の曉は本航路は北鮮經由滿洲國に通ずる最捷路を形成するに至るものなるに着目し、調査課長伊藤完治氏は昭和七年十月十三日中村市長を訪問、十四日知事、内務部長を訪ねて居る。更に八年八月十四日大毎、東日主催の滿蒙調査學徒研究團東班五十二名を乗せた近海郵船の千歳丸（總噸數二、六六八噸純客船）が新潟に入港すると共に益々乘氣となり、同年遼信省提出本航路補助八萬圓の大藏省査定終了を待つて、客船千歳丸を就航せしめんとしたるも實現せず。

## 3、大連汽船株式會社

本社大連市。社長不席（滿鐵の任命による）専務取締役益田義男、資本金二、五七〇萬圓（内拂込金一、四五〇萬圓）全部滿鐵の出資、所有船舶四九隻、備船五隻、創立は大正四年一月（滿鐵資金の轉換を講ずるを得策とするに至り分離）大連汽船は滿鐵の直系にして滿鐵の運輸部の觀がある。即ち滿鐵が滿洲陸路の發展に資し、大連汽船は滿洲の海上交通の助長發達に努めつゝある。

同社は新潟港を中心とする本航路開設發展のためには犠牲的活躍を試みたいとの意嚮を有し、これが實施前には新潟港關係官廳、荷主、海運方面の諒解を求むる要ありとし、昭和七年十月十三日同社定期航路課長高山富三氏を特派して港關係を訪問せしめた。一方中央に向つて川村常務等上京し、軍部及拓務當局の諒解を求め、且つ遼信省に對しその認可を得べく屢々交渉を重ねた。

拓務省に於ても大連汽船の母體である滿鐵が朝鮮總督府から北鮮鐵道並に羅津の委任經營權を獲得したのであるから内地汽船會社を壓迫しない限り滿鐵線を延長して大連汽船の羅津新潟線の定期航路開設に同意ありたき旨遼信省に交渉した。併し内地汽船會社は大連汽船の内地航路進出を好まず、内地船主協會等の名を以て猛烈なる反對運動をなし、

又遼信省としても植民地置籍船の内地壓迫排除と船舶法第三條「植民地船の内地沿岸就航の特許條件」等の趣旨に基き飽迄大連汽船に對し本航路認可をなさざる旨明言し、こゝに大連汽船の就航權に就いて遼信、拓務兩省の意見の背馳を見ることゝなつた。

更に昭和十年度豫算編成期には、本航路補助金交付問題を繞つて遼信省、朝鮮總督府、大藏省との間に紛争を捲き起したが、遼信省では依然として前述の趣旨で飽迄反對し、遂に大連汽船は本航路にT、K、Kラインを創設する事を放棄した。

同社が斯くの如く本航路を開設せんとした理由を見るに、

一、新京、東京間の最捷路たる新潟北鮮航路は政治上、軍事上甚だ重要な航路であるからして、この航路經營は鐵道省に於てなすか、それとも滿洲國の全鐵道の委任經營に當つてゐる滿鐵が經營するのが當然であり、且合理的であることを信じ、先づ鐵道省では本航路經營には當らないものと見、そこで滿鐵の海上運輸部なる大連汽船が本航路を開設せんとしたのである。

二、嘗ては東北滿洲の物資は浦鹽より輸出せられたるも、滿洲國の獨立は京圖線の開通を見るに到り、滿鐵では北滿の物資を大連の繁榮を阻害しない範圍に於て北鮮經由内地へ輸送せんとし、先づ北鮮鐵道羅津港の委任經營に當つた。この關係からしても新潟——北鮮間に大連汽船所有船の就航は容易に實現出来るものと看做し、且つ羅津港の築港完成の曉は愈々北滿の關門として經濟的意義を有するにつれ、本航路も漸次發展し大いに經濟的に重要な航路となるを豫期して遼信省に認可を願ひ出たのであつた。

斯くて、もし遼信省が就航を許可すれば天津丸（二、三五〇噸純客船）を使用、その後青島丸（四、〇一七噸純客船）を就航せしめんとした模様があつたが遺憾乍ら實現を見るに至らなかつた。

## 第二章 縣市命令補助金問題に就いて

新潟北鮮間定期命令航路開設運動の第一聲を擧げたのは、大正十三年五月新潟市内の海産物、肥料、菓子、青物、味噌、醬油、砂糖、石炭及び傘等各商賣の代表者二十五名の連署で、當時の新潟商業會議所會頭鈴木久藏氏に對して提出せられたる「對鮮貿易振興に關する意見書」である。ついで翌十四年に再び各業組合代表者連署の上新潟——浦鹽——朝鮮間定期航路開設陳情書の提出があつた。商業會議所としても新潟港修築完成も近く、殊に北鮮の地を足場として附近一帶と本縣との商取引を計るためにも、定期命令航路開設の急務なるを認め縣市へ陳情したが、その費用の幾分縣二萬五千圓市一萬圓（合計三萬五千圓）の補助申請に對し縣市兩當局とも財源難のこととて、補助金の交付を不可として延期に傾き實現を見ない状態にあつた。會議所及關係當業組合の奔走せる該問題も茲に立ち消の状態となつたのを遺憾とし、新潟實業組合聯合會では各實業團體連署を以て、本航路開設補助金一萬圓下附されたき旨の陳情書を昭和三年十一月二十七日代表者小林力三、安藤文平、若松新三郎の三氏をして市役所に中村市長、永田助役を訪問提出せしめた。實業組合聯合會の意向としては、會議所所定の計畫なる縣二萬五千圓、市一萬圓の補助も縣の方は今年見込なかつた爲め、市から一萬圓の補助を得、一ヶ年二十二回往復を變更し、可及的多數往復するやう汽船會社に努めしむる方針であつた。その陳情書の理由を擧げて見るに、「最近北鮮海岸一帶に互る豊富なる海産物、間島地方に於ける千古斧鉞を加へざる無限の林産物は、内地各縣の需要を對照として漸く世人の注目を惹き、爲めに同地方主要貿易港たる元山、城津、清津の諸港は平元鐵道及び咸鏡線の貫通と相まつて全く面目を一新せる感あるのみならず近く吉會線の竣功に依り北滿地方に於ける大量物資移動系統の變遷に伴ひ、一躍營口、大連と共に滿鮮物資の主要なる吞吐港たらんとする状態甚だ顯著なるものあり云々」とある。かゝる陳情にも拘らず實現可能の色薄きため、實業組合聯合會はその後新潟を基點として敦賀を経て北鮮に至る航路を函館北鮮間の往復航路に變更するならば、函館の意嚮に依り最も可能性ありと考へ、

之を陳情した結果、北鮮並に北海道新潟を聯ねる航路開設に關して縣商工水産課でもその使命の重大さを認識し、これが實現に考慮を拂つてゐた時逸早くも嶋谷汽船はこの航路開設を出願した。即ち同社は昭和四年三月二十六日新潟を基點として北鮮並北海道の物資輸送のためつくすべく、よつてこれが損失豫想額五萬三千圓に對し昭和五年度縣豫算に補助金を計上されたき旨の請願を縣廳へ提出した。この嶋谷汽船の出願に對し鍵富船舶部でも北鮮航路に當るべき希望を有し、着々準備をなしつつあると傳へられ、更に川崎汽船も望を囑し加ふるに大阪商船でも三千噸級の船をさし向けて本航路を開設する事に決し、同社社員は縣廳に白石商工水産課長を訪問、打合せをなした。

斯の如き各會社の動きは縣當局をして益々乘氣ならしめ、白石商工水産課長の北鮮視察となり、今一息の處であつたが、運悪く政變は本縣知事の更迭を見、前任尾崎知事時代には相當な所迄進展した本航路問題に就いても、次の三松知事は安達内相の指示により緊縮一點張の模様で、本航路補助金はこゝ暫く沙汰止みのものと觀測された。然るに九月に入り明年度豫算の編成が近づくと共に再び表面化してきた。折しも九月十四日清津、元山に於て開かれた本縣特産品見本市は好成績をあげ、山本商店からは市物産たる白玉粉、干蕎麥等の註文あり、又北鮮沿岸市民は新潟と直通航路開設の急務を絶叫してゐるとの出張員の報告もあつて、東商工水産課長は前任白石課長の意志を継ぎ、本航路開設補助金を明年度豫算に計上すべく調査を進めると共に、清津に出張した内山屬をして北鮮地方の意嚮を探らしめた。其結果彼地に於ても從來敦賀、伏木、七尾等から北鮮への航路があつたが、これ等諸港とよりも本港と交易する方が利益甚大なりとの見地から、極めて熱心に實現を要望してゐるとの事で一段と油を注いだ形であつた。

此の如き形勢の折朝鮮商業聯合會では四年の總會に於て北鮮主要港と新潟を中心とする對岸重要港間との定期航路の設置を要望すると云ふ決議をなし朝鮮總督府に請願したとの報に接し、新潟市産業課は各方面の事情考究の上、陳情書を十二日朝鮮總督府宛提出した。又新潟實業組合聯合會は丁度本年度通常縣會開會を機として再度知事に陳情をなした（十二月六日）。一方縣當局では縣會に於て北鮮航路開設促進に關する建議を全會一致を以て通過したるに鑑み、命令

航路としての補助金の交付に關し、市當局と交渉を開始する肚の如くであつた。即ち縣としては縣市合計四萬——二萬五千圓位の間に補助をなして航路を命令せんとし、右金額の支出歩合を市と協議せんとする意向を有してゐた。他方鳴谷汽船では縣市の補助を待ちきれず昭和五年二月本航路開設を實施した。これによつて昨年五月實施せる鍵富と競争の形となり、兩社とも表面補助金なき考へず多大の犠牲を覺悟してこれが航路を開設したと大きく出てゐるものゝ、内面には一ヶ年三、四萬圓の缺損を生ずるを如何にして埋めるかに腐心し、縣市に對し「我社こそ命令航路」を猛烈なる補助金争奪戦を行つた。又前に縣へ打合せた大阪商船も近く航路を開始の運びとなつたので、こゝに北鮮航路を繞つて三巴の競争が演ぜられんとしてゐた。この三巴戦の裡に夫々秘策を廻らし陳情を行つてゐたが、朝鮮總督府が新潟へ定期命令航路を開設してくれ、ば總督府でも出来るだけの補助を出す旨關係方面に明答を與へたので、俄然鳴谷、鍵富兩社の猛運動となり、關係方面から多大の注意を拂はるゝに至つた。然るにこの決定權を握る縣當局では本航路の重大さを認識しながらも、財源難を口實に延しに延してゐたが、遂に昭和六年一月十五日北鮮航路昭和五年度分補助金三千五百圓と決し、縣參事會の議決を経るに到つた。

しかしてその補助金を交付すべき會社に就て東商工水産課長は「朝鮮總督府も命令航路を指定する方針を樹てゐるので兩者相談の上鳴谷、鍵富いづれとも決する筈であるが、朝鮮總督府では優秀なる鳴谷の使用船に厚意を見せてゐるから總督府は結局鳴谷に補助するのではないかと思ふ」旨參事會席上で答辯をなす處あつた。この想像に違はず縣の北鮮航路補助指令は、昭和六年一月二十七日附を以て午後正式に鳴谷汽船の新潟代理店新潟運送野會社の専務取締役鹽野健太郎氏宛發せられた。尙朝鮮總督府の補助金は帝國議會の協賛の上決定せらるゝ筈であつた。縣より鳴谷へ發せられた補助指令の内容を記して見る。

- 一、受命者 兵庫縣神戸市前町（今は明石町）十八番地 鳴谷汽船株式會社
- 二期間 昭和六年一月より三月迄

### 三、航路 定期寄港地左の通り

往航……新潟——元山——雄基——清津。復航……清津——新潟

### 四、臨時寄港地 定期航路に支障を生ぜざる場合に限り左記各港に臨時寄港する事を得

福井縣敦賀——朝鮮西湖津、城津——新潟縣佐渡——北海道函館、小樽

### 五、回数 一月一回以上

### 六、就航船 千噸以上の船舶を使用し知事の承諾を受くべき事

### 七、補助金額 三千五百圓也

又市の補助金三百五十圓也は縣同様鳴谷汽船へ交付され、この定期命令航路の第一船は二月十二日新潟を出帆した。かくて多年懸案の本問題も一段落を告げたが、縣當局では引續き昭和六年度の補助金に關し朝鮮總督府と數回に亙つて折衝を重ねた結果、總督府が二萬圓、縣市合併して總額二萬圓を補助金として交付するに協定成立した。縣市の割合は未定であつたが縣が本年一月——三月迄に三千五百圓を支出してゐるのでその歩合で行けば縣は一萬四千圓を、市は六千圓を支出する事になる見當であつたが、實際は六年七月十三日北鮮航路に對する六年度の縣費補助八千圓、市の補助六千圓と決定し、受命會社として前年同様鳴谷汽船が指定せられた。縣市の此の補助は期間一ヶ年であるので毎年度各社の争奪競争起り、昭和七年度は前の行が、りの關係上鳴谷汽船に對し縣六千圓、市三千八百圓合計九千八百圓が交付された。又昭和八年度補助金に對しては、吉會線が近く開通する等周圍の事情に加ふるに政府命令の問題もあつて各社の競争猛烈を極めて居た折七年十一月伏木の國庫補助金全部が大藏省に於て削除せらるゝや、縣當局も明年度國庫補助實現を諦め、航路補助七年度分六千圓を更に増額して民間會社に優秀船を就航せしめ以て獨自の航路を開設したいとの意嚮となつたので、各汽船會社ともこの補助金を得るために優秀船を配すべく鳴谷では笠戸丸に代る優秀船鮮海丸を以てし表面は補助なくとも新潟北鮮間直通航路を開くべき意志であつた。大連汽船も本航路開設につき準備をなしつゝあ

つたところ満鐵總裁の許可も出たので益々奮起し、朝鮮郵船亦朝鮮總督府を背景に活躍した。市當局では補助費を大連汽船へ交付したい希望を有し豫算にかゝげた補助金の項目も何々會社とせず、北鮮航路開拓補助費として居た。會議所では第一に優秀船を就航せしむるの一點張で、受命會社如何は言及せず、縣當局に於ても白紙であつた。かくして年度替りの四月、五月を過ぎて六月になつても依然として受命會社が決定せられなかつた。ところが港關係方面から指令延引は本航路發展を阻害するもの故速かに受命會社を決するやうにこの催促を受け、縣當局は七月に到つて初めて鳴谷汽船へ交付するのが從來の關係より見て當然であるとなし、之に交付するに決した。之に對し市當局では大連汽船の裏面策動に動かされたのか、議員總協議會を開き大連を北鮮航路の受命會社として支持するに決し、遞信省が屢々内地外船舶の内地各港の就航は許可せずと言つてゐたにも拘らず四月以來之が手續につき政府當局と折衝中であつたが、八月遞信省に於て大連汽船を許可しない旨を明言するに及び、やつこの希望を斷念、鳴谷汽船鮮海丸に交付するに決した。尙縣補助金は六千圓、市補助金は三千六百圓であつたが、この中四月の分を減じ三千三百圓を支給する事になつた。

昭和九年度の補助金縣六千圓、市三千六百圓は鳴谷汽船鮮海丸に交付され、昭和十年度もやはり縣六千圓、市三千六百圓と豫算に計上され、國庫補助と共に日本海汽船會社に交付するに決した。此の間に新潟實業組合聯合會山田理事長、若松主事は九年三月千葉知事を縣廳に訪問、本縣命令航路補助金増額請願をなす所あつた。又鳴谷汽船でも昭和八年度決算の結果悲鳴を上げて補助金増額を縣市へ請願したけれども不可能であつた。

昭和十年度の受命會社決定に對しては縣市の外に國庫補助も交付さるゝ事とて一波瀾が起つた。即ち九年十二月通常縣會本會議に於て縣議山下政治氏が北鮮航路受命會社として大連汽船を指示する建議案の提出を圖つたが、その當時鐵道局問題で縣市とも懸命になつて居り、鐵相内田氏が内田汽船の經營をなしてゐるので、先に外地船舶内地航行絶對反對の聲あつた折柄、大連汽船を持出されては内田鐵相の構想を損ひ、鐵道局誘引の運動も水泡に歸するだらうとの懸念もあつたのか兎も角民政黨は一致してこの建議案を抑止したため、山下氏の議員辭職、民政黨脫黨等の問題を起したの

である。

最後に予は本縣、本市の本航路に對する補助金額の少ななるのを遺憾とするものである。

この額を隣の伏木北鮮航路補助額に比較してみると、富山縣二萬圓、石川縣六千圓、朝鮮總督府一萬圓、遞信省四萬圓の合計七萬六千圓に比し新潟北鮮航路補助金は如何に。縣の六千圓、市の三千六百圓に本年度よりやつと國庫の補助を受け、合せて三萬圓ならずでは甚だ心細さを感じる。飯田横濱税關長の言をそのまゝに、縣當局市當局が「縣の港だ」「市の港だ」「新潟港の使命は日滿連絡港たるにあり」と言つてゐるが、本航路が採算のとれる航路ならば格別、一航海に幾何と犠牲を拂つてゐる現状に於て、富山縣が二萬圓を支出してゐると同様、本縣本市もそれ相當の補助増額をされん事を望む。本縣、本市が財源難にも拘らず新潟港に對し多大の費用を投じてゐるのは認めるも、さらに一層の努力を拂はれん事を望む。幸に縣商工水産課が明年度課の豫算として北鮮航路補助金六千圓を一躍一萬圓に増加し、受命會社に優秀船の就航其他航路の改善を要求すると言つてゐるが、この豫算が縣會を通り縣の豫算とならん事を熱望するものである。

### 第三章 國庫補助金問題に就いて

北鮮と裏日本とは一葦帶水の地利的關係上當然接近すべく、又實際北鮮諸港と裏日本諸港とを結ぶ日本海橫斷航路は既に開發せられ居り、年一年と彼我的通商繁ならんとするた折、滿洲國の獨立なるや日滿經濟提携の絶叫、滿洲國の寶庫を貫く吉會線の全通等は裏日本諸港の價値をいやが上にも高揚せしめた。鐵道省に於ては既に吉會線の全通を前にして、北鮮と裏日本との連絡に關する調査を進めて居り、又港灣協會に於ても裏日本の諸港につき調査研究中なるも急速にこれが港を指定するは至難なりとし、理事會を開き從來の調査を基礎に吉會線の終端港と裏日本連絡港決定の第一歩として正式審議をなす事になつて居た。かゝる事情は日本海沿岸諸港即ち伏木、七尾、敦賀、境の諸港をして「我こ

を吉會線全通後に於ける北鮮連絡の要衝に當るものである」として猛烈なる運動を起さしめた。本市に於ても港の死活問題として市首腦部の焦慮する處となり昭和七年三月二十七日初めて新潟北鮮定期命令航路開設を政府に建議した。

(一)昭和七年度

吉會線全通後に於ける北鮮雄基又は清津港と日本海沿岸との定期命令航路の開設に對しては、各港とも猛烈なる競争を演じつゝあつたが、此の北鮮諸港と最短距離にある新潟港としては國內交通關係より見て新潟を以てその連絡港となすに至便とする見地から、五月の港灣協會總會にこの政府命令航路に關し提案するの外、直接主務大臣に陳情の要を認め四月十四日附を以て新潟商工會議所會頭白勢量作、市長中村淑人兩氏の名を以て陳情書を遞信、拓務、鐵道、大藏、陸軍、海軍の六大臣に提出、委員を上京せしめ、更に猛運動を起す運びに至つた。

陳情書の理由は伏木、敦賀方面の北鮮定期命令航路開設の運動を見るに、實に猛烈を極めたるもので殆んき全市民の運動と云つてよかつた。然るに新潟側の運動は先に一通の陳情書を出しつばなしで、志賀遞信省政務次官來港の節の如きは「新潟市長がこんな顔をしてゐるか會つた事もなく名も知らぬ」と同問題に對し市理事者の不熱心振りを非難してゐた程である。吉會線の北鮮に於ける終端港は清津か雄基の何れかに決すべしと觀られてゐたところ、俄然兩港ともオミットされ羅津港に内定せる旨傳へらるゝに至り、又政府の來年度豫算編成期を前にして新潟市も漸く眞剣に奔走し始めた。即ち先づ千葉知事の名を以て九月十日頃關係各省大臣に對し北鮮定期命令航路開設方につき再陳情書を提出し、こがれ手許に達した頃を見計ひ、白勢會頭を筆頭とする新潟商工會議所代表者數氏並に中村市長以下市會議員數名を以て一團とする陳情團を組織して大舉上京、遞信、大藏、鐵道、陸、海軍の各省大臣並に要路、朝鮮總督府出張所を歴訪し、新潟港の地理的關係を述べ、北鮮に於ける終端港と新潟港との政府命令航路を開設されたき旨の再陳情書を提出すると共に口説き落しにかゝる事とした。更にこれを局部的な新潟のみの運動に止めず從來新潟港の後方商域としてこれを利

用し今後更にその利用程度を増すべき縣下の市重要町村は勿論、福島、秋田、長野、山形、群馬の各縣下重要都市並に會議所を打つて一丸となし、飽く迄目的達成に向つて努力するの必要を認め、各地商工會議所は新潟商工會議所で、各地市役所は新潟市役所で引受け、之れが陳情書に調印を求むる事に決した。商工會議所では三谷調査課長を東北、奥羽地方に、村上庶務課長を長野、群馬縣下に出張せしめ、東京方面は上京中の塚野理事の手に依りこれを取纏め、市役所側としては一兩月中に夫々部署を定めて吏員を派す筈で、連署完了の上更に代表の上京により各大臣に陳情をなす事とした。又東京商工會議所でも本航路命令開設については多大の賛意を表し、急施貿易部會を開き、本航路の必要な旨を決議し、九月十九日には役員會を開催し、新潟市及商工會議所と並行して關東各方面、商工會議所聯合で遞信省を始め大藏、商工の各省に之が實現促進方を圖る事を決議した。

このやうに猛烈なる縣市の運動、はては關東各方面の商工會議所の應援、その上本縣身出代議士の運動にも拘らず依然樂觀を許さなかつた。即ち新潟港にとつて最も不利なるは水深が浅くて巨船の入れ得ないとの印象が中央の人々から拭ひ去られず、又近く二十五尺を保持し得るの宣傳が徹底しないため本港に對する理解が完全でなく、牧野政務次官の如きは新潟は凡てコンディションが好くないと述べ、飛越縱貫鐵道の完成を前に控へて伏木が最優の要衝であると明言し其の上今を時めく南遞相は富山縣の出身、牧野政務次官は岐阜縣の出身で共に伏木を指定すべく努力してゐたやうで、本港にとつては遞信省首腦部が伏木關係では不利なものも尤であつた。中央首腦部が本港を浅い港だとの印象を持つてゐたのには理由があつた。それは何に分にも昭和二年以來國庫補助を得るため水深増加速成會等を作つて政府に陳情し、本港の浅い事を深く刻みつけてゐたによる。

このやうな不利なる情狀は却つて益々運動を猛烈ならしめ、九月十九日本縣出代議士は東京會館で會合、今後の實現運動に關する打合せを遂げ、縣市と別に一團となつて目的達成に努力する事とし、新潟縣人會亦別箇に活躍、關東商工會議所聯合會でも二十一日理事會を開いて猛運動を起した。又先に各會議所の應援に巡つた塚野、村上、三谷の各氏は東

京を始め横須賀、八王寺、川越、水戸、前橋、高崎、仙臺、盛岡、秋田、鶴岡、長野、栃木、宇都宮、郡山、福島、山形、酒田、高田、直江津、長岡及新潟の關係地域二十三會議所會頭の調印を得たので、二十八日白勢、藤田及塚野理事上京、二十三會議所連署になる陳情書を持参して東京商工會議所會頭野村、横濱商工會議所會頭井坂孝氏の出馬を煩はし、遞信、内務、大藏、鐵道、陸海軍、拓務、商工の八大臣並に朝鮮總督府出張所長を訪問陳情をなした。然し中央の狀勢は依然として本港には不利で、遂に内地側は敦賀及伏木を起點とし朝鮮の羅津を終點となし、敦賀、羅津間は遞信省命令航路、受命會社は北日本汽船、伏木羅津間は遞信省補助地方廳命令航路、受命會社は北陸汽船に決定した。尙伏木碇泊中新潟に回航せしめ、新潟廻航に依り補助額は多少増額を見る模様であるとの豫定であつた。

この決定の際、敦賀、伏木を選定したる理由として南遞相は次の如く語つた、「北鮮は羅津の方針で進み、雄基、清津を補助港とする事に早くから決つていたが、内地側は新潟、伏木、敦賀、舞鶴、堺など有力な候補地澤山あり、その上各地とも熱心な運動が続けられてゐた模様であるが、遞信省としては専ら事務的に選定を行つたのみならず、連絡航路開設當初の事であり、半ば試験的に實施する事になつたのである。北鮮からの荷動きは實施後でなければ適確な見透しもつかないと思はれるが、特に伏木、敦賀に決した理由は、伏木は近く飛越線完成の曉にはヒンターランドとして名古屋の工業地帯を控へ、且つ伏木港の天然から木材緊留等も都合な事を發見したからで、敦賀は従来の行かゝり上且つ京阪神を控へて最も適當であると思つたからである。新潟は清水トンネルが出来てから東京にも非常に近くなつたが、港灣が淺く又ヒンターランドとし現下の産業状態から推して専門家には名古屋地方及阪神が挙げられてゐた。然して伏木羅津線も伏木寄港中新潟へ廻航する事にならうから新潟を起點としなくても充分運輸上利用せらるゝものと思ふ」と。

この南遞相の伏木を指定港に内定せる理由は頗る薄弱であつた。即ち伏木港は飛越線開通後名古屋工業地帯に近くなり、ヒンターランドの點、新潟より優れたり云ふも敦賀、名古屋間は一二八キロで、飛越線開通後名古屋、伏木間二八四キロに對して名古屋は寧ろ敦賀のヒンターランドに入るべき地で、ヒンターランドの點で伏木を指定する理由となら

ず。又伏木は新潟に比し貿易高少く更に新潟が帝都と結ぶ最短距離にありて、政治上、軍事上重要性を有すると思はば伏木港を指定し本港を指定せざるは甚だ當を得ないとし、この妄論を根本より覆すべく二十九日には在京縣人會幹部と縣市商工會議所代表との懇談會を會催、縣人會から溝口伯、牧野子、石黒子、荒井、鈴木顧問官、橋本圭三郎氏を始め東京有力者數十名、千葉知事、中村市長、白勢會頭其の他出身代議士、關係代表多數出席した。又在京團應援の爲に藤田、塚野の兩氏は妄論を覆すべく必死の決意を藏して上京し、新潟實業組合聯合會でも南遞相始め各關係大臣に電報を發する等、實現達成の運動は續けられた。

斯くして本縣としては新潟、羅津間航路開設の初期の目的を達成すべく、前に述べた伏木寄港や新潟廻航の如き案には絶對反對し、もし要求の入れざる時は單獨で命令航路を設けて敦賀、伏木に對抗する決意の基に本港の統計資料を示す等、本港の現状並にこれが利用状態につき口を極めて説明に努力した。それで遞相も以前は水深が淺いとて相談に乗つてくれなかつたのが、漸く本港に對する認識不足を悟り、その後は「何も新潟を除外してゐる譯ではなく、いろいろ考へてゐるのである」と、敦賀、伏木と本港引較の前には兎を脱ぐに至つた。

然し本航路問題については依然として口を緘すのであつたが、本縣出身芳澤前外相が友人關係として遞相と會見、陳情の際には希望に添ふやう考慮して見やうと答ふる程に形勢漸次好轉して來た。だが更に實現促進のため、十月七日知事、市長、會頭の名で新潟港利用地域内關東、東北一府十三縣選出貴衆兩議員百七十九氏に對して依頼狀を發し、この方面に就いては其の上本縣選出兩院議員が口頭を以て夫々部屬議員の應援を求めて諒解に努め、政治的運動を起して飽迄實現に邁進した。他方一府十三縣商工會議所會頭連署の再陳情書を提出した。又十三日には東京、神奈川、埼玉、群馬、栃木、新潟の一府五縣の會議により、新潟を基點とする北鮮航路を設定せよと當局に對し運動を行つた。

これ等の運動は其の後遞相の態度を緩和せしめ、當初の北陸汽船を受命會社とする伏木——羅津の航路を變更、伏木——新潟——羅津——伏木、及伏木——羅津——新潟——伏木の二航路とし、兩航路に一隻づつ、配船の所謂三角航路に決



した。(三角航路たらしめるため前の補助金に更に明年より四萬圓増額、既に大藏省へ要求中であつた)。それで十月十六日縣市はイタリヤ軒に報告會を開催し、今後の方針を協議した。その結果一、直通命令航路開設、二、これが不可の場合は新潟、伏木を起點として二隻を以て北鮮を結び、兩起點は往復を止める所謂山形航路たらしめ、他、迄三角航路の如きには反對の意嚮であつた。この方針のもとに更に本縣出身名士代議士等と協議の要ありとし、石川内務部長、中村市長藤田副會頭、塚野理事等上京、在京實行委員長田邊熊一代議士を中心に各方面と接衝、第二段の策として猛運動を行ひつゝあつた。

これ等の運動は又汽船會社間に猛烈なる運動を展開せしめた。即ち本縣市の受命會社嶋谷を始め、大連汽船、近海郵船、朝鮮郵船、東洋汽船、はては伏木の北陸汽船迄が逓信省の受命は勿論、本縣本市の受命を得て新潟、羅津線航路を獲得せんとし(詳細は沿革にて述べた)尙受命にオミットされても會社の面目にかけて自由航路を開設すると意氣込んでゐた會社も一、二あつて、新潟も漸く受身に入つて來た。然して本航路に對する國庫補助は縣市は勿論、各汽船會社もこれに目を付けて居つたが、先に逓信省より大藏省に提出した明年度開設の裏日本内地北鮮聯絡定期航路補助金八萬圓並に北陸汽船の國庫補助四萬圓の豫算は大藏省で査定の結果前者は四萬圓に、後者は全部削除された。これを見ても新潟、北鮮間航路命令は明年度に實現不可能なる事が明白となり、その後十一月十五日には栃木に開催の關東商工會議所總會で、栃木會議所提出の新潟、北鮮命令航路即行建議可決等もあつたが、結局各方面の運動は三角航路迄に漕ぎつけたがこれとても伏木の四萬圓補助が削除されるに至り、目的達成の夢は破れたのであつた。

此の間に鐵道省では逓信省と別箇の立場で新京、東京を結ぶ船車聯絡計畫を立て、敦賀を起點として調査を進めて居つたが、敦賀が逓信省の命令航路に決するや、兩省の船が競争する形となつたので、鐵道省では逓信省の命令航路計畫其の他の事情を考慮して鐵道省の省營航路(新羅丸)就航を斷念し、依つてこの問題も沙汰止みになつた。

かくして本年度の運動は目的達成に到らしめなかつたが、この間縣市民の熱烈なる應援を缺いてはいなかつたかと思

はしめるものがある。伏木港の如きは數年前から伏木——北鮮航路の運動を起し、新潟、敦賀、新舞鶴、境の如き強敵が現はれるや、運動資金として數萬圓の巨費を積み、町長は町に居つて總指揮に當り、北鮮雄基並に東京に係を特派して三者完全なる連絡を執り、一方今を時めく南、牧野と相通じて有利に展開して居つた。これに反し新潟側は如何なりしや。從來この運動には全く統制がとれず、特に運動資金の如き一文もなく、誰か寄附してくれるだらうと寄附を仰いでも集まらず、從來の陳情員の上京費の如き知事、市長等は官公衙より旅費の支給を受けるも、他は殆んど手辨で自ら宿賃を支拂ふ有様で、巨費を以て華々しく活躍する伏木に比し本港側は涙ぐましい努力をしなければならなかつた。

## (二) 昭和八年度

從來實現出来なかつた北鮮航路問題も次年度こそはと、政府豫算編成期を前にして愈々運動を起す事になり、七月十四日には縣廳に於て關東、東北、信越主要都市市長、會頭協議會が開催せられ、實現促進の機關として「新潟北鮮間定期命令航路期成同盟會」なるものが組織され、各縣から實行委員一名づゝあげて運動をなすべく萬端の準備が爲された。又逓信省管船局としても既に新潟——北鮮航路の重要且つ價値あるを認識し、定期命令航路を開設する方針の下に立案を作立して經理局へ提出し、七月下旬局豫算省議の査定を受ける事になつた。同案は年三十六回往復として年額八萬圓の國庫補助を與へんとするものであつた。

この機運に乗じて一氣に南遞相の心境を變化せしめんと縣、市、會議所、新潟港振興會は飽く迄政府命令航路實現に舉縣一致邁進を決議し、直ちに各省へ陳情をした。十八日には東京に於て在京先輩團を中心に、先に上京した内務部長市長をも交へて北鮮航路座談會を丸之内東京會館に開催して有力なる後援を約し、先輩團の實行委員として山本悌二郎溝口伯、橋本圭三郎、増田義一の四氏を挙げ、實行委員は直ちに南遞相を訪問重要會見をなした。牧野政務次官は依然伏木港一點張り、「順次として伏木を先づ開いて然る後に新潟の開発に移るべきだ」と主張して居たが、南遞相は猛運

動に驚いて本港を重要視し、伏木を絶対支持せずと宣言した。又縣市代表陳情團は荒木陸相を訪問した際善處をなすとの言明を得、大勢は昨年比して非常に有利となつた。即ち七月末の遞信省々議に於ても新潟北鮮定期航路補助金八萬圓計上に決定した。

これで第一の難關は突破出来たので、第二の難關大藏省へ向つて猛運動を試むべく全縣全市を擧げての第一陣、新潟港ヒンターランドたる關東、東北を綜合しての第二陣、更に在京先輩團による第三陣の三段攻により目的達成に勇躍したが、十一月七日の大藏省豫算省議に於ては財源難のもとに全額削除の憂き目に歸した。それでも港關係者は尙も希望を捨てず、遞相を動かして閣議で復活させるため復活要求の運動をなし、各方面へ電報で懇請した。遞信省でも本ラインは非常に重大なるもの故、その半額でも復活させることを要求する様十一月十八日の豫算復活省議に決定されたが、大藏省の復活査定には四萬圓も遂に削除を餘儀なくされ、こゝに遞信省の省議を通過して多大の望みを持つて見られた本航路補助金は、今年度も大藏省査定の前には涙を嘸まねばならなかつた。この上は十年度に實現を期して九年一月議會中に運動を開始し、新潟港振興會は二月北鮮航路開設を議會に請願、又期成同盟會へ依頼狀を發した。

### (三) 昭和九年度

昭和七年は三角航路迄に、昭和八年は遞信省より新潟北鮮定期命令航路の提案となり、一年毎に中央に認識せられて來た北鮮航路問題を明年度こそは(船車連帶運輸も八月より實施されるので)實現すべく十年度豫算編成期前に運動を開始する爲め、會議所は本航路開設陳情書へ調印を求むる七月二十五日頃書記を出張せしめ、又二十八日頃には知事、市長、會頭が上京陳情をなした。一方運動目的地なる遞信省では十年度豫算省議を八月七日遞相官邸に開會、新潟北鮮ライン補助七萬圓を決議した。これで前年同様第一の關門は通過し、運動の目的地は大藏省へ再び移つた。この第二の難關を前にして港關係者は昨年の二の舞を演ぜざる様用意萬端注意に注意をして募進した。更に在京代議士代表大竹貫

### 一、田邊熊一、増田義一の三氏は大藏省に藤井藏相、津島事務次官を訪問北鮮航路實現方を陳情した。

その當時中央の大勢はこんなであつたかを視るに、裏日本北鮮間定期航路は敦賀、伏木、本港があるが、北鐵讓渡交渉成立に依り、近き將來には必然的に滿鐵本線の偏重政策の轉換が行はれ、その結果内地向け北滿物資の京圖線經由北鮮より積出されるものが増加する豫想のもとに、新潟基點北鮮航路の増設を企圖するものが現はるゝに至り、その認可問題、補助金交付問題を繞つて遞信省、朝鮮總督府及大藏省の各關係當局に紛争をさへ捲き起すに至つた。即ち遞信省は鳴谷汽船に七萬圓の補助金を交付すべく明年度豫算に計上してゐたが、朝鮮總督府でも五萬圓の補助を以て該航路を朝鮮郵船に行はしめんとする意圖を持ち、其の間に大連汽船は補助金無しで開設するとの意圖を漏らしてゐた。之に對し大藏省は補助金の必要とせぬ大連汽船を最良なりと支持してゐるが、遞信省では内地に船籍を有せぬものは非なりとし鳴谷汽船を以て押し通さうとしてゐる有様で、この問題を繞る三巴合戦の成行は海運界を擧げて注目してゐたが、十一月三十日の大藏省の豫算省議の結果、本航路補助費二萬圓通過となり、三年來熱望し且つ目的に向つて猛進して來た本問題も遂に三年目には報いられて目的達成、縣としても補助額の多少を問はず唯政府命令航路の獲得に一路邁進してゐたので、この吉報に白雲の縣廳を壓するばかりの喊聲が揚がった。

斯くて補助金は決定したが、次に問題になるのは受命會社であつた。これに就いては前述の如く遞信、大藏兩省、朝鮮總督府の三巴戦になつてゐたが、一般の見解は從來の關係から又其他の事情からして當然鳴谷が受命さるべきであらうとの観測であつたが、十年三年度替りも近づくにつれこの受命を獲んとする内外各汽船會社が猛烈な争奪戦を演じ就航會社並に就航船に關しては國策上の立場より莫大の關心が拂はれ、その歸趨は最も注目を惹いてゐた。その時遞信省は之を地方廳命令航路補助とする方針に基き、受命會社の決定を本縣に委嘱して來た。そこで縣としても曩に宮脇知事の上京により受命會社及び就航船に就いての遞信省の方針を知つてゐたので、其方針に基き形式的に日本海汽船を答申しこの問題も茲に一段落を見るに至つた。三月六日には二萬圓以内補助として知事宛淺野管船局長より交付すべき旨

指示あり、併せて就航會社は日本海汽船なりと指定して來た。よつて命令航路開設に關する手續きも終り、四月からは新設の日本海汽船を受命會社とし、日滿兩盟邦を結ぶ重大使命を擔ふ新潟——北鮮航路は逓信省補助金の下附を受け、國策的立場から至大の意義を有する航路となつたのである。

## 第一篇 現 狀

### 第一章 日本海汽船會社ライン及び朝鮮郵船會社ライン

本年度（十年）は逓信省補助金を交付された日本海汽船が鳴谷汽船の權利一切を引継ぎ、新潟縣市は勿論、逓信省の補助も獲て嘉義丸を就航せしめた。又朝鮮郵船では本年より朝鮮總督府の命令航路として二萬圓の補助金を獲、北船新潟直通航路を開設、新京丸を就航船と定めた。こゝに兩汽船合計月六回の直通定期航路が實施せられ益々本航路は充實せらるゝに至つた。

#### (一) 日本海汽船株式會社ライン

日本海汽船會社ラインを記す前に同會社に就て少しく述べて見る。日本海汽船は本社を東京市に置き、資本金一〇〇萬圓（内拂込金二十五萬圓）所有船舶なく、チャーター船嘉義丸一隻を有するのみ、これを見ても本會社は本航路經營のみを目的として創設されたものであり、且つ日本海汽船會社とは名のみで、この會社を通じて後に述ぶる他の或る汽船會社が間接に本航路經營に當つてゐる事も想像され得るであらう。

即ち本會社は鳴谷汽船及北日本汽船各々約五拾萬圓の共同出資の基に逓信省の肝入で設立されたと新聞に報道され

て居るが、逓信省の肝入で出來たとしても他に何等か事情が伏在するものと思はれる。抑々鳴谷汽船としては今迄に三十五、六萬圓の犠牲を拂つて來たのは皆將來の大成を見越してであり、その努力の甲斐あつた今日、本航路と離れるのは惜みても餘あることであつたであらうが、已に周囲の輿論が鮮海丸に代る優秀船配置を必要とするに至り、この輿論に應じて鳴谷が鮮海丸以上の優秀船を配しても新潟縣市及國庫補助合せて三萬圓足らずでは、今後何年にしてこの犠牲を除き得るかは甚だ疑問とするところであつた。さりとて周囲の情勢上鮮海丸に代る優秀船を配さないわけには行かず、本航路の權利を棄てるのも惜しく、こゝに進退谷まつたものと推定される。又一方の出資會社である北日本汽船は前にも述べた通り大阪商船の傍系會社であり、大阪商船は現在表日本と大連間の航路を開設して乗客滿員の盛況であるが、近き將來には裏日本——北鮮航路が表日本に代つて旅客の数を増加するものと思つたらしく、敦賀、北鮮間は北日本汽船が經營に當つて居るので心配の要なきも新潟——北鮮間の航路については朝鮮郵船、大連汽船等が競争状態にあつたので、先手を打つて地盤を獲て置く必要ありと考へたであらう。たゞ、鳴谷汽船の社長鳴谷武次氏は、北日本汽船に於ける大阪商船につぐ大株主である關係から、こゝに容易に相談が纏まつたものと見る。即ち大阪商船が直接本航路經營に當るには時期尚早く、又鳴谷汽船でも本航路の權利を全然捨てたくなかつたので此の兩者共同出資となし、然も大阪商船は日本海への積極的進出を露骨に現はさぬ爲め、傍系なる北日本を通じて間接に其目的を達せんとしたものと想像される。

以上は予の想像に過ぎないが、この事は日本海汽船の内容を見ても肯定し得る。即ち日本海汽船の取締役は野村治一郎氏（北日本社長）、鳴谷武次氏（鳴谷社長）、田邊貞造氏（北日本専務）、森重喜作氏（鳴谷常務）。監査役は木下昌吉氏（大阪商船會計課長）、中星取式氏（北日本主席在勤員）で、野村氏は此の日本海汽船社長に就任し、會社の實務は監査役二氏が現職のまゝ執つて居る。野村氏は大阪商船出身であり、木下、中星兩氏も大阪商船關係者で、然も嘉義丸は大阪商船よりチャーターしたものなれば、會社の名こそ異なれ事實は大阪商船の經營と異なる處はないと信ずる。

日本海汽船會社が嶋谷に代つた四月當時日本海汽船の嘉義丸はドックに整備中であつたので、四月——五月末迄は依然鮮海丸が代船として航海してゐた。嘉義丸が滿艦飾を施し祝の汽笛を鳴らしつゝ、處女航海に附いたのは六月三日午後二時であつた。

遞信省 命令航路  
新潟縣 市 船車 新潟北鮮線  
陸軍運輸部 御用航路 連帶

就航船

嘉義丸

總噸數 二、三四六噸

重量噸數 三、〇一〇噸

速力 一五、五浬

旅客定員 一等 二八名

二等 三六名

三等 一八〇名

定期發着日時

〔港往〕行 鮮 滿				〔航復〕行 本 日			
雄基	羅津	清津	新潟	雄基	羅津	清津	新潟
着	發	着	發	着	發	着	發
午後六時	同	午後四時	午後二時	午前八時	午後一時半	同	午前八時
五日	五日	五日	五日	十一日	九日	九日	十一日
十五日	十五日	十五日	十五日	廿一日	十九日	十九日	廿一日
廿五日	廿五日	廿五日	廿三日	一日	廿九日	廿九日	一日
日 時				日 時			
每三日				每九日			

【清津、雄基港廿九日發新潟着は大の月卅一日。清津發二月定期は昭和十一年に限り廿八日發。日本海横斷時間往航四十一時間、復航三十九時間、公定速力十五・五浬、實際速力十二浬位】

【乘下船】 乗船には出帆時刻より一時間以前に乘込まれるのが便利である。

【新潟】 縣營埠頭に本船を横附にする。埠頭には同社代理店の出張所並に待合所がある。尙出帆當日及前日は新潟驛へ同社の案内人及赤帽が迎する。驛は新潟驛と沼垂驛と二つあり、沼垂驛は埠頭に近いが急行は停車しない。埠頭から新潟驛迄は自動車で約七分、沼垂驛迄は徒歩で約七分を要する。

【清津】 岸壁に横附になる。埠頭と清津驛の間はバスがある。料金は十錢均一、約五分間を要す。

【雄基・羅津】 兩港とも當分の間小蒸汽船又は艇により乗降、但し船賃は同社にて負擔。

(二) 朝鮮郵船株式會社ライン

同社は従來北鮮、北陸沿岸の航路を開き、東北——滿洲——北鮮——北陸相互間の運輸交通に資するところ少くなかつた。日滿の關係愈々緊密なる今日、彼我交通機關の整備は最大急務であり、且つ吉會線の全通、羅津港の築港等は北鮮をして滿洲東北地方の海運をも擔當させることとなり、同社はこの重大使命を遂行すべく今般朝鮮總督府の命令(補助金二萬圓)を受けて北鮮新潟線を四月から創設した。當時就航船新京丸はペンキ塗替、其他不完全箇所設備をなし晴の航海の用意中であつたので、其間慶安丸(總噸數二、〇九一噸、重量噸數三、〇三〇噸、速力十三・五浬、特等三二人、並等五〇人)が二回代航、新京丸が紅の船腹を海上鏡の如き本港灣頭に浮べたのは櫻花爛漫の四月廿五日であつた。同月廿七日には五色のテープに英姿を包まれながら、日滿連絡の使命を帯びて一路清津へと出帆した。

朝鮮總督府命令航路 朝鮮總督府鐵道局  
陸軍運輸部御用航路 滿鐵鐵路總局北鮮北鮮新潟線  
鐵道管理局線連絡

就航船

新 京 丸

總噸數

二、六七六噸

重量噸數

四、一〇二噸

旅客定員

速力 一三・五浬

一等 四室

一二名

二等 一室

二八名

二等 三室

五名

三等 三室

一二八名

定期發着日時

次の表は大體前の嶋谷汽船鮮海丸の發着日と大同小異で、鮮海丸新潟發を往航雄基發とただけである。

〔航往〕		本 日		〔航復〕		鮮 滿	
新 潟	清 津	羅 津	雄 基	雄 基	羅 津	清 津	新 潟
着	發	發	發	着	發	發	發
正午十二時	午後五時	同 九時	午前八時	午後七時	同 二時	同 八時	午前十一時
五日	三日	三日	月三日	九日	九日	九日	七日
十五日	十三日	十三日	十三日	九日	十九日	十九日	十七日
廿五日	廿三日	廿三日	廿三日	九日	十九日	十九日	廿七日
				廿九日	廿九日	廿九日	廿七日

日本海横斷時間往航四十三時間、復航四十五時間、公定速力十三・五浬であるが實際速力十一浬位である。

乗船下船 乗船は他港同様出帆一時間前になす方が便利。

【新 潟】 縣營埠頭に本船を横附にする。埠頭には同社代理店新潟港運送會社並に待合所がある。入港、出帆當日には

同社の案内人が埠頭と驛の間を送迎をする。

【清 津】 嘉義丸同様。

【雄基・羅津】 嘉義丸同様。

第二章 運 賃

船客運賃

本表は三等運賃、二等は本表の二倍、一等は本表の三倍

新 潟	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇
清 津	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇
羅 津	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
雄 基			

一、食 事

各等とも當分の間和食（但し新京丸では一等客にして希望の者には洋食を差上げる）

二、小兒運賃

十二歳未満半額、四歳未満は附添人（大人）一人に對し一人限無賃、其他一人毎に四分の一額宛の運賃を要す。

三、割引規定

軍人、外交官等相當廣汎に互つて居るので省略。

四、往復切符

通用期間六十日、運賃二割引を以て發賣。

五、團體割引

普通團體、特別團體の二つに分れ、各十名以上より左の通り夫々運賃の割引がある。

學校教職員	十名以上	二十名以上	三十名以上	五十名以上	百名以上	二百名以上
學生	二割五〇	二・五〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇
生徒	一・五〇	一・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇
普通	一・五〇	二・〇〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇

(學生、生徒は三等に限る)

手荷物

手荷物の無賃制限量は下の通りで(小児は半量)超過運賃は日本海汽船と朝鮮郵船で異なる。日本海汽船は社船制限量を超過するときは遠近を問はず片道一才(三・五疋)を増す毎に金十五錢宛徴収す。船車連絡の場合は鐵道規則による。朝鮮郵船では制限量を超過する時は片道三疋迄十錢、五疋迄十五錢、十疋迄廿五錢、十五疋迄卅五錢、廿疋迄四十五錢、廿五疋迄五十五錢、卅疋迄六拾五錢、卅疋以上は一疋を増す毎に金二錢宛申受ける。

等級	社船制限量	船車連絡の場合に於ける社船制限量
一等	六〇疋又は二〇才	六〇
二等	四〇疋又は十五才	四〇
三等	三〇疋又は一〇才	三〇

又同社では省線との船車連絡がないので手荷物は新潟驛と埠頭の場合是一個に付大十五錢、小十錢、沼垂驛と埠頭との間は一個大十錢、小五錢の料金で運搬する。左の物品は手荷物としての取扱をしない。

家具、商品、及臭氣を發するもの、蓆包、菰包、長尺物、重量品、形態粗大荷造粗雑なもの、寶石類、金銀金錢、有價證券、美術品等の貴重品。

小荷物

日本海汽船で各線主要驛又は同社新潟、雄基、清津各代理店に小荷物を託送すれば低廉なる運賃で着地

配達附船車連絡運送の取扱ひをなす。

貨物運賃

貨物の公定運賃は左の通りである。而し海運業には慣習上この外實際運賃(一名認可運賃)なるものがあり、この實際運賃は公定運賃より幾分安く、その程度は貨物に依つて異なる。例へば新潟の梨の如きは特産物として運賃が割安である。船車連帶運輸なるときは鐵道規定に従ふ。

(りよ港境一津宮一鶴舞一鶴舞新一賀敦一木伏一潟新)

番號	品名	單位	雄基、清津、羅津、城津、西湖津、元山行	前津、新浦、魚大津行
一	原價取(一噸の價格千圓以上)	に百圓付	●九〇	一・四〇
二	雜貨一級品(一噸の價格三百圓以上のもの)	一噸	六・〇〇	七・八〇
三	雜貨二級品(一噸の價格三百圓未満のもの)	一噸	四・八〇	六・五〇
四	最低運賃	一件	●九〇	一・五〇
五	漁網、綿糸、メリヤス、綿製品、人絹布	一噸	五・八〇	七・六〇
六	ロープ、洋紙、砂糖、小麦粉	一噸	五・四〇	七・一〇
七	生果、野菜、生鹽干魚、乾物	一噸	四・八〇	六・五〇
八	古新聞紙、麻袋、竹材、石材、瓦、石粉、セメント、薬製品、綿、ホロ、木材、安物硝子器、陶器、打綿、切干、ビール、サイダー、清酒、清酢、味噌、醬油、漬物、罐詰	一噸	四・五〇	六・〇〇
九	酸素、揮發油類、	一噸	五・〇〇	六・七〇
十		最低	二・五〇	三・五〇

(事の持主荷費續接は合場む積てに續接を行岸沿)

(昭和十年八月改訂)

第三章 税 關

税關では旅行に必要な手廻品以外は課税するのを原則としてゐる、「安い」「珍しい」で買って課税され、高い土産になつた例は澤山ある。

検査 旅客の携帶品は左の區分に依り税關の検査を受けねばならぬ。

(イ) 兩社船には常時税關の請願監吏が乗船して居り、新潟から北鮮へ行く場合は船中で、此の反對の場合は新潟で検査を受ける。

(ロ) 京圖線經由の場合には圖們驛又は上三峰驛で携帶品は車中で、託送品手荷物には驛ホーム検査所で検査を受ける。

(ハ) 安東驛經由の場合には安東驛で、携帶品託送手荷物は前記同様。尙此の反對の場合は普蘭店以南の列車で受ける。

高價品 滿洲から内地へ行く場合、毛皮、寫眞機、麻雀、雙眼鏡、寶石類等は高率の輸入税を課せられ、骨牌類は本關税の外麻雀は一組に付三圓、トランプ類は一組に付五十錢の骨牌税が課せられる。

煙 草 煙草は自用品と認められたる場合に限り左記數量は免税されるが検査の認印を受けねばならぬ。

葉卷五十本

紙卷一百本 一人に付何れか一種に限る。

刻 三十枚

但し葉卷紙卷兩方の場合は半量は認めらる。

菓子及織物、左記品は何れも税關吏の認定であるから之を定量として主張する事出来ないが、此の程度なら先づ免税として許される。

砂糖、菓子類——合せて十斤位迄

ロシヤ餡——三罐位迄

支那の織物 絹 細 一反

絹 織 十尺

一人に付何れか一品。

緞 子 十尺

支那素麵——十斤迄

甘栗——七百枚位迄

第二章 船 車 連 絡 運 輸

新潟——北鮮線はその所要時間の點より見ても、其の經費の點を比較しても、他の何れの徑路より最も便利である。この口滿連絡最捷路も従來は鐵道、船舶と二重三重に切符を購入する煩はしさがあつた。鳴谷汽船ではこの不便を省く爲め鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、北鮮鐵道管理局、鐵路總局、滿鐵と交渉の結果、昭和九年八月十一日より旅客の船車連帶運輸を開始し、内地と朝鮮、滿洲各地間の汽船、汽車の乗繼を得せしめ、其の都度切符購入、手荷物預換等の煩を除き得て名實共に國際交通路となした。

即ち連帶車船券一枚で日鮮滿間主要驛の間は何等の手数なく目的地に行かれ、又手荷物は當初の乗車船地に預ければ目的地迄は容易に到着する等、非常に便利となつた。連絡乗車船券には二、三、四線及五線の各券がある。二線とは鐵道省線、日本海橫斷線間の連絡を云ひ(例へば東京より清津迄の如く)三線とは鐵道省、日本海橫斷線、北鮮鐵道管海理局線(滿鐵北鮮線)の三線間の連絡にして(例へば仙臺より新潟——清津——會寧間の如く)四線とは鐵道省、日本汽船(本年三月迄鳴谷)滿鐵北鮮鐵道管理局、鐵路總局の四線間の連絡、又は省線、日本海汽船線、滿鐵北鮮線、朝鮮總督府鐵道局線間の連絡を云ひ(例へば函館——新潟——清津——南陽——新京迄連絡の如く)五線連絡乗車船券とは省線日本海汽船線、滿鐵北鮮線、滿洲國鐵道並に滿鐵の五線間の連絡(例へば長岡——新潟——清津——新京——奉天の如く)に用ふる切符である。

連絡乗車船券は「内地——朝鮮」二、三線又は四線、及「内地——滿洲」四、五線の連絡區別に依り、各線主要驛(多くあるを以て省略)及新潟、清津、雄基、羅津各同社代理店各地ジャパントリーストビュローで發賣す。尙切符購入の際は必ず「新潟經由」と指定しないと高價につく事あるを以て注意されたい。

この船車連絡は嶋谷汽船により前述の如く昭和九年八月十一日から開始した。其の第一便は十三日出帆の鮮海丸で乗客四十五名、連帯切符購入者十六名、其中連帯切符をイの一番で購入した人は二等客では我が一柳學校長であつた。本年(昭和十年)三月末を以て北鮮航路を日本海汽船が代つて繼承し、現在は嘉義丸をして船車連絡をも繼承せしめてゐる。貨物の船車連絡は北鮮鐵道管理局各線各驛とは十年一月一日より、又朝鮮鐵道、滿洲國鐵道、滿鐵線各驛とは四月一日から實施され、七月一日からは省線との連絡も可能となり、貨物の連絡も實現した。一方朝鮮郵船經營、朝鮮總督府命令の「北鮮新潟線」は朝鮮總督府鐵道局、滿鐵、鐵道總局、北鮮鐵道管理局各線と就航船新京丸を以て船車連絡を昭和十年七月一日より開始した。而し鐵道省との連絡は交渉中なるも未だ實現されて居ない。當局では事務的見地から一航路一會社と定め、他の會社の連絡は許可しない模様で先づ不可能と云つてよいだらう。

既述の如く(本年)十年四月一日から日本海汽船により貨物の連絡が實施せられ、手数を要せず目的地に到達し得ることになつたが、現在のところ尙ほ貨物の船車連絡は餘り利用されてゐない。今連絡地よりの船車連絡時間を掲げて見るに嘉義丸は毎月三ノ日午後二時新潟港出帆、清津港着は五の日午前七時着、雄基は五の日午後六時着、新京丸は毎月七の日午前十一時本港發、九の日午前八時清津着、同日午後七時雄基着なれば日本より北鮮滿洲行は次の如く。

【日本】より……………朝鮮・滿洲國行……………【滿鮮】

新 潟	着 車 時刻	始 發 驛	發 車 時刻	接 續 其 他
六・二五	新 津	發 車	五・四〇	
六・五七	新 津	發 車	六・三〇	
七・三五	東京(上野)	發 車	前日一〇・三五(上)	新發田、日出谷より新津乗換
八・四一	村 上	發 車	六・四七(羽)	青森(急)より新津乗換

着 驛	着 車 時刻	行 先 驛	發 車 時刻	接 續 其 他
九・二一	東京(上野)	發 車	前日一・三〇(上)	柏崎より長岡乗換
一〇・二一	東京(上野)	發 車	前日一・一五(盤)	酒田より新津乗換 仙臺より郡山乗換
一〇・五五	水 上	發 車	六・〇〇(上)	新井より長岡乗換
〇・二二	名古屋(上野)	發 車	前日九・四〇(中)	羽後本莊より新津乗換
一・二三	郡 山	發 車	八・〇五(盤)	上野(信)高崎(上)及び大阪より新津乗換

三〇六以後省略、白山驛着も省略

清 津 驛 發	發 車 時刻	行 先 驛	着 車 時刻	接 續 其 他
六・一五	新 北 青	發 車	一〇・四五	京城より輪城乗換雄基行
七・二八	輪 城	發 車	七・三八	
八・一〇	朱 乙	發 車	一〇・一五	
一〇・一五	京 城	發 車	翌六・五五	南陽乗換敦化行
一〇・二八	雄 基	發 車	一〇・五五	
〇・一〇	城 津	發 車	九・一五	圖們乗換新京行
一・三五	圖 們	發 車	八・一一	
五・〇〇	城 津	發 車	一〇・一〇	拉法乗換ハルビン行 吉林乗換奉天行
六・一〇	新 京	發 車	翌一・三二	
六・五〇	明 川	發 車	一一・五五	
七・三五	上 三 峰	發 車	翌〇・一一	
九・五〇	輪 城	發 車	一〇・〇二	輪城乗換京城(急)行

(細數字は午前、太數字は午後)



雄 基 驛 發		發 車 時 刻	行 先 驛 着 車 時 刻	接 續 其 他
六〇〇	清 津	七二〇	南陽乘換敦化行	
一〇一〇	(南洋着)	(一一〇二)	南陽乘換朝陽川行	
急二四〇	會 寧	六三五		
	(南洋着)	(三三八)		
五二〇	京 城	翌二一五	敦化より南陽乘換輪城乘換清津行	
	(南陽着)	(六〇〇)		
七三〇	圖 們	一〇四〇	圖們乘換新京行	
	(南陽着)	(一〇〇二)	圖們發後 一一〇〇	
	圖 們	翌〇四〇	新京着翌前 一一三二	
	(南陽着)	(〇〇八)	新京行圖們發前六二〇	
	圖 們		新京着後九一六	

嘉義丸は午後二時新潟港出帆であるので右記の列車と連絡出来る。しかし新京丸は午前十一時出帆なれば一〇・二一着列車以前しか連絡出来ず、清津着嘉義丸は午前七時なれば午前七時三十八分以後、新京丸は午前八時着につき午前八時十分以後船車連絡便を有す。雄基は兩船とも同日七時三十分發列車にしか間に合はぬ。

【新京丸は省線との連絡實現出来ないので、各地より新潟迄の切符を買ひ、新たに新潟港より鮮滿行の切符を買はねばならぬ】

滿鮮より日本内地行は嘉義丸毎月九の日午前九時雄基發、同日午後五時清津發、新潟港へは毎月十一日午前八時着、

新京丸は毎月三の日午前六時雄基發、同日清津發午後五時、五の日正午新潟着なれば次の如し。

【滿 鮮】より……………日本内地行……………【日 本】

雄 基 驛 着		着 車 時 刻	始 發 驛 發 車 時 刻	接 續 其 他
九三五	圖 們	三〇四	新京より圖們乘換	
二〇五	會 寧	五三五		
	(南洋着)	(八〇五)		
三三〇	京 城	前日三〇	新京より南陽乘換	
	(南洋着)	(〇〇一)		
七三五	圖 們	一五七		
	(南洋着)	(一五六)		
一〇五	清 津	一〇六	敦化より南陽乘換	
	(南洋着)	(五〇四)		

清 津 驛 着		着 車 時 刻	始 發 驛 發 車 時 刻	接 續 其 他
九三五	上 三 峰	五〇〇	輪城、清津間列車本表の外に毎日七往復あり	
一〇〇	明 川	五〇五		
一〇五	圖 們	六〇〇		
二〇五	乙 津	六〇五		
三〇五	新 京	六〇〇	ハルビンより拉法乘換	
四〇五	京 城	六〇五	奉天より吉林乘換	
五〇五	雄 基	六〇〇	奉天釜山より京城乘換	
六〇五	前 日	六〇〇		
七〇五	明 川	六〇五		
八〇五	輪 城	六〇〇		
九〇五	前 日	六〇五		
一〇〇	輪 城	六〇〇		

新 列 車		着 車 時 刻	始 發 驛	發 車 時 刻	接 續 其 他
八二〇	秋 田	三五七	新津乘換郡山、長岡行		
九二五	東 京(上野)	後五五九(上)	新津乘換村上行		
		後二四五(信)	直江津乘換米原行		
一〇二四	郡 山	三四二	郡山乘換仙臺、上野行		
一一〇七	高 崎	一一四八	新津乘換青森行		
〇三〇	郡 山	五五二	長岡乘換上野(上)行		
急一・一五	東 京(上野)	八三〇(上)	郡山乘換仙臺、上野行		

發	刻	表	時	時
		驟	濁	
一・五五			東	後一〇・四八(上)
二・三三		郡	京(上野)阪	登前七・三一(北)
四・〇〇		新	古	九・一一
四・五〇		日	津屋	登前七・一四
六・〇〇		東	出	四・三三
七・二〇		東	谷	七・〇四
八・三〇		東	登	七・三〇(信)
九・三〇		東	登	六・二一(盤)
一〇・五五		新	登	五・三九(上)
		津	登	六・三四(上)
				一一・三三

(細字は午前、太字は午後)

(新潟驟發八・二九分前省略、白山驟發省略)

嘉義丸は雄基發は同日なし、清津發は午後四時四十分迄船車連絡便がある。新京丸に連絡すべき同日雄基着列車なし。清津着は午後四時四十分迄船車連絡出来る。新潟は嘉義丸右記表全部、新京丸は〇・三十分より連絡の便がある。

船車連帶運賃概算表 (各三等、單位圓)

一、主要驛、新京間

旭川	約三六・六七	札幌	約三五・七七	小樽	約三五・五四
----	--------	----	--------	----	--------

二、主要驛、哈爾濱間 (主要驛、新京又はハルビン間に約あるは滿鐵線は勿論邦貨で差支へないが、國有線は國幣で收受されてゐるので換算率の都合上多少の變動あり)

函館	三三・七〇	青森	三一・九五	仙臺	三〇・五九
秋田	三〇・二七	山形	三〇・一四	水戸	三一・〇六
新田	二六・六〇	千葉	三一・九五	東京(上野)	三〇・七一
新潟	三一・八八	横須賀	三二・一五	静岡	三三・一二
	二八・二〇	横濱	三三・四五		三三・三四

以上の如く東京—新京間は新潟經由嘉義丸乗船の場合は毎月二の日上野驛午後十一時三十分發、上越經由新潟着は三日の日前九時三十分、同日午後二時乗船新潟港を發し、清津港へは毎月五の日前七時上陸、當日午後六時十分清津乗車、六の日前十一時半滿洲國帝都に到着する。東京新潟間(普通列車)所用時間九時五十分、新潟清津間四十一時間、清津新京間十七時間二十二分、乗車時間合計六十八時間十三分(二晝夜二十時間十三分)新潟清津間四十九分、清津滞在十一時間十分を加へて、兩端邦帝都間一、八九九分を三晝夜十二時間二分(八十四時間二分)で結ぶ。新京丸乗船の場合は毎月六の日後十一時三十分上野驟發新潟着七の日前九時三十分當日午前十一時乗船、九

の日午前八時清津着、同日午後六時十分發、新京着は十の日午前十一時三十分であつて、日本海横斷時間四十五時間で乗車船合計三晝夜二分、新潟滞在一時間三十八分、清津滞在十時間十分を合せて東京新京間は三晝夜十二時間二分で嘉義丸と同一である。

滿州國首都より帝都へは、嘉義丸乗船の時は毎八の日午後六時五十分首都發、九の日午後三時十分清津發着當日午後五時清津港を發し、新潟港上陸は一日午前八時次いですぐ午前九時二十五分の列車に乗つて上越線經由同日五時五十分東京のネオンサインを見る。しかして新京清津間は二十時間十一分、日本海横斷三十九時間、新潟上野間は八時間三十四分、滞在時間新潟一時二十五分、清津一時間五十分を合せて僅か約三十四時間七十一分にして兩都を二晝夜二十三時間で突破する。新京丸乗船の時は毎二の日午後六時五十分新京發、三の日午後三時十分清津着、當日午後五時出帆新潟着は五の日正午直ぐ午後一時十五分の上野行急行に乗り、上越線經由同日午後八時三十分著で清津新潟間は四十三時間、新潟東京間は七時間十五分、新潟滞在一時間十五分、清津滞在一時間五十分合せて所用時間三晝夜一時間三十一分である。最後に團體割引を挙げる。

線省	滿洲國線		滿鐵線		十人以上	二十人以上	三十人以上	五十人以上	百人以上	二百人以上	三百人以上
	普通	學生	普通	學生							
朝鮮	三、〇〇	五、〇〇	三、〇〇	五、〇〇	六割〇〇	六割〇〇	六割二五	五、〇〇	六割二五	五、〇〇	六割七五
滿洲	三、〇〇	五、〇〇	三、〇〇	五、〇〇	六割〇〇	六割〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	六、〇〇

【附】 滿鐵を初め滿洲國內の各鐵道は一日二十四時間制を採用し時刻表もすべてこれに據つてゐる。即ち十五時發は午前三時發となる、又滿洲の標準時は内地及朝鮮時間より一時間遅れてゐるから圖們で時計の針を戻さねばならぬ。

第三章 北鮮諸港貿易並に乗降旅客統計

北鮮定期開設より六ヶ年間の北鮮貿易表

年別	數量		價格		移出	移入		合計
	數量	價格	數量	價格		數量	價格	
昭和四年	二、五四五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	三、六三三	一、四九九	六、一七七	
昭和五年	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇	九、六七五	八六二	一〇、七七七	
昭和六年	三、七九五	三、七九五	三、七九五	三、七九五	三、六六三	二、二九一	四〇、四五九	
昭和七年	六、八四一	六、八四一	六、八四一	六、八四一	四一、五五四	二、六八六	四八、三九六	
昭和八年	四、五五〇	四、五五〇	四、五五〇	四、五五〇	二、六八六	一、八一	三、一四一	
昭和九年	一〇、九三一	一〇、九三一	一〇、九三一	一〇、九三一	四〇、八四四	二、	五一、七七六	

移		入	移	出
港名	數量	元山港	興南港 西湖津港 漁大津港 新浦港 城津港 清津港 雄基港	清津港 城津港 西湖津港 元山港 興南港
雄基港	八四〇、六噸	三、四二七、五	二〇四、八噸	一、一二〇、四
羅津港	二、六三九、九	一、三三、一八五	一一六、一四一噸	一、四一、三五〇
清津港	四、五九、二	四、二九八、二	七三一、八	一、二四、三二〇
城津港	五、五九、二	一、三八九、四	二五一、四	一、九二、三
西湖津港	五五一、二	二、九七六、五	一五〇	九、九六、九
港名	昭七	昭八	昭五	昭六
數量	二、五八二、八	四、二九八、二	二、四二、五	二、八二、一
價格	五六、六九八圓	三七一、三六五	一、二四五圓	二、四五、五
數量	二、二二三、九	一、二〇〇、四二	二、二八九、五	一、〇八二、一
價格	一八六、三九三	一一七、五三一	一、二七五	二、八九、九
數量	二、八七八、七	一、二〇〇、四二	二、〇四、五	一、八三、三
價格	二六、九八〇	一、二〇〇、四二	一、四四、一〇九	四、〇六一
數量	八三三、三	二、五五五、七	二、二六七、八	一、三三、三
價格	三一、二一二	二、五五五、七	二、二六七、八	七二八、三四八
數量	二、一九、九	一、一三、二七九、四	二、〇八二、一	六、九、二八三
價格	二〇、四八八	一、一三、二七九、四	二、〇八二、一	一、三三、三
數量	五、八、四七二	二、五五五、七	二、〇八二、一	一、〇八二、一
價格	五、八、四七二	二、五五五、七	二、〇八二、一	一、〇八二、一
數量	三、一八、七	二、五五五、七	二、〇八二、一	一、〇八二、一
價格	六、二〇〇	二、五五五、七	二、〇八二、一	一、〇八二、一

年	價格	數量
年八	六、二、六七九	三、四〇一、七七〇
昭九和	一、四、四九七、八	四、五、五四八、六
價格	九三四、五二七	三、一三七、〇一六
數量	四、〇七一、五四三	六、〇〇四、六

旅客三箇年比較表

年次	乘客	降客	合計
昭和七年	五人	一八人	二三人
昭和八年	九〇九	一、一四五	二、〇五四
昭和九年	一、九九〇	一、四六五	三、四五五

主要取引港別 (昭和四年—昭和九年) 各港比較表

移	港名	昭和四年	昭和五年	昭和六年
雄基港	數量	一三四、六噸	七、二七二噸	二二七、九噸
羅津港	價格	一圓	七、二七二圓	一一、一五九圓



魚	三二、九二五	セメント	七七七・七	一五、五五四
礬	六〇八、四七二	陶器	二五六・五	二〇、五五二
硫	五三七、五九二	雜貨	六四三	三、八五八
磷	四、一六三	計	二六、六三〇・一	一、九八五、八〇三
安	六、五九三	合		
安	一、二五五・一			
燕				
麥				

四、昭和十年一月—六月迄の旅客表

月次	乗客	降客	合計
一月	一一六	五八	一七四
二月	一一五	七八	一九三
三月	二五〇	七八	三二八
四月	三七五	一六六	五四一
五月	二九〇	一八〇	四七〇
六月	二七〇	一四九	四一九
合計	一、二一七	七〇九	一、八二六

(未完……昭和十年九月)

## 新津油田に就いて

盛山文質

### 新津油田見學記

- 第一、概説
- 第二、新津油田の位置
- 第三、新津油田の沿革
- 第四、地質、油質及特徴
- 第五、鑿井及油井建設費
- 第六、探掘量及天然瓦斯
- 第七、經營者
- 第八、原油の輸送及販賣
- 第九、労働關係
- 第十、試掘獎勵に就いて

### 序

申す迄もなく、我が越後は古來石油の國である。そこで我々新潟縣に住むものとしては石油業に就いての一般常識を具へ置くといふことは極めて意義あることである。而し本縣の石油業に關する調査は事甚だ廣範圍に互るを以て、本稿は特に新津油田といふ小範圍に限り、然も原油の販賣に至る過程迄の調査に止めた。調査は日石新津鑛場の御親切なる御援助によつた。

## 新津油田見學記

昭和十年八月二十四日 晴

小田島先生と共に、新津郊外新關村大字小口にある日石新津鑛場に、油田の實地見學に出掛けた。

午前八時、新津驛前で五泉行のバスを拾ふ。停車場通、四ノ丁、三ノ丁、二ノ丁として一ノ丁と自動車はゲン／＼スピードを出し、やがて左に折れて五泉街道にさしかゝる。能代川の南側に沿うて走つてゐる。右手には秋葉山が青々とした晩夏松の濃緑を見せ、白い雲がその後にはつきりと浮いてゐる。左手には小學校の屋根がきら／＼朝日を受けて輝き前に能代川をひかへて構へてゐる。

道は帯の如くにうね／＼と曲つて、兩側に人家や油に穢れた製油所、製繩所が並んでゐるが、砂利道ではなく可成りよい道路だ。朝風が氣持よく上衣の上から體をかすめて吹き過ぎてゆく。ふと窓の外へ目をやると、右手の小高い山々の斜面や頂上に澤山の油井櫓がそびえ立つて、ぎい／＼と盛んに採油してゐる。又左手の田圃の中にも、やはり此處彼處に油井櫓が立つてゐて、早や我が新津油田の小口方面の活氣を、遠くからながらも味ふ事が出来るのだつた。

自動車はやがて鐵道の踏切を横ぎり、更に右手の新津温泉を過ぎて、兩側木立のうす暗い道にさしかゝつた。涼しい風が吹いて來て夏とは思はれないやうな快さである。

我々はなんどかいふ橋のたもとで自動車を捨て、右の方の小路を進んだ。此の邊へは前に一、二度來た事がある。事務所はこゝから約三十分ばかり行つた處にある。左手の川に沿うて並木の下を縫ふ様にして行く。ちい／＼とそろそろ蟬の鳴くのが聞え出した。自動車から降りて急に暑い日光を受けたので、もう汗がにじむやうだ。右手は崖となつてゐるその上に雑木が茂り、道路の上迄被うてゐる所もある。時々人家も見えるが、全く人通りがない。左手の川には此の邊の子供達が、水を浴びて騒いでゐる。がや／＼騒いでゐる子供達も目新しい我々に注目をしてゐる。

空は全く澄みきつて、はるか向ふの山から何かの煙がかすかに上つてゐる。路は至極平坦で樂なものだつた。蟬の聲にまじつて、時々小鳥の聲も聞えてくる。その他しーんとして何も聞えない。まるでどこか山奥にでも這入つた氣持だ。「今年は忙がしくて郷里の方にも歸らなかつたが、全くこんな處へ來ると山奥の田舎へでも旅行した様な氣持がする」と、先生は言つて居られたが尤もな事だ。路を右手に曲り百米ばかり小店の續いた村を通り過ぎると、急にからりとした處に出た。前方には、高さ六、七十米ばかりの小高い山が五つ六つ重なり合つて、いづれも松の木で青々としてゐる。その間に會社の寄宿舎らしい建物が見える。こゝからはもう事務所もすぐだつた。又向ふ方には汲みとつた原油を運ぶのらしいトロッコの線路が幾本も見える。前の山のふもとから我々の足下迄つと續いてゐる田圃の水にはいくらかの油氣がはいるやうだが、別に稻には差支へないのだらうかなと思つてもみた。

日は益々高く、空には雲もない、時々びい／＼と小鳥が三、四羽向ふの山へ飛んで行くのが見える。いかにも靜かな夏の晝である。前方の坂からリヤカーに石油罐を一ぱい積み込んで、二人の女の人が引いて來た。この邊の個人經營の石油會社では、汲み取つた石油をトロッコ又は鐵管で製油所迄運ぶ事をしないで、かうして車で運んでゐる。

間もなく目的の日石事務所に着いた。左手には機械工場らしい建物が二棟、中に澤山の機械を動かしながら職工が働いてゐる。正面の玄關から這入つて、主任の大庭さんや村山さんなどに一通り挨拶を述べ、いよ／＼大庭さんを卓子の向ふに圍んで質問を始める。一方村山さんには面倒でもいよ／＼の統計や調査事項なきを別紙に記していたとく。向ふ側には社の人々が七、八人一生懸命に事務をこつて居られる。皆忙しうだ。豫定の調査を全部終へいよ／＼實際の採油狀況見學の爲め、中村さんといふ人から案内をしてもらふ事にして事務所を出發する。

トロッコ線路に沿うて崖の下を進む。この邊一體青葉でうづまつてゐるかの如く多くの雑木が茂つてゐる。十米ばかり坂を登ると櫓が一本立つてゐて、丁度其時は採油をしてゐなかつた。案内者の説明によれば、採油の時汲みとる鐵管のところに、油と一緒に砂が吸ひ上げられるので、一定期間の後には懸うして採油を休んでそれを掃除しなければならな

ならないさうである。大きな太い綱を輪からはづして二人の職工が一生懸命に機械をいちづてゐた。こゝで一通り機械の説明をうけて次へ進む。約三十米ばかり行くとい長いトンネルがあつた。トンネル内の上方の岩には水が一ぱいに濕めてゐて、時々はたり／＼と落ちてくる。又苦が生えてゐるのも暗いながら少し見えた。聲を出すのが／＼と非常にひびく。それは約百米もあつたかも知れない。真中頃へ来た時には足もとが見えず、危ないやうだつた。トンネルを出ると急に日光にあたつて目がまぶしい。丁度そこには綱式の採油井が立つてゐた。ギイ／＼といふ音と共に、自動式にポンピングタワーと稱する機械によつて、遠くから綱が引つぱられたり、のばされたりしてゐて、それによつて鐵管にはまつてゐる鐵棒のやうなのがポンプ式に油を汲み取つてゐるのだ。この綱式油井は當油田に一番多く、あちらこちらに目につく油井は大抵これである。一石入れ位の桶が地にうづめられてゐて、汲みとられた油がちよろ／＼とその中に注ぎこまれ白い泡をたてゝゐる。そしてこの桶が油で一ぱいになると自動式に他の大きなタンクに移される。こゝのやうな小さな槽では一日一石そこ／＼ださうだが、全體を合せるとやはり一日數百石の大量になるといふ。

こゝからは、すつと下り坂になつてゐる。この邊一體の山の坂には全部丸太を横にして段を拵へ、危険の無いやうに立派な道が作つてある。兩側は一面雜木林で、其間に綱式油井が非常に多く、綱を支へてゐる杭がギイ／＼音をたて、何十本となく前後へと動いてゐる。まるで體操でもしてゐるやうな光景は又たく面白い。この雜木林の頂上に大きな一棟の工場（ポンピングタワー）があつて、内に物凄く騒音をたて、機械が回轉してゐる。中村さんの説明もハッキリ判からない程だつた。静かな山の中に突然こんな大仕掛の機械が然も側には番人も居らずに獨りて廻つて居るのを見て、意外の感に打たれた。大きな車の様なものが横になつてグル／＼廻ると、その軸の方に澤山の綱が附いて、それが此の工場から坂を登り、或は下り、又水平に動いて、丁度工合よく綱と綱とが互にからまることもなく、引張られたり、延ばされたりして、各綱式油井のポンプを動かしてゐるのである。その向ふ側には、このポンピングタワーを動かす發動機が据え附けられてあつた。長い數本のベルトがこゝからポンピングタワーに續いてゐる。この發動機は當地方から出

る石油の天然瓦斯によつて動かされ、約三十馬力と聞いた。

此處を出て、なだらかな坂を上ると、この附近一帶に大きな鐵管でタンクの中にドシ／＼原油が注ぎ込まれたり、もの凄く音をたて、單獨汲装置による油井槽が立ち並んでゐる。實際盛なものであつた。

その中我々の立寄つた油井槽は大正七、八年頃からすつと續けて採油され、丁度カタバルトの先端のやうな形をしたものが上下に運動して、中心にある鐵管から油を汲みとるやうな仕掛になつてゐる。その鐵管の側にはガスを汲みとる装置があつた。こゝで採油されたものは左側にある鐵桶に注ぎこまれ、大きな桶が二つとも八分通りも這入つて、壓力計らしい装置が動いてゐる。ロータリー式の油井は綱式よりはすつと規模も大きく、又見るからに偉大で、産額なことも非常に多いさうである。

この邊で案内も終つたので中村さんにお禮をのべ、路を訊いてお別をする。歸は山路を通つて新津に歸る事にした。道は全く木蔭になつて日も當らず、坂を上つたり下つたりしてゐるうちにも、まだあちこちに槽が見える。山を下りて平坦な道にさしかゝる。こゝからはもう樂なものであつた。途中ガラスを造る家にさしかゝつた。四、五人の職工が管の先にガラスの器／＼に燐けたのをつけて、ふうつとふくらますと面白いやうに大きくなつて、ランプのホヤとなる。爐のそばには親方らしい人が坐つて、煙草をすひながら黙々と火加減を見てゐる。又向ふ側には、しくじつたのや、こはれたガラスを粉々に砕いて再び燐かしてゐるものもある。石油天然ガスを燃料に求めて、斯様な山の中に堀建小屋を設け、舊式のランプのホヤ等を作る爲めに眞赤に焼けた爐を前に、ふんごし一つで働らいてゐるこの人達の苦痛も、又大變なものだらうと思つた。こゝで少し休ませてもらつて、又出掛けた。もう秋葉山もちら／＼と見え出して來た。

## 第一、概 説

本縣の石油事業は我國の石油事業の濫觴で、明治以來我國資本主義の發達に貢献した功績も甚だ大であり、また我が



新潟市の今日の大事業たる硫酸製造業、鉄工業等の生みの親でもある。

今石油の古代人類に對する使用價值を見るに、當時原油は燈火其他の燃料としての用途を認められず、専ら防水、防腐劑としてのみ使用されてきたらしい。このことは小亞細亞地方又は古代ギリシヤ、ローマの廢墟や遺跡の中から發見し得る事實であるといふ。然るに其後次第に文化が發達して初めて防水、防腐劑的用途に甘んぜず、燈火用として進出するに至つたものである。我國に於ては明治二十年前後に至り、文政、寛政の時代から明治初年迄行はれて居た幼稚な製油法より漸く脱却して所謂石油業が勃興し、三十年頃迄には稍世人の注目を惹く事業となつた。之は石油の需要は主として燈油としての用途に向けられた爲めで、こゝに種油或は臘を照明界から驅逐し去つたのである。

其後四十年前後からは電氣、瓦斯の普及につれ、石油は一時その生命を奪はれるかと思はれたが、幸ひにも四十五年頃より飛行機、自動車及び改良漁船其の他の内燃機用燃料としての需要が勃然と起り、次で大正の初年に入つてからは鐵道院、海軍省、諸鑛山、諸工業會社及び、改良漁船の激増によつて、輕油、重油、機械油等の多大なる需要を喚起し漸くこゝに大事業となつた。

歐洲大戰の勃發以來、石油の用途は更に擴大し、軍艦、飛行機、飛行船、自動車、其の他の諸機械等國家攻防の軸ともなるべきものゝ大半は、石油の力によつて運轉せられ、こゝに石油は偉大なる力を發揮して、燈火的用途より、動力發生用燃料として再生したのであつた。

かやうに重要性を持つ石油は、廣く世界各地に跨つて散在してゐるのであるが、今日確認推定される石油埋藏量二百四十五億バレルの中、約九七%は北米、ソ聯、ヴェネゼーラ、ルーマニヤ以下の九箇國によつて占有せられてゐる。

石油は戰時必需の重要品で、國防計畫の根幹をなすものである。英、米、露の石油資本が實に世界の石油界を支配してゐるに反し、我國の如く石油資源に恵まれず、國內産油が全需要の一割にも充たない國では、國家の統制によつても戰時の爲めに國産石油の奨励をなし、又一定期間石油貯藏義務を強ふる必要がある。そこで從來外油の跳梁に對して

放任主義をとつてゐた我國も、燃料國策上國家統制の必要に醒め、運播き乍らもスペインの石油專賣法、フランスの石油統制法に倣つて昨年七月一日以降石油業法の實施をみるこゝとなつた。(滿洲國に於ても昨年十一月廿九日から石油專賣法が實施せられてゐる)  
現在我國全體の石油需要(民間)ざつと二百萬トン、その八割以上は主として英、米から輸入されてゐる。最近の我が需給統計を示せば

東京朝日新聞十年九月十四日(單位千兩)

本邦製造高	昭和八年	昭和九年
内國産	二七、五三五	三三、八三一
譯ヨリ入	五、三一八	六、五九六
製ヨリ入	二二、二一七	二七、二三五
製品輸入高	三九、九五七	四五、八八七
製品輸出高	七二二	一、二二五
全日本へノ供給	六六、七七〇	七八、四九三

(註一兩……九、五ガロン)

右表によつて見るに昭和九年の全國供給高は對前年に一割七分五厘の増加となつてゐる。

又石油製品中需要の中心は揮發油と重油で、機械油、輕油、燈油の順序となつてゐる。製品別の全供給高を見るに

揮發油	八 年	九 年
	二四、八九六	三〇、一三六

(單位千兩)

重油	二六、五三九	三一、七七七
機械油	五、四五八	六、四〇八
輕油	五、八二五	五、二九五
燈油	四、〇五二	四、八七七

右によるとガソリンは二割一分、重油は一割九分餘の増加を示し、輕油、燈油は却つて減少してゐる。  
次に我國の年産額を見るに、米國は世界原油年産額十四億九千七百萬バレルに對し、實に其の七割餘(約九億九百萬バレル)を産して世界第一位を占むるに比し、日本の年産額は彼の日産額に等しいと云ふ悲しむべき實狀にある。  
先づ内地油田を云へば

- 新潟縣
  - 西山、新津、大面、東山、頸城、小千谷の各油田
  - 秋田縣
  - 八橋、黒川、豊川、道川、旭川、濁川、雄物川、由利、南由利の各油田
  - 北海道
  - 石狩、厚真の二油田
  - 臺灣
  - 錦水、出礦坑、竹東の各油田
- で、その九割は日本石油會社の經營に屬し、一部日産系日本礦業(秋田、臺灣)小倉石油、中野興業、大日本石油礦業(秋田)の所屬油田となつてゐる。  
又海外油田としては日石、三井共同出資の南洋ボルネオ油田は未完成であり、滿洲國に於ける滿洲石油會社の油田開

發は遅々として進まず、露領北樺太の利權油田を數へる外はない。樺太油田の年産額十四、五萬トンは大部分海軍によつて購入せられ民間には渡つてゐない。而しこの油田も近年産額漸減するのみならず、試掘期限も明年末で打ち切らるる豫定で、目下北樺太石油會社では外務省を通じて期限延長を交渉中であるが、心細い次第である。  
斯く油源に乏しい我國では天然石油を補充して非常時に於ける自給自足、常時に於ける經濟的工業化を計るため、石炭低温乾餾工業及び液化工業漸く進み、又ガソリンに對してアルコールの混合や、木炭自動車の研究もなされつゝあるが、現在のところ採算困難であり、我國の石油問題即ち燃料國策も非常にむづかしい問題であると云はねばならぬ。

本邦石油産額

昭和元年	内地		臺灣	
	油	天然揮發油	油	天然揮發油
二年	二、六一五、八三五	一三八、五九五	二、五八五、三三三	二五、八五三
三年	二、五三七、三九四	二二八、二六九	二、五八五、三三三	七、九八二
四年	二、八三一、七五五	一六八、三五七	二、五八五、三三三	八、七八三
五年	三、〇七七、〇五五	一〇三、〇〇三	二、五八五、三三三	一八、五九三
六年	三、〇二八、〇八三	八八、六七五	二、五八五、三三三	七三、二三二
七年	二、九九六、〇一四	六八、一〇八	二、五八五、三三三	一八九、六六三
八年	二、九四六、七五四	五二、二一九	二、五八五、三三三	一二七、〇五六
九年	二、一八三、六二一	五七、九五八	二、五八五、三三三	六〇、五五二
九年	二、三一八、二一三		二、五八五、三三三	

内地は商工省鑛山局發表の重要鑛山量表より、臺灣は、總督府調査(但年額一百萬圓以上の物のみを集計)よりとる。單位は何れも噸。

### 第二、新津油田の位置

新潟縣の油田を總稱して越後油田といひ、北は新津方面より南は高田附近に迄達する極めて廣大な範圍に互る油田であつて、本邦に於ては最も早くから開發せられたものである。

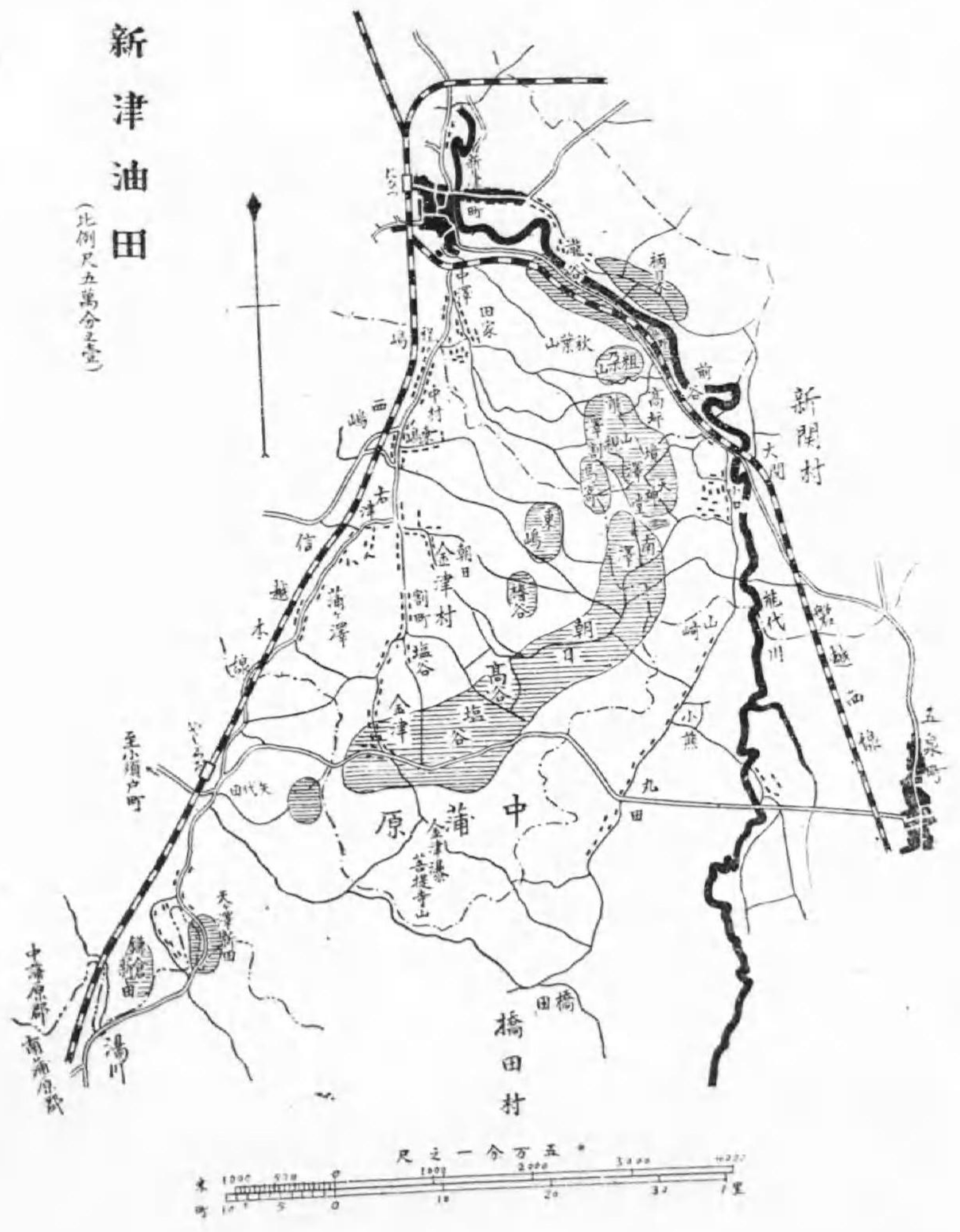
其の内主要なる油田の位置について調べて見ると、先づ西山油田は東山油田に對する呼稱で、長岡を中心として其の以西に在る山脈を西山と呼び、其間に分布する石油産地を西山油田といふ。そしてその名稱には廣狹二義があり、普通西山油田と稱するのは狹義の西山油田のことで、宮川油帯と、長嶺油帯とを指し、廣義の西山油田は前記の二油帯の外尼瀬油帯、七日市油帯、高町油帯等刈羽、三島の兩郡に跨る石油産地の總稱である。

高町油田は刈羽郡刈羽村に在り、柏崎町と西山油田との中間に位して、越後鐵道の荒濱、刈羽の兩驛に跨り、鐵道線路の兩側に發展した石油である。本邦に於ける殆んぢすべての油田は原油の浸出、瓦斯の露出等の表面徴候のある處に試掘して發見せられたものであるが、本油田の特徴として地表に石油及瓦斯の表面徴候殆んぢなく、全然地下の地層及地質構造が不明であつたといふことである。

東山油田は長岡の東方約二里の所に在る一帯の山脈に沿うて分布する産油地の總稱で、比禮、浦瀬、加津保澤、桂澤、朽澤、椿澤等の區域に發展してゐるものである。

大面油田は南蒲原郡大面村及本成寺村に發展した油田で、信越線帶織驛の東方約一里の處が本油田の南端である。

我が新津油田は中蒲原郡新津町の東南方より、その西南矢代田驛の先方に跨る丘陵地及平野に連互してゐる油田の總稱で、北は瀧谷、柄目木の地域から南は天ヶ澤、鎌倉、新田に伸び、その間熊澤、小口、東島、朝日、高谷、鹽谷、金



新津油田 (比例尺五萬分一)

津、矢代田等の主要既掘區域を含んで居り、その延長は約二里、その中最も幅廣い部分が半里ばかりもある。極めて廣い區域に井櫓の林立してゐる大油田である。そして日石所屬の面積のみでも、新關、金津、橋田、新津、小須戸等に互つて四四二萬坪、又その深度に於ては當油田は未だ概して淺層油で、淺いものは五十米突位から、七百米突前後のものであるけれども、一部に於ては千三百米突もある深層油に成功したのに鑑みて、現在では深掘油井に據る増油をも企圖してゐる。

### 第三、新津油田の沿革

妙法寺、吉水、黒川と共に、古來臭水（草生水）を以て有名なのは中頸城郡達野玄藤寺及び中蒲原郡新津方面である。そして是等は共に三百年以上の歴史を持つて居り、越後七不思議の一つとして世に傳唱せられてきたものは、南蒲原郡三條の東南一里の處にある本成寺村大字妙法寺村にある。此處は天然瓦斯の噴出する處で、今尙孔口に竹筒を接して火を點じ、燈火又は炊爨の用に供するといはれてゐる。人文の開けない時代には、瓦斯の地中から噴出するのを陰火といひ、これに對して地上の火を陽火と言つたさうで、陰火、陽火の對照も又多少興味ある言葉である。

古書に、「世に越後七不思議と稱する一は、蒲原郡妙法寺の農家爐中の隅、石臼の孔より出づる火なり。人皆奇なり」として口碑に傳へ、諸書に散見す。此火寛文中始めて出でしと舊記に見えれば、三百年の今に於て絶ゆる事なきは奇中の奇なり云々」と又、

「凡そ越後に名高き七不思議の一に數へたる、蒲原郡妙法寺村莊右衛門が家に在る地中より燃ゆる火は、遍く人の知る處なれども、其の火よりも盛大なるは、魚沼郡の中、かの小千谷の在、地獄谷の火なり、唐土にて之を火井といふ。近來此の地獄谷に家を造り、地火を以て湯を沸し、客を待つて浴せしむ。夏秋の初までは遊客多し。此の火井他國には聞かず、唯だ越後にのみ多し」といふのがある。

新津町字田家村草生水の熊澤小口に通ずる山路の麓に鏡泉浴場があり、その浴室の近傍に方十間ばかりの泉地があつて、中央に褐色の臭水を湛へてゐる。これは原油と水とが混出してゐるもので「沸壺」と稱してゐる。この「沸壺」の井池こそ、新津油田の開基地で、其開發者眞柄氏の祖先是、天正の頃越前を領してゐた朝倉義景の臣眞柄十郎の末裔で朝倉家滅亡の際、其の子孫眞柄貞賢、通稱仁兵衛といふ者が慶長四年越後の國に來た。そして今の中蒲原郡加茂驛の近くに住んで居り、同十年八月領主溝口家の命を受けて蒲原郡の不毛の地を開拓し、田家村で山路を過り、偶々溪水中に油氣の混流してゐるのを發見し、この地脈は必ず油の生ずるものと思ひ、自から荆棘を拓いて、岩土を穿ち、遂に石油の源を發見した。之が即ち今の沸壺で、愈々その開坑獨占の權利を得たのは元和元年四月八日の事ださうである。爾來その由緒を以て一、二の企業家により採油及製油の業を經營せられてゐたが、明治初年日本坑法の發布により鑛業の自由が與へられ、それと同時に新潟縣令も石油業の獎勵鼓吹をなし、その爲新津油田は廣く企業家の注目する處となつて次第に發達して行つた。

元來新津油田一帯に瓦斯及び石油の天然露出が頗る多く、たやすく人の注目を惹き、新津油田の今日の盛況をもたらした由來も亦こゝに存するものと思はれる。

輓近に於ける新津油田の發達は、掘鑿技術の進歩に隨伴したもので、即ち手掘時代、上總掘時代、綱掘時代及ロータリー式時代の順序を経て今日に至つた。手掘時代の盛況は明治七年頃より同二十五年頃迄、上總掘時代は明治十六年より同三十二、三年頃迄、綱式時代は明治三十二年頃より大正二年頃迄、ロータリー式時代は大正二年頃より以來今日專らこれに據つてゐる。各方式は皆夫れ々に特徴を持ち、現今でも手掘式以外は各式共に使用されてゐる状態である。

#### 第四、地質油質及特徴

新津油田は、その地質が砂地であり、その油層に達着した時、そこは油破厚層で且つ緩く、油層地質としては實に理

想的なオイルサンドとして稱せられ、隨つて産油も永續し、二十數年に及んで其の減退も亦極めて低少であつた。

又油質は一般に重質油で、油色は黒味を帯び揮發油分乏しく、重油、機械油、輕油並びに少量の燈油の諸成分に富み特に優秀なる機械油の原料として定評がある。場合に依れば此の儘液體燃料に供する事も出来るのである。

#### 第五、鑿井及油井建設費

鑿井の方式は手掘、上總掘、綱掘及ロータリー式等に分類せられる。

手掘とは梓組を施し、通風装置を行つて、坑夫が坑底に入つて鶴嘴や鍬のやうな簡単な鑿具で掘り進むもので、我が國古代の鑿井はすべてこの方法であつた。

上總掘はその名の示すやうに上總の國に於て、水井戸を掘るために行はれた方法を、油井掘鑿に應用したものである。ヒネ車と稱する木製の多角形の車の廻轉に依つて、之に取附けてある割竹の先端に吊してある掘具を上下に動かして掘進する。この方法は装置が簡單で、淺層掘鑿に適しよく利用されてゐる。

綱式掘鑿の方法は、直徑三吋乃至六吋の鐵棒の下端に錐をつけて之を掘具とし、其の掘具の上端を綱に接続して動力によつて上下に動かし、坑底を打砕き泥化しつゝ掘進してゆくものである。

ロータリー式掘鑿方法は、掘鐵管の下端に魚尾型錐をつけ、之を廻轉しつゝ掘進するもので、現今最も廣く使用せられてゐる。

掘鑿した坑井から出油する場合、油層内のガスの壓力の甚だ強い時には噴油するけれども、さうでない時には、別に採油の装置を設けて油を汲みあげる。

現今新津油田に於て使用されつゝある掘鑿方法は、電気動力によるロ式掘鑿で掘鑿を終つて産油を得た油井に對しては、その當時當分の間單獨採砂ベリング法といふ方法に依つて採油を兼ねつゝあり、動力にはすべて電力又は瓦斯發

動機を使用してゐる。

左に鑿井及採油装置を示すと圖のやうなものである。(附圖参照)  
次に新津油田の油井數を示せば

手掘井	四一坑
上總掘井	四三六坑
網式井	六三〇坑
ロータリー式井	一〇五坑
合計	一、二二二坑

右の中日本石油株式會社新津鑛山油井數

手掘井	九坑
上總掘井	一五〇坑
網式井	五一坑
ロータリー式井	一〇五坑
合計	七七五坑

又各油井の建設費及經費なきを調べて見ると大體次のやうなものである。

A 深度四〇〇米ロータリー式掘鑿費

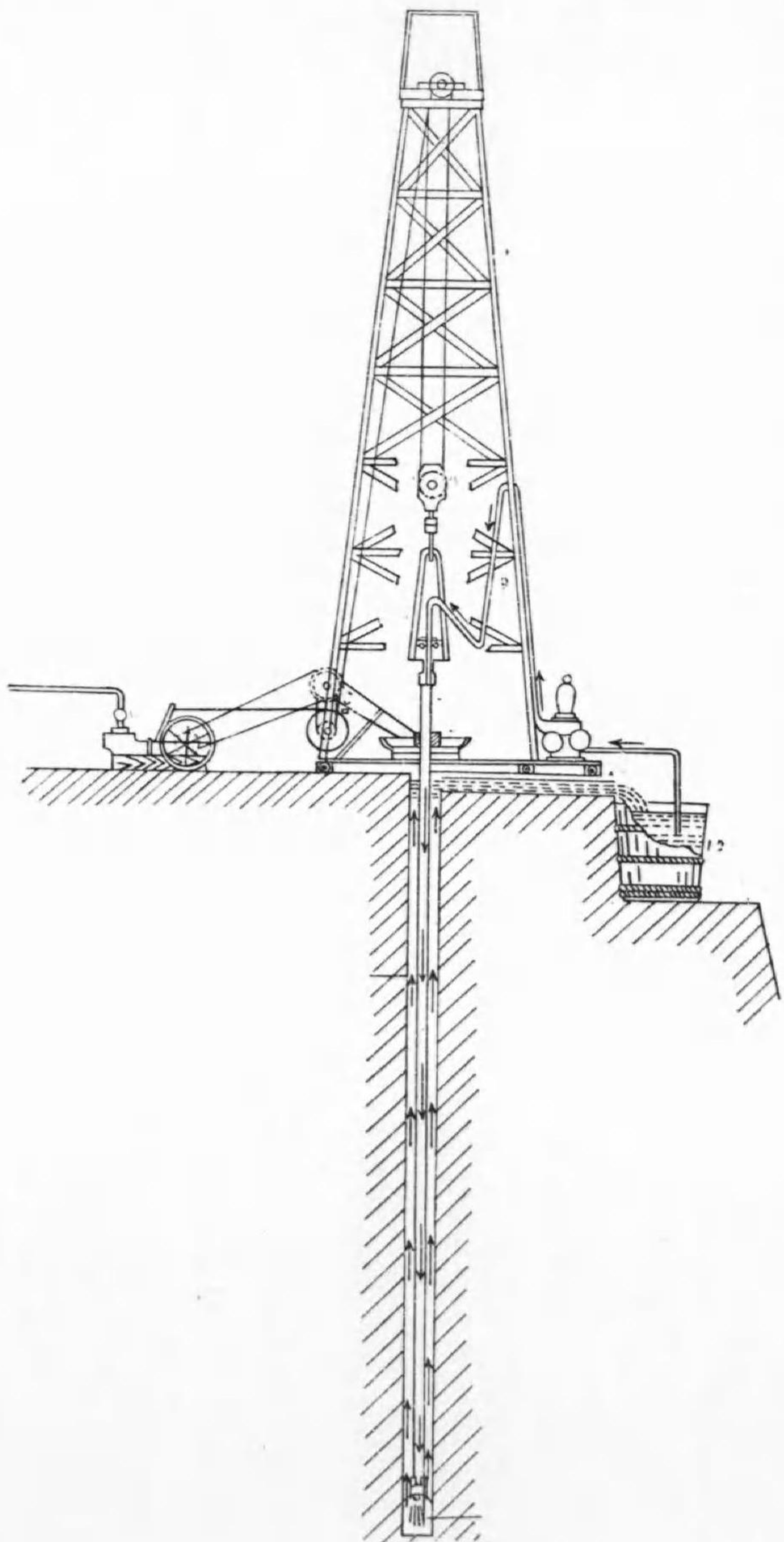
◆坑井基本

挿入管

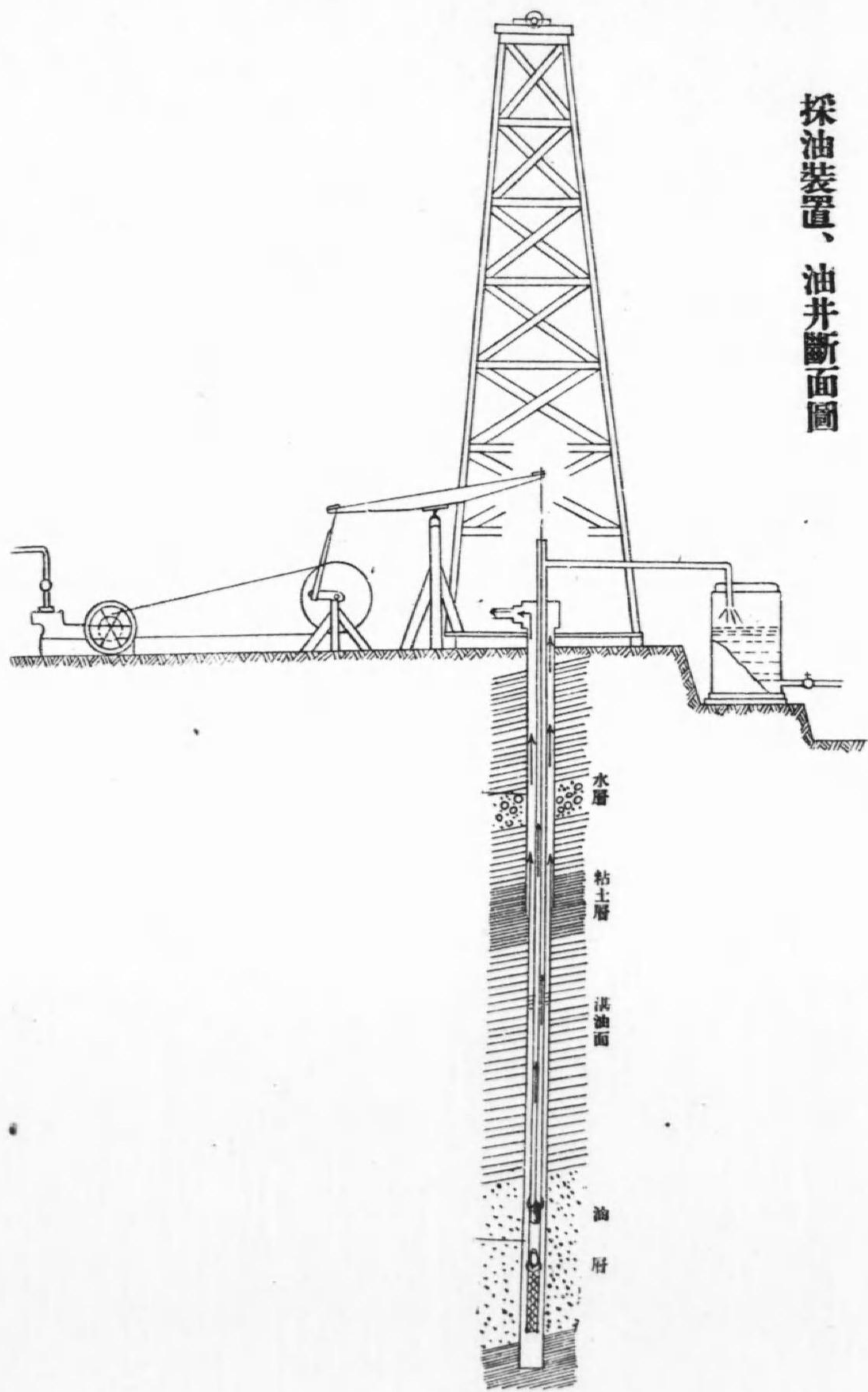
全部

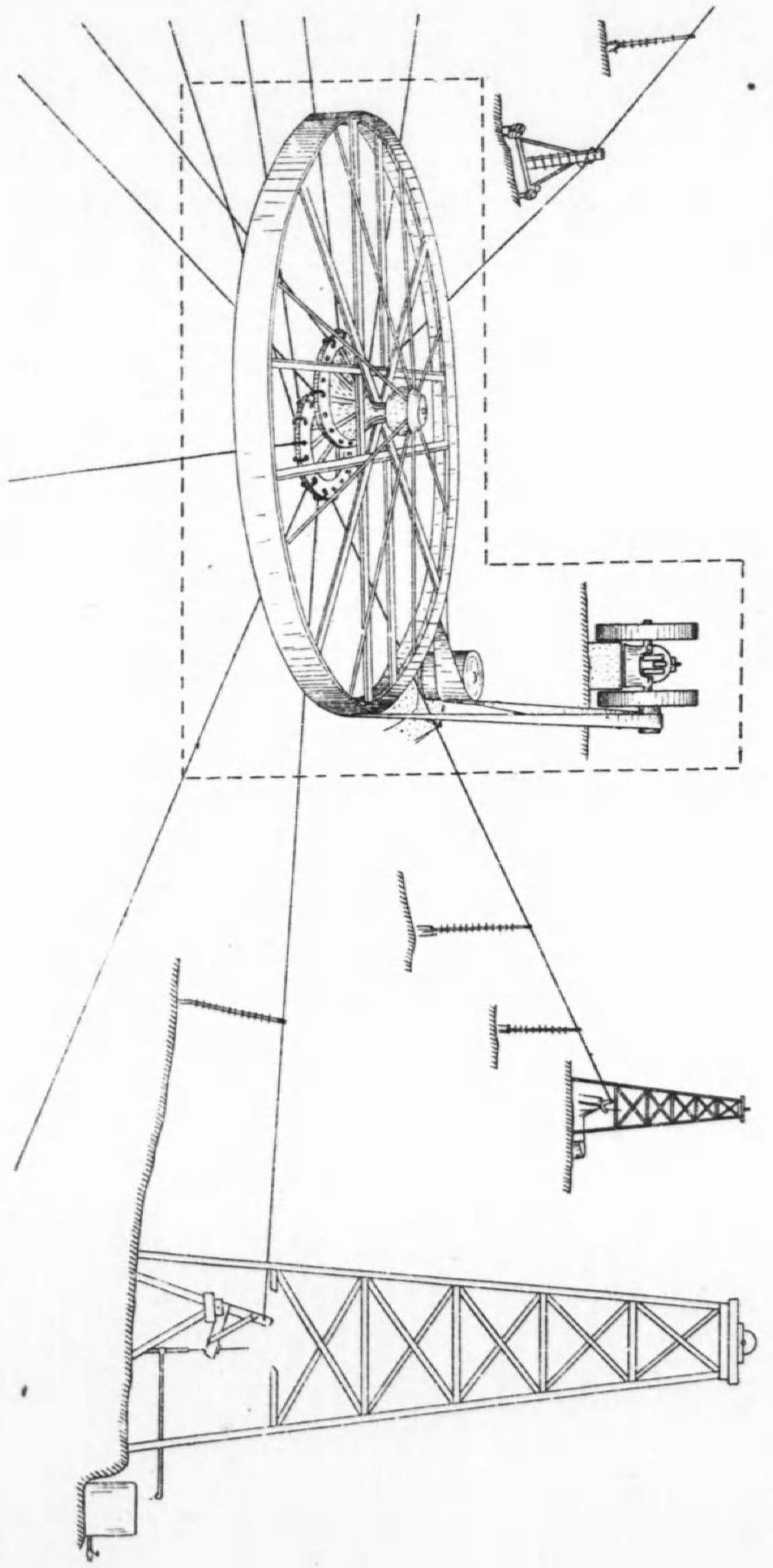
六、〇〇〇圓

水壓廻旋鑿井法(ロータリー式)掘鑿装置坑井断面圖



採油裝置、油井斷面圖





ホッピンダパー 扱



鐵槽(高さ三二米)

掘鑿機械

ポンプ類

電動機

掘鑿管

其他一切

計

◆起業費

◆掘鑿經費(動力費、給料其他)

總計

B 深度一、〇〇〇米ロータリー式掘鑿費

◆坑井基本

挿入鐵管

鐵槽(高さ三四米)

掘鑿機械

ポンプ類

一臺

一式

一式

一臺

40hp  
四〇〇米

二、五〇〇圓

三、〇〇〇圓

三、〇〇〇圓

二、五〇〇圓

三、四〇〇圓

三、〇〇〇圓

二、三、四〇〇圓

一、五〇〇圓

二、〇〇〇圓

二、六、九〇〇圓

全部

一臺

一式

一四、五〇〇圓

六、〇〇〇圓

五、〇〇〇圓

六、〇〇〇圓

電 動 機	125hp 一臺	100hp 二臺	一五、六〇〇圓
掘 鑿 管	全部	全部	二〇、五〇〇圓
其 他 一 切			五、〇〇〇圓
計			七二、六〇〇圓
◆起業費一切			二、五〇〇圓
◆掘鑿經費(動力費、給料、其他一切)			五、〇〇〇圓
總 計			八〇、一〇〇圓

C 深度四〇〇米油井、坑井基本並に採油装置

◆坑井基本			
板槽(高さ一八・二米)	一臺	八〇圓	
挿入鐵管	全部	六、〇〇〇圓	
採油2チューヒング及ロツト	各四〇〇米	七〇〇圓	
採油ポンプ	一式	一五〇圓	
計		七、四三〇圓	
◆單獨汲装置			

電 動 機	15hp 一臺	五〇〇圓
樽金具及カウンター装置一式		三〇〇圓
エンジン小屋、其他一切		四〇〇圓
計		一、二〇〇圓
總 計		八、六五〇圓

第六、探掘量及び天然瓦斯に就いて

新津油田舊來の主要坑井中の特筆すべきものは、明治卅二年熊澤地内に於て、深度二百卅六米で日産百二十石の噴油を見たこと、之を嚆矢とし爾來全油量の激増を來した。

次いで明治卅七年には全産額五十三萬餘石に達し、東山、西山油田を凌駕し、更らに明治四十年には九十五萬九千餘石に達した。而して本期間中最も大書すべきは、柄目木の噴油で、明治四十三年四月から八月に涉り、多い時は日産七百石から二千石に達する數坑の噴油井を出した事である。

又大正二年春に至つて小口油田に於て網式及ロータリー式が成功し、日産一千石以上の大噴油井を生じて、益々好望となり附近に新方面の開拓をなして今日に至つた。

現在の産油量はやゝ衰へて、大體左の如き狀況である。

昭和八年	採油 二二二、四二四石	採油 價額 一、二七二、四二三圓
昭和九年	採油 二〇三、三七〇石	採油 價額 一、一二二、六〇三圓

昭和十年六月(一ヶ月分)

探油	一六、三一九石
機械(ロータリー式共)	七三四石
上總式	四五三石
合計	一、一八七石

大體右の如き状況で、現在では日産額約六百餘石を産してゐるけれども、新津油田はもう平面的には既に掘鑿の餘地が少なくなり、五、六十米程度の淺層油は殆んど採油し盡したとも稱すべく、現在の主要油層は所謂第二油層と稱する三百六十米前後の油層より採取しつゝあり、年次を逐ふて減退してゆく事は免れない有様である。

◆本邦地方別産油額(大正八年)

北海道	六千二百石
秋田縣	八十萬石
新潟縣	百十四萬石
臺灣	八千二百石
靜岡縣	千百石

新津の天然瓦斯に就いて

天然瓦斯のことは既に油田の由來のところにも述べたが、今現状に就いて見るに、新津天然瓦斯會社により新津町に配給されてゐる瓦斯は、噴油で名高い柄目木の舊石油井戸から出て居るものをパイプで送つてゐるもので、此の町で使用するに充分足りる。又此の柄目木地方は僅か一、二間掘ると瓦斯の出る處がよくある。甚しいのは地下一尺足らずの所から出て居るものすらある。此の様な瓦斯は晴天が続くと土地が割れて其處からにげる爲めに出かたが悪くなるさうで

ある。このことは普通の瓦斯井戸が水がたまると出方が悪くなるのと比較して見ると面白い。

第七、經營者

新津油田に於ける經營者は會社組織及個人組織の二つに分れてゐて、その數は非常に多く左にそれを列舉すると、  
 日本石油株式會社、旭石油株式會社、大盛組、中野興業株式會社、大日本石油鑛業會社、中野殖産株式會社、大塚コウ、堀石油會社、川田鑛業、佐藤鑛業部、石澤鑛業部、安田正藏、西山鑛業部、齋藤英二、古田敏雄明間倉次、安藤タケ、石崎清助、安藤鑛業部、黒崎ソデ、山田竹三、永井徳松、樋口忠四郎、渡邊福治、田中熊太郎、湯本良治、原野義宗、掛橋守太郎須賀田賢八、村田重造、黒崎外治、山崎常治郎、高橋龜之助廣川貞治、柳本キヲ、若月新弘、明治石油株式會社、柄目木石油組合以上の三十六氏であるが、その中新津町關係者を擧げると左の二十一名である。

- 日本石油株式會社
- 中野興業株式會社
- 旭石油株式會社
- 中野殖産株式會社
- 大日本石油鑛業會社
- 石澤鑛業部
- 明治石油株式會社
- 齋藤鑛業部
- 西山鑛業部
- 石崎鑛業部

黒崎礦業部  
 明間倉次  
 安藤タケ  
 佐藤礦業部  
 堀石油組合  
 山崎平治郎  
 高橋龜之助  
 渡邊福松  
 大泉政吉  
 安田正藏  
 澤田九郎兵衛

(日本石油株式会社、資本金八千萬圓、拂込株金五千六百萬圓、明治二十一年五月一日設立)

第八、原油の輸送及び販賣

採取せられた原油は附近に製油所のある場合は鐵管又は油槽車で直ちに之を製油所に輸送するのであるが、附近に製油所がない場合には、一旦之を油井近傍の鐵槽又は土タンクに貯藏し、後ち適宜に製油所に輸送して精製する。  
 新津油田の日石では、各油井より汲み取つた原油を、自然流送又はテールポンプに依つて送油所に集め、適當の高壓ポンプを使用して長さ六〇〇米、直徑六インチの伏設パイプラインを通じて鑛場より舊新津製油所タンクに送り、更に新津驛よりタンクカーによつて新潟製油所に送り、各種の製品に精製する。

個人經營のものは、資本等の關係で伏設パイプラインなどの使用が不可能であり、油井より汲み取つた原油を人夫によつて油槽車で近傍の鐵槽又は土タンクに貯藏し、後ち適當に自動車又は馬車などで新津驛へ送る。  
 販賣先の大部分が新潟製油所で、當油田の油は割合に質がよく、精製された後は海軍省に相當購入せられるさうである。新津より沼垂迄の一石の輸送費は約十錢、原油は新津渡しであるから運賃は先方の負擔となるわけである。新津原油最近の一石の値段を調べるに大體次の通りである。

	(月)	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
昭和九年													
昭和十年	6.85	7.00	7.20	7.20	7.10	6.85	6.60	6.60	6.50	6.50	6.35	6.35	6.85

右は蒲原礦業會によつて建てられたもので、當地方の原油は全部同會によつて値段が建てられてきたが、中野忠太郎氏と諸小礦業家との意見の相違から同會は最近二派に分裂し四、五ヶ月前から休業して居るので、現在では金津の中野忠太郎氏によつて建てられた値段で取引してゐる。

石油共同販賣所に就いて

石油共同販賣所の設立の理由は新津油田全盛時代に創設せられた澤山の小製油所が、此の油田の衰亡と、もに原油の不足を來たし、外油の製油をも兼ね行はなければならぬ状態になつた爲めであらう。それは今から十四年前のことである(其の前後に日石が新津を引上げて沼垂に移り、又其の後丸新製油所が新潟に移轉して居る)。而して此の會社の外油輸入量は英國系ライジングサン石油株式會社のミリー油を月約二萬石輸入して新潟、新津、長岡の小製油所に配給してゐた。所が石油統制法の出現により六ヶ月分の貯油義務を要する様になり、又今迄直輸入でなかつたものが直輸入するやうになつた爲め、外船が直接新潟港に入港するやうになつた。然るに新潟港が淺く、約半分は沖荷役をしなければ

ならず、非常に経費がかかる様になった。其れ故今迄一割前後の利益をあげて来たこの會社も損失をみるに到つた。そこで百萬圓の資本金の中約七割五分は外油輸入に無關係の重役が占めて居た爲め、製油家の反對にも拘らず遂に解散となつたのである。しかしそれでは小製油家が困るので製油家だけで此れに代るべき越後石油株式會社を設立したが今年七月である。以上によつてもわかるやうに二、三の製油所をのぞけば、外油の來ないと云ふことは多くの製油所の存在をまあよくして居る状態である。

そこで今度新に越後石油株式會社は、目的を石油業法による縣下の指定された石油精製業組合員の使用する外油輸入に置いて、新津町の元と共同販賣所に設立され、株主を縣下の石油精製業者とし、而も外油を使用するものに限定した。尙同社は今後外油の輸入に際して、新潟市の新津恒吉氏名義で、氏の貯藏タンクを保税タンクとすることゝなつた。最後に新津運輸事務所管内に於ける石油類の發送應數を示せば（昭和八年度）

	東京横濱附近	新津管内	其他	計
新津驛	一、六三〇	四一、五一四	六、一二七	四九、二七一
沼垂驛(新潟市)	七、〇八九	四二三	二二、一五一	二九、六六三
長岡驛	二、〇六四	九、九七六	七、八五四	一九、八九四
柏崎驛	三、五〇三	九、六七七	三一、一四〇	四四、三二〇
西中通驛	三八三	九、六一二	一三、五一〇	二三、五〇五
關屋驛(新潟市)	三、一〇〇	一〇四	一〇、六六〇	一三、八六四

第九、勞務關係

左に日本石油會社新津鑛業所のものを示すと大體次の通りである。

A 慰安たるべき公休日は、毎月第一日曜及第三日曜の二日。其他元旦、紀元節、天長節、盆、創立記念日、大晦日

以上一ヶ年間に三十日の公休日がある。

尙右の外特別な場合として許される休日の主なるものは、

- イ、結婚の時三日以内。
- ロ、父母妻子重病の時又は死亡の時三日以内。
- ハ、祖父母死亡の時一日。
- ニ、養子縁組者分籍したる時二日以内。
- ホ、配偶者の父母死亡した時一日。
- ヘ、妻出産の時一日。
- ト、不慮の事件起りたる時、月給者は三日以内、日給者は二日以内。
- チ、徴兵検査及點呼の時一日。
- リ、陪審員として任務遂行の時一日。
- ヌ、模範充員召集の時一日。
- B 賃銀は月給者は普通八十五、六圓程度で、日給者の低いものは七、八十錢位である。
- C 昭和八年度の使用人数は、職員一名、職工男三二二名、女一名、以上合計三四四名である。
- D 従業員の住宅としては、當鑛業所の所宅三十軒ばかりを貸してゐる。尙寄宿者或は自宅より直接通つてゐないものには月二圓の補助を與へてゐる。
- E 現在では子供（十五歳以下）の勞働者なく、又勞働者の教育なきは特別にやつては居ない。尙會社初つて以來ストライキなきは起つた事がないさうである。

F 購買組合は日用品を供給し、市價より約一、二割安いものを特定の商人をして販賣せしめてゐる。

### 第十、試掘獎勵に就いて

本邦の石油資源に就いて或人は「我國は樺太より北海道、本州、臺灣の各所に石油産出の徴候があり、その一部分は既に開發せられてゐるが、大部分はまだ開發せられてゐないから、之を充分に開發する事に努力せば、石油の自給自足は左程困難な事ではなからう」と樂觀してゐられる。

凡そ石油は採取すれば、次第にその産出は減少するのが當然であるから、石油業の發展を圖らうとするならば、絶えず新方面の試掘を行ひ、新油田の發見に努力しなければならぬ。同時に又既開發油田にして現在採油してゐる油層も一層深く試掘して地底深く伏在してゐる新油層の發見に努力しなければならぬ。然るに石油の試掘は極めて困難なる事業で、多額の資力を投しても尙不成功の場合が多く、眞に冒險的作業である。

そこで政府は内地石油資源の開發を圖る爲、石油の試掘獎勵金を當業者に交付し、昭和二年度以降八年度迄實施せられてきたが、昭和九年度に於ては豫算の關係上中止せられた。然し國內未開發油田開發の緊急なのに鑑み、之を復活する事となり、昭和十年度豫算に獎勵費二十四萬圓を計上し、之を機として石油試掘獎勵金交付規則中の一部を改正し、同時に本年度に於て石油試掘獎勵金を交付すべき試掘の地域及深度をも告示し、その地域は北海道、青森、秋田、新潟、長野及静岡の各縣に於て差當り試掘を要すると認めた地域五十箇所とした。本縣關係の分は、

- 一、中蒲原郡七谷村、南蒲原郡下條村、同鹿峠村一千百米以上
- 一、南蒲原郡見附町一千五百米以上
- 一、古志郡北谷村、同山本村、同荷頃村、北魚沼郡川口村、同川井村一千百米以上
- 一、古志郡上鹽谷村、下鹽谷村一千百米以上

- 一、三島郡寺泊町八百米以上
- 一、三島郡大津村、同輿板町、同脇野町、同日吉村、同宮本村、同關原町、同大積村、同片貝村、一千五百米以上
- 一、三島郡西越村百米以上
- 一、三島郡岩塚村千百米以上
- 一、刈羽郡北條村、同武石村、同高柳村一千百米以上
- 一、刈羽郡野田村、同中通村、同北崎石村一千百米以上
- 一、刈羽郡柏崎町一千二百米以上
- 一、刈羽郡石黒村六百米以上、同中里村、同上小國村千五百米以上
- 一、北魚沼郡城川村、同小千谷町、同吉谷村千五百米以上
- 一、中魚沼郡眞人村千五百米以上
- 一、北魚沼郡田麥山村千二百米以上
- 一、南魚沼郡大卷村、同六日町九百米以上
- 一、東頸城郡松代村、同松之山村、同山平村、同奴奈川村九百米以上
- 一、東頸城郡小黒村、同大島村、同菱里村、同牧村八百米以上
- 一、東頸城郡安塚村、同沖見村一千米以上
- 一、中頸城郡黒岩村、同吉川村、同源村一千米以上
- 一、中頸城郡菅原村九百米以上
- 一、中頸城郡泉村、同上郷村、同豊葦村一千二百米以上
- 一、西頸郡能生谷村一千米以上

(昭和十年八月調査)

# 新潟縣の木炭業に就いて

星野幸治

## 目次

第一章 木炭に関する歴史  
一、歐米に於ける木炭の歴史 二、我が國に於ける木炭の歴史 三、本縣の木炭業の歴史

第二章 木炭の性質  
一、木炭の組成 二、發熱量 三、吸水吸濕及ガス吸着性 四、比重 五、硬度 六、發火點 七、發熱溫度及發熱保持時間 八、爆跳 九、立消え

第三章 木炭の用途（消費の狀況）  
一、家庭用 二、農業用 三、工業用

第四章 木炭の種類  
一、製法による區別 二、形状による區別 三、樹種による區別

第五章 木炭の産額  
一、全國に於ける統計表 二、新潟縣最近五年の木炭産額表 三、昭和八年郡別統計表

第六章 木炭製造方法  
一、世界に於ける製炭法の種類 二、本縣で行はるる製炭法

第七章 改良八名式製炭法に就いて  
一、黒炭製造法 二、白炭製造法 三、改良八名式製炭法と現況 四、炭電改良狀況表 五、各地方別従業者と産額表

第八章 木炭の依裝  
一、白炭の依裝 二、黒炭の依裝 三、八貫依の四貫目依改正に就いて

第九章 木炭關係の諸組合  
一、新潟縣木炭同業組合聯合會 二、木炭同業組合 三、木炭改良組合

第十章 木炭業者と産業組合に就いて

第十一章 木炭の配給  
一、徑路 二、販路 三、價格

第十三章 木炭の品質鑑別法と其の經濟的使用法

第十四章 木炭業者の金融  
一、製炭者の金融 二、製炭地問屋の金融 三、消費地問屋の金融

附録 新潟縣木炭検査規則

四、代金決済方法 五、運賃 六、木炭販賣業者数

第十二章 木炭業の原價計算  
一、製炭企業の三形體と原價計算 二、製炭地問屋の利益 三、消費地問屋の利益 四、小賣商の利益

## 序

木炭は我々の日常生活上の必需品である。然るに我々は此等身の廻りの商品に就いて餘りに知らな過ぎる。木炭屋の店頭で「この前と同じ炭を下さい」「よい炭を下さい」といふ例は如何にも多過ぎる。斯の如くいかさまな知識が木炭の商取引の上に如何な影響を持つてゐるかを調ぶることがこの本縣の木炭業の調査を思ひ立つた動機である。

尙調査に當つて木炭の歴史等に關しては三浦伊八郎氏の著「木炭講話」に負ふ所多く、其他は新潟縣廳の關係諸課、日出谷町金代商店、渡部一羅商店、新潟市神田商店の御教導を仰いだ、尙炭山は日出谷附近で視察をした。

## 第一章 木炭に關する歴史

### 一、歐米に於ける木炭の歴史

木材を炭化して其生産物を使用する事は何時頃から始まつたかは確定し難い問題であるが、少くとも數千年前からで

あることだけは考へ得られる。其の證據は金屬を礫石から分離するには炭素が必要であるが大古には石炭やコークスを用ひたとは思はれないから、當然木炭を使用したと考へなければならぬ。

そこで製炭は人類が金屬を使用した頃から行はれたと考へると相當古い事になる。記録としてはローマの博物學者プリニウスは古代エジプト人が死體の保存に木タールを用ひた事を記し、又テオフラストスはマセドニア人が木タールを製したことを記して居るから、少くとも四、五千年前から木材の炭化が行はれたのであらう。

木材炭化の生産物には固體即ち木炭と氣體即ち木ガスと液體即ち木タール及木醋液との三種がある。其の内木炭と木タールは最初に利用せられ、中頃木ガスの利用が盛になつたが暫くで衰へ、近世に至り木醋液の利用が開け、之を主目的とした事業が勃興して最近迄全盛を極めたが之も衰へる様になつた。勿論尙幾多の變遷はあつたと考へられるが、大體を通じて液體及氣體生産物が種々の盛衰あるにも拘らず固體生産物即ち木炭の需要が古來一貫して居る様である。

## 二、我が國に於ける木炭の歴史

我が國の製炭の歴史に就ては確證すべき文献に乏しい。弘法大師が支那から傳へたので排煙口を大師穴と稱するのであると云ふ説もある。併し其の以前にも金屬が利用せられたことを考へると、何等かの方法で木材炭化が既に行はれてゐたのではあるまいか。そして現時の炭竈の基礎型を支那から傳へたと考へる方が真に近い様である。日本の炭竈は臺灣人が古くから行つて居る竈即ち支那から傳へられたと考へられるものと大差がない。彼等の竈は断面が丸形で竈口と焚口とを別にしたものである。製炭法は炭化の最後に大に空氣を通じ精煉をなしたる後竈内消火法を行ふもので、従つて其製品は半白炭の如き外觀を呈するものである。

古代の炭竈は別として現時の製炭竈の基礎は、元龜、天正の頃輩出した茶人が茶の湯用の良炭を製する目的で改良したものとされて居る。近年静岡縣榛原郡木炭同業組合長赤松氏が製茶業の改良上良炭を得る目的で製炭の改良を企て、

其技術員が大正竈を考案するに至つた事も多少目的を異にしなが、茶に關係してゐるのは面白い事である。

## 三、本縣の木炭業の歴史

本縣の木炭年産額は一千七百餘萬貫、價格二百八十萬圓を超え、縣農産物中でも米、繭に次ぐ産額を示し、その生産區域は縣下二百餘町村に遍く、製炭業者一萬四千餘人を數ふ。斯の如く重要な産業でありながら今から十數年以前迄の本縣木炭は、白炭としては東蒲原郡の津川炭、岩船郡の女川炭、中頸城郡の谷根炭、黒炭としては岩船郡の海府炭等地方的には相當の良品も産出されたが、一般には論ずるに足らなかつた。加之大正七、八年頃の木炭界の異常な景氣に煽られて粗製濫造の弊を生じ販賣上にも種々の缺陷があつた。そこで當業者間にも漸く團體的行動によつて之等の弊害を除く去せんとする自覺を生じ、又縣に於ては製炭教師を設置して製品の改良を促進すると共に、主要生産地に木炭同業組合の設立を奨励した結果、大正八年中佐渡、東蒲原の二郡に同業組合の創立を見、西頸城、岩船等之に次ぎ、大正十五年迄に八ヶ同業組合が組織され同年中、更に之等同業組合の統一機關として縣木炭同業組合聯合會が設立され、以上の大團體は地區内外に互る八十餘の改良組合又は準則組合等の小團體と連絡提携して新業の振興に努力し、其成績も見るべきものがあつた。加ふるに近時農山村の經濟更生が一般の耳目を惹き、當局者亦木炭業に關する認識を深め、木炭倉庫の建設助成、技術員の設置補助、炭竈構築助成等をもなすに至つた。

斯くして本縣の木炭業も非常に進歩發達を遂げ、其の製品も他府縣品に比して決して遜色のない程度となつたが、規格の點に於ては永年の各地方的慣行を一朝にして改革することを得ず、爲めに縣外移出は比年減少の一途を辿る状態であつたので、其の打開策として縣木炭同業組合聯合會又は附屬組合等の數次に互る陳情の結果、縣營木炭検査が昭和六年九月一日より實施せらるゝに至つた。時恰も裏日本交通史上特筆すべき上越線の開通により、交通機關の完備と規格の統一、検査の革正とに恵まれ、廣袤九十餘萬町歩に互る大林野を利用しつゝ、爾來本縣の木炭業も大體に於て順調な



歩みをつづけてある。

## 第二章 木炭の性質

### 一、木炭の組成

木炭は無定形の炭素であつて、金剛石や石墨と同素體であるけれども、實際はそんな簡單なものではない。化學式に依ると木炭は炭素原子三十、水素原子十八、酸素原子四から成り、其重量の比は炭素百分の八十一、水素百分の四、酸素百分の十五である。然るに之は二百七十度で主として起る炭化作用により出來たもので、一般に高温に熱すれば炭素の含有率が多くなると云ふ事であるから、白炭の様に精煉を行ったものは更に多量の炭素を含む筈である。又木炭は炭素と酸素と水素の三元素を含むのであるが、木材には蛋白質其他の窒素を含んだ化合物や礦物質も含まれて居るから實際木炭には灰分や窒素も含まれる事になる。木材中には約千分の四位の灰分があるから、若し炭化率が生材の二割、乾材の三割とせば、木炭中には約千分の十三の灰分が含まれる事になり、實際試験の結果も略同様であるといふ。

### 二、發熱量

前述の如く發熱元素は主として炭素である。定形炭素一グラムが燃焼して炭酸ガスになる時に、八千百三十七カロリーの熱を出す。云ひ換へると、炭素一匁を完全に燃焼する時一升の水の温度を攝氏寒暖計で約二十度上げる力を持つて居る。併しながら水素、酸素等の化合物である故、實際木炭は、純粹の炭素よりも熱量少く、通常六千乃至七千五百カロリーである。木炭の發熱量は大體に於て其炭含有率に比例する、従つて炭化の後期の温度の高いもの程大であるから硬

炭は發熱量が多い。然し熱量測定法を完全に行はなければ却つて反對の結果になると云はれてゐる。

### 三、吸水吸濕及ガス吸着性

木炭は無定形炭素の性質として種々の物質例へば色素、鹽類、ガス、水等を吸着する性質を持つて居る。此木炭の吸着性は様々に應用せられ例へば色素吸着性を利用して脱色剤に用ひ、ガス吸着性を應用して防臭用又は毒ガスマスク用に供し、吸濕性を應用して乾燥用に供する等である。

### 四、比重

嚴密な意味の木炭の比重はその測定困難であるが、普通實驗室で行はるゝ簡單な方法により測定せば普通一・四乃至一・九である。即ち水の一・四倍乃至一・九倍の重みがあり、時としては水の二倍以上の重みがある。而して此比重は炭化温度の高さに従つて大となるものである。

### 五、硬度

木炭は原料材並びに製炭法により、極めて軟いものから著しく硬いもの迄非常な差がある。之を礦物硬度計で測ると、軟いものは滑石即ち礦物硬度計一以下で、硬いものは螢石即ち礦物硬度計の四以上である。而して硬度は容積重と略比例し、又同じ炭種では市場の價格とも略比例するので、木炭品質制定に便利な性質である。

### 六、發火點

木炭が火を出す温度は攝氏寒暖計の三百度乃至六百度の間にある。俗に此木炭は火附きが良いとか悪いとか云ふが、

之は要するに此温度の高低の差である。發火點は炭火最高温度が高いもの程高いのであるから従つて重い炭、硬い炭程火が附難いと云ふ結果となる。

### 七、發熱温度及發熱保持時間

實驗の結果によれば同一重量の異種木炭を點火した場合、軟い木炭は短時間に温度が上り、又高い温度に達して忽ち燃焼し終り。硬い炭は徐々に温度が上り餘り高温とならず長く稍低い温度を保ち続けるものである。然るに等しい容積の異種木炭を同時に點火して同じ状態に置く時は軟い木炭は急速に、硬い木炭は徐々に最高温度に達し、何方も略類似の最高温度を示し、軟い方は早く燃焼し終り速に温度下降するに反して、硬い方は長く高温を続けると云ふ。

### 八、爆

跳

木炭を急に高温に熱すれば爆音を擧げて割れ、碎片が跳ね飛ぶものがある。其の原因は或種のガスが特殊の組織の中に充たされた場合急熱により膨脹する爲と考へられ、其組織は樹種に關し、クリ、シヒ、ナラ等の老齡樹の心材附近に著しいものである。

### 九、立

消

え

一度着火せる木炭を放置する時自然に消火することは一般的には硬質の木炭程著しいものである。何故ならば、硬炭は發熱温度が低く發火點が之に反して高いのであるから、若し着火した一片の硬炭を灰上に置くと、其發熱温度が發火温度以下に下つて立消の現象を呈すると考へられる。それ故に硬炭は軟炭の様に一片にて燃焼作用を持続する事が困難である。併し數片又は多くの木炭を集めて置けば燃焼發熱を持続するものであるが、或種の木炭は硬度が低いに拘らず一

度發火しても放置すれば消易いものがある、之を特に立消する木炭と稱する。此原因には未だ十分な説明がない。或人は粗なる木炭に不燃性ガスが吸着した爲に起る現象であると云ふが明かではない。軟い原料材を硬く炭化した炭に多いとも言はれ、或は不完全に炭化した時出来ること云はれ、雜木の白炭に屢々起るものである。

## 第三章 木炭の用途（消費の状況）

木炭の用途は非常に廣く、此の用途を大別して家庭用、農業用、工業用の三種とする。

### 一、家庭用

イ、採 煖 用 我國の家庭は古來石炭の代りに採煖用として多く木炭を用ひて來た。従つて其消費量極めて多く製炭事業の進歩も之に依つて促進された。

ロ、厨 房 用 厨房用としての消費高は採煖用として使用せられるより遙かに大である。殊に白炭は火持がよいから厨房用として常用せられる。

ハ、濾 過 用 木炭は飲料水、其他液體の濾過をなすのに使用せられる、其使用量は甚だ少い。

ニ、吸 收 用 木炭は吸收到に富んで居り、ガスを吸収する力が大きいので、床下の濕氣、有毒ガスを吸収するに用ひ、又時としては運動場の排水用としても使用される。併し現今は炭價の騰貴と代用品の發明に依り、此の方面の用途に依る消費量は極めて僅少である。

ホ、炭團製造用 炭團とは木炭の粉末を以て製造するもので、其價格の低廉なると火持のよい點より漸次需要を増加

し、従つて原料木炭の消費も増加しつゝある。我國に於ける木炭用途の七割以上は家庭其他直接生活用であり、僅か二割餘は農、工業等産業用である。此の點は歐米の木炭の用途と異なる點である。

今内外林産物利用の割合を比較すると次の通りである。

各國木材消費總量に對する燃料消費量

日 本	八割一分 (薪材五割三分、炭材二割八分)	フ ラ ン ス	六 割 一 厘
イ タ リ ー	七割六分二厘	チ エ ッ コ ス ロ ヴ ア キ ャ	五 割 二 分 九 厘
フ ィ ン ラ ン ド	七割一分六厘	ス イ ス	四 割 九 分 九 厘
カ ナ ダ	七割一分三厘	米 國	四 割 三 分 七 厘
オースタリー	六割二分四厘	ド イ ツ	四 割 二 分 六 厘

此の表に依れば世界文明國中我國は用材に比し最も多量の燃料を使用してゐることになる。其木炭年産額は約五億貫市場價額約二億圓に上つて居る。白炭と黒炭の割合は以前は等量であつたが、近時は殊に關東地方に於ては、七、八割迄黒炭である。此の多量の木炭を生産する爲には林地を荒廢せしめ易い薪炭材の大量積が必要となるので、製炭法を改良し安價に良炭を供給しなければならぬこととなり、斯る理由も手傳つて近時収炭率の多い黒炭の需要が漸次増加し白炭の需要は減少しつゝある。

### 一、農 業 用

イ、蠶室保温用 蠶室保温の爲に使用せらるゝ木炭は近時石灰の爲に驅逐される傾向があるけれども、尙其量は少くはなく、春蠶繭一石に付約十貫の消費率があると云ふ。

ロ、繭乾燥用 繭の乾燥は大規模製産の場合は石炭を用ゐるが、小工場又は普通農家では木炭を使用する。其率は繭一石に付約六貫である。

ハ、絲 取 用 家庭に於いて蠶絲の繰業に坐繰又は足踏みに依るものゝ燃料は多く木炭を用ゐる、其消費率は生絲一貫に付約十貫である。

二、製 茶 用 木炭は製茶にも亦用ゐる。其率は製茶一貫に付約一貫である。

### 三、工 業 用

木炭は工業上も種々の方面に用ひられるが、主な方面は冶金用、鐵工業用、カーバイト工業用、吸入ガスエンジン用、一般工場燃料、漆器研磨用、化粧品製造用、火藥製造用、金屬熔接用等である。

## 第四章 木 炭 の 種 類

### 一、製法による區別

イ、白 炭 硬炭とも稱し、炭材を竈中で炭化し、最後に高温で精煉して白熱化し、之を竈外に取出し灰又は粉炭等で濕し、消し粉を掛けて消火すれば原料材の二割に相當する重量の白い灰の附着した木炭を得る。之が即ち白炭で硬質で比較的白色を呈す。

ロ、黒 炭 炭材を竈中で炭化し最後に精煉した後外氣を遮斷し竈中で消火せしめたもので、火附が良く多く家庭用として使用され、軟質で軟炭とも稱し比較的黒色である。

ハ、鍛冶炭 松材を粗悪な竈中で炭化したもので、廣く鍛冶用として使用されるから鍛冶炭と云ふ。質粗悪で價格も廉價である。

ニ、乾溜炭 木炭を外氣と遮斷して乾溜したもので、一見して黒炭に似て居る。質粗雑で燃焼し易しく品位は甚だ低い。

二、形状による區別

- イ、丸炭 丸炭は直径二寸前後の炭材を炭化したもので、この炭は通例炭材の八割前後の歩止りであるから徑二寸の炭材から一寸六分の木炭をとる事が出来る。
- ロ、割炭 炭材を二個以上に割つて焼成したもので、品位は丸炭に亞ぐ。
- ハ、粉炭 木炭を粉碎したものである。
- ニ、枝炭 樹木の枝、梢等を焼いて作つたもので白炭が多い。この外根炭と稱するものもある。

三、樹種による區別

白炭には栲、檜、檜、雜の四種。黒炭には栲、柏、檜、雜の四種がある。

第五章 木炭の産額

一、全國に於ける統計表（昭和七年）

年次	地方	總		白		炭		黒	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
昭和四年	一、北海道	四八三、三〇、五五三	九〇、六三三、七九六	一七七、五六〇、四三九	三七、四一七、三九四	三〇五、五七〇、一〇四	五三、二六、五〇三		
同五年	二、岩手	四九七、七五七、四九九	六四、九五〇、〇〇四	一六九、四六四、四六六	二六、五三三、九一八	二九〇、二九三、〇三三	三八、四六、〇八六		
同六年	三、福島	四八八、〇九三、二九八	五九、三五六、九九一	一八三、九八二、八三一	三四、八一三、三三四	三〇五、一〇九、四六七	三四、五三三、六六七		
同七年	四、鹿兒島	五〇三、三二一、八九九	六一、五七九、〇一六	一八八、六三五、四三三	二五、七八〇、六四四	三二四、五七六、四六六	三五、七九八、三三三		
	五、北海道	四五、七三三、八三六	三、四三六、九七五	二〇九、六〇〇	二一、一七七	四五、五四、三二六	三、四〇五、七九八		
	六、岩手	三三、七九一、三二二	三、三四三、三八三	四、六七七、一七七	四九四、三三九	二九、二四、〇三四	二、七四九、〇四四		
	七、福島	二四、三三五、三五一	二、七九七、七五四	一〇、一八七、七三三	一、二六九、一三八	一四、〇九七、六三八	一、五〇〇、六一六		
	八、鹿兒島	二〇、一四八、六五七	二、〇七九、四八六	六、三三四、五三三	七五六、七九	一三、八三四、一三五	一、三三三、七〇七		
	九、宮崎	一九、三三七、七〇〇	二、一五四、九四六	一五、三四八、八九八	一、七五一、六五三	三、九八八、八三三	四〇三、二九四		
	一〇、岐阜	一七、九三三、九一〇	二、三〇七、一四〇	六、一九〇、三三八	八五四、五〇七	一一、七四三、五七三	一、四五六、六三三		
	一一、高知	一七、四〇三、七四〇	二、一三四、〇三〇	一一、八〇一、六四三	一、六三二、六六一	五、六〇一、〇九七	五〇二、三六九		
	一二、島根	一七、三〇五、六四六	一、八五〇、三二五	三、六六七、四〇三	四五七、三二二	一三、五三八、三四四	一、三九三、九九四		
	一三、長野	一六、一七四、一七九	一、七五七、三六七	九、四二二、五六三	一、一一二、一四九	六、七五三、六二六	六四五、二一八		
	一四、新潟	一五、九五、八〇七	二、〇七七、一〇五	一三、五〇四、五五八	一、七〇七、八四五	三、四八一、三四九	三六九、二六〇		

二、新潟縣最近五ヶ年の木炭産額表

年次	白炭		黒炭		價格計
	數量	價格	數量	價格	
昭和四年	一〇、一三九、六四八	二、四〇〇、八一二	二、二四六、七〇〇	四〇六、一七九	二、八〇六、九八一
同 五年	一〇、一九七、八七六	一、五八五、一五六	二、五三二、五〇五	三三七、四二八	一、九二二、五八四
同 六年	一〇、七二七、三九〇	一、五一六、五三一	二、七一九、七七八	二九九、八一〇	一、八一六、三四一
同 七年	一二、五〇四、五五八	一、七〇七、八四五	三、四八一、二四九	三六九、二六〇	二、〇七七、一〇五
同 八年	一三、二三九、三九四	二、二八九、九二七	四、二一六、一二九	五七九、五八五	二、八六九、五一二

三、昭和八年郡別統計表

年次	白炭		黒炭		價格計
	數量	價格	數量	價格	
北蒲原郡	八七三、八七六	一六九、九八八	一五八、五六〇	二二、五二九	一九二、五一七
中蒲原郡	六九〇、一六八	一一〇、一九八	八一、九九九	八、九一四	一一九、一一二
西蒲原郡	二五、六六五	五、二三六	一九、六二〇	二、八四四	八、〇八〇
南蒲原郡	六三六、二六〇	一一四、七〇〇	一三八、八一五	一四、四〇四	一二九、一〇四
東蒲原郡	二、三四七、二二八	三八九、九七二	四八〇、三六〇	六三、七四八	四五三、七二〇

第六章 木炭製造方法

一、世界に於ける製炭法の種類

製炭法は凡そ次の様に分類される。

三島郡	二〇三、三五六	四九、二四四	四六、〇五五	五、三三〇	五四、五七四
古志郡	三六〇、五三六	六二、七三〇	七六、二〇一	八、六三三	七一、三六三
北魚沼郡	一、二一三、三一二	二二三、八五八	二六、一〇〇	三、九二八	二三七、七八六
南魚沼郡	一、二二二、二五二	一八八、五三一	一八、六五六	二、〇〇八	一九〇、五三九
中魚沼郡	三六六、四二〇	六一、七二七	一一、六〇六	一、九九七	六三、七二四
刈羽郡	一七一、一三二	四〇、〇一一	三二、一〇八	六、一三九	四六、一五〇
東頸城郡	一六八、〇二〇	二九、三九二	三、四二〇	三八八	二九、七八〇
中頸城郡	九八六、六八七	一九三、二四三	一六二、二〇七	二九、七八二	二二三、〇二五
西頸城郡	五九三、九九二	一〇九、六〇五	二七三、四九三	四三、〇〇四	一五二、六〇九
岩船郡	一、三四〇、四三二	二二〇、九九九	二、三三〇、九五三	三一四、八四一	五三五、八四〇
佐渡郡	二、〇四〇、〇五八	三二〇、四九三	三五五、九七六	五一、〇九六	三六一、五八九

- イ、無蓋製炭法
- ロ、坑内製炭法
- ハ、堆積製炭法
- ニ、築竈製炭法

1、無蓋製炭法と稱するのは露天で主として粗朶材を炭化する的方法で、平地又は凹地に於て粗朶材に點火し、焔の燃え上るに従ひ順次粗朶材を以て覆ふて行き、不完全に燃焼せしめて内部を炭化し、水或は時に土を以て消火するので、極めて粗悪な消炭を得る方法である。従つて収炭率も低く一割内外に過ぎない。

2、坑内製炭法は時にタームル取得を目的として針葉樹林に行はるゝ事があり、歐洲に於ては古來行はれたものである。其方法は次に述べる堆積製炭法と築竈製炭法と折衷した様なもので、坑内に木材を詰込み上部は土と以て覆ひ、通常低部に點火し又適當の孔より下部に通風をなして炭化を進行せしめる方法で、現今はスウェーデン北部のタームル坑炭化装置以外多く用ひられない。

3、堆積製炭法は歐洲に於ける製炭法中最も普及してゐる方法で、北はスウェーデン、ノールウエー、フィンランド、ロシア等より南は伊太利に到るまで歐洲各國の山地に於て行はれ、殊にスウェーデンは最も盛んで山地到る處に見出さるゝのみならず、多くの製材工場では其木屑を此方法で炭化し、其木炭を盛んな鐵鑛業に使用してゐる。

堆積製炭法は堆積の方法により二種に大別し、横積製炭法及縦積製炭法とする。何れも原理は同様で炭材を縦又は横積となし、其上を粗朶、樹枝、樹葉等で覆ひ、再びその上を土で覆ひ下部に一つ又は幾つかの通風口を設け、通常特殊の排煙装置を設けずに炭化する的方法である。我が國にも伏燒と稱し横積製炭法が行はれて居る。

4、築竈製炭法は製炭竈を築き、其中に炭材を詰込んで製炭を行ひ、出し入れ口を毎回破壊閉鎖するが其他の部分は破壊することなくして幾回も繰返し製炭を行ふ方法で、米國、支那及我が國に於ては主として此方法により、特に

我國の如きは此方法により世界一の良質木炭を燒き出す迄に發達して來た。

## 二、本縣で行はるゝ製炭法

先づ我が國の築竈製炭法を大別すると二種となり、一は竈内消火法で他は竈外消火法である。此二種の方法は製炭上の理論からは大なる差別はないが、實際上は竈炭化法、収炭率、炭質等に重要な差が生ずる。本縣に於ては築竈製炭法の一種類である八名式と云ふ製炭法が在來行はれてゐるが、近來その八名式に改良を加へた改良八名式製炭法なる優秀な方法が考案せられ、此の普及に縣林務課及縣木炭同業組合聯合會等が懸命な努力をして居る。

## 第七章 改良八名式製炭法に就いて

此の製炭法によつて製せらるゝ木炭を黒炭と白炭とに大別する。黒炭は其の名の通り比較的黒色を呈して居る。是は竈内消火法により製し、炭質が軟いので一名軟炭とも云ふ。白炭は比較的白色を呈し、炭質は硬いので一名硬炭と稱せられ、竈外消火法により製したものである。

### 一、黒炭製造法

1、黒炭竈構築方法は竈場の選定並びに整地をなした後、竈底の經始寸法を行ひ、竈底、排煙道、竈壁、煙道口、補助煙道、炭材の詰込、點火室、天井の順序により行ふものである。黒炭竈は大部分土によつて構築され、白炭竈が石及土で造らるゝのとは異つて居る。

2、製炭は點火、焚込、精鍊、消火、出炭の順序で行はれる。

イ、點火 竈が充分に乾燥した時煙道口及補助口を開き、點火室に於て盛んに焚火をする。點火する前に點火室には「ロストル」装置をすることが便利である。

ロ、焚込 焚込は製炭上最も重要な事で、此の巧拙によつて炭火時間を首め炭質並びに收炭率に影響するのであるから細心の注意を必要とする。焚込の進行の程度は煙の色によつて推測するのが簡便な方法である。煙は初め稍濃い褐色となり、次第に薄くなつて白色を呈し、焚込の進むのに従つて再び濃くなり、終には辛味を覺える程度になつて口焚を止める。

ハ、精鍊 炭化の進むにつれ煙は全く青色となり煙道口の乾いたと認められた時に、第一回(約四分の一)の蓋引を行ひ通風を盛んにして精鍊を始める。斯くて煙色が次第に稀薄となり全く絶えたとき順次蓋引を行つて通風を盛んにし天井は高熱となり竈内は火色がびえ灼熱する様になれば精鍊が充分であると云ふ事になる。

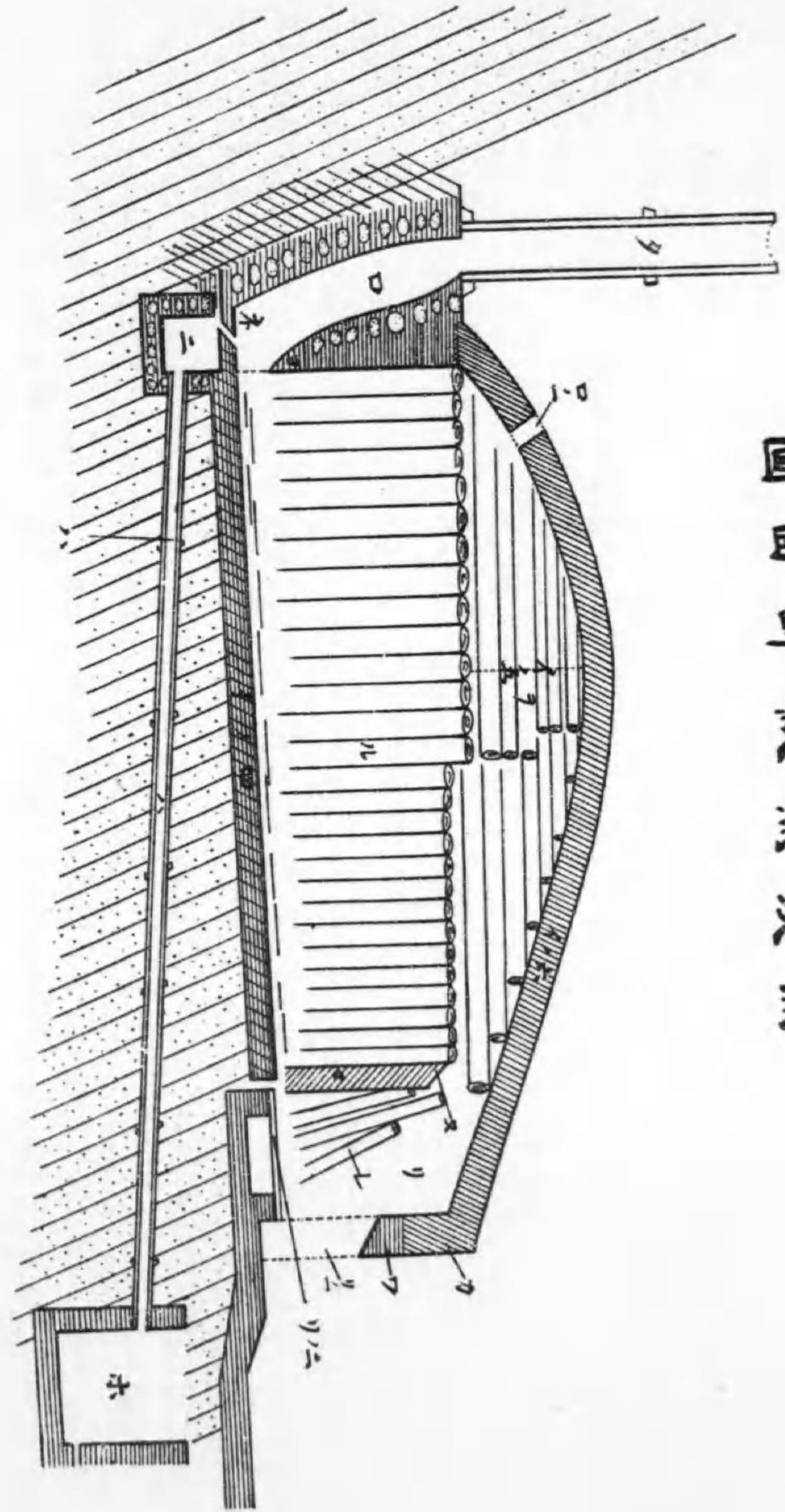
ニ、消火 精鍊の充分な頃を見計つて通風口を塞ぎ、煙道口を密閉して消火を行ふ。此の際竈口から空気が潜入すると消火を妨げ且灰化を多くするから、竈口は練土で塗り更に杭を打つて板を横に並び、能く乾いた土を盛つて通風を遮断する。斯うして略二晝夜を経過すれば出炭をなし得る程度の温度となる。

ホ、出炭 竈内の冷却を確めた後出を行ふ。即ち竈口を開いて前方より炭を取り出し、次第に後方の物を取り出すのである。併し萬一残火のある場合を考慮して相當時間が経過してから煙道口を開くのが普通である。出炭が半になつて火氣がないと認められた時煙道を開いて出炭を續行する。

二、白炭製造法

1、白炭竈構築方法は竈場の選定並びに整地をなした後竈底の經始を行ひ、竈底、排煙口、煙道、竈口、竈壁、天井

黒炭竈縦断面圖



の順序に工事を進める。前に述べた通り、黒炭竈と異なる所は、構築に重要な材料は土と石とであることで、白炭竈は俗に石竈と稱せられる如く多量の石を必要とする。この石には耐火質の凝灰岩、安山岩等を使用する。尙黒炭竈が一回の製炭毎に構築するのに對し、白炭竈は一度構築すれば一箇年間を使用出来る。

2、製炭は炭材詰込、焚込、精鍊、出炭、消火の順序で行ひ、その要領は殆んど黒炭の場合と同方法であるがたゞ最後の出炭してから消火するのが黒炭の場合と反對である。即ち精鍊が充分と認められた時、竈口の練土を取り除き、搔手で以て竈口に近い所から搔出して暫くの間竈内に置く、之を精鍊と稱す。かうして順次に竈の後方に及ばして行く。搔き出した炭火は竈庭に推積し、消粉を此の上に掛けて消火する。その爲に炭は灰白色になる。

### 三、改良八名式製炭竈と現況

現在縣下の製炭者は八名式を標準とした先祖傳來の製炭竈を使用して居る。實際現地に行つて彼等の話を聞いて見るにやはり改良八名式製炭竈の優良な製法であること云ふ事は知つて居る。併し容易に先祖傳來の製炭竈を廢してこの新しい改良八名式に依る製炭竈を使用し得ないで居る者もある。その理由は次に載ぐるとして、縣林務課及縣木炭同業組合聯合會が非常にその普及に務めてゐる。

イ、改良八名式は成る程理窟からして當然良炭を製する事が出来る。しかし竈壁が低く、換言すれば竈が小さい爲一回の製炭高が従つて少い。此に反して從來の自己流の製炭竈は改良八名式より一・五乃至二倍位大きいと云ふことは前者に比し品質は可なり悪質と雖も、その製炭高は多いと云ふ理由になる。

ロ、然るに前者は製せられた炭が良質であるから、後者の悪質なるのに對抗出来るではないかと云ふかも知れない。成程實際製炭の購入者が炭質を鑑定し、そして良質炭に對する歩率を高く買ふならばそれで引き合ふから獎勵の改良式に改めた方が良し事になるが、現在の商人は良炭と雖も決して高價には買つて呉れない。彼等は後述の如く何



貫目に付幾何と買入れる爲、勢ひ製産者は製産高に重きを置く事になる。従つて製産高の多い竈即ち従来の竈が少し位品質が悪くともその方が生活して行くに良いと云ふ理由である。

ハ、右の二理由の外に改良式に依る場合には新規に講習を受けなければ自信が得られず、舊來の方法によつて上等品を製炭する豫定のものが、改良式により第一日より従來通りの製品が得られるかと云ふ懸念から、改良式の長所を認めつゝも實行に躊躇して居る者も多い。

以上の理由が改良式が急速に行はれない主なる原因であらう。もし全縣下に此の改良式の使用を普及せんとするならば、製炭者をして簡単に實行に着手しむる様手段を講ずると共に先づ根本的に製炭購入商人の製炭購入に關する態度を改め然して製炭者には是が効果を指導してやらなければならぬと思ふ。次に稍古い昭五五年に於ける炭竈改良状況と各地方別従業者と竈数の統計を示す。

四、炭竈改良状況表

炭種	製炭方式	炭竈數		従業者數
		計	改良	
白炭	八名式改良 金山式改良 半名式改良	三、七四七	三、四〇七	三、七四七
黒炭	八名式改良 大正式、八名式改良 在折來	九、六五七	九、五〇七	九、五〇七
鍛冶炭	計	一、八九七	一、四二八	一、四二八
合計		一、五五四	一、五五四	一、五五四

五、各地方別従業者と竈數表

組合名	従業者數	炭竈數		改良状況	
		白炭	黒炭	改良	在來
東蒲原郡	一、三三〇	一、〇七一	一六	一、〇八七	三八七
佐渡郡	二、〇〇三	一、五五四	二六一	一、八一五	四二四
岩船郡	一、七九六	五九六	八三二	一、四二八	一、二五六
西頸城郡	一、一五一	七七二	一八三	九五五	四二六
中頸城郡	一、六四〇	一、三〇〇	八四	一、三八四	六三〇
南魚沼郡	六五〇	六五〇	一	六五〇	一四七
北魚沼郡	九八八	九〇四	一	九〇四	九七
十日町	五二五	五三三	一	五三三	五七
計	一〇、〇八三	七、三八〇	一、三七六	八、七五六	四、四二三
其他	三、二一七	二、二七七	五二一	二、七九八	六九七

第八章 木炭の俵装

俵装は検査規則に依つて十五疋(四貫目)俵と爲すのを原則とするから以下此の俵装に就いて記述し、尙従來の八貫目俵との利害を述べる。

一、白炭の俵装

イ、木炭の詰め方 選別された木炭は規定の俵に詰込み俵装を行ふ。詰込は先づ俵の大小及適否を検し、又俵の大きさは詰込木炭の良否を考慮して適當に定める。次に棧俵を用ひて假底として詰込む。但し並等以下は横詰、上等は

體裁上からしても縦詰とするのが習慣である。

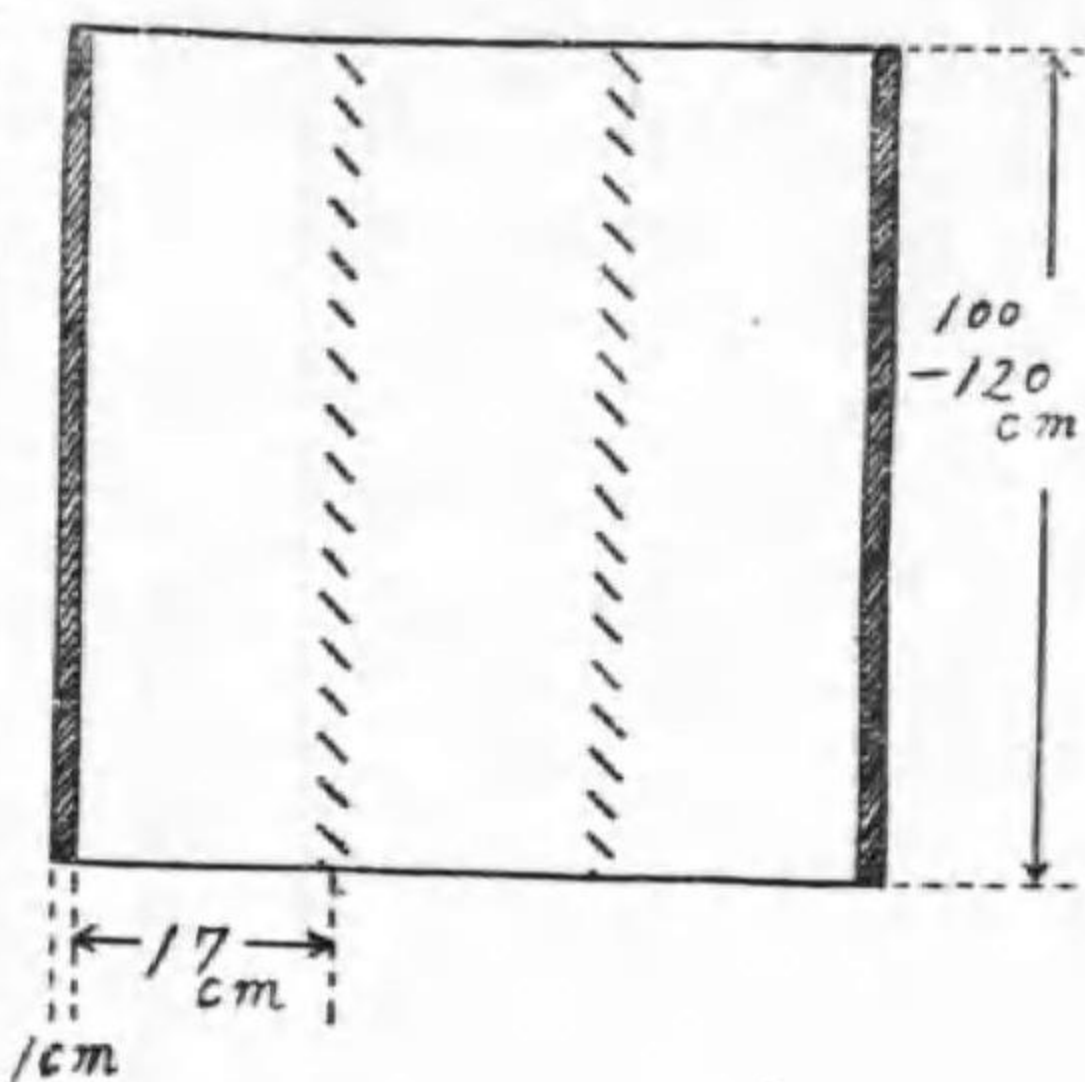
ロ、依 装 木炭検査現定に従ひ白炭は丸依仕立とし、口當は先口五分以下の小柴を用ひて渦巻狀に爲すのを可とする。木梓（先口七分以下）を爲す場合は折柴を用ふる事が出来る。其方法は何れに依つても口當は依の内側に密着し、結束後は炭の抜き差しの出来ない程度とする事を要する。繩は太さ径二分五厘程度のもを適當とし、それより細いものは運搬又は取扱中に切斷し易く、太過ぎるときは却つて外觀を損する。

### 二、黒炭の依装

イ、詰め方 黒炭詰込の方法は白炭と同様であるけれども、黒炭は角依とする關係上適當の長さに切つて横詰とする。

ロ、包装 口當は折柴を用ひ、口繩の掛け方は一本繩を各邊三ヶ所掛けとし、圖の如く一回潜りとする。

## 萱依寸法



装 依  
炭 白



炭 黒



### 三、八貫目依の四貫目依改正に就て

従來木炭の依装は八貫目萱依に詰込むのが普通であつたが、近年縣林務課では一齊に白炭黒炭共に四貫目萱依詰込に改正を行つた。左に此改正に就いて縣の方針及び製炭業者に對する影響を見る。縣當局は販賣の合理化と云ふ點に主として力を注いで居る。即ち他縣から比較的惡質のものでも安くこれを買入れて縣内の消費に充て、一方本縣製産の良炭は高く之を縣外に移出しようとする方法である。従つて運搬、陳列に便する爲めには、勢ひ八貫目依の如き不體裁で重く、運搬、陳列に不便なものより體裁の良い輕便な四貫目依の方が非常に都合が良い事になる。本縣産の優良炭が今日東京市等の大百貨店内に他の商品と同様に販賣せらるゝに至つたのは此の改正の結果である。

製炭者側から見ると今まで八貫目の炭を一依に詰込んで居たのを、四貫目依とすれば同じ八貫目の炭を二依分割して依装しなければならぬことになる。従つて今までの依装賃即ち萱依代、繩代、依装者の手間賃等に要する費用の約二倍の金額を支拂はねばならず、生活状態も亦従つて苦しくなる。故に製炭者はこの改正に對して不滿の状態にある。そこで縣當局も之等の事情等にもかへりみ、本年六月から八月頃迄に東蒲蒲郡の一部の生産者の爲めに八貫目依の依装を特に許可したものもあつたと聞く。又農林省でも亂雑な木炭の規格統制方針として、品質と形状とによつて規格區分を定め、家庭用、雜用、鑛工業用、化學工業原料として必要に應じて一、二等に區分する意向であるが、之に伴ひ包装容器についても當然改良せねばならぬので、之が基礎調査を全販聯及び全國府縣當局に委託することゝなつた由。

## 第九章 木炭關係の諸組合

木炭に關する組合の沿革の概略は既に第一章に述べたところであるが、左に新潟縣木炭同業組合聯合會、木炭同業組

合、木炭改良組合に就きその近況を窺ふに足る二、三の事項を述べる。

一、新潟縣木炭同業組合聯合會（在新潟市）

本組合（組合長は丸山縣林務課長）は從來本縣の木炭規格の統一に多大の努力を傾注し、その結果昭和六年九月縣營検査の實施となつた次第であるが、尙縣内を統一したる格差の決定されてゐないことを遺憾とし、取引の圓滑を圖り、延いては業界の振興を策する爲め、過般所屬木炭同業組合を首め縣下主要の木炭關係團體から選出された委員を以て第一回木炭格差協定会を開催し、満場一致左の協定を遂げ爾來全縣下の木炭格差を一定基準によらしむることゝした。

協 定 書

新潟縣木炭同業組合聯合會木炭格差協定会要綱ニ依り木炭格差ヲ左ノ通協定シ昭和八年九月ノ取引ヨリ之ヲ適用ス。

記

- 第一項 格差ハ新潟郡木炭検査ノ銘柄、等級ヲ基準トシテ之ヲ附ス但シ格外及第三種木炭ハ之ヲ除ク
- 第二項 格差ハ次表ノ通トス但シ雜割ハ雜込ニ對シ一割迄ノ格下ヲ又白炭檜割並ハ雜込並ニ對シ一割迄ノ格下ヲ爲スコトヲ得
- 第三項 本格差ノ施行ニツイテハ協定ノ範圍内ニ於テ地方組合ノ協定ニ附スルモノトス

一、白炭格差表

標準	標準	標準	標準
四割以上	三割以上	二割以上	一割以上
檜丸極上	檜丸上	檜割極上	檜割上
	檜割極上	檜割上	檜割並
	檜込極上	檜込上	檜込並
	雜丸極上	雜丸上	雜丸並
	雜込極上	雜込上	雜込並
	雜割極上	雜割上	雜割並
		雜込並	荒
			上
			荒
			並

二、黒炭格差表

標準	標準	標準	標準
四割以上	三割以上	二割以上	一割以上
檜丸極上	檜丸上	檜割極上	檜割上
	檜割極上	檜割上	檜割並
	檜込極上	檜込上	檜込並
	雜丸極上	雜丸上	雜丸並
	雜込極上	雜込上	雜込並
	雜割極上	雜割上	雜割並
		雜込並	荒
			上
			荒
			並

二、木炭同業組合

この組合は重要物産同業組合法によるもので、こゝに特別の説明を要しない。其現況の大様は左の如くである。

（昭和十年七月現在）

組合名	設立年	製造業	販賣業	計
佐波郡	大正八年	二、七五〇	二九四	三、〇四四
東蒲原郡	同	一、一九五	一三八	一、三三三
西頸城郡	同	一、〇二〇	一四四	一、一六四
岩船郡	同	二、二八六	二五九	二、五四五
南魚沼郡	同	一、一〇〇	一一三	一、二一三
中頸城郡	同	一、六七三	三〇二	一、九七五
北魚沼郡	同	一、二六〇	二一九	一、四七九
十日町	同	五、四二二	一一八	五、五四〇
計		一、八二六	一、五九七	三、四二三

### 三、木炭改良組合

本組合は任意組合で、施設事例は各組合毎に異なるを以て茲には其中二、三を掲げ参考に供した。先づ現状を見るに、

郡名	組合数	製炭業者た同上産業組合員数	郡名	組合数	製炭業者た同上産業組合員数
北蒲原郡	六	二二一	古志郡	五	三八八
中蒲原郡	六	四五六	北魚沼郡	二五	七三四
西蒲原郡	一	一三	南魚沼郡	九	五七一
南蒲原郡	三	二七〇	中魚沼郡	七	一三九
東蒲原郡	一	四四九	刈羽郡	八	二六七
三島郡	四	二一一	東頸城郡	五	一八八
					一五一

郡名	組合数	製炭業者た同上産業組合員数	郡名	組合数	製炭業者た同上産業組合員数
中頸城郡	二	一、五〇二	佐波郡	四	一、五四四
西頸城郡	九	四三七	計	二〇〇	八、七五七
岩船郡	二	一、三六七			六、一三二

既往の木炭改良施設を顧るに、自治的製品検査の如きは割合に早くより實行せられ、又生産改良指導も亦近時漸次に充實しつゝあるも、之等と並行すべき生産費の低減、販賣方法の合理化等経営方面の指導は全く閑却されてゐた憾がある。そこで百九十餘の既設組合は堂々たる旗幟の下に組織され乍ら、實際に於ては何等見るべき実績を擧げてゐなかつた。そこで縣木炭同業組合聯合會は既設の製炭改良實行組合の實力を涵養し、漸次に之を法人組織の農事實行組合に改良するの必要を感じ、昭和七年度に於て改良組合の模範施設獎勵事業を起し勸奨金を交附し、所屬木炭同業組合をして之が指導に當らしめ、その成績を一般に範示して改良普及に資した。左の例は昭和八年八月新潟縣木炭同業組合聯合會に於て前記の目的を以て調製したる「木炭改良組合施設事例第二輯」より抜萃せるものである。

### 東蒲原郡東山木炭改良組合

#### 一、沿革及現況

本組合は東蒲原郡東川村の東部福島縣に界し津川驛を去ること三里餘の山間僻村にして中山、屋敷、茗荷、面倉、廣手、夷棚の六區よりなり戸數四十五戸なるも約二、〇〇〇町歩の大林野を有し村民の大部分は製炭を以て本業とし往年は産額白炭八萬貫に達し是が製品は二里餘を人肩により搬出し地方仲買人に賣却し來たり生産者の不利不便は甚大なりしを以て明治四十三年東川信用購買販賣組合組織に當り木炭の生産改良、量目統一、製品の検査、共同販賣、炭材及原

料品の共同購入等の計畫を樹て之が目的貫徹上製炭關係者は一層結束するの必要を認め、昭和七年一月本組合を組織し木炭同業組合等關係機關の指導により主として生産の合理化、製品の改良、量目統一、原料林の共同購入、製品の集合検査等の改良事項を分擔し生産資金の融通、製品の共同販賣、生活必需品の共同購入等につき産業組合の經濟的援助と相俟つて組合員の福利増進を企圖しつゝあり。

組合の區域 東川村大字東山一團  
組合員數 三十名

二、事業の概要

イ、共同販賣の實行方法 組合員の生産木炭は一切個人販賣を爲すことなく全部産業組合の木炭倉庫に入庫し委託販賣を爲せり、其の成績左の如し。

年次	共同販賣數	同上金額	備考
七年度	二三、〇〇〇 <small>圓</small>	二、八七五 <small>圓</small>	昭和五年村有林施業案改訂の結果一時拂下停止せるに依り原料林不足の爲め生産減となりたるも昭和十一年度より舊態に復する豫定
八年度	二八、〇〇〇	三、六四〇	

ロ、製炭資金調達方法 産業組合より利率年一割以内にて千五百圓程度の經營資金の融通を受け委託販賣代金中より逐次返済し製炭終了期迄に完了し販賣業者より前借するが如き弊を改めたり。

ハ、共同購入 原料木を組合にて買入れ組合員に分配するは勿論、生計用品は一切産業組合を通じ共同購入し毎月末精算し委託木炭代金と相殺勘定して剩餘金は信用部の貯金に振替することとせり。其の成績左の如し。

年次	共同購入原料林	生計用品共同購入	備考
七年度	一、三五〇 <small>圓</small>	二、五〇〇 <small>圓</small>	
八年度	八〇〇	二、六〇〇	

ニ、其の他の施設

1. 共同施設

本組合が主となりて土木森林組合を設立し國縣の助成を得て幹線林道、車道、二、八〇〇米を開設し又建坪二十坪の木炭倉庫を建設し更に炭材運搬の鐵線架設を爲したり。

2. 改良施設

講習會、講話會、査定會、品評會等の開催及先進地視察をなせり。

3. 組合員の共濟

組合員共濟規程を設け左記標準に依り共濟を行ふ。

- 一、製炭中災害により死亡したるもの 金拾圓以内
- 二、同 傷痍したもの 金壹圓以上拾圓以内
- 三、其の他の死亡、疾病、災害 金壹圓以上五圓以内

三、將來施設せんとする事業計畫

左の諸事業は何れも難事業にして急速實現は不可能なるも終局の理想として逐次之が實現を圖らんとす。

- 一、林道網の完成、東山土木森林組合と提携して幹線完成の上は主要林地に支線を開設し生産費の節減を圖らむとす。

- 二、津川驛附近に五十坪程度の倉庫を建設し販賣の合理化を圖ること。
- 三、原料林の増殖奨励、炭材林の缺乏は斯業の一大脅威なれば是が造成に留意し適地適木の植栽を奨励し、一方黒炭の製法を奨励し炭材の節減を圖り年産額十萬貫に達せしめむとす。
- 四、萱俵の製作を奨励し自給自足は勿論他へ移出販賣をなさんとす。
- 五、共同加工の奨励、生産木炭を一定の山元倉庫に於て共同加工し選別、品質、依裝を統一し東山木炭の聲價發揚を期せむとす。

### 佐渡郡北田野浦木炭改良副業組合

#### 一、沿革及現況

木炭販賣の合理化を圖る目的にて大正十年製炭業者四十五名を以て組合を組織し、爾來統制を取りつゝあり、其の成績大いに見るべきものあるに鑑み炭材共同購入及資金の融通を兼行し、又品質の向上に力を竭すこと、し所期の目的に邁進中に屬す。

區域 高千村大字北田野浦一圓  
組合員數 四十五名

#### 二、事業の概要

イ、共同販賣 組合員の生産木炭年約五萬貫餘は全部之を共同販賣に附す、其の方法は毎月三、四回販賣日を定め販賣主任に於て組合員の製品一切を競賣に附するものにして普通販賣に比し平均一俵十錢高に取引せられつゝ、

ある盛況にして最近の成績左の如し。

年度別	共同販賣數量	全生産に對する比率
六 年	五八、〇〇〇	一〇〇
七 年	四五、二〇〇	一〇〇
八 年	五二、〇〇〇	一〇〇

ロ、製炭資金調達 組合員は全員同村信用組合に加入し居りて各種改良施設の充實上資金調達合理化の必要を痛感し昭和八年度より組合長及信用程度充分なる組合員一名を選任し所要資金を信用組合より連帶借用し、之を資金調達に困難なる組合員に融通し製品販賣の都度購入炭材の棚敷に比例して徴收し年度末に於て之を償還するものとす。

年度別	借入額	借入金融通組合員數	備考
八 年	五〇〇	八	利子は日歩三錢とす

ハ、炭材共同購入 組合員の製炭原木は全員の所要見込量を共同購入し之を適宜に評價分割するを原則とするも都合に依りては個人購入を爲すことあり、斯る場合は組合長又は役員に於て賣買契約に立會ひ不當賣買の防止に力む其の成績左の如し。

年度別	共同購入數量	備考
六 年	九六六	
七 年	七五三	
八 年	八六〇	

- ニ、積立金 組合自力にて組合員の所要炭材を購入し得る程度に達する迄資金を蓄積する目標の下に木炭販賣の都度一俵に付五厘の積立金を勵行す。
- ホ、其の他の施設 其の他實施しつゝある事業の概目は左の如し。
- 共同施設として鐵線架設、木炭倉庫の建設
- 改良施設として講習、講話

### 岩船郡鹽野町製炭改良組合

#### 一、沿革及現況

本組合地區内炭材林の多くは國有林にして蓄積比較的豊富なりしが往年好況時代に於て製炭業者は過剰の炭材林を拂下げ之を他町村の同業者に分譲し炭材林を濫伐して顧みる所なかりし結果、漸次近山に炭材を求め得ざるに至り漸く炭材集約の必要を自覺し之が弊を矯正する爲炭材林の共同拂下製炭の改良等を目的として大正十二年製炭業者六十名を以つて組合を組織するに至れり。

組合の區域	鹽野町村大字鹽野町一圓
組合員數	五十名
年木炭製産額	約五萬貫餘

#### 二、事業の概要

イ、炭材林の共同購入 製炭資材は主に國有林の拂下によるものにして之が資金年々一千五、六百圓を要し従前は各

個に資金を調達し拂下を受け來り其の間幾多の不利ありたるを以て本組合創立以來共同購入を實行しつゝあり、而して之が資金は鹽野町信用購買販賣組合より融通を受け、或は郡木炭同業組合より借受け、其の償還は組合員各自の炭材林分割取得の分量に應じて六ヶ月賦とし、現金又は製産木炭を以て毎月會計者に納付せしむる方法を採用し舊弊を改善するを得たり。

ロ、共同販賣 製産木炭の共同販賣は従來行ひたることなかりしが昭和七年十一月郡木炭同業組合事業として木炭倉庫を建設せられたるを以て之を利用し、共同販賣實施の計畫をたてたるも昭和八年に於ては八千六百貫の共同販賣を爲したるに止まり未だ不振の状況なるも従來の個人賣に比し三十疋俵一俵に付き六、七錢の有利なる取引を爲し得たるにより今後益々之を擴張する様攻究せん。

本組合共同販賣不振の理由は組合組織以前に於ける製炭業者の多くは木炭販賣業者より製産木炭安價提供の條件の下に炭材購入資金を借用し來りたる爲其の負債多額に上り、之が償還に充當すべく製産木炭を半強制的に買ひ取るゝことに原因するものなるが近時鹽野町信用購買販賣組合を利用するに如かざることを悟り漸次改善の曙光を見つゝあり。

ハ、製炭改良 組合組織前は製炭技術幼稚にして粗製濫造行はれ粗悪炭産地の定評ありたる所なりしが組合設立後は郡木炭同業組合より講師の派遣を得て實地指導を受け更に講話會、製炭座談會、製炭技術競技會等を開催し又模範改良廠を事務所附近に構築して一般の改良普及を企圖する等銳意技術の向上を圖りたる結果、未だ先進地の域には達せざるも往年に比し面目を一新するに至れり。

ニ、其の他 山神祭を執行し組合員全員及部落重立會同の上組合員の製炭に關する意見、研究の交換と意思の疏通を圖る機會とし又標準炭陳列所經營等の事業を行ふ。

## 三、將來施設せんとする事業計畫

以上の諸事業を今後繼續し益々其發達を期せんとするものにして昭和九年度に於て木炭評定會、築電講習會の開催、原料林及俵裝材料の共同購入、林道の修理、先進地視察、製炭懇談會を兼たる山神祭等の諸事業を施行せんとする計畫なり。

## 四、組合施設上特に障礙となりたる事項及其の措置法

製產品の共同販賣に當り悉くの組合員の出荷を見得ざるは組合組織以前に於て組合員の多くが木炭販賣業者より製産木炭を時下相場より二千匁一俵に對し十錢乃至十二、三錢安を以て提供する條件の下に炭材林購入代金を借用し、其の負債累増せる爲之が償還に充當すべく殆んど強制的に買収さるゝに起因し、組合發展上一大障礙なるを以て組合員の覺醒を促し先づ基本金の造成を策し毎年組合員各自並等一俵を出資し之を共同販賣して其の代金を蓄積し一面信用組合より資金の融通を受け從來の弊を一掃することとし現に實行しつゝあり。

要するに、木炭業經營の改善は當業者が協同一致して組合（法人たる農事實行組合を理想とし、暫行的には現在の任意組合たる改良組合でも可）を組織し、主として産業組合より經營資金の供給を受けて原料を共同購入し、製品は農業倉庫を利用して共同販賣し、斯くて除力を以て漸次に經營資金の自給自足を圖るに在ると思はれる。過般産業組合法の改正によつて農事實行組合の團體加入が規定せられ、又第六十五議會に於ける農業倉庫業法の改正により木炭を農業倉庫の主要取扱品目としたこと、或は農業動産信用法に於ける薪炭原木の購入に對する金融保護等何れも木炭業の今後に於ける一層の發達を期待し居るものと信ずる。

## 第十章 木炭業者と産業組合に就いて

本章は次の配給の章に屬すべきも、特に一章として前に出した。産業組合を通じて木炭を配給するときは、直接製炭者から産業組合へ、それから一般消費者へと云ふ順になるから配給に要する時間を短縮せしめ、且つ中間商人を排除する故に炭價の低廉を來すこととなるが、製炭地の問屋（本縣に於ては木炭の委託販賣、委託買附を業とするものは殆んどない。こゝに問屋とは所謂問屋即ち卸商を斥す。以下皆同じ）並びに消費地の問屋及び小賣商人の手を経ないこととなり従つて此等三種の商人は廢業せざるを得ないことにもなる。之は確に彼等の生活を脅威するものであるから此等の商人は當然産業組合には絶對反對の意を述べるのも無理はない。或は此等の商人を全然通らぬと云ふ事はないにしても少くも産業組合の發達の結果は彼等の立場を不利に導く事は明かな所である。

以上は産業組合に對する中間商人の立場であるが次に製炭者の立場を見るに、從來の製炭地に於ける問屋即ち製炭購入者と製炭者との關係は本縣の事情では少くも單なる經濟的關係より更に封建時代の主従のそれに似た關係さへ因縁づけられてゐる。例へば製炭業者の家族に病人が出来たとか、或は婚禮又は御産があるとか云ふ場合には、彼等は特約の問屋へ行つてそれに要する金額を借り受ける事が出来る。そして年末に返済する約束をしても今日の様な不景氣の場合には思ふ様に返済する事が出来ない。と云つて問屋の方では不人情の眞似も出来ぬと云ふ状態で年々製炭者に對して貸越の状態に在る。然るに今産業組合が設けられたとしたならば、斯る場合に製炭者の依頼によつて産業組合が所要の金額を貸與するであらうか、恐らく之は不可能であらう。保證人があれば貸與すると云ふかも知れない。然し保證人が有る位ならば態々組合には借りに來ることをしないであらう。

以上述ぶるところに依て見るに、木炭業者と産業組合との關係は第九章に述べたるが如く政府の大いに奨励する所であるが、急速には進捗せざるものと思はれるも、東浦原郡丈の實狀を聞くに、郡内製炭高の約四割位は産業組合の手に渡る状態になつて來たと云はれ、又、産業組合の買入價格は商人よりも稍々高く一俵につき約五錢位高價であると云ふ。然し將來に於ては産業組合の此方面に對する活躍も目覺しいものあることと思はれる。



第十一章 木炭の配給

一、徑路 製炭後木炭が消費者に渡るまでの配給徑路は次の如くである。

製炭者 → 製炭地の問屋 → 消費地問屋 → 消費地の小賣業者 → 一般消費者

二、販路 本縣で製せられた木炭の中八割は縣内の消費となり残りの二割は縣外主として東京市に賣出されて居る。

(昭和十年九月分)

仕向地	移出	移入
東 京 市	一五〇、三〇〇	
埼 玉 縣	四〇、六四〇	
神 奈 川 縣	二二、二六八	
其 他 縣	一三、〇二〇	
北 海 道	三、八、六七六	
福 島 縣	一一、〇〇八	
長 野 縣	五五、一二九	
山 形 縣	五〇、一〇二	
其 他 縣	二五、七五六	
計	一三、五六七	
	六、二〇八	
	一五〇、七六二	

三、價格 炭の値段は春が一番低廉で、それからは次第に騰貴し八月の下旬から九月頃迄が最高値を呈することは次表に依つても知り得る。

四、代金決済方法

1. 製炭者と産地問屋との間の決済を簡単に言へば問屋の製炭者に對する前貸資金は年末に製炭者が金銭で支拂ふのと翌年の春になつて木炭を以て決済するのとの二通りがある。
2. 製炭地の問屋と消費地の問屋との間の決済方法は原則として現金拂で爲される。
3. 問屋と小賣商との間の決済方法は現金拂とする者と一ヶ月後拂とする者の二通りがあるが、その割合は半々位である。
4. 小賣商と一般消費者との間の決済方法は其地の習慣にも依るが主として一ヶ月後拂でなされる。

最近五ヶ年間の價格の變動表(十五斤一俵當、産地渡)

年 月	白 炭		黒 炭	
	樽丸上	雜込上	樽丸上	雜込上
六、九	八四	六八	六四	五六
一〇	八七	七一	六九	五九
一一	九二	七四	七一	六〇
一二	九二	七四	六八	五八
一	九一	七五	七六	六二
二	八七	七一	七一	六〇
三	八一	六八	六三	五九
四	七六	六五	六九	五八
七、				
一				
二				
三				
四				
五				
六				
七				
八				
九				
一〇				
一一				
一二				







東蒲原	東川津	四〇〇	一、四〇〇	五、四〇〇
佐渡	茂新	二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇
同	野同	一、五〇〇	二、〇〇〇	三、五〇〇

尙積卸し賃及驛より店頭への車力賃は含めて西新潟まで普通一俵(十五疋入)一錢五厘乃至二錢であるが、運送店の倉庫が空いて居れば十日や二十日位迄は無料で預かる事もあり、自家に木炭倉庫の設備のない商人でも倉庫業者に寄託する事は殆んどない。(寄託料の八貫目一俵、月三錢位は木炭業者にとつては尙高價に過ぐる爲めであらう)

木炭運賃調表(一廻、十五疋入約五十俵當り)

驛名	秋葉原(東京)	錦糸町(東京)	長	岡	新	潟
村上	三〇一一	三〇二七	一〇九八	一〇二〇	九七	
小出	二〇三七	二〇四六	一〇三五	九七		
六日町	二〇一九	二〇三七	一〇九一	九七		
鉢崎	二〇七九	二〇八七	一〇八五	九七		
新泊	二〇八七	二〇八七	一〇九一	九七		
寺泊	三〇二二	三〇三八	一〇九一	九七		
谷濱	二〇七九	二〇八七	一〇八五	九七		
糸川	二〇八七	二〇八七	一〇九一	九七		
關山	二〇五五	二〇六三	一〇四八	九七		

六、最後に木炭販賣業者数を見るに

縣下木炭販賣業者数調表(昭和十年四月一日現在)

種別	支所		總數	新潟	村上	津川	小出	六日町	十日町	高田	糸魚川	相川
	専業	副業										
計	四二五	二五〇	六七五	八五八	二五八	一三六	二〇三	九〇	一三八	三三八	一四〇	一五三
	二、〇二四	六〇八	二、六三二	八五八	二五八	一三六	二〇三	九〇	一三八	三三八	一四〇	一五三
	二、四四九	八五八	三、三〇七	八五八	二五八	一三六	二〇三	九〇	一三八	三三八	一四〇	一五三

第十二章 木炭業の原價計算

一、製炭企業の三形體と原價計算

木炭の原料となる原材は萌芽力を減らさぬ爲めに秋と冬に伐るがよく、丁度農閑期にある山村の副業としては恰好のものである。農村の行詰りが農家の多角的經營を強要する現時、製炭の副業は現金収入の手つ取早い良法である。さて製炭者の製炭企業は大體三つの形體即ち賃焼、歩焼、山代焼に分類し得。

イ、賃焼 とは製炭高何貫に付き焼賃幾何(例へば四貫目につき八錢)といふ製炭料を受くるもので、炭焼人は企業の危険を直接に負担せず、即ち其年の木炭相場によつて何等の影響をも蒙るものでない、要するに出來高拂で報酬を受け、獨立の所謂企業者とは云ひ難い。

東蒲原郡内に於ては津川方面に多少行はれて居るが、其他の方面では餘り見受けず、唯農林省が國有林より製炭する場合に主として採用されてゐる方法である。

口、歩 燒 とは山主と製炭労働の提供者たる炭焼人とが共同で製炭するもので、製品たる木炭は山主のもとに運搬せられ、販賣に關する會計をも明にして純益は山主と炭焼人とに分配せらるるもので、其の割合は部落と製炭地との距離により各場合に於いて異なるも、東蒲原郡地方に於ては大體に於いて山主六分、炭焼人四分といふ契約が一般に行はれてゐるが、繩、俵は山主の負擔となつて居る故、實際は山主五分五厘、炭焼人四分五厘に當るといふ。この方法では相互に計算を明瞭にすることになつて居るが、尙ほ疑心暗鬼を抱き共同の企業者たる相手を信じきれない憾がある。

ハ、山代 燒 とは製炭者が炭材林を山幾何と山主より購入し（問屋が山主より買ひ受け、更に之を製炭者に賣る場合もあり得る）期限を定めて（普通一ヶ年）其山より製炭する方法で其山に在る炭材は總て買主たる製炭者の自由處分となるものである。大きな炭材林になると製炭者は三人、五人と共同で購入し、更に彼等の間で之を適當に分割して製炭する。この際製炭者より山主へ支拂ふ所謂山代は其手附金（普通一割で殘金は其後一ヶ月位で支拂ふも、三、四百圓の大きい山になると手附金交附後二回位に支拂を完済す）さへも一時間屋より借り受け、後日製炭者がこの山に依つて製せる木炭を全部この問屋に納め、その時に至つて始めて先の山代を決済する。

此外製産された木炭が問屋のもとに運搬せらるゝ迄に要する諸經費即ち吠及び繩代、或は依裝人に支拂ふ賃銀までもすべて問屋から一時融通を受ける。

次に木炭に關する原價計算を具體的に示せば、今製炭者が木炭一俵に付いて吠及び繩代六錢、依裝料四（或は五）錢、外に製炭者自身の利益二十錢を一般に見積るのであるが、産地問屋渡相場が一俵六十五錢であるとすれば一俵當りの山代（即ち原木代）は、  
 $Y0.65 - (Y0.06 + Y0.04 + Y0.20) = Y0.35$   
 であり、従つて某山より木炭三百俵が製産し得る見込が立てばその買入代金たる山代は、

$$Y0.35 \times 300 = Y105$$

としなければならぬ。そこでこの山を百五圓以上で買へば製炭者の利益が齧食せられ、以下で買へば一俵につき二十錢以上の利益が上げらるゝこととなる。

右の計算に於いて依當り原價は  
 $Y0.35 + Y0.06 + Y0.04 = Y0.45$   
 で、問屋渡値段の大略半額であることも知られる。

結局労働賃銀即ち彼等の所謂日當が利益となり、本例に於ては一俵に二十錢を利することにしてあるが、この中には問屋と製産地間の山出し運賃其他雜費も含まれてあり、従つて之等を支拂ふ製炭者にありてはその純益は更に少く、大體に於いて約五錢と見るのが至當であらう。（そして一人一日の平均生産高は黒炭四貫目入三俵位は精一杯であること云ふ）併し山代の算定に見積違を生ずることもあり、缺損を見ることが縣木炭組合聯合會の作成した左表の如く決して稀ではない。現在産地問屋渡値段は六十錢乃至七十錢位のものである。

木炭生産費調表（拾貫匁）

種目	炭種		生産費					高			低			合
	白炭	黒炭	五年	四年	三年	二年	五年	四年	三年	五年	四年	三年		
原木	錢	錢	錢	錢	錢	錢	%	%	%	%	%	%		
炭	錢	錢	錢	錢	錢	錢	%	%	%	%	%	%		
代	錢	錢	錢	錢	錢	錢	%	%	%	%	%	%		

備考	差引損益	標準仕切相場	合計	運賃		依装出費
				馬車	山	
本表は事業經營の現況なるを以て製炭業者として自ら製炭に従事する者において製炭費と山出運賃は自己の所得となる而して 日工程白炭十五貫、黒炭二十貫宛製炭し收炭歩留白炭十二%内外、黒炭八〇%内外として計算したるものとす	損	一、五〇	一、九〇	一〇	一〇	一〇
	損	一、三〇	一、五〇	一〇	一〇	一〇
	益	二、七〇	二、六五	一五	一五	一五
	益	二、三〇	二、三〇	一五	一五	一五
	益	三、四〇	三、七〇	二〇	二〇	二〇
	益	三、〇五	二、八五	一五	一五	一五
	益	三、〇五	三、七〇	二〇	二〇	二〇
	益	三、〇五	三、七〇	二〇	二〇	二〇
	益	三、〇五	三、七〇	二〇	二〇	二〇
	益	三、〇五	三、七〇	二〇	二〇	二〇

二、製産地問屋の利益

製産地問屋は製炭者との間に既に述べた如く密接な關係を有して居り、問屋は製炭者の爲めに製炭資金を融通してゐる關係上、その山から製炭者の得る木炭は全部自家に運搬せしめ、之を製炭者に代つて販賣す。この際問屋は口錢と稱して賣上代金の四分を製炭者より受取る。謂は、仲立人の地位に立つこととなる。従つて斯る場合には問屋は製炭者の

木炭を高價に賣却し乍らも、安價に賣り拂つた如くに装ひて決済するといふ不正なことも生ずる可能性がある。

又實狀を見るに、問屋が年度末に豫約通りに立替金の決済を受けず其他消費生活上に於ける色々の方面に於て問屋より借り越をして居るのが普通である。又問屋が製炭資金を融通しない他の製炭者より木炭一俵六十錢で購入したとすると、問屋はその値段の割の利益を計上し且つ運賃自分負擔とすれば消費地問屋に到る迄の途中運賃を加算して消費地問屋に對する一俵の賣値を定める。例へば今東蒲原郡の日出谷町より新潟市に輸送する場合の鐵道運賃は一俵に付六錢位であるから次の様な賣價になる。

$$¥0.60 \times (1+0.1) + ¥0.06 = ¥0.72$$

三、消費地問屋の利益

そこで消費地の問屋は一俵七十二錢の炭を購入しその普通割の利益(時には五、六分にしか利益が上がらぬこともあるといふ)、こゝでは七錢二厘を計上し即ち一俵約八十錢位の値段で小賣商に賣渡す。

四、小賣商の利益

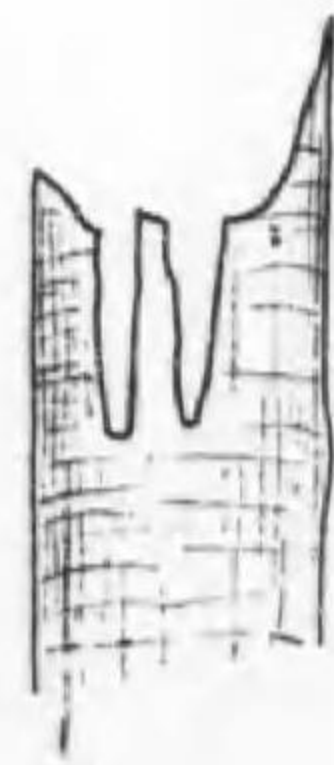
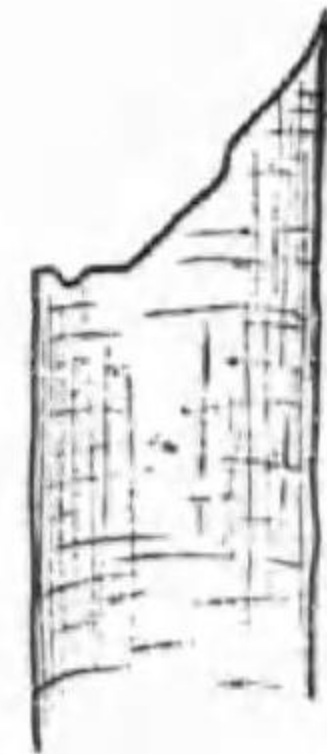
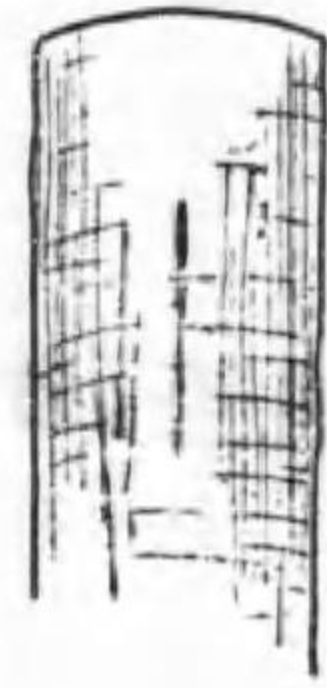
斯くて小賣商は一俵八十錢で購入しその割五分(普通割五分から二割を計上す)の利益即ち一俵に付十二錢を計上した値段で一般消費者に賣る事になる。結局消費者は九十二錢位で木炭一俵を購入する事になる。併し十一月、十二月頃より木炭の需要が甚しくなつて來るので需要供給の法則により木炭の市價が非常に上つて問屋や小賣商は非常な利益を擧げ、時に壹圓二、三拾錢から四、五拾錢位の値段を生ずる事があるが製炭者は此等の影響を受けることはない。(序に東京方面に於ては問屋は一俵につき十錢、小賣店は六十錢の利益を擧げてゐるといふ)

### 第十三章 木炭の品質鑑別法と經濟的使用法

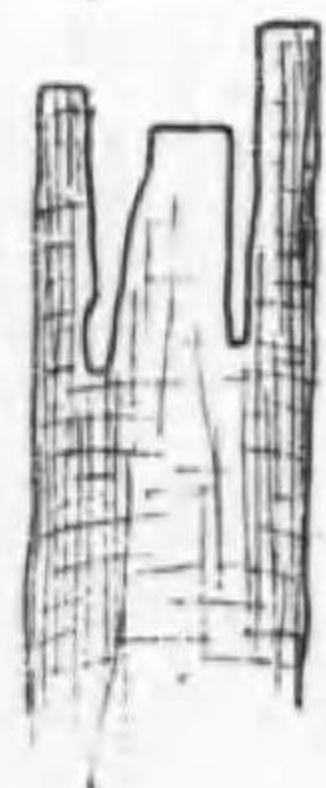
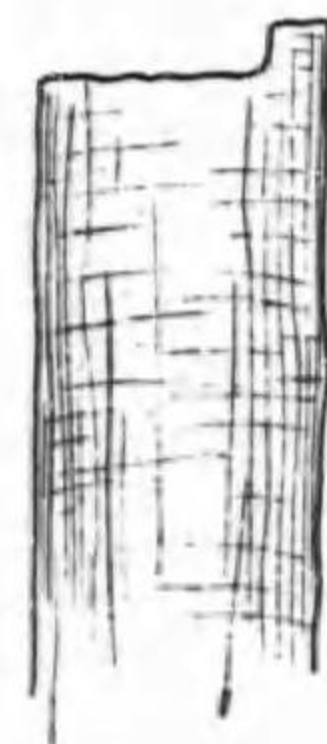
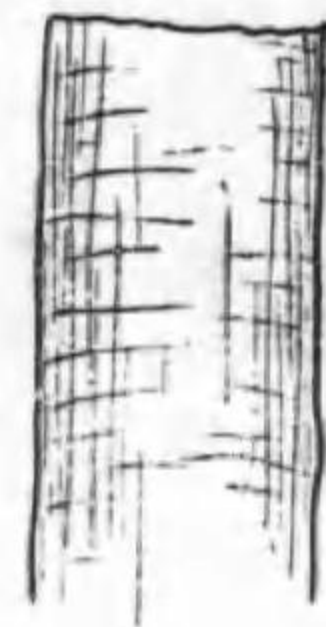
木炭の品質判定の標準、科學的鑑定法は甚だ困難な問題であるが、簡単に良炭の備ふべき條件を諸氏の説を參酌して列記すれば次の如し。

- 一、 破砕面金屬光澤を有すること。
  - 二、 破砕面貝殻状をなすこと。
- 良炭の横破面を仔細に觀察する時は、平面状ではなく曲面即ち貝殻状を呈し、不良炭に於ては階段状に破斷してゐる。併し之も比較上のことで、白炭に於ては破砕面は貝殻状をなし、平面状又は階段状をなす如きは極めて軟かい木炭に限られてゐる。

#### 良炭



#### 不良炭



- 三、 燻煙を發せざること。
- 四、 硬いこと。
- 五、 金屬音を發すること。
- 六、 熱量大なること。
- 七、 比重大なること。
- 八、 容積大なること。
- 九、 發熱時間長きこと。
- 十、 爆跳せざること。
- 十一、 立消えせざること。
- 十二、 發火點高きこと。

等が擧げられる、次に木炭の經濟的使用法を述べるに軟炭は燃焼により急に高温となり、又急に温度が下る。之に反して硬炭は熱の發生が徐々であるから比較的低温度に長く發熱を持ち續ける性質を有してゐる。此の兩者の性質を充分わきまへて用途により適宜に用ふべきは言ふ迄もない。例へば物を煮詰め、又は一定温度で物を焙ぶる如き場合は硬炭の方が有利であり、一時に高温に熱し或は多量の水を沸騰せしむるが如き場合には軟炭の方が少量で足りる。鉄の鍛錬の如き場合には軟炭を用ひ、すき焼、煎餅屋等には硬炭の方がよい。其他座敷用と臺所用とにより、或は夏季と冬季とにより、適宜にその使ひ分けをなすべきであり、黒炭と白炭との混用、或は安い木炭をぞんざいに使ふか、高い良炭を丁寧に用ふべきかの經濟的問題は各家庭に於いて研究すべき問題であらう。

識者は今日の價格差に於ては注意と手数を拂つて使用すれば、軟炭の方が遙かに有利であると云ふ。世間も既にこの事情を知つてか、近時黒炭の需要が増進しつゝあるに反し、白炭の需要漸次減少の傾向がある。この傾向は特に關東地方に著しいと云はれる。

參考の爲め左に新潟縣木炭同業組合聯合會が宣傳用ビラとして使用中のものを其儘御紹介する。

#### 木炭使用のお奨め

##### 新潟縣木炭同業組合聯合會

追々寒い季節に向ひます、各御家庭に清潔、經濟、衛生的な木炭の愛用をお奨め致します。木炭は昔から我が國民生活の必需品として一般に親まれて來たのでありますが、近來色々の代用品に壓迫されて、山間の製炭業者は毎日皆さんの想像も出來ない程劇しい勞働をしても、殆んご生計を立て、行けない状態であります。都會と山村は持ちつ持たれつで、木炭の需要が多くなれば多數山村民の生活が豊になり、購買力が増して都會が繁昌するといふ共存共榮の結果になります。



まして清潔、衛生、經濟何れの點からも、木炭は他の燃料に優れて居るのですから、家庭經濟と山間地方の爲に煮焼にも保温にも是非木炭の使用をお奨めする次第であります。

一、買ひ方、使ひ方

木炭は山村の重要産業であり、日常生活の必需品であるから生産、消費兩者の爲に縣で嚴正の検査を行ひ夫々品等に應じた格付を致して居りますから其の品等によつて次の用途にお使ひになるのが徳用であります

炭種	銘柄等級		炭種	白		炭種	黒	
	楡丸上	楡丸上		荒上	荒上		楡丸上	楡丸上
證紙の色	赤	赤	青	青	青	赤	赤	赤
用途	火附は悪いが火持が良いので豆、昆布、餅、魚肉等の煮焼に適し、蒲焼屋、菓子屋や宿屋、料理屋、一般家庭の座敷用に歡迎されます。		火持は悪いが火附が良く一時に火力が出るので臺所用に歡迎されます。楡丸並、雜丸上は座敷用にも代用されます。		官公衙、學校、會社用又は風呂焚用、荒上は臺所用にも向きます。		火鉢用、茶炭として最も適當です。	
	一般家庭の臺所用、楡丸並、雜丸上、雜丸上は火鉢用にも向きます。							

炭種	銘柄等級		炭種	白		炭種	黒	
	楡丸上	楡丸上		荒上	荒上		楡丸上	楡丸上
證紙の色	赤	赤	青	青	青	赤	赤	赤
用途	火附は悪いが火持が良いので豆、昆布、餅、魚肉等の煮焼に適し、蒲焼屋、菓子屋や宿屋、料理屋、一般家庭の座敷用に歡迎されます。		火持は悪いが火附が良く一時に火力が出るので臺所用に歡迎されます。楡丸並、雜丸上は座敷用にも代用されます。		官公衙、學校、會社用又は風呂焚用、荒上は臺所用にも向きます。		火鉢用、茶炭として最も適當です。	
	一般家庭の臺所用、楡丸並、雜丸上、雜丸上は火鉢用にも向きます。							

- ◆ 縦裂の多い木炭は割目から更に細かになり早く灰になるので火持が悪く割損です。
- ◆ 大依は概して品質が不揃ひであるばかりでなく運搬や取扱中に傷んで粉となり割損です。
- ◆ 本縣で十五疋の小依に統一することに奨めて居るのは此の意味からであります。
- ◆ 夏の御使用は黒炭に限ります、其の他の季節には白炭と黒炭をまぜて使へば火附も早く保火力も長くて經濟であります。
- ◆ 黒炭の良いものは鋸で二、三寸に切つてお使ひ下さい、金槌や石で壊したり炭と炭で叩き割つて使ふなら寧ろ並等品がよろしい。
- ◆ 藁灰は木炭の二倍も炭を保たせます、木灰を使ふ場合には時々「フルヒ」にかけて灰を軽くすることが肝要であります。
- ◆ 老木や根で焼いた硬い白炭の内には「ハネ」るものがありますがこれは急に火の中に入れて煖めて徐々に火を附ける様にすることがよろしい。
- ◆ 鍋釜の底と炭火が接近し過ぎると煮え上る時間が遅れます、相當間隔を置くことに御注意下さい。
- ◆ 火種は冬は上に夏は下に置けば火附が早い、火鉢に埋ける場合は二、三寸に切り折つた炭を稍斜に埋け一方は開けて置くこと。

◇火が不要になつたなら消壺に入らず水で消せば次の使用に充分役立つ経済です。  
 ◇粉炭は湿氣のない所に貯へ火鉢や炬燵の中に一、二杯づゝ埋め火種を少々積み灰をかけて置けば終日火の絶えることなく何時も湯が沸いて居ります。

◇粉炭は戸棚の中に入れて置けば臭氣止めとなり、夏便所に撒けば悪臭や蠅よけになり、井水が濁つたとき桶の中に木炭を入れて水濾しすれば濁水が清まります。

二、格

品等によつて大體次の様な値段の差をつけることに縣下一般に協定されて居ります。

値	上		下	
	三割以上	二割以上	一割以上	二割以上
標	楢丸並	楢割並	楢丸並	楢割並
	楢丸上	楢丸上	楢丸上	楢丸上
準	楢丸上	楢丸上	楢丸上	楢丸上
	楢丸上	楢丸上	楢丸上	楢丸上
値	荒上	荒上	荒上	荒上
	荒上	荒上	荒上	荒上
下	荒上	荒上	荒上	荒上
	荒上	荒上	荒上	荒上

三、他の燃料との比較

豆炭、煉炭が木炭代用品として近年著しく消費さるゝ様になりました、それは火持が長く手数なしに一定の温度を保つ特長にもよるでせうが、目方に比し値段が安いから経済的だと誤解されて居る向も少くあります。店頭で備附けるなご特殊の場合は別として家内用については、器物の腐蝕や衛生的方面なごも考慮に入れ兩者の得失を吟味して頂きたいのです、木炭は上手にお使ひになればたしかに経済且つ便利の筈であります、又火災、ガス漏洩、引火爆發等の危険がなく、衛生上殆んご害のないことは到底他の追隨を許さぬところであります。

第十四章 木炭業者の金融

一、製炭者の金融

既述の如く製炭者は山代焼の場合も又歩焼の場合も共に總ての金錢上の事に就て取引先たる問屋の厄介になつて居る。是は昔も今も同じ事で問屋は製炭の唯一の金融機關である。

二、製炭地の問屋の金融

一般に製産地の問屋は相當富有家が多いので金融の道を講ずる必要は比較的少いので有るが、永年の間の製炭者に對する貸越等が積つて營業上金融の便を受けねばならない状態になることも有る。斯る場合の金融者は一般に其の地の富豪である。

三、消費地問屋の金融

以前は製産地問屋と同様其地の富豪を唯一の金融者としたが今日では其地の銀行より金融を受ける商人も増えて來て前者と後者の割合は半々位の割である云ふ。

四、小賣商の金融

小賣商の過半数の者が問屋より金融を受けて居る状態にある。





荒	込		割		銘柄 等級	選	直徑又ハ長邊	長	サ	其	他	炭	品	材	炭化	質	良否	依	裝
	並	上	並	上															
並	上	並	並	上	極上		三厘以上六厘未満	丸ニ同シ	四ツ割以内	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ
並	上	並	並	上	極上		三厘以上八厘未満	丸ニ同シ	八ツ割以内	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ
並	上	並	並	上	極上		丸及割ノ極上ニ同シ	丸ニ同シ	割ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ
並	上	並	並	上	極上		丸及割ノ極上ニ同シ	丸ニ同シ	割ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ
並	上	並	並	上	極上		前記ニ該當セサルモノノ内品質形態共ニ良好ナルモノ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ
並	上	並	並	上	極上		上ニ亞クモノ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ

第二種 黒炭

荒	込		割		銘柄 等級	選	直徑又ハ長邊	長	サ	其	他	炭	品	材	炭化	質	良否	依	裝
	並	上	並	上															
並	上	並	並	上	極上		三厘以上七厘以上	十五厘以上	十厘以上	六厘以上	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ
並	上	並	並	上	極上		二厘以上八厘未満	六厘以上	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ
並	上	並	並	上	極上		三厘以上七厘未満	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ
並	上	並	並	上	極上		三厘以上八厘未満	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ
並	上	並	並	上	極上		丸及割ノ極上ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ
並	上	並	並	上	極上		丸及割ノ極上ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ
並	上	並	並	上	極上		前記ニ該當セサルモノノ内品質形態共ニ良好ナルモノ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ
並	上	並	並	上	極上		上ニ亞クモノ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ	丸ニ同シ

爆裂、燻リ、其ノ他ノ缺點著シキ木炭ハ不合格トシ格格外ト稱ス

第十四條 本則所定ノ規格ニ據ラサル木炭及濡レ炭、燻炭、土石其ノ他夾雜物ヲ混入シタル木炭ニ對シテハ日時及理由ヲ示シ改造ヲ命スルコトヲ得

第十五條 受験者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會シ検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第十六條 検査吏員検査ヲ了シタルトキハ検査證紙ニ第三號様式ノ検査證印ヲ押捺シ第四號様式ノ卷封紙ヲ検査證紙結着部ニ卷附ケ封印ヲ爲スヘシ

第十七條 検査済ノ木炭ト雖左ノ一ニ該當スルモノハ再検査ヲ受クヘシ

- 一、減量又ハ著シク變形シタルモノ
- 二、改造シタルモノ
- 三、検査證紙又ハ卷封紙ヲ毀損若ハ亡失シタルモノ

第十八條 検査吏員必要ト認ムルトキハ再検査ヲ行フコトアルヘシ

第十九條 検査ノ爲必要ナル木炭ノ積替、運搬、解俵等ニ要スル費用其ノ他本則施行ニ依リ生シタル損害ニ對シテ前項ノ再検査ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十條 検査吏員ハ検査ヲ受クヘキ木炭又ハ検査済ノ木炭ニ雨雪其ノ他濕氣ノ防止上相當設備ヲ命スルコトアルヘシ

第三章 取 締

第二十一條 検査済ノ木炭ヲ解俵分割シテ授受セムトスル者ハ支所ニ届出ツヘシ

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル木炭ハ検査吏員ノ點檢ヲ受クヘシ

- 一、第一條第一號第二號及第四號ノ木炭
- 二、検査ヲ受ケスシテ検査吏員受持區域外ニ搬出セムトスル木炭

第二十三條 點檢ヲ受ケムトスル者ハ口頭又ハ書面ヲ以テ其ノ産地、種類、數量及現品ノ所在場所ヲ具シ受持検査吏員ニ申告スヘシ

點檢了シタルトキハ口繩ニ第五號様式ノ點檢證紙ヲ貼附シ認印ヲ捺捺スヘシ

第二十四條 第十一條、第十五條、第十九條ノ規程ハ點檢ニ之ヲ準用ス

第二十五條 本則ニ依リ制定セラレタル證紙、卷封紙及檢査證印ニ類似ノモノハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第二十六條 檢査吏員又ハ警察官吏ハ職務執行上必要アルトキ又ハ本則ニ違反シ若ハ其ノ疑アリト認ムル場合ハ木炭藏置所、保管所又ハ船車ニ臨査シ關係帳簿ヲ檢閲シ木炭ノ積替、解依、運送ノ停止保管ヲ命シ又ハ關係資料ヲ提出セシムルコトヲ得

第四章 罰則

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五拾圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

一、第一條、第十七條、第二十二條ノ規定ニ違反シ木炭ノ授受檢査受持區域外ニ搬出又ハ縣外ニ移出ヲ爲シ若ハ爲サムトシタル者

二、第十五條、第二十六條ニ規定スル職務ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ妨ケタル者

三、第十八條第二項、第二十五條ノ規定ニ違反シタル者

四、檢査ヲ免ルル目的ヲ以テ不正ノ行爲ヲ爲シタル者

五、檢査濟ノ木炭ニ不正手段ヲ施シタル者又ハ檢査若クハ點檢表示ヲ破毀シタル者

第二十八條 前條ノ規定ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者、未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ法定代理人ニ之ヲ適用ス、但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ就テハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 本則ニ依ル義務者ハ其ノ家族代理人、戸主、雇人又ハ其ノ他ノ從業者カ本則ニ違反シタルトキト雖自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

【附 則】 本則ハ昭和六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス (七年七月一日改正)

第一號様式

第 號

新潟縣木炭檢査吏員之證

職 氏 名

..... 五 厘

裏 新 潟 縣

年 月 日 交付

第三號様式

正 味 白 炭

極 丸 楢

新 潟 縣

新 No.1

..... (年月日)

..... (検査區番號)

第二號様式

表

木炭檢査證紙

(正 味 炭 貯 貫)

新 潟 縣

..... 六 厘

裏 生 産 者

住 所 郡 村 町 大字

地 白 色

第四號様式

木炭檢査卷封紙

新 潟 縣

..... 十 厘

地 線 文 字

極上 黃 白 色

並上 濃 藍 色

格外 赤 色

第三種 鼠 色

格 外 藤 紫 色

檢 點

新 潟 縣

..... 十 厘

地 文 字 黑 白 色

# 角田村を中心とする十三ヶ町村の賣藥に就いて

深 海 仁 一 郎

## 目 次

第一章 毒消丸の沿革	第六章 商の監督及統制
一、起源	賣上高
二、經過	一、賣上高の盛衰及賣子の純益
三、發達の原因	二、町村別賣上高
第二章 製品の種類、効能の一覽及び廣告法	第七章 製造元と賣子との關係
第三章 原料	第八章 毒消丸の財政狀態
第四章 製藥方法	第九章 助成機關
第五章 行商に就いて	第十章 最近の時事問題に就いて
一、出發前	第十一章 將來の問題に就いて
二、行商組織及販路	
三、毒消費	
の情緒	
四、歸國から三、四月迄	
五、行	

## 序

有名な我が「越後の毒消」の十三ヶ町村に及ぼす影響を見聞し、働く越後女の一面を點描したのがこの調査であります。御盡力を仰いだ角田村長關口龜藏氏に對しては厚く謝意を表します。

## 第一章 毒消丸の沿革

### 一、起 源

毒消丸といひば何人も働く越後の娘を聯想し、我が郷土色を明瞭に現した名物の一つと成つて居るが、其の起源は遠く二百五、六十年前、豊太閤、徳川家康の慶長年間である。その發祥地に就いては世間で之を知る人は少ないが、慶長年間靈峰角田山の西北裏、今でさへ米の殆ど産しない西蒲原郡角田村大字角海村に於て、寺と同時に施藥院であつた照明寺で始めて造り出したものと云はれて居る。(一説に成願寺とあるは誤)

### 二、經 過

元祖は前述の如く照明寺であり、其後效能顯著な爲め郡内のみならず縣内外への販賣となつたが、男は漁業、農業に従事して販賣に出ることは出来なかつたので、女が行商に出かけることとなり、百二十年は前から毒消賣娘の現出を見るに到つたのである。

越前濱村の至誠堂、關口(龜藏氏)家の歴史に見るに、當時越前濱村の人々が角海村迄藥を買ひに行くのは非常に不便で、是非この村にも毒消しを製造する家が必要であつたので天保年間村の醫者關口家に頼んだ。同家は其時から毒消製造に従事し、今日迄約百年繼續して業を營んでゐる。其後漸次漁業の衰頽につれて浦濱、卷、峰岡、曾根、角田濱の五ヶ町村にも製藥所が現はれ一時隆盛となつたが、明治初年賣藥商取締規則が發布せられ、賣藥には印紙税が課せられる事となり、其の爲め副業に極く少量の製造販賣をして居た製造元は大抵製藥を止め、唯本業として大量に製藥販賣して居た製造元のみ免許を受け賣藥専門の藥房となつた。それで毒消も明治二十七、八年戰役直前迄は大なる進歩はなし得なかつた。時の警察部長青木某氏も「毒消等と云ふ迷信的な時代遅れのものはこの後一文の價值もなくなるに相違ない

から、今の中に更生の道を計るべきだらう」とさへ言はれた。これによつても毒消の不振の一端が知られやう。然るに日清戦争以後長足の進歩を遂げ、世の信用をも得るに到り隆々として繁榮し、就中好景氣時代大正七、八年より震災直後迄には、僅か半年足らずの行商で、五十萬圓から六十萬圓の賣上があつた。其後財界一般の不況により賣上高も減少はしたが、十年程前に印紙税は社會政策上撤廢せらるゝこととなり、現在に於ては參十萬圓から四十萬圓の賣上があるとの事である。

三、發達の原因

何故に斯くの如く小村より出でたる毒消丸が隆盛を來すに到つたか。之に就いてはその地理的原因に依る所大なるものあるを看過することは出来ない。即ち此の地方の氣候は、裏日本の特色として十一月、二月から三月下旬位迄は雪に閉ぢ込められて仕事は出来ぬ。又この附近は平坦な沙濱海岸で、漁業は間瀬、寺泊地方と比較して甚だ劣り、加之土地は耕作に適しない。試みに角田村(角田濱村、越前濱村、四ツ郷屋村)の人口並に田畑地を調べて見るに、

現住人口四、三七九人			
田地 八六町二反	畑地 二四五町二反	山林 六三町二反	原野 十八町二反
雑地 二二町三反	合計 四三六町一反		
この土地から出る耕作物は			
米 一、七一四石	麥 七五三石	菜種 二八五石	西瓜 三萬六千圓

其他漁業で二萬一千五百六十三圓の年収入がある。

このやうな状態で農業、漁業のみでは生活が非常に苦しく又交通は角田山によつて遮斷せらるゝ關係上、勢ひ室内仕事か、或は他地方へ出稼、行商に出ざるを得ない自然の環境に置かれて居る。無論毒消丸の原料が此の地方に限つて産

するが如き自然の恩恵に浴して居るわけでもなく、越後女の愛嬌的販賣が良く信用があるにしても、それは發達の助因とはなつて居ても主因ではない。此の製藥業が慶長年間から今日迄繼續してかく迄發展したのは全くこの自然の環境によるものと解釋して間違ない。

第二章 製品の種類、效能の一覽及び廣告法

一口に越後の毒消と云はれて居るが製品は毒消丸のみではなく、その種類は關口氏丈けでも十八種もある。その主なる薬名と形態と主治效能を擧げると、

- 家傳毒消丸 (丸藥) 食傷、霍亂、胃病、魚鳥獸の中毒。
- 金傳金證丸 (丸藥) 胃病、虫癩、引風、溜飲、食傷。
- 改良萬病金證丸 (錠劑) 虫癩、引風、溜飲、腹痛、産前産後、血の道。
- 神靈丹 (丸藥) 氣附、眩暈、頭痛、消化不良。
- 實母散 (刻狀) 産前産後、血の道、引風、頭痛。
- 朝日櫻 (延藥) 頭痛、齒痛、眩暈、神經痛、肩の凝。
- 家傳順氣散 (散藥) 頭痛、四季引風、産前産後、血の道。
- 風藥(アセチル、サンチル酸丸) (丸藥) インフルエンザ、感冒、痰咳嗽、百日咳、神經痛、リウマチス。
- 清心丹 (丸藥) 消化不良、食傷舟車酒醉等。
- 成田金光水 (水藥) トラホーム、其他眼病一切。



其 他 小兒疳藥、至誠、セメン圓、元氣痢病丸、忠勇アンマ膏等である。

これ等の賣藥に就いては新潟市の商工獎勵館等で僅かに宣傳する程度で、近代的な偉力ある新聞雜誌廣告は殆んどせず、唯々數百年間の貴い經驗を基礎に日々の研究を重ね、外見花々しくはないが實際使用上の幼能による底力ある廣告のみに期待をかけてゐる。詰り患者の弱點に乘じ新聞廣告によつて其の廣告料の數倍に當る利益を樂しむ様な不徳義な製藥業者は當地には無いといふことになる。

新潟縣下特に地方町村ではこの毒消類の一通を備へて居ない家庭は先づないといつてよいであらう。

### 第三章 原 料

由緒ある毒消丸の原料は家傳で、夫々製造元に依つて異り、誰が聞いても教へて呉れないことになつてゐるが、無理に關口氏に御願して原料の一部概略を公開して頂いた。

毒消丸 硫黃華の粉末、白扁豆の粉末、其他二、三品。  
 金證丸 當藥、樟腦等十種位。  
 痢病丸 俗に赤球と云ひ、六、七種の原料。  
 セメン圓 サントニネー、他二、三品。  
 清心丹 甘草、甘茶、他十種の原料。  
 神靈丹 清心丹と殆ど同じく、薄荷を入れる。  
 順氣散、實母散等は不明。

これ等の原料は主として大阪から仕入れる。その時期は毎年十一月過ぎで、共同仕入でなく、各自が自己の必要量丈けを仕入れるので製藥業者全體の仕入額は不明であるが、關口藥房のみでも三、四千圓に達する。此外包装用紙が原料と等しい位の價額を要するといふ。

### 第四章 製 藥 方 法

先づ熟練した専門の女五、六人が機械で前述原料を粉末にし、之を精白米の粉で丸める。すると黄色な處々に黒い斑點のある稍大粒な丸藥が出来る。その丸藥を大勢の賣子達が五十粒宛小さな紙に包み、この小包を更に八袋宛大きな紙袋に入れる。現在製造元は越前濱村に三軒、四ツ郷屋村に一軒、角田濱村に五軒、浦濱村に四軒、其他に十二軒ある。

### 第五章 行 商 に 就 いて

#### 一、出 發 前

五月になると、彌彦、角田の靈峯を覆ふて居た春霞もすつかり晴れ、雲雀が空高く囀り、菜の花が黄金色に咲き亂れ日本海を隔て、彼方のシベリヤ、滿洲から吹き寄せる潮風も、そろ／＼初夏の香を漂はせる候になると、毒消賣娘達は全部賣藥の包装を終へてあはたゞしい行商仕度に取りかゝる。降雪の深淺、雪融の遲速等に依つて多少の違ひはあるが大體五月四、五日から十五、六日迄の間に臨時列車で角田村の八百人を中心に浦濱村、巻町、曾根町其他で七百人合計千五百人の毒消賣娘が巻、曾根兩驛から一齊にきつと出る。其光景は實に何とも言へない、角田村の現住人

口は四、三七九人、中男一、九八六人、女二、三九三人で、女の数は男より遙かに多く、この中、年寄、子供を除く外大抵行商に出る。又男子も近來漁業不振の爲め其の大部分は他國へ出稼ぐ。そこで後に残るのは年寄と子供のみで、自炊の出来ぬ程の年寄や子供は之を賣家或は親類の家へ預けて、家を閉めて出掛けるといふ有様である。

## 二、行商組織及販路

行商に出かける娘の数は前に述べた如く凡そ千五百人、其年齢は尋常小學卒業程度より十七八歳が普通、此の娘達は親戚又は近隣の女房達を「師匠」とし、自らは弟子となつて二、三十人から少くも十人位の團體を組織する。最初長野縣から次いで東京、關東各地、名古屋、岐阜地方一帯から、北は樺太、北海道、南は九州と、全國津々浦々に、更に近年に到つては賣藥王國富山縣にも進出して確固たる地盤を開拓し、富山賣藥の鼻をあかして越後の毒消しの爲に萬丈の氣を吐いた猛者もある。そして全國に互つて毒消賣の宿屋が定まつて居り、意外に賣れ行きよく商品の不足を生じた場合には、旅先からの請求に應じて製造元はこれらの宿屋へ、又小量ならば局へ留置にする。又旅で病氣又は御産をする事も屢々あるが斯る場合はその土地の病院へ直に入院せしめるので死亡者は非常に少數である。

## 三、毒消賣の情緒

毒消賣娘達の服裝は實に郷土色を遺憾なく發揮したもので、紺緋の筒袖に手甲、脚絆、菅笠を頭に赤いしごきで油紙を掛けた荷物を背負ひ、昔は草鞋だったが、今は地下足袋と云ふ制服で、越後訛を丸出しに「毒消いらんかね」「毒消買はんかね」と、餘韻嫋々として其の中に一脈の哀調を帯びた聲で賣り歩くのである。純情無垢、誇張も無ければ虚榮もない。越後の郷土色をそのまゝに、極く自然に流れ出る呼聲は、異郷の人々をして隣人に接するが如き打解けた心持にならしめ、ゆつくりと話して見たくなるやうな温い親しみを抱かせる。毎年この呼聲を聞く人々は「それ又越後の

毒消賣りが」とばかりに堪らない愛着と親しみを以て戸外に飛出る。

又娘達も多年なじんだ親しい得意先もあることゝて行商の日が近づくと、お互に「あの御屋敷へ行かう」とか、「あの奥様はさうしたらう、坊ちゃんの病氣はなほつただらうか」等と種々噂を始め、出發の日を指折り數へて待つて居る。長年行商して居る女達の中には、偉い有名な方々の御屋敷を澤山御得意に持ち、毎年訪ねて行くに厚いもてなしを受け涙の出るやうなこともあるのである。

それに今一つ彼女達の特徴として擧ぐべき事は、樂天的な行商哲學の持主であることだ。彼女達は世間の人に可愛がられる爲か、それとも天性なのか、旅の苦勞は氣にとめぬ。長年の経験者はいざ知らず、初めて出る娘達には辛い事も多いであらうが決してそれを氣にかけず、郷土の爲、家の爲めにと喜んで行商に出る。然し彼女等には見榮も外聞もなく、又越後の毒消と云へば他郷の者もよく知られて居るので、割合に樂な行商のやうでもあるやうだ。そして馴れた女で行商に出る事を喜んで居る女でさへ、決して郷土を忘れるやうなことはなく、最も嬉しいのは札幌で懐をふくらして越後へ歸るときであると言つて居る。此の點は同じ越後から出る製糸工場の女工達が屢々都會病に陥ることがあるのとは異つて居る。

## 四、歸國から三、四月迄

春燕の來る五月に出て、穫り入れの九月迄一生懸命に働いた彼女達は、多額の賣上げを懐に歸路に就く。行商中は儉約に儉約を重ねる女達も、この時には大盡振りを發揮して土産や着物等を買ふので、長野、上田の商人等は、質素な服裝の毒消女が百圓位の反物を惜げもなく買ふのに目を丸くすることだ。一人で半年の行商利益が約二百圓も達するので、歸る時の土産にはことを缺かない。

村人は娘達が歸つて來ると、慰安として二日間赤飯を炊き、餘興等して旅のつかれをねぎらふ。その時の娘達の歡び振りは實に筆舌に盡し難いものがある。稼ぎ手の女になると、歸國後更に正月、二月迄三條、燕の金物、化粧品が行商

に出る者もあるが、これは全體の三、四割で、近頃は大抵毒消と一緒に賣りに出る。この方でも四、五萬圓の賣上げがある。然し多くの者はこの歸國から三、四月迄の間に年忌、結婚等の行事に忙しい。結婚は七月に於ては一つもなかつたのが十二月、一月、二月には少くとも五組や七組はある。出生届の出るのも此の時で、時には一ヶ月中に結婚三、四十組、出生届四、五十人もある。

### 五、行商の監督及統制

既に述べた如く、各弟子の上に師匠なる目上の人があつて、旅先の娘賣子を監督をする。そして風紀に關しては特に嚴重を極め、萬一仲間の中で間違を惹起するやうな事があれば、それこそ一大事で忽ち仲間の不文律として組合から輕くても三十圓、少し重くなると五十圓の罰金を課せられ、その揚句村の若い衆に酒を飲ませた上に「妾事、村の體面を汚し云々」の詫狀一札を入れ、平身低頭謝罪をしなければならぬ。更に重刑に到つてはその一家族全部に對し行商を禁止する。行商を差止められると會社で云へば誠首同様、生活が出来なくなるので、そんな不心得者は決して居ない。毒消しの賣れる原因の一つが毒消娘の眞面目な點と、心置きなく話せること云ふ厚い信用であるから當然かくあらねばならぬ。

## 第六章 賣 上 高

### 一、賣上高の衰盛及賣子の純益

最初縣外へ販路を開拓した百二十年前にはさきの位の賣上があつたかは不明であるが、明治二十七、八年戰役後は物凄く躍進を續け、大正七、八年頃には千人足らずの賣子達で五十萬圓から六十萬圓の賣上高があつた。現在ではその當時

の六七割即ち三、四十萬圓であるが、それでも歸國後製造元との清算を済ませて毒消賣の娘達の手許に残るのは更にその六、七割の二十三、四萬圓で、純益一人當り二百圓足らずとなるが、中には一人で五百圓からの純益を上げる賣子の名人も居る。一人二百圓足らずは少ないやうであるが、一家で大勢行商に出る家庭では相當の金額に達する。角田村では田地所有者の生活が苦しく、田地を持たぬ毒消賣の家庭が却つて金を持つて居ると言ふ珍現象を呈して居る。最後に毒消女中の異彩を放つて居る者を二、三擧げて見やう。

白崎よの、白崎とく(七十四歳) 二十三歳の年始めて毒消賣の行商に出で、今年で五十一年一度も休んだ事無く、二人の足跡は全國餘す處がない。

角田濱村長谷川りえ(五十一歳) 毒消の女大親分で、賣子を二十五、六人引きつれ、東京市下谷區金杉上町に堂々たる借家を持ち、こゝを根據に既に十年、いまでは田地を加へて五、六萬以上の大身代を築き上げ、女ながらも所得税三十圓也を納めて居る。

### 二、町村別賣上高

十三ヶ町村とは町では卷、曾根、内野、村では角田、峰岡、赤塚、浦濱、間瀬、鎧郷、漆山、和納、岩室、中野小屋村で、參、四十萬圓の賣上高の半分即ち十五萬圓から二十萬圓は角田村で占め、あとの半分が他の十二ヶ町村といふ割合で、角田村字越前濱の關口藥房では七十圓の税を納めて居る。

## 第七章 製造元と賣子との關係

毒消賣子は製造元から定價の約三分の一位で代金支拂は行商後の約束で賣藥を引取る、謂はゞ委託販賣である。此際

賣薬引受書なる書類に數量を記入するのみで其他手金も何も要らない。例へば定價十錢のものでも原價は約三錢であるから定價の半額五錢で賣つても尙二錢の利益がある。それで縣外では絶対に定價以下では賣らないが縣内では非常に廉價に販賣しても利益は相當に上る。

## 第八章 毒消村の財政状態

五月から九月過ぎ迄に三、四十萬圓の金が這入るこれらの村は、非常に餘裕ある生活を送つて居る。故に他の町村の如く税金滞納者は決して無い。此の點關口村長も、村長としてこんなに樂な良い村はないだらうと、非常に喜んで居る(村勢一覽は省略する。)何故に廉價販賣をするやうになつたかと云へば、先づ印紙税が撤廢された爲めもあるが主として富山縣の賣薬との競争からである。

## 第九章 助成機關

助成機關としては現在賣薬營業組合と賣薬行商人組合の二つがある。

賣薬營業組合は製造元の不正行爲を監督し、品質の向上に力を注ぎ、包装した薬の検査を爲して封緘の印を貼ると、始めて販賣を許す。

行商人組合は行商人の行商中の行動を監督し、前述の如く間違を惹起した者から罰金を取り、その罰金を有効に使用する方法を講ずる(近頃は罰金をとられる者は殆ど否な決して無いと云つてよい)。此の組合の下に各村に支部があつて各村の同様事務を司る。尙賣薬營業組合は製薬業者より製品を受け取り、檢閲の上行商人に配布を爲すのであるが、

十三ヶ町村を上下の二區に分ち、順序を毎年交替して配布し、又行商人出發の日をも適當に調節する。

次に組合の幹部を擧げると、

賣薬營業組合長 角海村瀧深周元氏  
賣薬行商人組合長 卷町齋藤惠橋氏

## 第十章 最近の時事問題に就いて

この平和な毒消村に最近青天の霹靂とも稱すべき事件があつた。それは縣で内務省の賣薬取締規則の改正に伴ひ、從來は行商人に對する鑑札下附は單なる届出制度によつてゐたものを、今後は資格試験を施行し、以て行商人の素質を向上せしめんとしたこと、及び昨年来縣社會課に於て窮乏農山漁村民救済の爲に、醫療施設のない町村に對し、救療費一萬圓を投じて富山縣産の賣薬を購入し無料配布したことである。前者によれば、角田村以下十三ヶ町村の毒消賣娘の大部分は、確實に資格試験に不合格となり、延いては折角これ迄全國的に販路を擴張し、製く世間の信用をも博するに至つた毒消賣娘をして一朝にして姿を没せしむるのは人情として忍びないのみならず、毒消の製造販賣を一家生活の基礎として居るこれらの町村の死活問題となる事として、十三ヶ町村は縣廳に試験制度反對の陳情を爲し併せて後者の問題に就いては實に本縣の製薬を無視せるも甚だしい事で、富山の賣薬の代りに本縣の賣薬を以てすれば一方に於て社會事業となり、他方縣下産業の獎勵となることも考慮して貰ひ度いと陳情した。以上に對し縣廳池田衛生課長は、試験制度は未だ確定せず内務省の指示に従ふのみであり、又本縣製薬使用の件も尤もなる事故考慮する旨の答辯があつたので、角田村長關口龜藏氏が代表して中央醫務局と種々交渉した。その結果本日(十日)の官報に地方長官の認可を受ければ差支なしと出てゐる。

## 第十一章 將來の問題に就いて

行商人の資格試験問題は今回はいさうにか穩かに一段落がついたとはいへ、この問題は二度と出ないとは限らぬ。否早晩必ずや復た出るに相違ないので、村では賣子に對し賣藥講習會の開催を爲し、賣藥知識を多少なりとも施さんとす計畫をたて早晚實施せられる模様であるが、何分五月から九月迄は行商中であり、十月から四月の間にしなければならぬのであるが、丁度その頃は前述の如く年忌、結婚等一身上の問題で繁忙なる爲實施には相當の困難を伴ふものと看る。次に販路を滿洲國方面に迄擴張せんとする計畫もあり、又現在でも相當の註文がある故、將來は一層有望ではあるが女として滿洲迄行商に出るのは甚だ無理であり、之は是非男でなければならず、更に男子とても滿洲語の素養を必要とする等の幾多困難が横はつてゐる。

近年有望なものとして西瓜糖が擧げられてゐる。之に就いて一寸述べて見やう。これは富山縣産のものが一番世間に出て居る。十年程前に卷町の北越農事が西瓜糖栽培を思ひ立ち、その栽培地をこの浦濱に定めたのに起因してゐる。その製法は到つて簡單で、一般素人にも容易に作れる。先づ熟した西瓜を切り、中の種子を除いた赤い部分をつぶし、之を丈夫な布袋に入れ、壓搾して汁を取る。その汁を遠火で二重鍋で何回も煮つめてさろ／＼にしたものがそれである。之を小さい罐に詰め、それを厚いボール箱の中におさめ、更にその外をバラピン紙で包む。效能は腎臟系統の病氣によく、排泄を助けるに大なる效がある。年産額は一千万内外で、一本の定價壹圓である。併し従來は排泄を助ける効能があるといふので相當に賣れはしたが、排泄を援ける丈の効能では今後決して有望なものではなく、賣行高も年々減少する傾向にある。

次の問題として、現在の家内的小工業を大規模の工場工業に發展せしむることに就いて考ふるに、之は中々澤山の困難に遭遇する。先づ毒消製造を一年中行つた所で販賣がこれに伴はない。更に現在の製造は特別な娘達の手で造られる

ので工賃も安いが、會社となると藥劑師が必要であるから製品が高くなる。其の外尙業者は先祖傳來の秘傳や暖簾に依つて相當の利潤を上げて居り、今更好んで合併しない。否合併する事を非常に嫌つて居る。

特に最後の原因が主因で容易に製造會社の設立を見ない。最近、賣藥製造株式會社なるものゝ設立を見たが、割に合はぬので今では破産同様の姿となつて居る。

然し現状維持のみを以て最も妥當の方策と考ふるはいさゝか早計ではなからうか。明治二十七、八年頃の行詰りから今日をあらしめた此地の業者は更に一層の奮起により將來必ずやこの製藥業を一段と進歩せしめ、組織を改良して、賣藥王國富山縣に正面より堂々と挑戦する日の近からん事を余は期待してやまぬ。

(昭和十年八月調査)

# 加茂町の箆笥に就いて

中 島 清

## 目 次

- 第一章 我國に於ける箆笥の變遷
  - 一、明治以前
  - 二、明治時代
  - 三、大正時代
  - 四、昭和時代
  - 五、金具の變遷に就いて
- 第二章 加茂箆笥の沿革と特色
  - 一、加茂箆笥の沿革
  - 二、加茂箆笥の特色
- 第三章 原 料
  - 一、桐材の性質
  - 二、桐材の仕入
  - 三、金具
  - 四、砥の粉、やしやぶし、木蠟
- 第四章 生 産
  - 一、生産組織
  - 二、生作工程
  - 三、種類
- 第五章 生産額に就いて
- 第六章 販 賣
  - 一、配給に就いて
  - 二、荷造に就いて
  - 三、消費の状態
- 第七章 助 成 機 關
  - 一、組 合
  - 二、木工試験所

## 第八章 將來の見通し

### 序

南蒲原郡加茂町は古くから箆笥を以て地方的に有名であり、特に最近では全国的に名聲を挙げつゝある。その因つてもとづく所を調べ且つ何處の家にも一つや二つは必ずあるこのタンスに就いての一般的な知識を得る目的で本問題を取扱つた。第一章の箆笥の變遷に就いては、松本朝之助氏著「日本箆笥の意匠と其製作法」に依る所多く、其他は加茂木工試験所支所及高橋計吾商店の御援助仰ぐこと甚だ多かつた。

## 第一章 我國に於ける箆笥の變遷

箆笥は衣裳を保管する家具であることは言ふ迄もない。箆笥といふ名稱が何時頃から出來たかは詳でないが、支那で箆笥とは竹の圓い籠、笥とはその方形のもので、我國では古來衣服を保存する物をみな箆笥と稱してゐた。その往時は箆笥といふものなく衣裳を藏するには笥又は櫃を以てしたとある。

婚禮の調度品として先づ第一に擧げねばならぬ物は箆笥である。そして箆笥の材料として昔から桐が用ひられてきたのは、桐は縁起の良い樹で、桐に鳳凰なごの繪は種々の意匠等にも用ひられ、又一面にはこの木は昔から我が國土に最も適して居り、全國到處に生育するからでもある。庭木として屋敷の周圍に植ゑたり、或は生産的植樹として山野に植ゑ、生育も早く木材中最も早く使用に供し得るのである。故に古來女の子が生れると桐の樹を植ゑて置けば嫁に行く時には立派に一つの箆笥が出來ると言ふ自給自足の時代もあつた。

然るに箆笥の製造が世の進歩と共に漸次専門となり、職工を使ひ、徒弟を養ふといふ風にまでなつた。そして、新潟

縣に於いては此の箆筒が重要物産の一つとして、遠くは北海道、樺太、大阪、京都等よりも注文を受け、朝鮮、滿洲にもその名聲を博するに至った。

追々世の進歩につれて種々の改良が加へられ益々高級なる商品が出来、都會では實用を兼備せる室内裝飾家具とまでなつて來たのである。

次に我國の箆筒が昔から現代に至るまで如何に變化し進歩して來たかを順を追うて説明して行く。先づ之を明治以前と明治時代、大正時代、昭和時代と四つに分けて述べる。

### 一、明治以前

衣服を入れるものは正しく言へば小袖箆筒と言ふのであるが今日では單に箆筒と言ふのである。昔は武士の家には刀箆筒がなくてはならないものであつた。此頃の箆筒は總桐(表、横、裏共に桐で作つてある物)のものには上品として生産も少なく賣行も亦少なかつた。そして當時の箆筒は一本物で抽斗が三つ、或は四つで、前面に錠前取附の門を用ひた。又觀音開きと言つて、前面に二枚の開き戸があつて内部に小抽斗のある物もあつた。今日舊家なまには尙ほ其の形を遺して居る。

金具は鐵の釘物で鉄釘も打物であつた。開きや錠前には筋形式紋様の彫刻があり、寸法も殆ど一定して居なかつたが三つ抽斗で間口及び高さ二尺五寸、奥行一尺三寸から、一尺四寸程であつた。そして之を俗に野所箆筒と云つて居る。四つ抽斗の物は間口三尺高さ三尺三寸、奥行一尺四寸で、門の厚さ丈抽斗の奥行は狭くなつて居た様だ。

總じて此の當時のものは、抽斗が深かつた。それは衣服の關係であつて、縮入の襖が大きい時代に相應したのであらう。此の頃の箆筒は桐材が少かつた關係か總桐のものよりは前桐製のものが多く、柾目でなくて、板目であつた。それに柾目物が愛用された。箆筒の木厚の如きも分厚のものが少く、又今日の様に前板に柾目の張附等は勿論なかつた。又

外形は主として焼桐の程度で、焼鑊を以て焦すか、又は春慶塗の物が多かつた。然し塗物は幾分後世のものと考えられて居る。

### 二、明治時代

明治時代になつてからは、形狀も以前とは變り、從來の一本物が改良されて二つ重ねとなり。名稱も戸開又は、面二重と稱して附屬金屬も大分賑かになつた。

此の時代の金具は、總て大形で引手等も稍太く錠前は鐵砲錠、又は雲形と稱して乳首程の手掛があつて、此の撮を上部に押し上げれば錠を用ゐる事なく錠が縮るのである。開く時には錠を用ゐる様になつてゐる。故に誤つて錠を抽斗の中に入れ錠を降せば開ける事が出来なくなるのである。

仕上には砥の粉を塗り木蠟なまを使用する様になり、金具は鐵の漆塗が多かつた。

然し明治十五年頃になり箆筒の賣行も多く、漸く一般的となつたので、その材料にも改良を施し、體裁を重して着色仕上にも苦心し胡粉、砥の粉、黄土等に膠を用ひて艶を出し、木蠟を以て光澤を添へ始めたのである。錠前は丸形、雪輪形又は棗形等で引手には、蕨形、橢形、軍配形、利久通座等と稱する物が用ひられて居つた。何れも箆筒の外廻り及び戸開の角々には金具が附けられたのである。此の頃になつて箆筒の寸法も稍々統一されて來た。即ち並寸、相寸、本寸の三種となつた。

並寸	四ツ引前桐	間口	二尺九寸	
	奥行	一尺二寸五分	高サ	三尺二寸
相寸	四ツ引三方桐	間口	三尺	
	奥行	一尺三寸	高サ	三尺三寸

本寸 四ツ引總桐 間口 三尺一寸  
 奥行 一尺四寸 高サ 三尺四寸

然るに明治四十年頃からは、箆笥の角の金具を附けるものは殆どなくなり、錠前も裏錠となり、表飾は直径一寸二分程の圓形のものが多くなつた。引手は彫込と楕形とが普通であつたが一般には未だ楕形が多く用ひられて居つた。又表飾りの金具には、花模様を透したり、切り抜きすることが研究され、其の後數年に至つて、定紋彫込に切抜き、透等の優秀なるものが出来て盛に流行し、今日も尙ほ引續き用ひられて居る様である。

### 三、大正時代

此の時代となつてからは、殆ど表錠は影を失ひ總じて裏錠となつた。裏錠も上物は眞鍮で並物は鐵製であつた。特に此の時代に於て甚しく目立つたことは、歐洲大戰の始まる前までは三方桐四つ抽斗箆笥の小賣値段一組八圓五拾錢位であつたものが、四拾圓程迄騰貴し、總桐の五つ抽斗鐵金具附の二十五圓程のものが九十圓程まで上つた事などは驚嘆に値すべきことである。歐洲大戰も終了し大正九年頃には物價は大暴落を來し、木材殊に桐材も暴落したが、箆笥は四ヶ年間の好況續きで製品拂底の折柄であつたので唯一寸の影響を受けたのみで忽ち舊に復した。

大正十五年頃になつてからは追々下落に傾き材料も豊富になり柾目物の一層上等のものも多く、總桐製の中等以上ものは材料も著しく向上した。然し之に反して需要方面には大衆向の安價品が喜ばれた。當時婚禮調度としては主に三つ重の箆笥が相當に多く用ひられた。家屋住宅の建築改良につれて、其の形も色々變化し實用を兼ねた室内の裝飾となるものが愛用し始められて來た。

### 四、昭和時代

昭和の時代に入つてから一時結婚は減少し、従つて箆笥の賣行も悪く昭和二年頃は業界不振最も甚だしかつた。箆笥の形式其他仕上法は大體に於て、大正時代を追つて居たが唯大正時代の終り頃からの格安物がむしろ大衆向となつた要するに箆笥は婚禮の調度として第一の物であるから、主に結婚の多少によつて需要の變化することは云ふ迄もない例へば日清日露の兩戰役當時は國內に於ては壯年者は悉く兵事に従事し、従つて婚禮の數も少くなつた爲自然此の生産は減少し職人は軍需品工場の仕事に従事する様になつた爲箆笥の賣行も非常に減少した。

### 五、金具の變遷に就いて

箆笥の金具は昔は鐵製で鐵砲錠と稱して大きな雲形座に撮でバネ附であつた。明治十五、六年頃から錠前の把手は廢されて開閉共に鍵を用ゐる様式となつた。大體錠前は丸形の徑四寸位の物で、抽斗の引手なごも昔は蕨手と稱して蕨形のもので可成に太く五分丸或は六分丸位のものも用ひられた故にその重みの爲に却つて抽斗が毀れたり引手の根が緩んで途には抜ける様な物もあつた。明治三十年頃から追々小形になつて一寸八分位となり又西洋錠にならつて裏に取附けて表は僅かに飾りの座丈となり従つて錠も漸く完全した。

明治三十五年頃から彫込引手が流行した。之は大正七、八年頃まで盛に用ひられた。同時に地金も鐵以外に洋白、銀鍍金、銅なごが盛に使用されて來た。

昔は外廻りの隅々に金具を取附けてゐたが大正の始め頃からなくなつた。之は堅牢上から言へば金具を附する方が良いかも知れぬが、價格を低廉にし又近代家具、建築等の意匠が日常生活の煩雜さに反比例して單純明瞭化せられつゝある趨勢に従ふ爲めには金具の無い方がよい。



## 第二章 加茂箆笥の沿革と特色

## 一、加茂箆笥の沿革

今より百十餘年前即ち文化年間の頃、建具職小倉小左工門氏（現代喜八氏三代の祖）は建具製作の傍ら當時祝儀物として使用されて居た桐材の末廣箱を製作してゐたが、偶々この地方の人の依頼により前桐箆笥の製作をやつたのが當地方に於て箆笥の作られた始めであつた。當時としては相當優美な物であうが、今日の製作を見るに側は煤煙で塗り前は飴色に塗り、金具には鶴、龜、三蓋松或は定紋附として、今日の如く二つ重ね三つ重ね等のものはなく、一本通しの堅牢を主とした至つて無體裁のものである。其後年を追つて生産の數も増し、製作者亦増加するに至り明治初年頃には専門業者五、六名を數ふるに至つた。

同十五年頃には二十名に増加し、其の産額一ヶ年五百本餘に上つた。此の頃から初めて北海道に新販路を開拓した。當時の取引先は新潟を首め長岡、高田の主要都市其の他郡部各地に亙り漸次其の數を増加するに至つた。明治二十年頃には年産額二千餘本、業者亦三十名に及び、技術の方面も漸次改善せられ前桐製品の外總桐箆笥も作られ、着色仕上金具等も市場の嗜好を考慮して全く面目を一新し、各市場に於ける聲價愈々高まり、明治三十年頃には其の産額三千本餘を算するに至つた。茲に於て明治三十年二月同業者間に於て製品の統一、技術の研究、徒弟の養成、取締、價格の協定等を期する目的で組合を組織した。

當時の組合長は中山谷八氏（現代論吉氏二代の祖）で、中山氏歿後本間初平氏組合長の職を継ぎ、此の頃販路愈々擴まり福島、長野、富山及京濱方面に迄手を伸し初めた。大正八、九年頃の好景氣時代には箆笥業亦最も殷賑を極め組合員の數百餘名、年産額百萬圓を優に突破するの好況を呈し、當町産業界に於て機業に次ぐ重要産業たるのみならず、縣下に於ける唯一の木工業として一般に認めらるゝに至つた。

そこで縣及町當局に於ても此の重要産業を益々助成發展せしめる爲、昭和三年研究指導機關として縣立木工試験所支所設立せらる。

現在一般家具類が洋風趣味的傾向に走る時に於て、加茂箆笥は用材の雅致と其の意匠とを以て日本趣味家具の王座を占めんことを期し、尙海外に迄之を普及せんとしつゝある。

## 二、加茂箆笥の特色

現在箆笥の全國的名産地として埼玉縣に川越、粕壁の二地方がある。之と對立して加茂の箆笥が近來めき／＼と聲價を馳せつゝある理由を見るに、一に加茂箆笥が安價で堅牢であることに歸する。今その由因を見るに、加茂町の近在には箆笥の主材たる桐の産地が豊富であること、附近は田舎であるだけに桐材の乾燥をなす廣大な土地が安價に利用出來従つて乾燥充分で製品に狂ひの生じないこと、更に此の地方は徹底的な徒弟制度で、それによつて價格を低廉ならしめ得る以外に、職人も都會職人に比して安價な賃銀で實直に働く。

川越、粕壁地方の箆笥は、その原料が高價で製品價格も従つて高く、且つ意匠に主力を傾注し過ぎ、外見は加茂地方産に比較して遙かに優れて居るが、實用を缺き長く使用して破損や狂ひを生ずることは往々にしてあり得る。要するに加茂箆笥は意匠に於ては彼等に劣るが、長く使用に耐へ、且つ價格が低廉であるといふことは其の持つみであり、世の歡迎を受くるに至つたものである。

## 第三章 原

## 料

## 一、桐材の性質

桐の樹は關葉樹コノハツツに屬し、玄參科コノハツツに屬して支那及我國の特産である。本邦川材は樹種中最も發育が早く中には僅

か三、四年で二十尺に及ぶものもある。葉は廣卵形で裂けたものと裂けてゐないものがある。花は唇形で花冠は大きく筒部が長く紫色又は白色のものもある。乾燥材は甚だ軽く、濕氣を呼ばないので箆筒として喜ばれる。材質は軟かで中部は空虚になつてゐる。反張、伸縮の度極めて少く且つ割裂を生ずることも極めて稀である。水温や火氣をも驅除し得る性質を具へてゐる。

桐樹の木材の良否を生育地によつて分類すれば、概して平地に生育するものは五、六年位迄は非常な勢で發育するが夫れ以後は比較的鈍い。箆筒用材としては側廻り及内部用の材料としては差支へないが木理不揃ひである。夫に反して山間に發育せるものは概して木理が整然として又密である。一般に山地物は二、三十年位が適當で抽斗の前板となる。以上は日本桐に就いての説明である。此の外に支那に産する支那桐、支那白桐、臺灣に産する臺灣桐の種類があるがそれ等に關する説明は省略する。越後の桐の中で海岸寄りのものは比較的軟質でよく生長するが木理が荒い。會津寄り即ち本縣山地に生育するものは良質であつて木理も細かく従つて柾目が多い。其の特徴とする所は外皮に近く木理が込んでゐる點である。縣内産桐の用途を示せば、

下駄材	50%
板材(箆筒)	40%
丸太のまゝ	8%
火鉢其他	2%

昔から箆筒は桐と決つてゐるが之には科學的に大きな理由がある。もつとも近頃のものには殆ど齒引板に柾目の薄いものを張りつけ、或は後の見えない處や内側に椈や杉なぎを使用するのが普通となつて居るが、桐は其性質として空氣中の濕氣を非常に多く吸ふ。吸ふ量も他の木に比して多く、速力も早い。以上の理由により、少しでも濕らせたくない着物は桐製箆筒に入れるのは最もよいとはさういふ譯かと思はるゝが、それはこの着物の持つ濕氣を桐は中から

吸ひ取るからである。その吸濕量を數字で示すと、

桐	— 三三%	椈	— 二八%
檜	— 二五%	椈	— 二五%

次に濕氣による膨脹率は、

桐板目	— 七%	桐柾目	— 三%
椈板目	— 一三%	椈柾目	— 五%
檜板目	— 七%	檜柾目	— 三%
椈板目	— 八%	椈柾目	— 四%

となつて居る。それ故に桐は最も良く水分を吸ひ、しかもそれによつてくるひは最も少ないと言ひ得る。

桐材の伐採季節は虫害及び腐朽と大いに關係がある。春の彼岸から夏季の土用前に伐採せるものは虫害にかゝり易く、又丸太材としては邊材より腐朽し、時には材の中部までも洪水の爲めに蒸れるおそれもあるから、十月より十二月頃が最もよく、又冬の間を除いて春三月の彼岸迄も好季節である。

### 二、桐材の仕入

加茂に於て消費される大部分の桐は何處から仕入れらるゝかに就いてみるに、

南蒲原郡産	40%
魚沼郡産	20%
岩船郡産	15%
其他縣内産	10%

## 縣外産 15%

以上の如く、縣内産が主で、その中でも加茂附近、即ち南蒲原郡がその四割を占めてゐる。岩船郡では村上附近の桐がその大部分を占め、縣外産と云ふのは主に會津産で、南部産も少しは用ひられて居る。此の様に縣内産のは桐下駄と共に、箆筒に年々消費される爲近年餘程縣内の桐が少くなつた。それで縣當局は昨年縣内に十萬本の桐材の植林を行つた由。

當地に於て桐材を仕入れる時期は、大抵秋の末から冬の初め迄で各商人は大抵次の様な方法で仕入れてゐる。

- イ、桐材を植えてある所謂桐山或は桐畑を一手に買ふ。
- ロ、材木商或は桐材を持つて居る者から直接に仕入れる。
- ハ、當地に在住する桐材仲買商の手を経て桐材を仕入れる。

その代金の支拂方法は、夫々商人の信用程度によつて異り、一概には言ひ得ぬが、大體に移出箆筒屋はその桐材を仕入れた後に後拂とする。當地では之を延金と稱してゐる。この延金は普通年二回位に支拂ふ。

當地の箆筒業組合は共同仕入によりその代金を一度に纏めて支拂ふといふ様な仲介事務は行つて居ない。尙當地に於て消費される桐材は最近では十四、五萬玉と言はれてゐる。

(註) 玉とは桐材の相場の建(單位)で、一玉とは、末口徑六寸、長さ六尺四寸のものを云ふ。直徑一寸を増す毎に、一玉を加ふるのので、それから計算すると徑一尺のものは五玉となる。又六寸以下は一玉の本數徑一寸を減する毎に公比二の等比級数で増す、即ち五寸徑のものは二本でもつて一玉であつて、四寸のものは四本、三寸のものは八本でもつて一玉といふ。

この桐材の相場も勿論變動があり、最近では一玉の値段は大體五圓から六圓程度である。然しこれも桐の品質によつて高下のある事は言ふ迄もない。

## 三、金 具

金具は大抵近くの金物都市として有名な三條の商人から仕入れる。しかし名古屋、大阪方面からも澤山に仕入れられる。三條からは主に低級品を、名古屋方面からは高級品を仕入れる。此の金具の値段にも際限がなく、上等の銀鍍金をなし錠前に紋でも彫み込んであるものになれば七、八圓から十圓程迄する。しかし普通の箆筒である二重五口等の箆筒に取附けるものは鐵製で一體一圓十錢位から三圓位まで、あらう。

其他箆筒が仕上がる迄には砥の粉、やしやぶし、木蠟なきが必要である。

## 四、砥の粉、やしやぶし、木蠟

砥の粉は箆筒着色の原料として缺くことの出来ないもので、砥の粉の原産地は京都府山科にある。其の色合に白味勝、黄味勝、赤味勝のものがあるが、箆筒には赤味、黄味勝が用ひられる。黄色くする爲黄土を用ひる事がある。

やしやぶし、やしやぶしは昔は缺くべからざる染料であつたが今日では餘り使はれて居ない。粒である。やしやぶしは昔は缺くべからざる染料であつたが今日では餘り使はれて居ない。

木蠟 木蠟は九州に産す。その中熊本縣産が最も多く、箆筒の艶出し用として使はれる。蠟は多小堅いものが良い。又之に似て艶を出すものには、長野縣で採集されるホボタ蠟なきがあり、箆筒の抽斗や戸のすべりを良くする爲にはパラピンなきも用ひられてゐる。

右の外箆筒の材料として木釘を擧げねばならぬが、後述製作工程の處に譲る。

## 第四章 生 産

## 一、生産組織

加茂に於ける箆筒製造は關東地方の川越や粕壁地方の如く大規模には行はれて居ない。併しこの加茂に於ては仕入、製作、販賣共に個々商店で行つてゐると共に、次の如く他の地方と比して特色を有するものがある。

**年期奉公** 加茂に於ける徒弟見習期間は、概ね小學校或は高等小學卒業から大體に於て徴兵検査の頃までとさきめて居る。斯くて年期を終ると初めて一人前の職人となる。年期奉公の間は唯主人の家に起臥して職を習ひ一定の賃銀なきはない。然し家によつては賃銀の代りに月に一定の小遣を給與するものもある。

**職人** 之は年期奉公を終へて一人前の箆筒職人となつた者を呼び、此の職人もそれ／＼その有する腕によつて賃銀も異なるが、加茂箆筒職人の中で腕の良い者は最高月三十圓程度の収入で、腕の餘り良くない者になると大抵二十圓即ち一日に七十錢位の収入となる。右の金額は箆筒一本仕上げた後毎に給與されるもの、合計で、分業制度を行つて居る所では日給制度である。

之等の職工及徒弟は一軒當り何人づゝ使用されて居るかを見るに一流の製作店では大體職人が十人以上、徒弟は六、七名で、大製造店就中山谷八商店、高橋新吾商店、船久保商店、川口商店などでは職人が二、三十人徒弟が十五、六名も使用されて居る。加茂町の徒弟總数は既述の如く六百五十名。

## 二、製作工程

先づ箆筒が丸太から出来上るまでの概略を示せば次の如くである。

丸太——製材(製板)——乾燥——木取——組立——仕上

**丸太、製材** 各箆筒屋が自己の使用する桐材丸太を仕入れて之を適當の寸法に製材す。加茂に於ける製材は殆ど大部分加茂製材株式會社による。製材會社では各商人から依頼された丸太を最初荒目の鋸で大體の製板を爲し、次に之を細

かい鋸で更に製板す。此の製材會社では丸鋸は使用せず殆ど帶鋸を用ふるも、丸鋸も二臺置かれてあつた。挽き賃は一時間幾何と定められ、丸鋸で九十錢、帶鋸では二圓八十錢、又箆筒の前板の柁挽は三圓となつてゐる。

帶鋸が丸鋸と比較して挽賃の高いのは、木屑が多く出す、又挽き上りが良い爲であらう。斯くて製板された板は箆筒屋に送り返され、箆筒屋は之を乾燥する段取となる。

**乾燥** 桐材の乾燥は未だ一般には爲されず、天然乾燥を行つてゐるが、木工試験所は人工的設備をも有し冬季に之を利用してゐる。桐は秋季落葉の季節に伐採し皮附きの儘として翌年三月下旬から四月迄に皮を剥ぎ取り、五月中に製材し、直に井桁式に積み重ね約二週間毎に重ね目を替へ、積み直しては乾燥する。

この様にして梅雨に曝し皮肌の白肌が黒くなつた頃に井桁を解き、組合せ目を三日間程一枚干にして乾かし次に之を屋内に貯蔵する。斯くて八分板でも土用後即ち八月中に充分に乾燥し、色も全く薄黒くなり樹液も抜ける。

又井桁式の外に、軒下に立掛けて乾燥する方法とか、柁の板なまになると、屋根の上に干場を作つて其處で干す方法も講ぜられてゐる。何れにしても桐材をこれ等の方法で乾燥するのは、梅雨期を経過させて樹液を除く爲である。そこで近頃は人工的に樹液を除く方法も少しく行はれてゐる。

斯くて約一年は乾燥しなければならぬから、結局桐の丸太が更に次の木取、組立、仕上の三工程を経て製品として箆筒が完成する迄には一年餘かゝることとなる。

**木取** 木取りの順序を示せば、

荒削り(板こなし)——板接及前板粘附——幅定め——端切(鼻切)——板削り——溝突——繕ひ

この様な順序で木取を行。次に之等を簡單に説明す。

**イ、荒削り**、荒削は鉋を以て板の荒い端とか丸味や傷等を除き、概略の幅を定めて板を平に削る作業で、板を平に削つたならば夫に印を附け板接に備へる。

ロ、板接及前板粘附、板を平に削つたならば夫を廣くする爲に數枚の板を糊で接合する。殊に後板や底板は幅が廣いので餘程の熟練を要する。

註 接合せ材料は飯糊である。之は一番便利で又密着力が強く水に會つても離れない。其製造法は飯を平らな板の上へ上げ、ヘラで押ねて糊の様にするのであるが、此場合之に水を混ぜてはいけない。水を混ざると密着力が減じ直ぐ腐敗するおそれがある。又御飯も冷飯より炊き立てがよい。箆筒に膠を用へぬのは膠がニジミが出て木地を害するからである。

ハ、幅定め、接合せにより廣い板が出来たならば、一日程糊が乾くまで乾燥し、之を鋸で幅を取つて行くのである。幅を定めるに一番大切なのは曲と言つて板を直角に木取ることである。之を端切といふ。

ニ、板削り、前に荒削りをして置いた板を仕上げをする程度に良く削る工程である。この板削の際外部の方は仕上げの程度には削らないが、内部の方は組立てれば削られないから仕上げの程度に削る。此板削りの時も板の厚さを良く考へて削るべきで、後板や底板、棚板などは成るべく分の厚い物を好む。

ホ、納附及溝附 納と言つても天井板、保立、側の納とあつて、之を挽くにも餘り挽き過ぎてはならぬ。大抵木曲を用ひて正確を期して居る。又溝附とは棚板に附けるもので之にはシラカキ、小刀を用ふる。箆筒の溝は建具なご比して淺い。

ヘ、繕ひ、之は愈々組立てるといふ前に今まで作つて来た中で目違ひや傷なごが有る場合に、それを適當に繕ふことである。

以上述べた順序で木取を行ふ。之を簡單に言ひば單に箆筒の木地になる板を切る作業とでも云ひ得やう。

組立 次に組合の順序を示せば、

側廻り打附——後板及脚——抽斗仕込——仕上削り。

之は前の様に規律正しいものでなく、右の順序を見たゞけでも理解され得るであらう。組立てる材料について少し説明して置かう。

箆筒を組立てるには金釘とか竹釘は絶対に使はぬ。箆筒には卯木といふ木釘を用ひてゐる。卯木は伊豆、上總、房州に産し千葉、東京地方にこの卯木を作る専門家が居る。加茂町で使用される卯木の大部分は千葉縣から仕入れる。此のウツギを作るには卯の木を一ヶ月も水に浸し樹液を取り材質を軟かにする。そして之をよく乾燥して作り上げる。箆筒用としては大抵八角、六角の二種で、圓い物はよくきかぬので使用されて居ない。千葉縣附近では手工業として作られて居る。近年富山縣及び東京附近で圓いもの、機械製作を行つて居るが、之は箆筒用としては向かず、他の用途に需要が多い。

卯木には脚釘と中釘、相釘と小釘とあつて、脚釘は三寸五分、中釘は二寸八分、相釘は二寸五分、小釘は一寸八分、脚釘は箆筒の脚に、中釘、相釘は抽斗廻りの側に用ひ、小釘は底板、後板に用ひられる。

卯木の賣買單位は袋で、一袋は二十本入、値段は脚釘二十五錢、中釘、相釘が二十八錢、小釘が三十錢程度である。箆筒一本にこの卯木が四百餘本も要するとの事である。

仕上 先づ箆筒の仕上として第一に着色を行ふ。この着色の方法は前に原料の所で述べた砥の粉を水に溶した物を布で塗り、それを一日か二日置いて、その砥粉が充分に乾いた時、之をタワシで桐本來の目を出す爲に磨く、磨き終つて今度は木蠟で艶を出す。之は概略の説明で微細な點になると我々の能く知るところでない。そこで之等の着色、艶出しが終つたならば金具を附ける。

加茂には之等仕上を専門にする職工が居る。そしてこの仕上にも更に金具附け職人と着色職人とあつて分業制度を行つてゐる。この様にして始めて完全な箆筒と成るのである。

三、種類

箆笥の種類には其の見方によつて色々の種類、例へば茶箆笥、菓子箆笥、衣裳箆笥、百味箆笥、昔の刀箆笥等があるが、現代の所謂箆笥即ち衣裳箆笥は作られる材料により次の如く分類される。

- イ、總桐箆笥 箆笥の總ての部分が桐で作られて居るもので、箆笥中で最も高價であることは言ふ迄も無い。
- ロ、三方桐箆笥 前板、側板の部が桐材から出来て居り、後板に桐以外の材木（大抵杉、樅の類）を使用するものである。總桐箆笥から見れば品質も劣り、従つて價格も安い。
- ハ、前桐箆笥 箆笥の前板即ち抽斗の前部のみが桐材で出来て居るもので、價格の安い事は言ふ迄もない。加茂に於ては前桐のみの箆笥は殆ど製作して居ない。

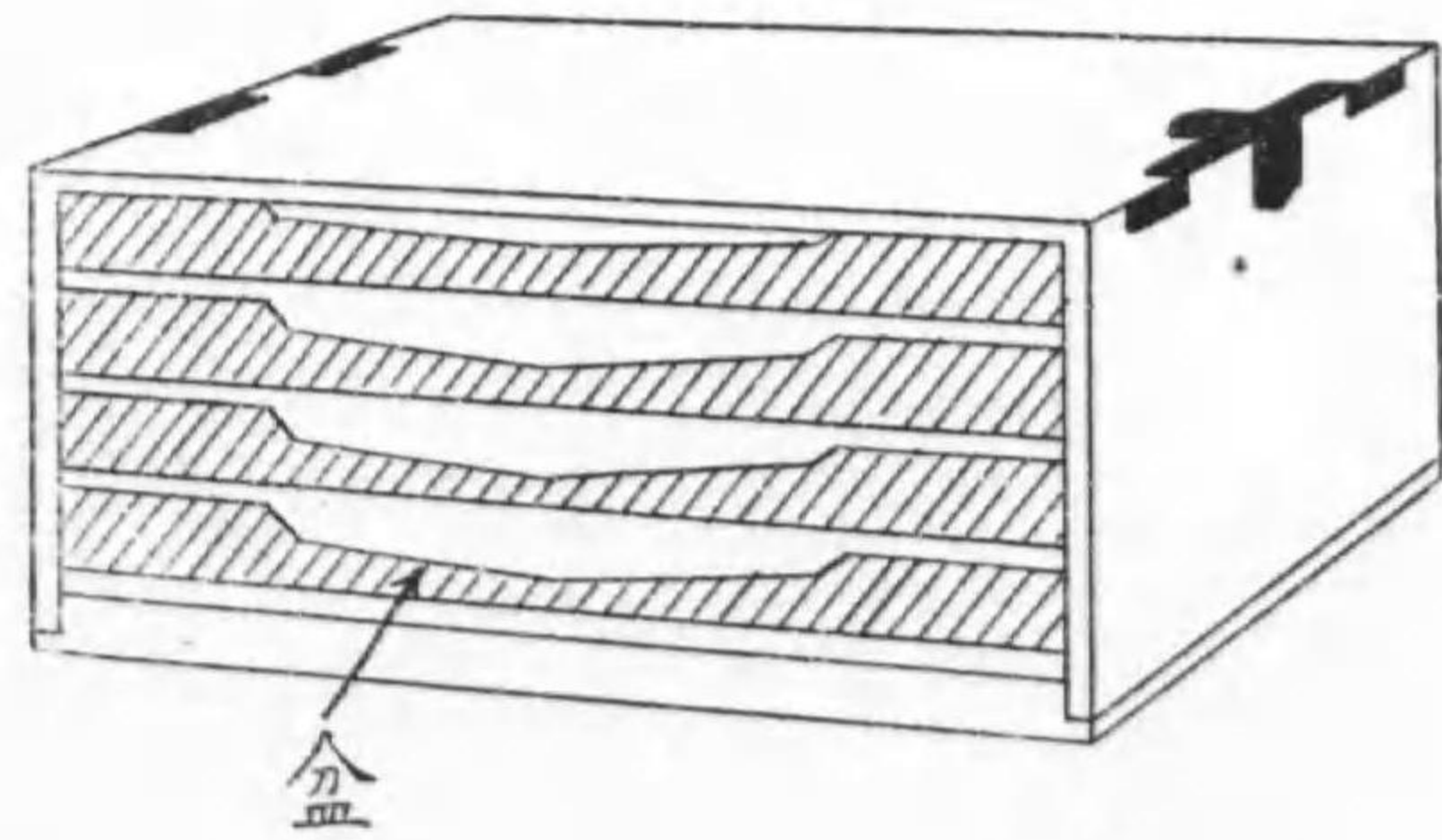
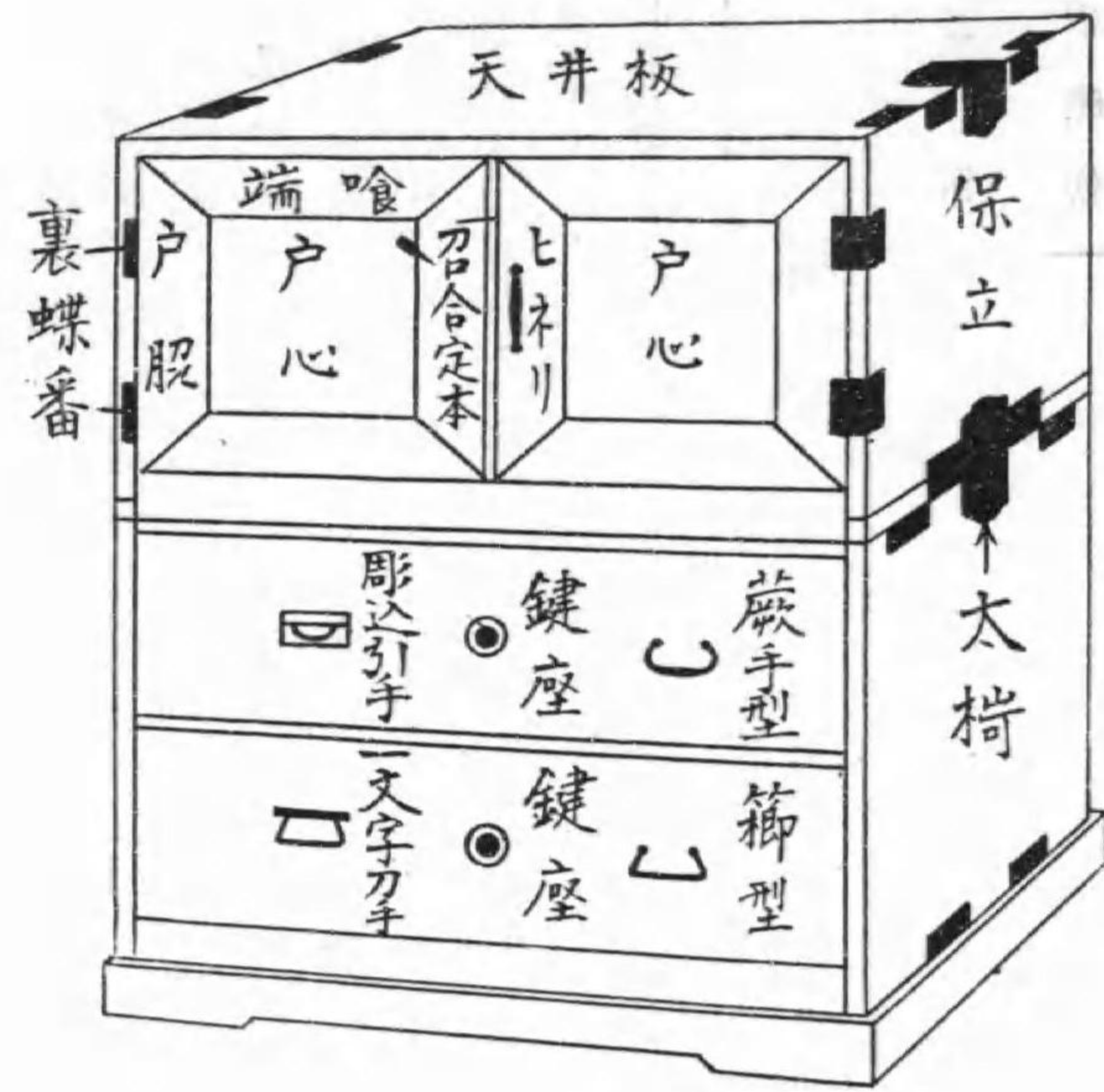
次に箆笥の使用方面から眺むれば、普通の和服を入れる箆笥と、現今流行し始めた洋服箆笥と夜具を入れる爲に使はるる夜具箆笥の三種に分類出来る。

最近加茂組合で規定した各種箆笥の種類と高さ、間口、奥行及概略の値段を示すと。

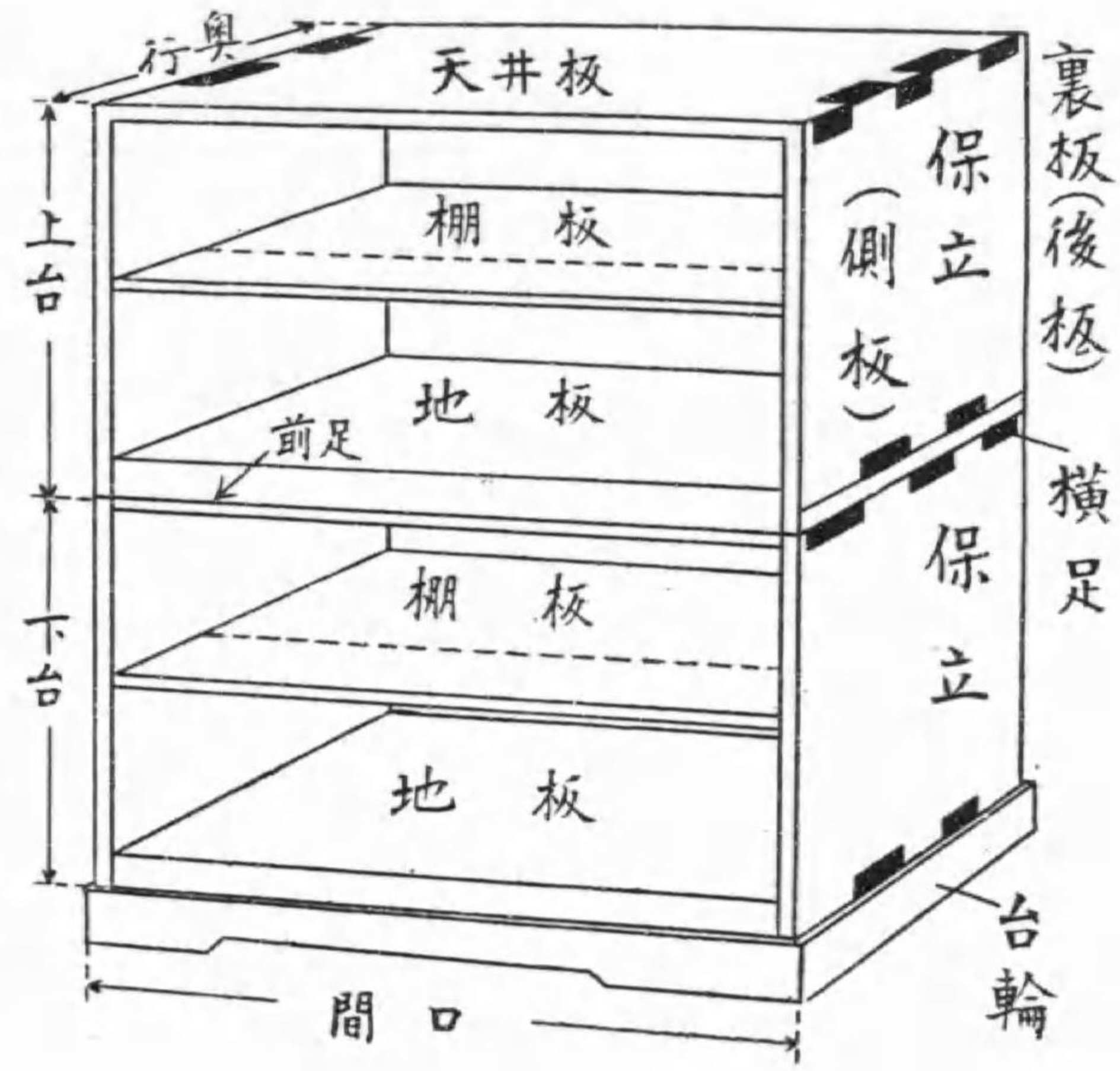
種類	高さ	間口	奥行	價格
第一號 夫婦タンス	五尺七寸	六尺	一尺四寸	100圓
二號 總桐四尺三重中洋服	五尺五寸	三尺九寸	一尺四寸	70
三號 總桐四尺三重中洋服	五尺五寸	三尺九寸	一尺四寸	60
四號 總桐四尺三重	五尺五寸	三尺九寸	一尺四寸	60
五號 總桐掛洋服	五尺六寸	三尺一寸	一尺八寸	50
六號 總桐大洋服	五尺四寸	三尺一寸	一尺四寸	30

七號 總桐大洋服	五尺四寸	三尺一寸	一尺四寸	30
八號 總桐上洋服	五尺四寸	三尺一寸	一尺四寸	27
九號 總桐中洋服	五尺四寸	三尺一寸	一尺四寸	27
十號 總桐三重	五尺四寸	三尺九寸	一尺四寸	27
十一號 總桐二重洋服	四尺二寸	三尺一寸	一尺四寸	20
十二號 總桐二重夜具入	四尺六寸	三尺一寸	二尺二寸	25
十三號 總桐二重五口引	三尺九寸	三尺一寸	一尺四寸	19
十四號 總桐二重四口引	三尺七寸五分	三尺一寸	一尺四寸	15
十五號 三方桐三重	五尺二寸	二尺九寸	一尺三寸	15
十六號 三方桐五口引	三尺八寸	二尺九寸	一尺三寸	13
十七號 三方桐並前桐	三尺五寸	二尺九寸	一尺三寸	10

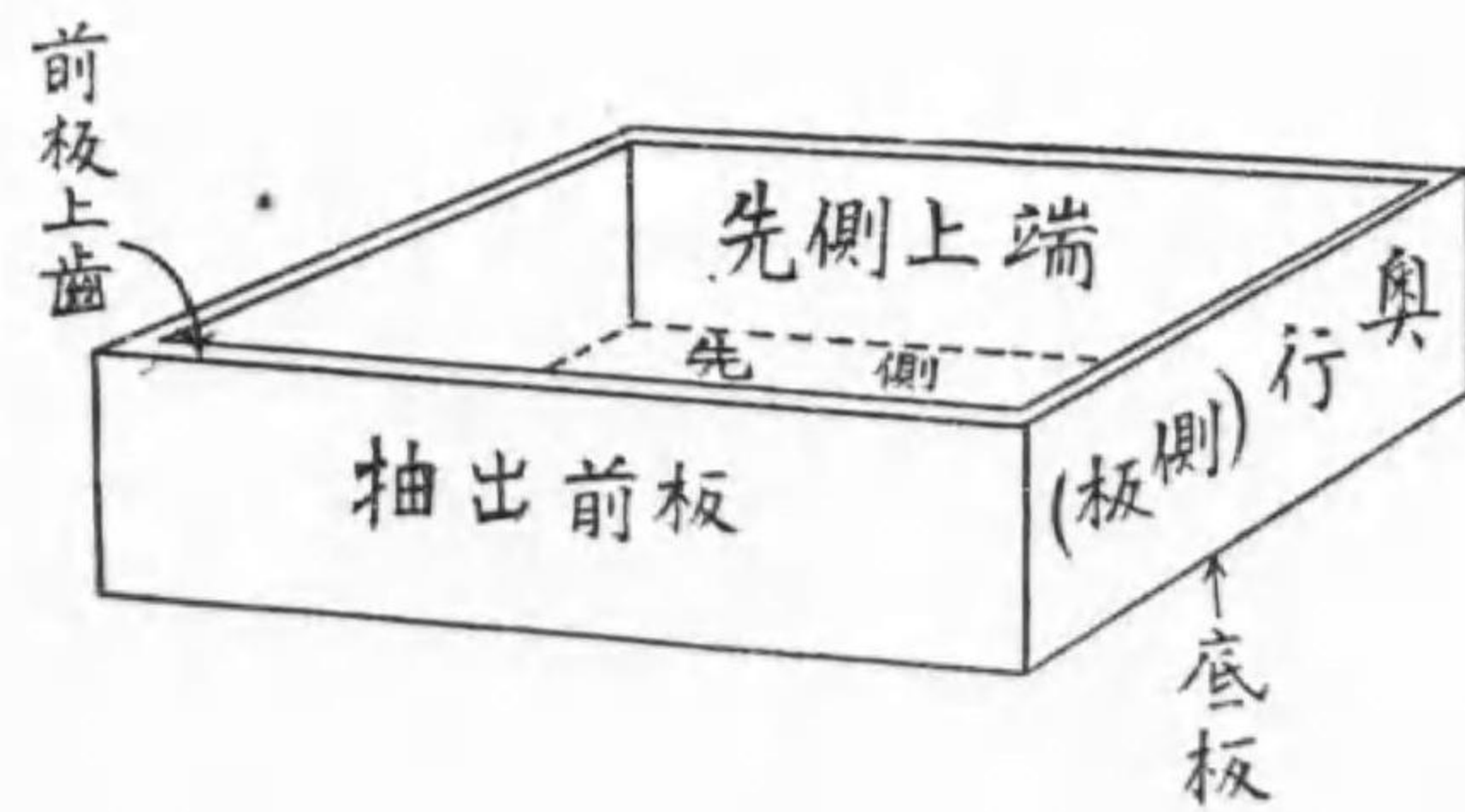
右の價格は勿論時々變更をまぬかれぬが参考の爲に掲げ置く。



右圖は二重四口箆笥で、次に今日流行して來た二重洋服箆笥を圖解して見よう。



序に箆笥各部の名稱を示せば、



### 第五章 生産額に就いて

昭和九年度丈けに就いて見るも、

生産高 三萬八千本  
 年産額 四十一萬八千圓  
 組合員 七十一名  
 生産戸數 百二十戸  
 職人徒弟 六百五十名

この調査は加茂町役場が徴税の目的を以てなしたもので、實際の年産高或は年生産額より少額に見積られてゐるものと思はれる。

次に加茂町の重要物産中箆筒業の占むる地位を見るに、

品目	年産		出季	用途	特色	生産者
	數量	價格				
絹織物	二四三、三一〇疋	二六六七、六五一圓	年中	着尺、帶尺、襪尺		三十七名
綿織物	三三七、八三八點	八四六、八四三	同	着尺		二十名
絹綿交織物	一二三、〇〇九反	二二八、五五二	同	着尺		十名

### 第六章 販賣

#### 一、配給に就いて

加茂に於ては製造業者が卸及び小賣商を兼ねてゐる。加茂町を通ると大抵の箆筒屋の看板に箆筒製造卸問屋なきと言ふ面白い看板が掛けられて居るのを見る。

然し加茂の製造業者の中には多少問屋に似たものもないが純然たる問屋ではない。この加茂町の箆筒製造卸

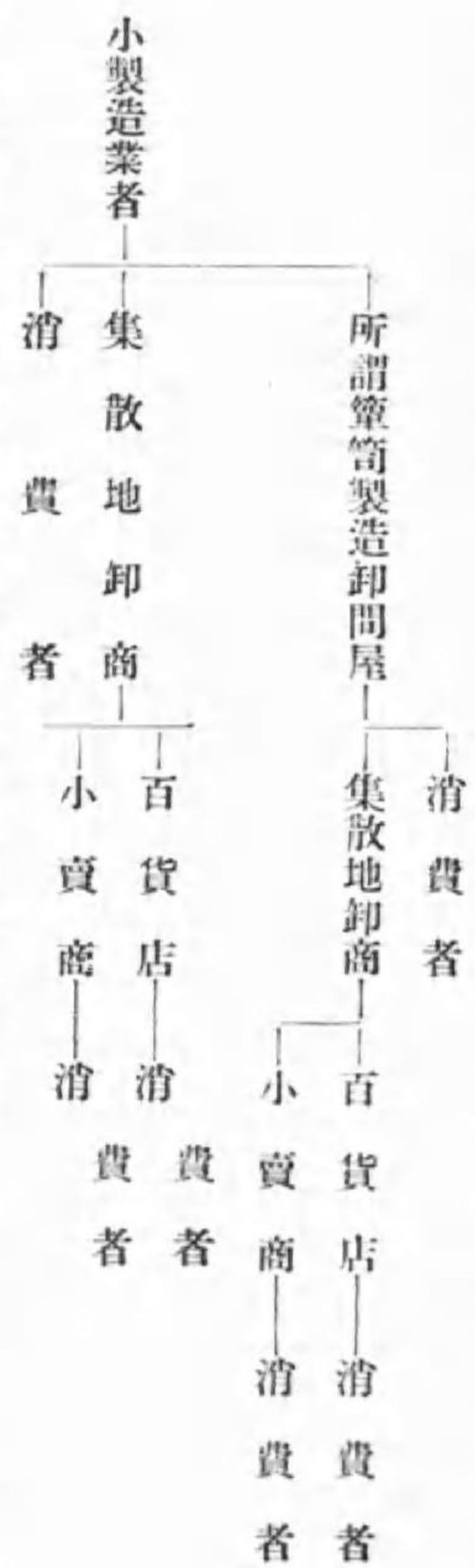
特種織物	箆筒	建具	白玉粉	マカロニ	瓦	澁紙
—	三八、〇〇〇本	一一〇、七六〇間	一九七、六〇〇貫封度	一四四、〇〇〇	六七二、〇〇〇個	三一、二〇〇貫
八三、〇〇〇圓	四一八、〇〇〇	一六六、一〇〇	一七七、八〇〇	六〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	四八、三四〇
年中	同	同	同	九月より	四月より	年中
ネーム工場	家具	建築用	食用品	洋食用	屋根瓦	養蠶用
皆川ネーム工場	桐製					
百二十戸	六十六戸	山世商會	石附吉郎	永井仁左門		
						三十二名

右記表は昭和九年九月現在に於て加茂町役場の統計である。之に觀る如く生産價格に於ては第一位、第二位は織物業であるが其の製造戸數に於ては箆筒業が斷然第一位を占めてゐるのは、やはり箆筒の名で通つて居る加茂町であることが首肯される。



問屋なるものは自宅に於ても簞笥の製造をやつて居るが、他地方の商人から注文が来ると町内の他の製造業者から買ひ集めて自己製品として注文者に賣る商人のことである。新潟市の簞笥屋の中にも此の様な方法で加茂の製造業者の製作した物を製として賣つて居る店もあるとの由。

加茂の簞笥商が地方就中關西、北海道、新潟市方面に賣捌くには、多く此の種の商人の手を経る。之を圖解すれば、



右圖に示した様に加茂の簞笥が關西方面、金澤等の百貨店に陳列されるまでには集散地卸商の手を経、直接加茂の商人が百貨店に卸す事はない。

販賣法は主に戸別訪問販賣である。即ち簞笥に關する事を熟知して居る主人又はそれに代るべき者が毎年適當の時期に各得意先を廻つて注文を受け取り製造に取掛るのが主で、其外に各得意先からの注文に應じて製造販賣する。

勘定の決済は加茂商人と集散地商人との間は手形により、普通一ヶ月乃至二ヶ月拂、遅いものは半年。又新潟市其他縣下の商人との決済は手形によらず、定期拂又は延拂、引替拂等行はれ一定した慣習はない。

### 二、荷造に就いて

鐵道便の荷造はハトロン紙、新聞紙等で幾重にも包み、その上に布を巻き更に俵、筵などを前後に掛けて細繩で結ぶ。

尚ほ保立の四隅には俵、筵を四つ程に切つて當てる。斯くて出来上つた包を杉の枠に詰め込むのである。

荷造がこの様に深い注意を要するのは、桐製タンスが質が軟く、着色に砥の粉を用ひ、又濕氣を嫌ひ、日光に照されるとき日焼を生じ易く、その上嵩物である爲である。殊に夏期には汗の手で直接タンスに觸れると、シミが出るから必ず乾いた布で取扱ふ必要がある。特に滿洲、朝鮮等海外に輸送する場合には鹽分に觸れぬ様防水紙等も用ひられてゐる。

### 三、消費の狀態

消費の時期は何時頃なるやといふに之は婚禮の多少に大いに關係する。この點から見ても知り得る様に正月から、三月の彼岸までが一年中で一番多く、夫に次いで秋の十月から、暮までが多い。

加茂簞笥は川越、粕壁簞笥に比して餘り技術的高級品を取扱はぬため上流階級の人々には多く愛用されて居ない。然し關西地方特に大阪人に愛用されて居るのは面白い現象である。

加茂簞笥の主たる仕向地は北海道、縣内、關西、加賀等で、近年朝鮮、滿洲にまで進出し始めた。其外本邦各地到處へ配給されて居る。關西地方の百貨店で加茂簞笥の聲價は近年著しく目立つて來た。然し東京方面の百貨店に餘り進出して居ないのは、東京附近には昔から簞笥の産地として有名な川越、粕壁の存在がその原因であらう。販路の主なるものを擧ぐれば、

- 關西方面は此地總製産高の 三分の一
- 新潟縣内 三分の一
- 其 他 三分の一

新潟市に加茂簞笥の來て居ることは言を俟たぬが、その中でも新潟市古町の青海タンス店や栗原タンス店などには多く出て居ることである。

## 第七章 助成機關

加茂町箆筒製造業の助成機關として組合及び縣立木工試験所支所の二つがある。

## 一、組合

加茂町箆筒業組合の設立は明治三十年二月で其の當時の組合は非常に微々たるものであつたが今日では組合員數七十一名、好況當時即ち大正七、八年頃には組合員數百二十名に達してゐた。この組合は未だ法人となつてゐない。ほんの申合組合に過ぎない。組合員間の協定事項は先づ價格の協定、徒弟使用法、工賃の協定等で未だ原料の共同仕入、共同販賣等にまで發展して居ない。其他の組合事業として中央の技術師を招聘して講習會を行つて居るに過ぎぬ。斯様に助成機關としては組合は餘り役に立つて居ない。かへつて次に述べる木工試験所が主に加茂箆筒の爲に盡力して居る。

## 二、木工試験所

加茂の木工品即ち箆筒、建具、指物類の重要性を認めて縣當局が此地に木工試験所の支所を設置したのは昭和三年であつた。それ以來この木工試験所は當業の爲に全力を注いで來た。此の木工試験所が斯業の爲に如何なる事を行つて居るかを見るに、

- イ、中央主に東京方面より技師や優秀な職工を招聘して講習會を開き、又同業者間の協議會を催し、或は大阪、北海道方面の得意先を招聘して求評會を開くこと。
- ロ、各地都會に宣傳賣出をなすこと。
- ハ、専門的に圖案や意匠なきの新しい研究をなし之を試作して同業者に展覽せしめ、又乾燥、技術の方面の研究をなし

て同業者を指導すること。

- ニ、高等小學卒業程度で箆筒業に志す者を毎年二、三十名程技術見習生として養成し、之に技術、製圖、見積等の教授をなす。之等の者は此處を二年で卒業し後に専門の業者に就くのであるが普通の徒弟より遙かに頭が進んで居り技術も亦優れてゐる。

## 第八章 將來の見通し

以上加茂町の箆筒業に就いて大體を述べ終へつたのであるが、加茂に於ける斯業の將來には尙一層の發展性があるものと考へられ得。

現今加茂に於て最も急務とせらるゝものは何と言つても職工の技術の向上であると信ずる。前にも述べた様に、加茂箆筒が東京方面に餘り進出して居ないのは東京に於いては、附近に川越、粕壁等の箆筒産地があつて、之等の地方で製作せらるゝ物は主として技術の方面に力を注ぎ、意匠、圖案等の方面から見ると遠く加茂産の及び得ぬ程の優秀な製品を作成しつゝある。又近時東京方面の流行箆筒は日本建築の日本間に最も良く調和を得て居るものゝ様に思はれる。されば加茂業者の努力も此方面の研究に注がるゝなら初めて輝かしい將來の實現を期し得ることゝ信ずる。

製品の良否を決するものは大部分は職工の腕と技術であるが、然し所謂腕ばかりでは十分とは言ひぬ。頭も必要である。業者の獨創力に依る意匠の考案、實用的のみでなく體裁をも工夫して、新時代に適した個性美の發揮をも必要とする。こゝに業者の積極的研究苦心が要る。先進地の後のみ追つて居るのでは到底發展が望み得られるものではない。又箆筒業等は資力が少くともやつて行ける様な物であるが、併し資力の不充分は乾燥材使用に障害を來し、製品に影

響を及ぼし、製造業者の濫賣となり遂には斯業の發展を害することとなるは言を俟たぬ。此處に於てか如何しても組合による共同施設の重大さを感じる。然るに當地に於ける組合は誠に微々たるもので其の行つて居るものとしても唯々販賣の協定とか徒弟の使用法などに過ぎぬ有様では誠に遺憾至極である。もつと業務を擴張し、原料の共同仕入、製品の共同販賣等の事に至るまでも行ひ、今日の製品堅牢、價格低廉といふ好評を更に一層徹底せしむるの必要を認める。次に金融機關として、銀行の増設を切望する。現在は第四銀行加茂支店一つがあるに過ぎぬ有様である。最後に加茂筆筒をもつと全国的に發展せしむる爲めには宣傳廣告に意を注ぎ又各種の展覽會にも一層出品をなし斯業の進歩と販路の擴張に全力を傾注せらるゝ様切望す。

(昭和十年八月調)

### 村上町の堆朱堆黒の調査

佐藤榮喜

#### 目次

第一章 沿革	六、從業者
第二章 村上産業上の地位	第四章 販賣狀況
第三章 生産狀況	一、配給 二、製品の種類と其の價格 三、運送及び代金回収方法
一、原料 二、生産工程 三、堆朱彫の名稱及種類 四、村上堆朱の特色 五、生産高	第五章 助成機關
	第六章 將來の展望

#### 序

村上町は彼の平氏の落武者の隠れ住む仙境より源を發する三面川の下流に位し、山紫水明人情こまやかな縣北の一小郡で、歴代藩主の不撓不屈の産業奨励の結果、山邊里織(山邊里村)、茶、堆朱堆黒、鮭産育養等の事業を今日に至る迄隆々續けて居る。本稿は昨年度の山邊里織の調査に引き續く漆器の調査であり、この堆朱は堅牢、典雅、精巧にして東洋趣味の美術工藝品であり、何人も賞讃措く能はざるものである。沿革に就いては村上郷土史、其他は小野爲郎氏の御教示を受けた。

## 第一章 沿革

新潟縣岩船郡村上町の特産である堆朱堆黒及び木彫堆朱堆黒の沿革は村上町の建築界と彫刻界との變遷に關係する所が大である。故に先づ其れに就いて少し調べて見よう。

由來建築は彫刻を生み、彫刻は髹漆を生ずると云ふ事は嗜好の常であり、又緻密精巧なる大建築は自ら工匠の母胎である。口碑に依れば昔村上は技術精巧の工匠に富んで居つたとの事、今尙ほ近縣では「村上大工」の賞辭により其の名聲の名残を傳へて居る。村上本町小學校は明治初年の建築にかゝり、其後改築を施さず今日迄頑丈を維持して居り、小學校建築として國寶的な存在と稱せらる。蓋し其等名工の輩出は寺院建築の隆盛であつた事に依る。

抑々寺院の建立が建築、彫刻、髹漆の技術發達の原因をなしたのは本邦歴史上に於ても明かなる事實である。之れが村上漆器工藝の發達した所以であり、然も區域と人口とに比して、餘りに多い寺院の建築は著しく工匠の技倆を琢磨せしめたるものである。

山邊里村大字門前の耕雲寺（明治十九年全焼し今は再建のもの）は應永元年（二、〇五四年）楠正成の曾孫正勝が僧となり此地に來て建立したもので、末寺四百八十を有し、村上町字羽黒町の龍泉院も其の一であつて、文安三年の建立である。工匠及漆工の鑑定によれば本寺、末寺共に建築、彫刻、髹漆等京都風を存すと云ふ。果して當時若干の京都工匠、漆工が當地に來て此建築に従事し、從つて是が村上の彫刻術の髹漆術を促したるものである。

降つて天文年間（二、二〇〇年頃）に村上を中心とし寺院の建築は盛んになつた。中でも最も頻繁であつたのは村上頼勝の時代であつて、短いものは一年、長くて六年を経る毎に一寺の建立を行ひ、在城二十年間に一院七寺の建立を見た。元和四年堀直寄代つて領主となり大いに土木工事を起し、城廓邸宅の増築、城下家臣の家屋の建設等、寛文元年より五年に及ぶ。其時京都から特に木匠伊太郎外四人を召して工に與らしめ、次いで寛文二年羽黒神社の再建に際し京都

の漆工を召し神輿の髹漆に當らしめた。寛文七年榊原政倫代つて領主となるや藩士荒山市右衛門を漆奉行とし、永島市二郎外十名を屬して大いに領内に漆樹を栽培せしめ、工藝を奨励した爲め、斯術は着々進歩した。當時漆工としては藩士中山五右衛門、町家に一世山中佐七、彫工は山脇李兵衛氏あり共に名工であつた。

享保六年内藤式信領主となるに及び益々工藝を奨励し、作事係須貝次郎藏等をして更に領内に漆樹を増殖させ、之が爲特に貢税を免じた。當時彫工には山脇李兵衛、板垣伊兵衛、漆工には二世山中佐七あり、延享、寛政の間、彫工山脇李兵衛、板垣伊兵衛、板垣八郎治あり、漆工に三世山中佐七、石田善七等皆名工であつた。寛政、文化（二、四六〇年頃）の間には前記の外更に彫工富樫與助、漆工に成田善太郎氏が出た。佐七の弟新助（明治八年生）は彫刻物を髹漆するのに紅殻を混合したものをを用ひ、凹部は刷毛で凸部は指頭で塗る事を案出した。

爾來同家は勿論石田善七、成田善太郎等も髹漆法に依つたと云ふ事である。後、漸次改良し、朱又は紅殻を混合した漆液を案出した。

文政（二、四八〇年頃）の頃江戸に玉楮象谷と云ふ人があつた。或は今の堆朱揚成氏の數代前の揚成（代々號揚成）の門弟ではないかと云はれて居る。此の人が堆朱堆黒の製作を以て愛顧を蒙り有名であつた。當時村上藩士で江戸詰であつた頓宮次郎兵衛は象谷に就いて堆朱堆黒の技を學んだ。次いで同藩士澤村吉四郎も亦之に學んだ。

一説に村上藩士で江戸詰であつた頓宮源兵衛が何れから修得したか判明しないが、木彫堆朱堆黒を製作して獨りで楽しんで居たが、幾何もなくして藩籍を脱し何處へ行つたか分らなかつた。然るに天保年間同藩士で江戸詰であつた澤村吉四郎が製作品を見て大に愛顧し、頼りに模倣製作して次男某をして髹漆を助けさせた、と言はれて居る。

同藩士久松老松軒、岩付太郎左衛門等江戸詰中に澤村に就いて其技を傳習す。斯くて村上藩士間に木彫堆朱堆黒の技が流行したが唯江戸詰藩士間に於ける道樂に道ぎなかつた。而して其技の始めて村上城下に現はれたのは文政以後となつて居る。蓋し江戸から歸國した藩士が流行の源をなしたものである。折柄藩主工藝奨励の布告を受けた時であつたか

ら工匠等は本業の傍ら盛に此技を學び、各自得意の技を振ひ、當時城下では之を模造堆朱堆黒と稱して居つた。偶々三條の畫工五十嵐華亭、藩主の命に依り來り久しく滞在して居つた爲め、其畫風が浸染し遂に木彫堆朱堆黒にも現れる様になつた。此際一新機軸を出し斯界を統一し今日の基礎を定めたのは板垣周左衛門（同氏は斯業に熱心の爲藩主内藤侯より苗字帶刀合印を記され、姓を有磯、號を周齋と稱す）で、東谷の門に入り大に得る所が有つた。そして之に依り村上漆器は面目を一新したが、土地は僻境であり且つ顧客は稀な爲周齋自ら新潟、三條、米澤、庄内地方に販賣した。周齋は更に販路を江戸に開き、自ら出張販賣を試みたが、費用過多の爲め見合せるに至つた。又當時堀田金次と云ふ人も江戸及び秋田地方に販賣したと云はれて居る。斯く販路漸次擴まるに共に周齋は彫髹等を自ら行ふに堪へず徒弟を養ひ且つ髹漆術を傳授し、爾來彫、髹分業となつた。次で慶應年間に至り偶々佛壇、佛具に加工するに至り、一層木彫堆朱黒堆を施す技を始めた爲、世の耳目を新しくし大に喝采を博し遂に村上特産の評を得るに至つた。

此時に藩士間に於ける工藝も漸次發展し其技も亦進んだ。當時磯部忠政は製弓家として且つ刀室髹漆の名手として聞え門人も多く桂川在三最も彫髹に熱中し、遂に木彫堆朱堆黒に鎌倉彫を折衷して一新機軸を出だす。斯の如く木彫堆朱堆黒は年と共に益々改良發達し漸く村上物産たる名聲を高めんとしたが、折柄明治維新變亂により斯業の發達は頓挫し殆んど恢復の見込はなく二、三堅志の徒の獎勵により僅かに其の名残を留める内、漸く顧客も出で販路も開けた。士族側では廢藩の爲自活の必要上先の道樂を今や公然たる生業となすに至つた。

次いで明治十年第一回内國勸業博覽會に周齋は椅子を出品し花紋銅牌を賞與せらる。時に周齋は七十二歳であつた。明治十一年新潟市敦賀屋村田某氏より佛壇の註文を受け、二代周齋は父の意匠の下に刀を揮ひ心血を注いだ。偶々十二年父は卒す。翌十三年漸く竣功す、其價額一千五百圓は世人を驚嘆せしめた。其の子を周太郎と稱し、此の人、此技の圖畫と相俟たざるべからざる事を痛感し、東京に出でて畫家瀧和亭の門に入り、周亭と號し技大いに進む。歸郷後之を彫刻に應用し、更に作品の面目を一新した。

世の需要は年々加はり製作者亦増加し、粗製濫造の品市場に現はるゝの弊を呈す。周亭等は之を憂ひ明治二十六年四月山脇長兵衛外六名と共に村上工藝會を組織し、斯業者を統一し、技術の進歩と販路の擴張を計る。此の年米國コロロンパスに世界博覽會の舉があつたので栗山彦三郎氏は此の機に乗じて販路を海外に擴張せん爲め、當業者に資金を貸與して出品せしめ、親しく渡航して會場を視察し之を當業者に報告して刺戟鼓舞した。之れが村上漆器海外輸出の因をなしたものである。此際周亭は書棚、板垣伊平、高田耕平は隅棚を出品し各銅牌を授與せらる。其他明治三十一年京都に於ける全國漆器漆生産府縣聯合共進會、日本漆工會競技會及び東京漆工會競技會等には明治二十五年以後毎會出品し、而も毎會賞を受ける者少なくなかつた。斯くて斯業は年々發達し今日に及ぶ。村上漆器の沿革は概略此の如く、之を要するに單に「村上漆器」と稱するものは本堆朱堆黒と木彫堆朱堆黒との總稱である。言葉の泉に「漆器に先づ刻らんと思ふ深さ程に朱漆を塗り上げて模様を刻り上げにせるもの。底に朱を塗りかけて朱のところまで刻り詰めたるを堆朱と云ふ。其の黒漆なるを堆黒と云ふ。又其の模様は唐草の如く蔓の如くなるを「ぐり（屈輪）」と云ふ。多く香合、硯箱などにす」とあるが、之に依り堆朱堆黒を知る事が出来る。されば其製作は頗る長き歳月を要すると工費不廉なるこの爲め、迅速に且つ多數の需要を充たす事が出来ない等の不都合なる點から彫材髹漆の模造品を製作するの已むなきに至つた。之れが木彫堆朱堆黒の始めである。

昭和五年の秋、村上工藝會及び村上木工組合聯合主催の漆器競技會を郡産業館に開く。之れは小規模の會であつたが内容は何れも舊面目を超越した創作的意匠の下に時代の趨勢に伴はんとする有意義の實質を具備せるものであつた。漆器は郷土粹を保存せる堆朱堆黒に依然として傳來の誇を示せる以外に、彫刻、髹漆共に劃時代的作品の嶄然頭角を現して居るのを看取せられた。以て最近の傾向を察知せられるだらう。

加之、小野爲郎氏は版畫の研究に没頭し、堆朱堆黒の彫刻に、彩漆に一新生面を開かんと努力した結果、創作的作品の産出を見るに至つた。

### 第二章 村上産業上の地位

村上の諸産業に就いて其の生産額を擧ぐれば次の如くになつてゐる。

種目	生産額
工業	一、一〇八、八二九圓
農業	一一七、三三七圓
水産	五、三六二圓
計	一、二三一、五二六圓

次に工産物の價額に就いて見ると、

種目	價額
各種工産物	七三、七二〇圓
農用機械	六〇、四五〇圓
スキ	一〇、〇〇〇圓
清酒	二四三、七四〇圓
生糸	三九一、四九〇圓
漆器	七八、五〇〇圓
木製品	六三、〇〇〇圓
和紙其他製品	一四、一八一圓
履物	二二、八〇〇圓

### 第三章 生産状況

#### 一、原料

榛地原料は全部朴の木を用ふ。朴の木は村上にも産するが品質は不良で且つ少量であるから他より購入し、丸太のものは徑一尺(三三・三厘)以上を用ふ。但し「あま」(邊材)は狂ひを生じ易いから用ひず心材のみを用ひて居る。之を厚さ三寸(九・〇六厘)の盤木或は正一寸三分(三・九厘)の板に製材す。製材は倉庫内で自然乾燥をなし、約三年乃至五年間貯蔵の上、反張、屈曲、曲割裂の虞が無くなつた時に製材に供する。質は輕軟緻密にして稍々黒味を帯びたも

右は昭和九年末現在である。

之に觀るが如く村上産業中工業は斷然首位を占め、全産額の約九割強に當つて居り到底他の追従を許さない。更に此の如く重要な工産物中漆器は第四位を占めて居る。

既に述べた如く村上漆器は堅牢且つ典雅な工産品として廣く全國に知られて居り、其の製品は内地の需要のみならず輸出品としても相當の聲譽を擧げ、需要の増加と販路の擴張に従つて專業者も増加し、且つ彫、髹分業も益々確實となつたので彫刻の技、髹漆の術は愈々精巧を極め、當業者は村上工藝會の設置により斯業を統制して基礎も強固となり、村上町工藝品として一層の將來あるものと注視せられて居る。

各種飲食品	計
一〇五、二二八圓	一、一〇八、八二九圓
四五、七二〇圓	

のを良材とし、會津、秋田及び北海道の移入材を多く用ふ。而して其價格は厚さ一寸、六尺平方のものは三圓五十錢位より十五圓位である。

次に村上漆器に用ふる漆に就いて述べる。先づ其産地は郡内で猿澤、鹽野町村等は良質の漆を出す。序でに漆樹の栽培と漆液に就いて考察してみるに、四百年の歴史を有する堆朱堆黒は又漆液の栽培と大なる關係を有して居る。第一章に於て少し説明した如く、寛文年間(二、三二〇年頃)柳原侯は漆奉行を置き大いに領内に漆樹を栽培せしめた。享保年間(二、三八〇年頃)内藤式信公は更に漆樹を増殖せしめ、信敦公亦大いに増殖を圖られ、村上漆の名聲は高かつたが、明治以後に至り漸次に衰頽に傾き樹齡老いたにもかゝはらず苗木を植ゑて革新に努めなかつた爲、現在は村上地方に漆樹を見る事は稀で、猿澤及び鹽野町村方面に僅かに舊態を存するのみであるが、後に掲ぐる統計に依ればそれでも年々増加はして居る。最近の統計に依ると岩船郡漆畑の見積段別十六町六段歩、漆液の産額五百九十餘貫目、價額九千二百六十餘圓である。衰頽の原因には種々あるも、主として安價な支那産漆の輸入に依る。此の影響は極めて大で地漆の栽培は遂に收支相償はざるに至つた。其の結果栽培法の粗放となり樹液亂搾となり、遂に枯死せしむるに至つた。而も其の上之れが改苗を行はない。

村上漆器に使用する漆液は極めて品質優良のものをを選び、勿論支那産漆液を使用するものなく(支那産漆は一貫七圓位村上産漆は一貫一五圓乃至二〇圓、最高八〇圓位)且つ油の混使用をなさざるを以て割ける事もなく、堅牢な點で又優秀なる點に於てすでに定評を有するところ、又以て岩船郡産の漆液の其品質優良なるを證するものである。更に漆液の産額に就いて見ると本縣の産額は、

昭和四年	搔取者數		ヘン(初盛漆)		ウラ(裏目漆)		トメ(留漆)		其の他		合計	
	人	貫	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
	五	三〇六	七	七、〇〇四	六	一、一七〇	三	五〇六	四	六〇六	一	四四六

昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
五五	五五	六八	七
三三〇	三九	四七〇	五七三
五、九四七	五、八七三	七、四〇	九、九九二
九〇	九〇	二六	二二
一、三三八	一、三六三	一、四六	一、六四七
五	五	七	八七
五九六	五六八	八三	九六九
四	五	七	五
五六	五五〇	六五	五四四
五〇六	八、三四	七五	八三五
八、五九七	一〇、三七七	一〇、三七七	一三、一五二

右の如く産額は年々増加に向つて居る。又縣内で其の産額の大なる五郡市の統計を示せば、(昭和八年)

郡別	搔取者數	ヘン(初盛漆)		ウラ(裏目漆)		トメ(留漆)		其の他		合計	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
岩船郡	四八	四三	七、三三〇	六	八六八	九	五五〇	四	五三〇	一八	九、三六〇
刈羽郡	一八	六	九〇〇	三	二六八	二	一五	一	五二	六	九、三六〇
東頸城郡	五	三	七〇〇	二	一八〇	八	九三	一	一〇三	一〇	一、三六八
西頸城郡	五	一五	三七八	七	二六	三	四三	一	三四	一〇	一、〇三
佐渡郡	一	一五	三〇〇	五	一〇〇	三	四	一	一	三	四四〇

之に依るも岩船郡は其の生産高に於ても又採集者に於ても、斷然頭角を顯して居る事を知り得るであらう。

## 二、生産工程

村上漆器元來のものは本堆朱堆黒であるが、其れは非常に長年月を要し、且つ其の價額不廉で迅速に且つ多量の需要

を充す事が出来ないといふ都合な理由から、茲に木彫堆朱黒堆を作るに至つたものであるから、先づ順序として本堆朱堆黒の工程より説明を始める。

#### イ、堆朱彫の製法

堆朱彫を施すべき漆器の椽地及び下地には漆下地と良質の椽地を使用するのが通例である。然れども堆朱彫にも精粗の別があるから之に随ひ椽地と下地にも自然其の影響を受くる事は免れぬ。而して其上に堆朱彫即ち彫刻を施す爲めには朱漆を適當の厚さに塗らねばならぬ。即ち八〇回乃至二五〇回塗布し、其の一五〇回塗つたものは厚さ約三耗となる。

次に朱塗の調割合は無油透漆一〇〇に對し朱一八〇——二〇〇であつて之は上等品の場合である。普通品は朱合漆一〇〇に對し朱一三〇——一八〇以下である。下等品に至つては朱合漆に更に乾性油を混合して軟質となし彫刻を容易ならしめる。而して又朱は右の漆一〇〇に對し一三〇以下である。油類を混合したる朱漆は彫刻の際塗層の間より剝離し又時日の経過するに従ひ先に混合した油分は表面に滲出して品位を損する。油類を混合しない漆は彫刻に比較的多くの手数を要するけれども塗層より剝離する事は絶対にない。又色合及び光澤等は品位もあり高尙である。

次に朱塗を塗り重ねるには夏季の漆の乾燥迅速な時は一日に二回塗り、然らざる時は一回塗るのが普通である。尙塗り重ねに際しては漆の表面を炭で軽く研いだ後、椽の葉で艶を消し而して塗る。豫定の厚さに達した時表面を平坦に研ぎ之に彫刻を施すのである。其の彫刻用には特殊な彫刀を使用する。之に就いて一寸述べて見ると一般彫刻者の使用するものゝ外、精、粗なる彫刻に夫々適合する尙は幾多片及、兩及、三角及、丸及等の微細なものを用ふ。而して是等の刀は其用途に従つて多くは自製するものである。次に彫刻面には磨きを加ふるものと彫つたまゝの物とある。

#### ロ、堆黒の製法

堆黒は堆朱の朱塗に代ふるに黒漆を使用し其他の工程は堆朱彫と全然同一である。但し朱錦又は黄地の場合には黒漆を塗布する以前に下底となる部分を朱塗又は黄塗を最初に塗りそして又黒漆を塗らねばならぬ。

#### ハ、木彫堆朱の製法

木彫堆朱は支那の堆仁であつて、村上町は我國に於ける唯一の産地である。此の木彫堆朱は本堆朱を標本とし又理想として製作するものである。其の製品は内地の需要以外に輸出漆器としても相當の聲價を有するものである。

さて椽地は良質の朴材を選び刻苧彫を施した後、堆朱彫に擬して任意の彫刻を施す。次に之を塗る一例は全面に生漆を薄く塗布して乾かし（地塗）其の表面を木賊又はサンドペーパーで軽く磨き、而して赤漆又は朱漆の中塗を刷毛で彫刻の凹所に溜まらない様に薄く塗る。次に朱漆を廣い面には刷毛を用ひて又地文及び細密な彫刻面は指頭に薄く附けて打ちながら表面を塗る。其の回数は普通二回である。

上塗漆の充分に乾いた時に稍々廣い場所は炭で研ぎ尙ほ毛布に油砥の粉をつけて胴擦をなす。其の上には模様に応じて適當な毛彫（毛彫とは繊細なる彫刻を云ふ）を施して仕上げとする。

#### ニ、木彫堆黒の製法

木彫堆黒の場合には赤塗の中塗を黒漆で塗り又上塗も朱漆に代ふるに黒漆を使用する。其の他の工程は堆朱と全く同一である。

### 三、堆朱彫の名稱及び種類

堆朱彫其のものゝ名稱と種類に就いて調べて見るに、この堆朱彫に關するものゝ名稱に就いては漢名に和訓し、或は和名を附けて稱呼するものもある。但し蒟醬は例外の暹羅語より轉訛したもので支那の墳漆である。故に同一物に對し異名の存する事は免れない。而して左の名稱と略説は多くは支那の文献に憑據したものであつて、又其種類も同様に支那の分類に準じたものである。

#### イ、別 紅



雕紅漆と稱し即ち我が堆朱彫である、髹層の厚薄は朱色の明暗にも非常に巧拙がある。明代以前の作は別跡の紅間に黒線二、三帯を露はし一線は上にあり或は下にあり、重線のもの其の間に狭闊があつて一定しない。又陷地帶錦のものもあり其の錦文は繊細精緻である。或は錦文なく單に黃地のものもある。

ロ、別 黒

雕黒漆と稱し即ち我が堆黒であつて堆烏とも稱す。之は古雅の風あり、純黒のものは古法である。又朱錦、黃錦、綠錦のものもあり、或は朱地、黃地及び綠地のものもある。

ハ、別 黄

其の製法は別紅の様であつて通黄即ち純黄である。又紅地のものもあり、別黄は我が堆黄である。

ニ、別 綠

其の製法は別紅の様であつて純綠である。又黃地及び朱地のものもあるが之は甚だ稀である。

ホ、別 彩

別彩漆とも稱し重色雕漆のものも又堆色雕漆のものもある、而して紅花、綠葉、紫枝黃果、彩雲、黒石、雷文の類を彫鏤し、地は錦地を普通とし其の色合は黄、黒の二色に限られる。之は壓花の光彩を侵奪するからである。或は表面を朱塗又は黒漆となし、地は多く黃地としたものもある。之は我が國に於て一般に紅花綠葉と稱せられるものである。

ヘ、堆 紅

別名を單紅と稱し所謂假彫紅又は擬堆朱である。漆凍脱即ち煉堆朱と云ふのも又木胎に彫刻した木彫堆朱もある。遊生八棧には別紅の下に偽造のものあり、髹朱を以て堆起し之に彫鏤し其上に朱漆を二回塗つたものもある。

ト、堆 彩

假彫彩であつて其の製法は堆紅の様であつて其上に五彩の漆を塗り凍子隠起して印刷に一刀をも加へないものもある

又模様を脱却して作るものもある。此等は共に堆錦と名づけ即ち我が琉球の堆錦である。

チ、堆 漆

地質と異なる所の彩漆を以て文様を高起し單色のものと複色のものがある。又錆を以て堆起したものに識文がある。之は平起陰埋のものと線起陽文のものがある。其上に通朱通黒即ち單漆を塗布したものもある。

リ、犀 皮

西皮又は犀毗と稱し表面を黒漆となし朱漆を中間に、下底を黄漆とするのが原法である。併し紅面にして黒を中とし黄を底とするもの、或は黄面にして赤黒を互に中とし又は底とするものもある。其の文様は片雲、圓花、松鱗及び諸斑がある。

ヌ、別 犀

之は我國の屈輪彫で其の製法は犀皮にもとづいたものであつて、朱面、黒面又透明紫面もある。烏間に朱線があり、紅間に黒帯があり複色多く且つ塗層は厚い。而して款刻を用ふる故に三色更疊と名づける。之は朱黒、黃地の錯重と云ひ其の文様は皆劔環、重圈、回文、雲鈎の類を疏刻したものである。

ル、鎗 金

鎗銀又鍍金とも稱し我が沈金彫である、朱地、黒漆共に飾る爲に細鈎纖皴であつて運刀は流暢を要し、其の文陷に金箔或は金泥を以てし、銀箔は時日の経過と共に鏽を生ずるからよくない。

ヲ、填 漆

漆面に款文を作り其の文陷に彩漆を填する方法であつて鎗彩も此の類である。即ち我が高松に産する蒟醬である。其の文を磨顯して乾色があり又顯色もある。黒質に紅細の文があり、文様は異禽怪獸があり、空間には羅文細條等の紋もあり甚だ精緻である。

我國に於ては從來彫漆器は支那製を賞翫愛好したから自然支那製を標本として製作したのも當然の事である。然し近代に至り日本趣味を發揮し獨特の堆朱彫を製作する様になつた。現今我國に於て堆朱彫の名稱は堆朱、堆黑、紅花綠葉及び屈輪彫に大別し、次に波志加彫と稱する堆朱の一種であつて繊細な華文を平等にして銳利に彫つたものもあるけれども現今は殆んど製作されない。

#### 四、村上堆朱の特色

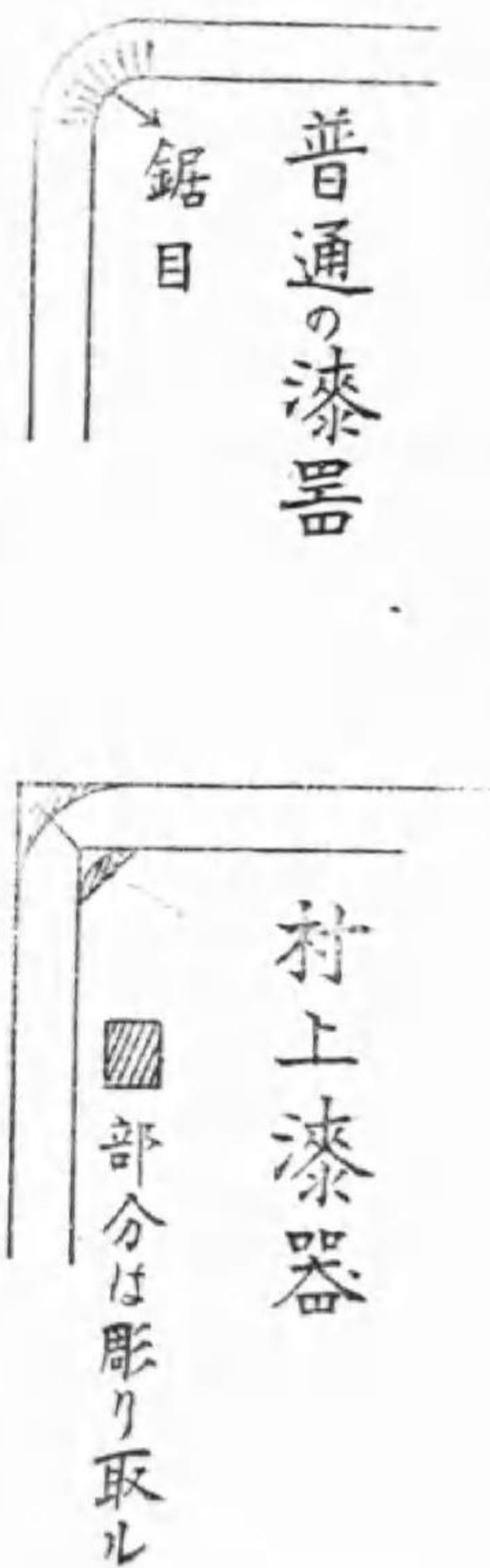
村上町の木彫堆朱は何等機械力の應用のない全くの手工業であつて、靜かに製作に従事し其製品には一種の言ひ様のない雅趣がある。又製品の種類は彫刻加工の便宜上より常に平面より成る板物類多く塗色は殆んど朱塗であつて、黒漆は少く即ち堆朱彫が多い。彫刻面には特殊の髹法を施し、又其他の部分には漆下地を應用して堅牢である。

又昔から「漆は剥げる、剥げるは漆」と云はれて居り、漆は剥げるの代名詞の如くに言ひ傳へられて居るが、元來漆の剝離すると云ふのは、それに油類を混入するから剝離するもので、斯くの如く油を混入せば剥げるのは何等不可思議な事ではない。それが寧ろ當然なのである。然るに村上の漆器は砥の粉を漆でこいたものであるから、漆自身は已に木に吸収せられ、絶対に剝離すると云ふ様な事は無い。但し漆器を物に激突せしむれば漆の缺ける事は已むを得ない事である。

次に村上漆器は古典的であり好尚であつて品位高く、純東洋趣味を有するもので、其の製作は一朝にして出来るものではなく、多大の歳月を費す故に、品質は他に比して遙かに優良であり、今尙ほ其の改良に當業者は餘念の無い有様であつて、益々其の需要は多くなるとしつゝある。

更に其の組立に就いて言及せば、元來普通の漆器、例へば膳に就いて其の彎曲を見ると次圖の如く、木に曲げようと思ふ點を鋸で少しづつ挽いて目を入れ、それから彎曲を作る。

それで製作の時から既に割目を入れてある爲め使用しても直ぐに破損し易い。併しながら村上町の漆器は、彎曲を作る時には二つの木を「」形に合せて附け、次に其の角の内側に三角の木を貼り合せ、而る後に其れを彫つて圓く彎曲を作るのである。今それを圖示すれば次の如くである。



故に村上漆器は堅牢であつて破損する事は絶無であると云つても敢へて過言ではない。而も村上漆器は使用後五年頃より漸く其の眞價を發揮し優に三十年位使用しても尙ほ「ピク」ともしないのである。斯くの如く村上漆器製造業は産業と云ふよりも寧ろ藝術と言つた方が至當であるかも知れぬ。而も其製品は到底他の追従を許さぬ特長を有するが、唯惜しむらくは製作に際し長日月を要し、且つ價額も亦不廉である。併し之は村上漆器の性質上寧ろ當然の事であると言はねばなるまい。

#### 五、生産高

村上漆器の年生産高は最近約拾萬圓に達し（之は町役場の概算であり、實際は二萬圓位と内輪に見積る業者もある。何れにしても年々増加して居ることだけは同一である。）尙年を追ふて需要、従つて生産高を増加しつゝある。

次に其産額を表示するに當り先づ本縣の漆器生産額に就き最近四ヶ年の統計を擧げると、

種別	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
飲食器	三八七、三四五	三六九、四五〇	三五七、〇二八	三六二、三三三
家具及裝飾品	三〇四、二九二	二七九、九九八	二四七、一四七	二四四、九四七
其他	四三九、二九一	三九三、四八八	三三九、九四九	三五四、七二〇
合計	一、一三〇、九二八	一、〇四二、九三六	九四四、一六四	九六二、〇〇〇

之を郡市別にし生産額多き數郡市を擧げる。(昭和八年)

種別	岩船郡	新潟市	長岡市	高田市	刈羽郡
飲食器	三〇、一四〇	二二二、八〇〇	一五、〇〇〇	一二、〇三〇	二六、〇〇〇
家具及裝飾品	四二、七五五	六七、九五〇	一一、五〇〇	三三、一八六	二三、三五〇
其他	八、二一〇	一一、四〇〇	二九、三〇〇	一九、八〇六	一五、七〇〇
合計	八一、一〇五	四一二、一五〇	五五、八〇〇	六五、〇二二	六五、〇五〇

となり、この岩船郡産額の大部分は村上の漆器である。斯く村上町は新潟市に次いで第二位を占めてゐる。

### 六、従業者

營業の組織は全部個人經營であり、其の従業者數に就いて見るに、先づ本縣最近四ヶ年間の統計は、

工場	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
男	六〇九	六〇二	五八七	五八九
女	一、〇四八	一、〇三八	一、〇〇六	一、〇一九
計	一、〇七九	一、〇六八	一、〇四五	一、〇五五

之を郡市別にすると、(昭和八年)

工場	岩船郡	新潟市	長岡市	高田市	刈羽郡
男	六九	一八七	四二	四〇	二一
女	一一六	三六四	七〇	五五	三四
計	一八五	五五〇	一一二	九五五	五五

従業者數亦新潟市に次いで第二位である。而して之等従業者は大部分自製販賣であつて、徒弟は高等二學年卒業(十六歳)から二ヶ年間は食ひ通をなし、徴兵検査適齡期迄修業し、年期明けの際は袴、木綿着、小刀或はヘラ數本を支給せらるゝ程度で、盆、正月稀に二、三圓の給與ある以外金錢を與ふることなく、主人と徒弟は舊來の師弟の關係を其儘に續けてゐる。

従業者の組織する漆器同業組合と云ふ様なものは無く、唯一つ村上工藝會の組織があるが、之は第五章助成機關の所で述べる。

## 第四章 販賣狀況

### 一、配給

製品は大抵製造業者より直接に消費者に配給せられ、販賣のみを専業とする者は極めて少く僅かに四軒位である。製造業者は見本等に依らず概ね顧客よりの直接注文に應じてゐる。斯様な方法で高價なこの工藝品が前記の如き賣行をみせてゐることは、如何に村上漆器に對する信頼の厚いかわかり得やう。村上漆器は普通の漆器といふよりもむしろ工藝品である故、主に知識階級に愛好せられ、個人注文が多く其他高島屋等のデパートから相當の注文を受けてゐる。販路は主に東京、大阪、京都等都會地で、縣物産紹介所の助力に依るものである。

輸出は非常に少量であるが、之は村上漆器は高價であり、且つ税關では之を日用品として取扱はず、外國に到着すれば其の價額は約三倍となり、到底引合はない爲めである。近時商工省は輸出向き工藝品の作成を奨励し、文部省方面では國粹的風格の保有を力説して居る。此間業者は如何に進むべきか戸惑ふものもないが、村上漆器業者は従前通り高雅、堅牢な製品を繼續して行く決意あるものと見受ける。而して最近に至り漸く見本として輸出する程で、外國では之に加工して使用するといふことである。

### 二、製品の種類と其の價格

村上漆器の種類は左の如く、これに大體の價格を附けて見ると、

種類	價格	種類	價額
卓	二五・〇圓以上	花臺類	三・五圓以上
柵	五〇・〇圓以上	手箱	二五・〇圓以上

重箱	三五・〇圓以上	德利袴	二・〇圓以上
硯箱	一〇・〇圓以上	茶托	三・五圓以上
盆類	三・五圓以上	香盒	二・〇圓以上
菓子器	七・〇圓以上	肉池	二・〇圓以上
卷煙草入	五・〇圓以上		

之に見るも、村上漆器の價額は如何に高價なものであるかが知り得る。参考として小野爲郎氏製作にかゝる料紙文庫（本堆朱）は、其の椗地の厚さ約一分、然るに漆の厚さ約三分で、之が價格は材料のみで（工賃及び利益を含まず）四百圓位の事である。尙ほ之と同様の製品が新潟市の郷土博物館にも出品してある。

### 三、運送及代金回収方法

注文を受けた時は製品を桐箱又はボール箱に入れて發送する。近來其の荷造に就いて改良の方法が考究されて居る。又掛賣等に依る事少く、常得意先及び信用の厚い者以外は現金賣で、遠方へは荷爲替、代金引換に依る。（運賃は代金に加算する）運送は主として鐵道に依り、鐵道では之を客車便として取扱つて居る。

## 第五章 助成機關

斯業の助成機關としては村上工藝會がある。之は明治二十六年四月組織されたもので、當時漆器の需要は年と共に加はり、従つて製作者も増加し、遂に所謂版木屋（印版屋）の徒に至るまで又塗工であつて食器、雜具類の塗に従事する

所謂漆師屋に至るまで其の髹漆を行ふに至つた爲め、粗製濫造品が市場に出ると云ふ弊害を生じた。そこで有磯周亭は深く之を憂ひ、山脇長平外六名と共に斯業を統制して技術の進歩と販路の擴張を計る機關を組織した。之が即ち村上工藝會であり、人格、責任感等品性を充分に調査した上で入會を許し、歴代の町長が會長となり、現在の會員は八十人である。

### 第六章 將來の展望

近來漆器業者による會社組織と云ふ事が議論されて居るが、業者は漆品の粗製濫造に流れる事を慮れ、斯る組織には絶對反對の意向で、其の實現は到底不可能と見られて居る。要するに當分は現状維持であらうと目されて居る。最後に業者は製品の大衆的となり且つ粗製濫造に陥るのを絶對に嫌ひ、如何なる時でも製品の好尚を本旨とし、改良に次ぐ改良を行つて居る。而して現在では大量の注文に應ずるの設備は有せざるも、將來輸出額の増進ともならば、之は當業者の大いに考慮を要すべき事となるであらう。

(昭和十年八月調査)

## 西蒲原郡の精米業調査

目次 小林 廣 司

第一章	我國に於ける米食の沿革	第四章	米專業者の農村に對する批評
第二章	本邦搗精要具の沿革と農業用機械の普及状況	第五章	第二型、農家の副業としての精米業
	一、本邦搗精要具の沿革		第三型、共同精米作業所
	二、農業用機械の普及状況		A例、卷販賣購買利用組合所屬共同作業所
第三章	第一型、個人營業精米所		B例、西蒲原郡針ヶ曾根發動機組合
	一、卷町精米業組合に就いて	第六章	第四型、農家の自家用電力による精米
	二、料		一、使用機械
	三、經費	第七章	二、經費
	四、經費		三、農家と電力の利用
	五、米糠		結び
	六、粃糠		
	七、胚芽米		
	八、混砂と無砂		
	九、副業		
	十、精		

### 序

現今の地方農村に於ける精米及び之に附隨する作業に就いては、四つの異なる企業組織が存する如くに概観される。第一は專業としての精米(或は粃摺)業にして、第二は農業經營の傍ら副業として之を營むものであり、第三は産業組合等による共同作業で、第四の形態は農家による自家精米である。本調査はこの四つの異なる形態について、其變遷發達を考察し、その中何れの形態が農村經濟生活に最も適切なるものであり、又將來を支配すべき作業組織であるかを見極め、併せて精米所の一般的實狀を知らんとするものである。よつて農業國新潟縣中、特に所謂西川米の主産地たる西蒲原郡を選び、右形態の代表と見るべき四つの例を掲げ、簡

別的に調査した。尙右以外に於ても數ヶ所の調査をなしたのであるが何れも大同小異なるを認めた。

第一章「我國に於ける米食の沿革」全部及第二章中「本邦搗精用具の沿革」の過半は二瓶貞一氏著「精米要説」に負ふ所頗る多かつたが、第三章以下は全く調査地に於ける懸命な實地調査によるものである。

## 第一章 我國に於ける米食の沿革

豊葦原瑞穂州と云はれる吾が國が、遠く神代の昔から米を以て主食としたことは「神代紀」や「本朝故事紀」等の文に依つて察知することが出来る。又春米の起原についても「日本書紀」や「釋日本紀」等の古書に記載された所によつて考へてみるに、之も亦往古に發することを知る。

精白米に關しては「持統天皇元年の紀」「弘仁諸祭式」に依りその存在の極めて古いことが考へられるが、古代の精米飯と云はれるものは「成形圖説」に「伊勢大神宮は三杵の供御間食とは粗平アラハの米の事なり」「(前略) 祠具の米は眞精マシホにあらざるが故」とあつて今日吾人の常食とする精白米とは趣を異にすることも想像される。

其後今より約五百年前永享八年頃に、良王親王に供すべき白米が尾張國中に無く、半白の精米を差上げたこと「浪合記」にある。更に降つて三百年前(慶長年間)加藤清正が下せる七ヶ條法令には「食は黒米たるべし」との文がある。

是等の記事によつて考察するに、當時精米飯が存在したとはいふものゝ、土民一般に用ひられなかつたことは明かである。即ち中古時代までは國人の常食としたものは玄米か半白米で、春米は上位の人にのみ供したものとされる。

然るに徳川の治世となり、元祿年間には江戸に「米問屋」や「糠問屋」等相次いで起つたことは、明に精米飯が一般に食される様になつたことを證明するものである。又八代將軍吉宗公の時には琉球より入貢あり、朝鮮の使者亦來り、米作豊饒、天下泰平であつたから、都市の居住民は奢侈に流れ、漸次玄米食を棄て、精米食になつた。その爲めか脚氣

病の發生したのもこの頃だと云はれてゐる。

又寛政の始め頃には、田舎人の江戸に出る者多く、その中、無職の者は先づ米搗を業として生活したと云はれてゐる。

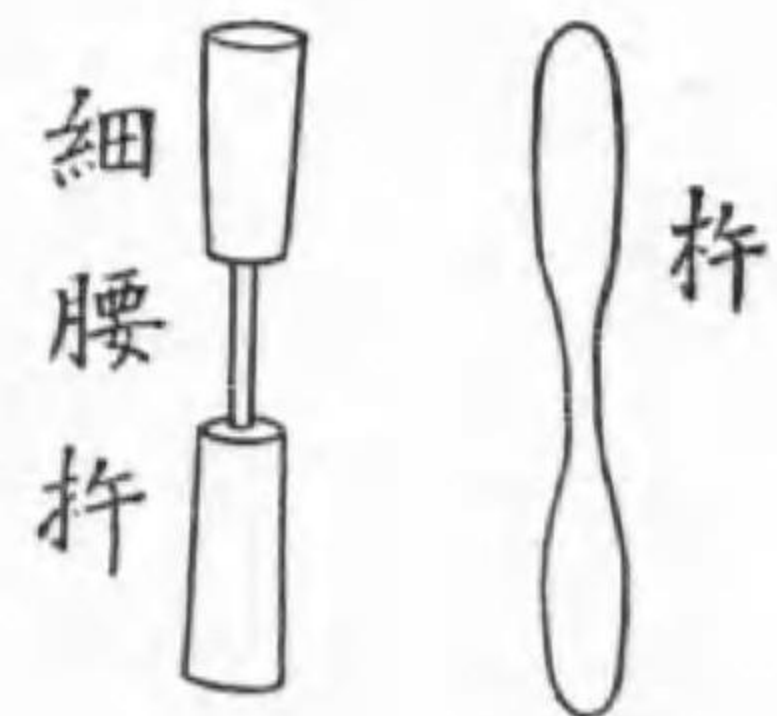
(越後の米搗といふ言葉は、こんな所に出所があるのではなからうか、と想像される。)此の頃には精米を常食とする風が益々盛んに、又其區域も次第に廣まつて居たるものらしく、天保の頃の大坂には糠仲買、春米屋組合、水力車賃附株組合等も存在して居た。

要するに米食は古代から行はれたが、春かない玄米を常食とし、白米の存在は史傳には散見しても常食とされたものではなく、徳川の初期には矢張り玄米又は半白米が常食であり、元祿、享保の頃から精白米を常食とする様になつたものらしい。即ち元祿、享保の頃が玄米食と白米食の分岐點であるといふ事が云ひ得るであらう。其の後今日まで白米食が行はれ、約七十年前の嘉永五年頃から混砂搗が始まり、明治の中年には外國の精米機も輸入され、其の後種々の精米機が工夫案出されてきたのである。

## 第二章 本邦搗精用具の沿革と農業用機械の普及狀況

### 一、本邦搗精用具の沿革

現今の精米法は初め稗搗機によつて稗を脱して玄米となし、次に玄米を精米機にかけて白米とする。然るに稗搗機はかなり後代になつて海外から傳來したものゝ如く、これが現はれるまでは稗から直接搗精して白米となしたものだと思はれる。而して稗から直接白米となすために白を以てしたことは、古書に「春く」の字のあるのをみても知る事が出来る。即ち臼と杵とは上古から本邦唯一の搗精用具たることは明白な事實である。



(和漢三方圖會)

臼に關する古き文献をみると「日本釋名」に「臼はうつ也、つとすと通ず、米をうつ也」とある「百姓傳記」には臼はぎの家にも必ず無ければならぬもので早くつける様に拵へ、これをつくる木は老松が最上である。と、いふ様なことが書いてある。

次に杵も「百姓傳記」に述べられてあるが此處には省く。杵には前に述べた如く手杵(搗杵)と打杵(臥杵)の二種がある。要するに本邦最初の搗精要具は臼と杵で一斗か二斗の粳を臼に入れて杵搗したものである。

搗精要具としては他に足踏臼(からうす、踏臼、踏碓、地がら)があり、水車臼(水碓、みづうす)がある。踏臼は臼と杵の後に工夫案出されたもので臼に比して効果は約十倍とある。又水車臼の起原は推古天皇の御代の如くである。

かく前記の要具に依り明治中葉まで精米したのであるが、其後手搗式や足踏式の精米機が次第に機械化し、明治二十四、五年頃清水式、神保式の人カ精米機の特許品が世に出て近代精米機發達の端緒を開いた。一方明治三十年には故曾我淳二郎氏によつて初めて米國エンゲルバルグ式精穀機が輸入された。其の後數年にして之を模造した秋月式精米機が現はれ、次いでアイデアル式、平出式、久保島式、清水式(緊型)も出現し、臼式のものに須藤式、スプリング式、杉谷式等が續出して今日の盛況を呈するに至つたのである。

二、農用機械の普及状況

先づ農用機械の普及状況を府縣別に見るに左の如く、

府縣	原動機臺數	石油發動機	府縣	原動機臺數	石油發動機	府縣	原動機臺數	石油發動機
北海道	一、〇二四	九、一四六	山形	四一三	五三五	埼玉	四四八	一、三八五
青森	一七六	七三一	福島	一六五	一、一六二	千葉	一、七六九	二、七二一
岩手	三六六	八八一	茨城	五四〇	一、五〇七	東京	四〇〇	一、四一一
宮城	一九九	一、二三五	栃木	四七三	九八六	神奈川	一五九	四六四
秋田	六九六	一、八三五	群馬	一、二四	一、〇五二	新潟	六、八四七	二、一四六
富山	一、六三六	一、三〇二	京都	一、四六五	一、四九三	徳島	二七一	一、七九三
石川	九五二	八九五	大阪	五六一	二、一六八	香川	四八	九二九
福井	一、三七一	五四八	兵庫	一、二六〇	三、九〇二	愛媛	九三八	七三〇
山梨	九二	五四	奈良	八三八	一、二九五	高知	二二三	二、八八一
長野	五九五	五〇六	和歌山	二三四	一、〇一一	福岡	一、五九八	九四八
岐阜	六四五	八八五	鳥取	二六二	五三六	佐賀	七八三	八五一
静岡	三、一六六	三、四〇七	島根	一、一〇〇	二、七五七	長崎	八一	一、七五五
愛知	一、三二五	一、三〇〇	岡山	四四五	九、五九四	熊本	九五	一、〇六〇
三重	一、五二〇	二、六五八	廣島	一、〇六八	一、六九四	大分	二一三	四八二
滋賀	九九六	三、一八三	山口	四三三	二、六九七	宮崎	二〇四	二七三
鹿兒島	二八五	九三	沖縄	一	一			

次に本縣農用器具機械の普及状況に就いて見る。

(新潟縣廳昭和八年十一月末日現在調査)

(1) 電動機の馬力別普及及臺數

馬力別 臺數	馬力別										總馬力數	一臺當り平均馬力
	1馬力以下	1乃至3未満	1~2	2~3	3~4	4~5	5~10	10~20	20~30	30~50		
3,265	567	193	1,984	672	29	52	46	20	19	10,052	6,847	1.47

(2) 石油發動機の馬力別普及及臺數

馬力別 臺數	馬力別										總馬力數	一臺當り平均馬力			
	1馬力未満	1乃至2未満	2~3	3~4	4~5	5~7.5	7.5~10	10~20	20~30	30~50			50以上		
29	302	693	581	373	85	9	8						6,152	2,146	2.86

(3) 蒸汽機關の馬力別普及及臺數

馬力別 臺數	馬力別						計	總馬力	一臺當り平均馬力
	5馬力未満	5乃至10未満	10~20	20~50	50以上	計			
3	8	13	21	29	74	8	3,327	44.96	

(4) 水力電動機の普及臺數

型式	木製水車	鐵製水車	螺旋水車	ヘルトン水車	タービン水車	計
臺數	732	485	26			1,193

(5) 動力作業機普及臺數 米麥調製加工機普及臺數

種別	稻麥收穫機(脱穀機)	杵搥機	麥杵機	精米機	精米機	麥用壓扇機	中製機	製粉機	製麵機
臺數	3,832	5,328		3,328				2,251	

(6) 共同作業場

(1) 市町村

計	共同作業場		
	20坪未満	20以上50未満	50以上

(2) 農會

計	共同作業場		
	20未満	20以上50未満	50以上
18	13	5	

(3) 産業組合

計	共同作業場		
	同上	同上	同上
50	20	28	2

(4) 農業實行組合

計	共同作業場		
	同上	同上	同上

(5) 申合組合

計	共同作業場		
	同上	同上	同上
1,075	326	731	18

(6) 其他ノモノ

計	共同作業場		
	同上	同上	同上

(7) 合計

計	共同作業場		
	同上	同上	同上
1,143	359	764	20



新潟縣原動機の普及と農家戸数及田面積との比較 (寄力を除く)

原動機 臺數	馬力數	市町村數	農家戸數	田面積	原動機一臺當り		原動機一馬力當り		一市町村當り 原動機 臺數	馬力數
					農家戸數	田面積 町	農家戸數	田面積 町		
9,067	19,531	403	203,409	181,657.9	22	20.1	10	9.3	225	4.8

右表の原動機一臺當りに對する農家戸数及び田面積を他縣に比する時、その數字の本縣より小なる縣即ち原動機普及の盛な縣は、農家戸数に於ては滋賀縣の二十一人、岡山縣の十五人の二縣に過ぎず、又田面積に於ては静岡縣の九町歩三重縣の十七町歩、滋賀縣の十六町二步、京都府の十四町二步、大阪府の十七町九步、奈良縣の十五町七步である。即ち原動機一臺當り農家戸数については全國第三位、田面積に於ては全國第七位の發達を示してをる。蓋し戸数の割合に田面積の時他縣より下位にあるのは本縣は以上の縣に比し耕地面積が廣い爲であらう。

今夏八月、西蒲原郡農會を訪れ、高野技師より郡内精米業者數に就いてきくに、郡内三十ヶ町村、一町村に五ヶ所の精米所ありと見て、約百五十ヶ所の數に上るであらうと。郡農會は之等多數の精米業者を監督するものではないが、産業組合の共同作業場丈けは指導圈内にある。郡内共同作業場所在地は赤塚、松野尾、峯岡、岩室、彌彦、國上、粟生津吉田、米納津、漆山、和納、卷、曾根、黑崎、月潟、道上、小中川、小吉、燕、小池、島上である。

農林省は共同作業所の新設に對しては補助金を交附することゝなつてゐるが、毎年全國を通じて僅かに數ヶ所に止まり、金額も一ヶ所七百圓から一千圓位のものである。この農會は一昨年補助金を得たといふ。

### 第三章 第一型 個人營業精米所

#### 一、卷町精米業組合に就いて

第一型に屬する卷町S個人營業精米所の經營狀態を述ぶるに先立ち當地方に存在する同業組合に就いて見るに、右の組合は元西蒲原郡中部精米業組合と稱し、西蒲原郡の中、卷町を中心とする精米業者を以て組織し、組合員三十一名であつた。其後範圍を狭め又名稱も卷町精米業組合と改稱し今日に至る。現在組合員數十二名。

近時農村救済の爲めに農村電化が勸奨せられ、農民の個人或は共同用農業動力機の普及益々盛となり、その爲め營業としての精米業は日に／＼壓迫を蒙り、當地方に於ては引き込み(缺損)を見ないものは、殆んど無いといふ狀態となつた。元來農家が自家のみの農業用、特に精米、粃摺の爲めに動力を据ゑ附くるには、自家精米用の農機に對しては無税であるにしても、少くも田地三町歩以下では到底割に合はぬものである。そこで田地三町歩以下の農家が農機を設備した場合は勢ひ他人の粃や玄米を粃摺、精米してやることゝなり。遂に税を負擔しつゝ今日迄營業を續けて來た粃摺精米營業者の仕事迄も奪ふ状態になつた。

この自家精米粃摺の農家に對抗し、營業者の生活を挽回せんとする主眼で結成したのが、この精米業組合であり、從來屢々出縣陳情に努力したが、何等の効果を上げ得なかつた。その組合規則は主に料金に關し、年一回位集會してゐる。組合長は佐藤正八氏。組合の經費の殆んど全部が集會費で、現在のところ組合の活動として見るべきものはない。以下この第一型に當嵌る卷町S精米所に就いて述べる。

#### 二、料 金 (當精米所の料金であるが同時に組合規定によるものである)

##### 精米料金

粳 一俵 精白程度の如何にかゝらず 二十錢 (米糠を置いて行けば十錢)  
糯 一俵 右 同

共に端米は一升につき一錢の割

粳摺料 金

- 一 俵 十二錢
- 三斗以上 一俵なみ
- 三斗未満 五錢
- 大麥 一石 一圓二十錢
- 製粉 一升 四錢
- 小麥粉 一升 六錢 (穀を置けば二錢)

註 本郡に於ては粳は俵に入れることなし、強ひて包装する場合は袋を以てする。従つてこゝに粳一俵とは摺摺の結果玄米一俵となり得る粳量を斥す、以下各型の説明に就き皆同様。

三、使用機械

大正三年之れ迄他の職業に従事してゐた當主人が、近郷に魁けて現代式の精米機を新潟市から購入して開業した。謂はば當地方に於ける近代式精米業の元祖である。以前はこの巻町の近くの福井村で水車搗きが行はれてゐたが、大正三年に前記の如く開業し、爾來この町にも機械精米がぼつ／＼現はれ、水車は漸次その勢力を奪はれた。開業當時は機械も珍らしく、搗精後の胴割れも少く、三馬力用を二臺据へつけて盛大にやつたものださうであるが、現在は不況の爲め一馬力用一臺で、雇人も無く主人丈で働き、息子は別の職業に従事してゐる。「精米業も近頃は私の隠居仕事になつ

てしまひました」と、また隠居と云はるゝには早い年頃の主人が語つて居た。

五俵張であるが、普通三俵位を入れて昇降機で切り換をやりながら搗精する。精米場は住宅の裏にあつて、米を積んだ荷車は住宅の前で積み下しをしてゐるらしかつた。

四、經費

一ヶ年に精米機のロールを一回替へる。又モーター其他の油代年八十錢位、人件費なし。動力費は一馬力一ヶ月の最低料金三圓五十錢。(二馬力は二倍、三馬力は三倍と比例する。)

五、米 糠

十貫目二圓で、一貫目は八、九升位の量はある。一俵精米するに一貫五百匁位米糠がでるから、値の良い現在では料金を米糠で貰つた方が業者にとつて利益となることは當然である。百姓は全部持歸るが、町人の小買は一升三錢である。米糠は悪質米程多く出る。使途としては何處も同じ様にその儘肥料或は家畜の飼料としてゐるが、最近千葉縣立佐倉種畜場に於て米糠の缺點を除き其特長を生かした榮養固形糠の發明をなした由であるが、米の國であり、特に養鶏の盛んな此地方でも米糠に就いて今少し研究があつて欲しい。

六、粳 糠

粳摺の出張營業はやつてゐない。秋になれば營業も多忙となり出張すれば人件費も要し其の上機械の破損等も起るかからやりきれないといふ。この近郷では發動機で出張をやり、燃料と手間とで一俵の料金として十錢とつてゐる。本精米所は粳摺機は昭代(大阪市)と野田ロール式(縣獎勵)の二臺を自家工場に据附けてゐる。巻町精米所中粳摺機を具備

して居るのは僅に三軒である。糶糠は糶主のものであるのが普通である。使途は糠釜にする者もあり、堆肥にする者もあるが、糶糠を置いて行かうと行くまいと料金には變りが無い。肥料とするのは堆肥して田へやれば田面がよくなる。糶穀利用の途は従來燃料、堆肥材料、肥料用灰、稚鷺飼養等は各地で行はるゝ所であるが、近年はこの廢物の糶穀を利用して燻炭、磨粉、搗砂代用等商品化する新研究が行はれつゝあると聞くが、當地方に於ては斯る眞摯な研究者を見受けない。

### 七、胚芽米

搗精高は僅かに一月二俵位である。併し將來は次第に増加する傾向がある。胚芽米にする米は上りのよい米を用ゐる事は何處も同じ事で、その料金は精白米にすると同じく、使用機械も同じ機械である。胚芽米を好む者の少い理由は、糠臭いので、直ぐ飯が悪くなる爲めらしい。

同じ機械を使用する故に胚芽米の時はたゞ廻轉数を少くすればよいとのこと。之では本當の胚芽米ではないであらう本郡内に於ては胚芽米は本項に見るが如く、一般に普及せず、第二型以下に於ては之が説明を省略した。

### 八、混砂搗と無砂搗

卷町邊では移出商を除いては混砂搗は行はない。混砂にするに却つて賣行が悪い。一方移出商は混砂搗にしないと米検査の通りが悪い等級も落ちる。(検査官は之をなめてみて檢べる。)

搗粉を入れるにしても昇降機附のものはその横に四角の小さい箱がついてゐてバラ／＼と落ちる。値段は一袋(八貫目入)荒切粉(黒い方)四十錢より四十五錢、仕上粉は一圓二十錢位。

移出商は精米の仕上がる頃に多く入れる。自分の數ヶ所に於ける調査によると、搗粉を入れなくとも機械の磨滅には

變りがないと云つてをつたが、此の人は無砂搗で三年間使用し得る機械は、混砂では一年位しか使用できないと語つてゐた。之は眞實であらう。

本郡内に於ける混砂、無砂の状況は各地各様であり、卷町附近は右に述べたる如く絶対無砂であるが、其の他の地方に於ては混砂が行はれて居る所寧ろ多かつた。第二型以下に於ては之等に關する説明を省略した。

### 九、副業

此精米所が副業として初めて豆粕粉砕作業をやり出した頃は、他に競争者も無く、景氣時代に於ては一時間參拾枚位一日に三百枚位は優に粉砕でき、一枚の料金が五錢であつたから日收拾五圓は珍らしくなかつたものである。

現在は化學肥料が流行し精米所の仕事量は往時の十分の一もあるかきうか云ふ不況状態に陥つた。現在卷町で豆粕粉砕業を兼ねてをる者二軒。

又本精米所は製粉も行つてゐるが使用機は石臼である。製粉機は熱がでて石臼よりも悪いとの事であるが、大量製粉の爲なら石臼では間に合はず、又製粉機と雖も必しも高熱を伴ふものではない。卷町では石臼が大多數を占め、料金は一升四錢で、そばの粉もひく、粟は機械が汚れるのでやつてゐない。

### 十、精米專業者の農村に對する批評

近年農村救済の爲農村電化といふ事が叫ばれてゐる。その反響として大百姓は當然の事、百俵か百五十俵しか作らぬ小百姓までが電力をひく様になつた。このモーターを取り附くるには少くとも四町位(二百四、五十俵)の耕作をする農家でなければ電氣料に引き合はぬ。然るに何故之が最近流行するに至つたか。之には電氣會社が農季電力の勧誘をする原因も擧げられ得るが、その理由の一つは、農村に於ては庭を早く終へる事をもつて誇としてゐることである。

「あそここの××さんはもう庭をしまはつしやつたそつだ。働らかつしやるのう。こちらも早くしまはうぜ」まあこんな風だ。庭を終つたからとて他に何の仕事をする當もなく、唯他所へ遊びに行つて茶飲話をやる位のものではないか。成程百姓の立場からは、精米所へやれば順番になる故おそくなる。仕事を早く終れば土方の土運びも出来、糶もなへる、と反駁するが、併し其等の事をやるよりも良いお米を作ることに主力を注げばそんなに利益になるかを考へず唯おそく庭を終ることや、順番の遅れることを嫌つて遂に一臺ひくといふことになる。

今一つは農民が苦勞を省かうとする様になつたことである。一口に言ひばモーターをひいて樂をしようとするのである。農家がモーターを引く爲めには設備その他で二百圓を要す。その金利を月一步とみても年二十四圓、それに電氣料が十八圓、まあざつと四十圓以上はかゝる。

百五十俵の米として之を精米所へやれば參拾圓位で全部搗精して貰はれる。かうみると前者の損なことは明らかで、それに油代、修繕費等を加算せば品質のよい米をつくり出すと云ふ有利な點もあるが、割に合はないことは當然である。この缺損を埋め合はさんが爲めには近所隣果ては他の字村のものまでも搗精してやらなければならぬことになる。そこで税金を納め營業として行ふ精米業者の仕事が減少し、無税の農家に仕事があるといふ不公平な社會状態になる。

結局多く作るものでなければ個人としての電力利用は割に合はないのである。割に合はないにも不拘農村が目ざましい勢で電化されつゝある。してみれば現在の農村は果して左程に疲弊してゐるのであらうかといふ疑問も生ずる。換言すれば疲弊々々といふ叫ばれてゐる農村で何故採算のできない電力をひき、仕事場即ち田畑へ行くのに自轉車に乗つて行く農夫があるのかといふ反問もでてくる。

「農村の純情なる人々よ。いたづらに流行に追はれるなけれ。何事も合理的に算盤で行くべきだ」

精米業者は自己の仕事高が年々減少してゆくのを無念に思ひつゝ、農村生活を以上の如くに觀察してゐる。之は一面正鵠を得た見方である。だが總ての農民が無採算で電力を引いてゐるのではない。このことは第四型について述べる。

以上本章に於ては精米業の一般を見るために、米糠、粃糠、胚芽米、混砂搗と無砂搗等本調査の主眼とする所以外のものにも觸れた。尙この第一型の長所、短所に就いては業者の齋狀を窺つたのみで特に説明を試みなかつたが、このことは第四章以下に於て追々明にせられやう。

### 第四章 第二型 農家の副業としての精米業

第一章の第一型は精米業を専業とするものであるが、既に述べたが如く近時營業の不振甚だしく、専業と最も縁の近い精白米の販賣業を兼ねる傾向が充分に看取し得るところである。この傾向が一層強化せらるゝ時には、従來の専業は寧ろ彼等の副業となり得ることは想像し得られぬことではない。この點本章に述べる第二型の農を以て本業とし、精米業を以て副業とする形態と極めて接近したものとす。

説却、第二型に屬する例として西蒲原郡月潟村の某氏の經營に就いて見る。この人は田地一町七反歩位、畑地一町位を耕作してゐる。月潟村の總戸數約六百、中三百五十戸位は農家で、精米作業關係者は、

個人	精米専業者	二名
農家の副業としての精米業者		三名
農家の自家用電力使用者		四名
共同作業所		一ヶ所

となつてゐる。この調査の對象となつた某氏の創業は昭和三年で、石油發動機を以て出張移動して精米及糶摺を作業し今日に至る。

使用機械の元祖清水式一號機は當時百貳拾圓（現在新品の相場は七、八十圓）であつた。（一般に清水式と稱せらるるものに詳しく云へば三種ある。元祖清水式、清水式無砂精米機、最新清水式である。）石油發動機は昭和三年開業と同時に久保田式をポンプ附で縣より三百三十圓で拂下げたものである。此の事情に就いて一瞥を興ふるに、數年前に信濃川の決壊防止の爲め縣は莫大の出費を以て久保田式を多數購入し、用水の修復に當つたが、用水の完成と共に、不用に歸した發動機及び水揚ポンプを當時の値段では非常に安價に拂下げしたのであつた。之が西蒲原郡一帶に石油發動機による移動式糶摺作業を特に促進した原因と思はれる。そこで當所に於ても右の如く昭和三年この拂下品を以て開業した次第であるが、ポンプは其後利用價值が一層減じたので一昨年之を百圓で賣り拂つた。尤も當地方に於ては之より更に安く、新品で四百圓位のもの五十圓位で手離すものもあつたと云はれる。

次に糶摺機其他の機械の改良状態を見るに、昭和三年岩田式及び模範式を各々一臺買入れたが昭和五年模範式は十五圓で、又岩田式は僅か五圓で賣り拂ひ、新型の岩田式二臺を約百圓づつで買入れた。然るにこの岩田式の新型も昭和八年には再び賣り拂ひ野田式二臺を購入した。價格は一臺百八十圓位。斯くて現在は野田ロール式を三臺有し、中二臺は昇降器附である。

序に、糶摺機の構造には大體三種あり。舊來の土臼式、岩田式等の遠心力式及びこの野田式等のロール式であるが更に使用材料により各部分が、土、紙、木、ゴム等千差萬別で、構造上は土臼式より遠心力式に、更にロール式へと進歩發達の跡を見る。今秋ロール摺による年貢米に就いての問題が頼りに當地新聞紙上に報道せられつゝある理由も首肯けるであらう。其の種類も多く變遷の著しいこと今秋三條市に開催せられたる全國農機展覽會の盛況でも知り得る如く全く驚くの外はない。

次に選穀機は昭和三年某式を十五圓づつで二臺購入し、四年この二つを廢して現在は三十三圓の久保田式二臺を使用してゐる。

以上使用機械の改廢は何を物語るものであるか。最新式の優良機によつて一粒たりともよりよい産米を作るのが農家の懸命な努力であり、之に應ずるが爲めには精米業者の血みごろな優良機の競争も演ぜらるゝことゝならざるを得ない。そこで精米業者の純益は擧げて機械の減價消却に當て、尙追ひ付き得ない状態にあることを誰が否定し得ることぞ。次に當業者の収益の状況を見る。

一ヶ年の糶摺高は毎年六千依以上七千依迄を上下し、精米高は年六百依位である。糶摺料金は顧客の糶摺高によつて相違あるも一依につき十錢——十二錢で、精米料は一依十三錢。

精米料としての米糠の處理法は第一型に述べたと同様であるが、糠の價格は十貫目一圓八十錢（混砂糠は一圓五十錢）で卷町地方よりも安い。又乾燥した糶糠は十貫目三十錢位で賣却して居る。

年經費は、

石油	約六石	百二十圓位
モビール油	一斗	九圓位
ワックス	五升	三圓位
機械修繕費		百五十圓位

右の外糶摺作業の爲め九月中旬頃より十一月上旬頃迄發動機運轉手二名を雇ひ、糶摺一依につき二錢、精米一依につき四錢の支給をなし、外に人夫一名を最盛期の十一月上旬から末日迄雇つてゐる。

石油發動機用燃料たる石油は一斗につき約五十依の糶摺をなし得るものと一般に見積られてゐる。そこで青鯺蝠印一斗の今年値段は二圓三十錢である。故に一依當り糶摺燃料代を計算するに約四錢六厘となる。そこで業者は一依當りの原價計算をなして、右の石油代に其他の雜損を見込み、經營者自ら手を下して糶摺を行へば糶摺一依六錢、精米一依八錢、運轉手に依頼せば糶摺一依八錢、精米一依十二錢と概算し、受取糶摺料金一依十錢——十二錢、精米料金十三錢と

の差額即ち最低二錢——最高六錢迄を彼等の利純と考へて居るが、糶摺業者が糶摺作業のみの終了丈けでも待ち兼ねるが如くに急いで（繁忙期の十月中には三臺の糶摺機を以てして尙急ぎの申込客を逸する有様である。）機械を業者自ら運搬して他の依頼者の許に移動する状態にあるので、糶摺高の報告は後に受けて之を知るといふのでは、例へば十三俵の實際仕上高に對して十俵と報告せらるゝことが甚だ有り勝のことで、検査米を除く農家の飯米は先づ大部分此の手を喰ふことになる。して見れば先の石油一斗につき五十俵なる計算は隠されたる俵数を除外した計算であり、即ち當然受くべき料金を割引したことゝなる。このことはそれでよいとして、一俵につき二錢——六錢の利益を以て尙果して目まぐるしい新型機の購入の爲めに減價消却をなし得るか、甚だ疑問に思ふところであるが、之等に關する計算は一般に少しも考慮を拂はれて居ない。

### 第五章 第三型 共同精米作業所

#### A 例 卷販賣購買利用組合所屬共同作業所

この組合は大正十四年三月に設立せられ、設立と同時に利用部の事業として精米、糶摺、大豆粕の粉碎作用を開始した。作業所の所在地はその後多少の變更があつたが、現在は卷町、赤嶺、馬堀に共同作業所を經營してゐる。組合區域は卷町外八ヶ村、區域内總戸數五千七百二十三、區域内農家戸數四千十五、組合員七百名、區域内耕地面積六千十一町歩餘、その米穀生産高七萬五千九百餘石である。（昭和九年度現在）

この産業組合全體に就いての説明はこゝに其の必要なきを以て省略し、共同作業所に關する設立後十ヶ年間の利用状況は左表の如く、

利用事業十箇年概況表

年 次	種 別			
	大豆粕 粉 碎	卷 作 業 所	赤 嶺 作 業 所	馬 堀 作 業 所
一 大正十四年	九	三、八四二	一、九四八	
二 昭和元年	一、六〇九	四、二一一	一、六〇八	七、七九
三 同二年	一、五三二	四、八五六	二、五四五	一、四〇五
四 同三年	一、一七二	五、四〇三	二、一九七	一、三五一
五 同四年	一、三一二	四、一三六	二、一一一	四、三三八
六 同五年	一、二二三	三、九六八	一、九四四	一、三三三
七 同六年	一、二八三	三、七三四	一、二二六	二、二一九
八 同七年	一、一四七	三、二一三	一、〇四七	二、四六四
九 同八年	八七五	三、三一四	九六六	二、五二二
十 同九年	七五〇	二、七二七	七五〇	三、七九六

この統計によれば、卷作業所及び馬堀作業所は精米に於ては稍、又玄米調製（即ち糶摺）に於ては甚だしく近年利用成績を下げつゝあるに反し、赤嶺作業所のみが成績を向上せしめ居るのを見る。（大豆粕粉碎作業が各作業所とも衰退

しつゝあるは最近一般に大豆粕が用ひられなくなつた傾向を示す。

以下斯く利用程度に異つた傾向を呈するに至つた原因に就いて探求するに、前二者に於ては後者の赤嶺地方よりも農  
季電力を取附く農家が遙かに多くなつてきた事に起因することを發見した。即ち卷町の職業別戸数を見るに、

專業農家 一一八戸 (昭和十年十月現在)  
副業農家 二一八戸

(外に商業五七五、工業一八〇、交通業二〇、日雇業一五〇、公務員九五、其他二〇二、計一、五六〇)

となつて居り、この專業農家百十八戸中、自家用農季電力を利用するもの實に七十一戸(昭和十年十一月現在)の多  
數に上つてゐるを知つた。そこで更にその原因に立入つて調査を進むるに、この卷作業所附近は新潟電力出張所に近在  
して居り、農季電力の勧誘を受くること赤嶺地方よりも一層猛烈を極めて居ること、町内住民の生活に倣ひ農家固有の  
勞働を避けて自家用電力による比較的安易な農事作業を希ふこと、日雇に出る機會が赤嶺地方よりも恵まれて居る爲め  
自家用電力により早く農作業を切り上げんとする傾向のあることも見通し得ない原因であらうも、最も大なる原因とし  
ては卷作業所附近には大農家が多いといふことを舉げなければならない。即ち赤嶺地方に於ては村中最大の耕作者たる  
長島政吉氏と雖も三町七段歩の耕作であるのに、卷町地方には六、七町歩の耕作をなす農家は珍らしくはない。然も之  
等の大農家が第四型に就いて述ぶる理由によつて自家用電力を活用することが近年急速に普及しつゝある。試に今新潟電力株式會社の西蒲原郡内自家用農季電力普及状態を一瞥するに左の如し。

卷出張所區域 五七八臺 五九七馬力 (昭和十年八月末日現在)  
燕同 二四四臺 二六六・七五馬力  
小須戸同 一六八臺 一七一・二五馬力

新潟營業所同 一八六臺 一七〇馬力  
計 一、一七六臺 一、二〇五馬力

出張所の區域に廣狹あり、右は極めて大難把な統計ではあるが、卷出張所管内は其發達は最も顯著である。之に反し  
て小須戸管内は園藝、果樹栽培地で、それ等を兼ねた農家が多く米穀のみの生産農家は割合に尠く、従つて自家用電力  
の必要を除き強く感ずることなく、西川米の中心産地であり、純米穀生産農家の多い卷地方とは大いに趣を異にして居  
るものと考へられる。

斯の如く同一郡内でも自家用電力の需要に甚だしい相違を見るのであるが、同一卷地方に於ても卷町地方と赤嶺地方  
とを比較するに、大農の多い卷町作業所附近は赤嶺作業所附近よりも農季電力の壓迫を受けて共同作業所が不振の状況  
にあるを知り得るのである。

扱て纏つて利用成績を舉げつゝある赤嶺作業所の現状に就いて今一步踏み込んだ調査を進むるに、同村の總戸數約八  
十戸、其中農家五十戸、この五十戸の農家中自家用電力に依るもの十五、六戸、共同作業所によるもの同じく十五、六  
戸で残り二十戸未滿は第二型の農家の副業たる移動式糶摺業者に作業を依頼してゐる。

尙この地方に於ける移動式糶摺業(移動式精米なるものは殆んない)の状況に就いて一言せば、一俵の料金は十四  
錢(共同作業所の料金は後表の如く十二錢)であるが、之が利用者の立場より見れば、共同作業所へ依頼する場合の如  
くに特に雨の多い秋の日に運搬する必要もなく、且つ幾らか我儘がきく、といふ小さな理由に基くものであるらしい  
が、この移動式も最近共同作業所との競争上共同作業所並にその料金を引き下げざるを得ない情勢に迫られ、經營困  
難を告げ、有望視し得ざるものと認める。

次に同地方に於ける自家用電力に就いてその經費を見るに、一馬力モーター及び糶摺機の購入費として少くも二百五

十圓以上五百圓位を要する。電力料定額三ヶ月間で三十圓(月十圓、メートル制ならば最低月六圓)更に同地方一般金利を年一割と見て假りに設備費二百五十圓とするも年利息二十五圓、計五十圓と他に修繕費若干を年々支拂ふことゝなる。今之を共同作業利用者に就いてみれば、三町歩耕作の農家でも、その玄米調製料十九圓五十錢、精米料(四十俵と見て)六圓、計二十五圓五十錢で、自家用電力に比し約半分の節約をなし得るものである。斯る理由で三町歩以上の耕作者たる前述長島氏さへ共同作業所を利用して居るものと思はれる。

以上要するに赤縮作業所の利用量の増加した原因は同地方は卷町作業所附近に比し小農が多く、自家用電力利用者は比較的少いといふことに歸せらるゝわけであるが、今一つの原因たるこの作業所獨特の仕組に就いて一言しなければならぬ。即ち一町歩以上の農家が其年度の全收穫米を共同作業所に委託する時は、一反歩の生産量(俵數の如何に不拘)に對して六十五錢の割合で玄米調製作業を請負ふ制度である。

本作業所はこの一作請負制度とも稱すべきものを三、四年前より實行して相當の成績を上げ、現在調製依頼者は殆んど皆この制度に依つてゐるといふ有様である。一段歩からの收穫米は本年度の作柄では六・七八俵より七俵位、昨年度は六俵位と目算し、料金は昨年度一段歩につき六十錢、本年度は前述の如く六十五錢である。この計算によれば一俵につき調製料金は九錢餘厘にあたり、同作業所一ヶ年間の調製高の一俵平均は約十錢といふことになつてゐる。既に述べたる共同作業所による三町歩の玄米調製料十九圓五十錢なる計算は一段歩收穫料六・五俵と假定して一俵の調製料を斯く十錢と見積つたものである。

最後に本作業所の將來を豫想するに、本年度に於ては昨年度に比し稈六百俵増の三千俵、精米量も亦若干の増加を見込んで居り、特に本年度よりは稈の火力乾燥機(齋啓式)を三千二百五十圓を以て装置したるにより、之の利用がきつかけとなつて一層その發展が期待出來得ると思はれる。  
参考の爲め當作業所の料金を掲ぐ。

調米利用料	一俵	十二錢
精米	一俵	十五錢
大豆粕削	一枚	三錢
俵裝料		
一重俵裝ヲ二重俵裝トナス時		三十二錢

玄米	混合保管	一俵	三錢
	特定保管	同	四錢
精米	特定保管	同又ハ一袋	四錢
大小豆	同	同	四錢
大小麥	同	同	四錢
紫雲英	同	同	四錢
菜工品	同	十貫目	四錢
豆粕	同	十貫目又ハ一俵	二錢
外國米	同	一俵又ハ一袋	五錢
木炭	同	十貫目	四錢

(米穀にありては一俵につき手数料として入庫金二錢、出庫金一錢、検査金二錢)

註 特定保管とは、寄託品引渡の際銘柄に依らず、寄託したるものと同じのものを引渡すもので、寄託者は本作業所で精白した一ヶ年分の食糧米即ち所謂寒搦きを寄託する場合等に行はるゝ方法で、この寄託し



たる米に對して倉庫は入庫證を發行し、入庫者が現金入用の際はこの證券を擔保に現在は白米一俵につき十圓位、玄米は九圓位を日歩二錢四厘位で貸し付けて金融を計つてゐる。この倉庫は精米所と隣接して居るので便利である。

作業所設備の機械

野田式糶摺機	一臺
清水式特號精米機	一臺
火力乾燥機(齋啓式)	一臺
モーター五馬力	一臺
大豆粕粉碎機其他附屬機	數臺

人 夫 二人 三ヶ月百五十圓(一人一ヶ月二十五圓)  
 電力料定額拂 三ヶ月三十一圓五十錢(農季動力同様中止期間は無料)

B例 西浦原郡針ヶ會根發動機組合

このB例はA例同様第三型に屬するものであるが、A例は固定作業であるに反しB例は移動作業である點が相違してゐる。

針ヶ會根發動機組合は昭和二年の創設、組合員は全部字民で四十五名ある。この組合の成立した所以は、産米の等級向上を計るのが本旨で、併せて費用を節約してより大なる利益を得んとしたことにある。

昨年の精米量は三百五十俵位で、糶摺量は三千三百五十二俵、搗精量が糶摺量に比して非常に少ないのは、百姓は秋米を收穫しても自分の家で食べるだけを精米にし、残は皆玄米のまゝで賣り或は年貢米として納めてしまふからである。

組合も亦糶摺に主力を注いでゐる。

一、料 金	
粳 精 米	一俵 十二錢
糯 同	同 十五錢
糶 摺 同	同 十二錢
二、機 械	

昭和二年岩田式糶摺調製機を購入し同六年まで使用する。七年野田式六インチを購入し十年二月には之を野田式五インチに変更した。發動機は二馬力半で縣の拂下品、久保田式ポンプ附で三百五十圓位であつた。

ポンプは三年間使用したが、後用水の完成に依り五十圓位で賣り渡した。後二馬力半では能率増進の實を擧げ得ないので昭和七年に三馬力半にす。機械の修繕は一年にロール四組(一組で約六百俵位摺れる)代金は一組五圓八十錢(野田式糶摺機のロールは、徑五吋で本年の買入値段は百四十七圓、一時間の出米量十八俵位で、現今當地で最も好評を博しつつあるものである。)秋の收穫後組合員から糶摺の申込が一時に殺到する。順序は申込順で一日二十件の申込に對し(二十俵以上に纏らぬと之に應じない)日に五軒位づつ移動して作業をするのが精々である。機械は申込人が受取りに行き、運轉士が後について行く。代金は掛で、十一月になつてから集金してゐる。

三、經 費

一年に四十斗位の石油を使用する。石油は黒煙のであるのは値が安くとも高くつくから青蠟燭印一斗二圓三十錢を使ふ。之は黒煙も出す調子も非常によいと云ふ。經費として他に揮發油二斗(一斗三圓五十錢)最良モビール一斗十圓を要す。運轉士に對しては糶摺、精米一俵二錢の割で支給し、又精米四千俵以上行ふと一俵一錢増の賞與を與へてゐる。三年位経過すると新しい機械が發明又は改良されるので、組合の今まで使用してきたものを下ものとして賣拂ひ新機購入の足

しにする。この購入代金は一時組合長より借入れて漸次に返済して行く。組合役員は九名で、任期は四年、組合長には拾圓（元は貳拾圓）、幹事には五圓宛二人計拾圓を組合から支給する。又機械の保管料として年十圓（保管場所は組合長宅）を支拂ふ、年一回總會を開催し、會費は一人一圓でその中七十錢位は組合で負擔してゐる。

左に同組合の最近四ヶ年の決算表より其概略を示す。

昭和六年度	
收 入	二百九十六圓五十五錢
支 出	二百七十圓九十三錢
差引純益	二十五圓六十二錢
昭和七年度	
收 入	六百一圓八十四錢
支 出	六百三十三圓八十八錢
差引純損金	三十二圓四錢
昭和八年度	
收 入	五百圓二十四錢
支 出	四百五十九圓十八錢
差引純益	四十一圓六錢
昭和九年度	
收 入	四百五十九圓五十四錢
支 出	三百八十九圓九十七錢

純 益 金 六十九圓五十七錢

此の表によれば、収入に於いては多少減少の傾向を見るが、營業成績に於ては順次發展をなしつゝあることを知り得る。

俵数が減じた理由は、前述の如く秋季一時に組合員が申込むので組合も之に應じ得ず、従つて組合員であるものでも他の移動式副業者に依頼する者も生ずるに至つた爲で、此の副業者は今年も此の村に一人増加した。戸數僅かに八十戸位、その中の六十戸位が百姓で、彼等の殆んそ全部が組合に参加してゐる。そして嘗て生産米の検査員であり、この道に明るく、又人格高く且手腕の卓越した伊藤組合長を中心にして一意内容の充實を計つてゐる。

五、この組合の長所

石油發動機を自家用のみに用ふることは甚だ不經濟なものであるが、之を組合用として使用すれば妙味も發揮し得るものと思はれる。但し移動式であるから本縣は補助金を支給しない。即ち縣は獎勵機の使用組合にして、之を一定場所に設置するものに對してのみ補助金を給與してゐる。

近時玄米の調製には念入な吟味が要求せらるゝに至つた。然るに摺摺を營業と爲して居る者に依頼する時はさうしても人の物故不揃になる。又自分の後にも大勢の依頼者が居る故、不満足乍らも作業を止めて仕舞ふ。斯くては調製米の品質を下げ、有名な西川米の信用にも拘はると云ふ次第で、この不利不便を除く爲に本組合は誕生したものである。

即ち今假に三十俵の米を摺摺業者に作業を依頼した場合と、組合或は自家用機によつた場合とを比較すれば、生産米検査に當つて前者に於ては約半分が並、或は並下になり、後者に於ては自己の満足のゆけるまで仕上を丁寧にする故並下二俵位で残は並或は並上となる云ふ。

又組合員中多く作業を依頼する人は得となり、少しゝか依頼せぬ人は損であるかど云ふに決してそうでもない。前者があればこそ組合の維持が出来、後者の人でも組合の恩恵にあづかる事が出来而して、個人の力では買ひ得ない様な新

しい改良機械も少額の負擔によつて買ふことが出来る。

本組合の營業狀態は坂を上る如くに向上し、精米の方面も主力は傾注されてはゐないが昨年度以上の成績をあげ、米摺も今年は四千を超過するであらうと豫想され、組合の内部も亦圓滿である。

最後に固定式たるA例の巻販賣購買利用組合所屬の共同作業所と、この移動式なる針ヶ曾根發動機組合との作業を比較して見るに、固定式の最も缺點とする處は米の運搬であり、特に雨の多い當地方に於て米の容器が十分でない時は、農家は共同作業所までの運搬を最も厭ひ、勢ひ農家の副業たる移動式の業者に組合員すらも依頼する状態も見受けるので、共同作業所は之が防止のために米袋を貸與して幾分この缺點を償つてゐる。然るに此のB例は移動式なるがために右の缺點は完全に除去してゐる。

併しながらB例と雖も短所がないわけではない。即ち組合員から一時に申込が殺到せば之に應ずることが出来ず、之が爲副業たる移動業者に幾分仕事を奪はることにもなる。併し此の缺點は發動機と米摺機とを増加せしむることによつて充分に除き得るものであり、幹部は目下銳意之が實現を計畫してゐる。更にB例がA例に優る他の點は、米摺作業中に生ずる穢れ米即ち足許米とも稱すべきもの及び生産米検査の場合（検査には概ね生産米所有者の家に検査員をよぶが米摺作業をなした處の其共同作業場で行ふこともある）検査員の検査器中に残る約一握の米は再び俵に入れられずその儘ざり残さるゝ關係上、米摺作業を自宅に於てすることが望ましいのである。之等の殘米は僅かのものではあるが、粒々辛苦した農家にまつては感情上無視し得ないものである。斯く移動式と固定式とは各々長所、短所を有するものであるが之等は絶對的不可避のものではない。要するに將來は個人營業者よりも組合が盛になるのは當然の事であらう。

## 第六章 第四型 農家の自家用電力による精米

西蒲原郡小吉村某家の自家用電力に關する調査である。此家は果樹園經營と共に三町一反歩の耕作をなし、上作柄で一反歩當り八俵、總收穫高百石即ち二百五十俵位の取り入れがある。（肥料は一反歩少くも八圓位は要すると云ふ。）

### 一、使用機械

精米機は清水式、米摺機は野田式で昭和五年に購入した。其他製繩機、脱穀機、製粉機も設置し、農村の自家用電力を充分に利用して居るものと認めた。尙モーターは一馬力で農村の個人用は十中九迄は一馬方モーターを使用して居ると言つてよい。

### 二、經費

動力料として右記農季用一馬力モーター最低料金三ヶ月で十八回使用期間内の中頃に一度に支拂つて居る。經費中主なるものとしては脱穀機の修繕費五年に一回、代金三圓位、米摺機のロールは四年に一回位取り替へ、代金四圓位、外に油代として年五十錢位を要す。以上は當家に於ける經費で、同じく農季用電力を引く者でも、精米機は据る附けざるものもあり、又定額電力料を支拂ふものもあり、各家によつて夫々に異なるは言ふ迄もない。

### 三、農家と電力の利用

同家の玄米中精白するものは五十俵位で此際搗粉も用ひてゐる。米摺は人手を借らず、まる一日間行ふことなく、多

くは半日しか行はないが仕上高は五十俵平均である。この家の藁は八割まで縄となる。縄の値段は一貫目十錢で一日二臺の機械で四十貫即ち年八百貫までを製縄し得。之を代金に見積つて八十圓、普通以下の作柄の時でも尙ほ五十圓は下らないと云ふ。製品の賣捌先は宮川組(土木請負業)。この製縄には勿論電力を以てし、この外、藁たき、藁すぐり、何れも電力による。藁すぐりは脱穀機を反対にして行ひ、一日千束はすぐれる。精米業者は農村に電氣が這入つてから精米高が著るしく減じたと云ふが農家は電力を入れても椀摺機だけを据附け、精米機までを持つ者は甚だ少ない。ではさうして業者の精米高が減じたのであらうか。それについては次の理由がある。即ち如何なる大百姓でも自己の玄米だけを搗精するためなら殆んど精米機の必要を見ない。そこで椀摺機は各自買ふが、精米機は重立つた人が一人買つてその他の者は之を借り受けて使用するか、或は共同で之を買入れると云ふ工合にしてゐる。

この字の戸數約七十、其の内電氣を入れてゐる家は四軒あるが、一軒だけが精米機を持ち、借りに来る者には之を貸して五十俵につき五十錢位の割合で謝禮を受けてゐる。之は文字通りの謝禮であり、従つて貸主より請求する料金ではなく、金額も一定してゐるものではない。

一俵の精米所要時間は四十分以上で、僅か一馬力である爲め五回以上十回近くもかけなければならぬので、一日に精々十五俵位を行ふ。精米機を人に貸して行ふ搗精数は年總計二百五十俵位で、之によつて少額の謝禮を受くるよりも自家用といふ本来の目的に使用する方が有利であると云ふ。電氣を入れて居る人は電氣を遊ばせない様にさへすれば充分利益になるが、併し三町歩以下を作つてゐるのではこんなにしても不斷に電力を利用するところまでにはゆかぬ。

私の調査した小吉、月湯、道上の各村中耕作田地三町歩以下の小農家にして動力を引いてをる者は一軒も無かつた。自家用電力使用者は九月十五日に電氣を入れ、十二月十五日まで(開始日は隨意、期間は三ヶ月)この三ヶ月中九月は利用率少く、十月、十一月、十二月は殆んど尙ほ足り無い程忙しい。

電力利用の價値は仕事に勵みの生ずることにもある。此の三ヶ月の間に藁をすぐり、それをたゞいて縄をなひ、製粉も行ふ、(彼等はくす米或は小麥をひいて一ヶ年の貯へとして二石位は製粉しておく)といふ工合に、あらゆるものに電氣を利用する。そこで豊作の年の八百貫の藁でも不足を告げ、買ひ入れて迄も行ふといふ奮闘振である。

三町歩の田を作つて居ればとても果樹栽培なまに手が廻らないものであるが、前述の如き方法によつて能率増進をはかるならば二反半の果樹(この近村は主に梨)園の經營も不可能でない。

電力利用の恩恵によつて果樹栽培が出来るのみではない。電氣をひく程の農家なら、耕作に使用するために馬或は牛も飼はれてゐるのが普通である。

又電力の利用によつて農家固有の仕事早く切り上げ、この馬或は牛を以て他人の貨物の運送を行ひ、降雪の頃までには百圓近くの収入を上げる。斯く考へると電氣をひくことの有利なことが首肯される。電氣の据附け或は其他費用として四百圓位、それに金利を加算しても尙相當の利益が生み出せる。そしてその三ヶ月間を最も有意義に利用すればする程利益が大きくなつてゆく。

精米業者が、農家が電氣をひいても間に合はぬから他人の物までも依頼に應じてやつてゐるんだと云ふが、三町歩以上作る人が今述べた通り電氣をひいて居り、小百姓は採算上ひいてはゐないことを私は實地調査に依つて明瞭にした。「庭」を早く終ることを以て誇としてゐることは百姓も認めてゐる。稲作のみを行つてゐる人には此の傾向が特に烈しい。併し「庭」を早く終つても決して遊んでゐるのではない。又前に述べた通り機械に使はれてゐるのでは遊んでゐる居られぬ。農季電力の三ヶ月間が終わると百姓は來年の梨袋貼りや其の他の仕事を始めるのである。

既述の通り自轉車は廢止すべきだと唱へる者もあるが大規模に行つてゐる人即ち電力使用者にとつては必要であらう。農村の人々よ、多角的農業經營を行へ。農村は決して疲弊はしない。

將來は精米業者は衰へ大農の農季用電力が盛に利用されることも之で諒解ができたことと思ふ。

第七章 結 び

以上調査せる(一)専業としての精米業、(二)農家副業としての精米業、(三)共同精米所、(四)農家による自家精米の四組織は、現今西蒲原郡地方に存在する四つの形態である。

第一の型は之と同一種の型に屬して明治の末期迄太平の夢をむさばつた水車業を征服して之にとつて代つたものであり、其全盛期は大正の初期であつた。然るに其後約二十年の短期間に世運の進展に伴ひ、この近代的精米、摺摺機によるもの、中に更に第二、第三、第四の形態の出現を見るに至つた。而して他の營業に比し非常に多くの改良費を要し、然も不況に沈淪する現今の農村を顧客とするこの精米業に於ては、第一の形態はもはや農村の經濟生活に適せず、氣息奄々として將に終焉に近い状態にある。今精米専業者が此の窮境を脱し、轉じて自家精米を販賣する營業、即ち都會地に見る自家精米による白米商の型態に移るとしても、その所在が農町村であるだけに、若しも米穀統制法の實現を見ることゝもならば、産業組合による精米の販賣に脅かされる、事特に甚だしかるべく、都會地に於ける白米商程の地歩を得る事も可成りにむづかしいと言ふ事を覺悟しなければなるまい。

次に農家の副業としての精米業たる第二の型は、移動式なる點に於ては第三型中B例の長所及び多角的經營を可能ならしめる第四型の長所を具備するも、第一型の弱點はまぬかれ得ず、従つて第三、第四型の壓迫を受け長き將來を期待し得ない。

第三の共同作業型には更にA例の固定式とB例の移動式とがあつて各々長所、短所を有してゐるが、この短所は既に述べたる如く容易に除き得るものと思はれる。

最終に第四型の農家の自家用電力は第一型の缺點をもつも、之は比較的資力のある大農だけが能く克服して餘りあるものである。

斯く考へ來れば、結局第三、第四の形態のみが現今の農村經濟生活に最も安當性を持つものゝ推定せざるを得ない。即ち大農家に於ては第四の形態によつてはじめて多角的農業經營をよくし得るものであり、小農家に於ては社會連帶主義の觀念を更に一層養成することによつて第三の形態たる共同作業場をより充分に活用し、斯くて同様に能率増進を計り得るものと思はれる。

筆を擱くにあたり精米企業組織の如何は農村經濟問題に關して極めて重大なる役割を演じつゝあることを更めて深く認識せざるを得ない。

(昭和十年十一月調査を終る)

昭和十年度産業調査

部 費	一 百 五 十 圓 也			
部 長	教 諭 小 田 島 庄 司			
副 部 長	教 諭 犬 飼 虔 夫			
部 員	五 年 生 青 柳 新 治	同	佐 藤 榮 喜	同
	同 星 野 幸 治	同	中 島 清	同
	同 盛 山 文 賢	同	小 林 廣 司	同
	同 土 田 定 治			同
				若 槻 光 雄
				神 林 春 一
				深 海 仁 一 郎

昭和十一年二月廿五日印刷  
昭和十一年三月七日發行

【非賣品】

發行所 新潟商業學校產業調查部


新潟縣立新潟商業學校內

編輯者 小田 島 庄 司

新潟市西大畑町五、二九二

印刷者 村 田 靜 男

終



新嘉坡新立商工業學校  
新嘉坡新立商工業學校  
產業調查部